



2018年12月27日

各 位

会 社 名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 有國 三知男
(コード番号 8358 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員
総合企画本部長 秋田 達也
(TEL 03-3279-5536)

創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する当社現旧取締役 役に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ

1 当社現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起について

当社は、本年9月14日付け適時開示「『取締役等責任調査委員会』及び『監査役責任調査委員会』の設置について」でお知らせいたしましたとおり、取締役等責任調査委員会（委員長：小澤徹夫弁護士）を設置し、当社のシェアハウス関連融資その他における不適切な取り扱いをはじめとする一連の問題等に関し、現旧の取締役がその職務執行について善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うか否かについて調査及び検討を行っていただいております。本年11月12日には、同日付け適時開示「シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関する当社現旧取締役及び旧執行役員に対する損害賠償請求訴訟の提起等に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、現旧取締役及び旧執行役員に対し、総額35億円の損害賠償請求を静岡地方裁判所に提起しております。

その後も、創業家ファミリー企業*に係る与信管理の問題につき、継続して調査及び検討を行っていただいておりますところ、本年12月26日、同委員会より、ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する調査報告書を受領いたしました。その内容は、添付1のとおりです。

*創業家が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしている法人（既に解散済みのものを含みます）を総称してまいります。

当社社外監査役である行方洋一及び野下えみは、ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する調査報告書を踏まえて、現旧取締役に対する提訴の要否を検討しました。その結果、

- ① 2015年11月に当社が行った一部のファミリー企業からの自己株式の取得及びそれに先立つファミリー企業1社に対する当社株式を対象とする担保解除がなされた事案（担保解除事案）、並びに
- ② 2012年から2017年間に美術館を運営する一般財団法人（ファミリー企業）に対して当社が行った寄付に関し、寄付金が美術品や不動産の売買を通じて一部のファミリー企業に流れ、当社からの借入れの返済に使われるなどしていた事案（寄付事案）

について、当該調査報告書の内容に従って、現旧各取締役の当社における地位、請求原因に対する関与の度合い等を考慮の上、損害額の一部について下記の現旧各取締役（又はその相続人）に対する損害賠償請求訴訟を提起することを決定しました。

当社は、本日、下記のとおり、現旧各取締役（又はその相続人）に対し、損害賠償請求訴訟（責任追及の訴え）を静岡地方裁判所に提起しましたので、この段お知らせいたします（本訴訟については、会社法の規定により、代表取締役ではなく、上記社外監査役が会社を代表しています。）。

記

(現旧取締役の氏名)	(請求金額)
岡野 光喜	金 13億円
故・岡野 喜之助（訴訟当事者は同人の相続人）	金 30億円
白井 稔彦	金 2億円
望月 和也	金 2億円
八木 健	金 3000万円

(注1) 今後損害額が拡大した場合やその他の状況に応じて、賠償請求額を増額することがあります。

(注2) 上記の各請求金額は、責任ありとされた上記の現旧各取締役に対して、請求原因ごとに連帯して支払いを求めるものであり、請求総額は32億4401万6392円（担保解除事案につき6億円、寄付事案のうち、第1回目から第6回目までの寄付につき24億円、故・岡野喜之助氏死去後の第7回目及び第8回目の寄付につき2億4401万6392円）となります（別紙参照）。

(注3) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。

訴訟の今後の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。

2 当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の不提訴について

当社は、本年9月14日付け適時開示「『取締役等責任調査委員会』及び『監査役責任調査委員会』の設置について」でお知らせいたしましたとおり、監査役責任調査委員会（委員長：西岡清一郎弁護士）を設置し、当社のシェアハウス関連融資その他における不適切な取り扱いをはじめとする一連の問題等に関し、現旧の監査役がその職務執行について善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うか否かについて調査及び検討を行っていただいております（シェアハウスその他の収益不動産に係る融資問題に関しては、本年11月9日付けで調査報告書を受領しております。）。

本年12月26日、監査役責任調査委員会より、ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する調査報告書を受領いたしました。その内容は、添付2のとおりです。

当社取締役会は、監査役責任調査委員会の調査報告書を踏まえ、現旧監査役に対する提訴の要否を検討し、その結果、ファミリー企業に係る与信管理の問題に関して現旧の監査役について損害賠償責任は認められないとする当該調査報告書の内容に従い、現旧監査役に対しては損害賠償請求訴訟を提起しないことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

另冊氏

請求原因ごとの請求金額とその内訳

単位：円

請求原因	担保解除事案	寄付事案（第1回～第6回）	寄付事案（第7回、第8回）	全事案（請求総額）
現旧取締役	6億円	24億円	2億4401万6392円	32億4401万6392円
岡野光喜	3億円	7億5598万3608円	2億4401万6392円	13億円
故・岡野喜之助	6億円	24億円	なし	30億円
白井稔彦	5千万円	1億1339万7540円	3660万2460円	2億円
望月和也	5千万円	1億1339万7540円	3660万2460円	2億円
八木健	3千万円	なし	なし	3千万円

※ 担保解除事案に係る請求原因は、上記の現旧取締役に共通の事実です。

一方、寄付事案での合計8回の寄付は、それぞれ別の請求原因となりますが、第1回目から第6回目までの寄付については、八木健氏以外の者、また、第7回目の寄付及び第8回目の寄付については、八木健氏及び故・岡野喜之助氏以外の者の賠償責任を認定しております。

このように、第7回目及び第8回目の寄付については、請求金額の最も大きい故・岡野喜之助氏が対象となっていないため、故・岡野喜之助氏に対する請求金額（30億円）と、請求総額（32億4401万6392円）が異なるものとなっています。

【添付1】

調 査 報 告 書

(公表版)

2018年12月27日

2018年12月27日

スルガ銀行株式会社 御中

スルガ銀行株式会社 取締役等責任調査委員会

委員長 小 澤 徹 夫

委 員 片 岡 義 広

委 員 行 方 洋 一

委 員 野 下 え み

目次

第1 調査の概要.....	1
1 取締役等責任調査委員会設置の経緯.....	1
(1) 危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出.....	1
(2) 取締役等責任調査委員会の設置.....	1
2 本調査報告書の対象事項.....	2
3 当委員会の構成.....	2
(1) 構成.....	2
(2) 補助者.....	3
4 調査・検討の方法.....	3
(1) 事実関係の調査.....	3
(2) 取締役等の責任に関する検討.....	3
5 調査・検討の範囲.....	4
(1) 調査・検討事項.....	4
(2) 調査・検討の対象者.....	4
(3) 調査・検討の方針.....	5
第2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の概要.....	7
1 スルガ銀行の概要.....	7
(1) 組織の概要.....	7
(2) 各会議体の概要.....	8
2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の関係.....	11
(1) 沿革.....	11
(2) 光喜氏.....	11
(3) 喜之助氏.....	11
(4) W氏.....	12
(5) 光喜氏と喜之助氏のスルガ銀行における役割.....	12
第3 ファミリー企業の概要.....	14
1 ファミリー企業の範囲.....	14
2 ファミリー企業の概要及び各ファミリー企業と創業家の関係等.....	14
(1) F1美術館について.....	14
(2) W氏に関係する企業について.....	15
(3) 喜之助氏に関係する企業について.....	16
3 ファミリー企業の借入れ及び株式保有の状況等.....	18
(1) スルガ銀行からの借入れについて.....	18
(2) 株式等の持ち合い等について.....	20
4 ファミリー企業の実態.....	21

(1) ファミリー企業の運営の実態状況.....	21
(2) ファミリー企業とスルガ銀行の交渉等について.....	22
5 ファミリー企業から喜之助氏らへの貸付け.....	23
第4 ファミリー企業に係る与信管理.....	24
1 法人融資に関する決裁手続の概要.....	24
(1) 営業店での手続.....	24
(2) 審査部内での手続.....	24
(3) 審議会の決裁.....	26
(4) 経営会議.....	26
(5) 監査役.....	27
(6) 稟議書の回覧方法.....	27
(7) 稟議書の添付書類.....	28
2 ファミリー企業の与信管理の類型.....	28
(1) ファミリー企業に対する融資の方法.....	28
(2) ファミリー企業に対する融資に係る担保.....	30
(3) ファミリー企業に対する融資の回収方法.....	30
3 ファミリー企業に対する融資に係る改善計画等.....	32
(1) 2002年3月頃のファミリー企業に対する融資状況.....	32
(2) 特定管理先に係る改善計画.....	32
(3) 特定管理先に係る融資審査及び債権管理の担当部署（経営企画部から審査部へ）	33
4 特定管理先の管理に関する実態.....	34
第5 2015年になされたファミリー企業に対する融資に係るスルガ銀行株式担保解除 及び自己株式の取得.....	36
1 事実関係等.....	36
(1) 本件担保解除決定.....	36
(2) 本件自己株取得決議.....	46
(3) 本件自己株取得の実施.....	47
(4) 売却代金の流れ.....	47
2 取締役等の関与の態様と認識.....	50
(1) 柳沢氏.....	50
(2) 八木氏.....	51
(3) 望月氏.....	51
(4) 白井氏.....	51
(5) 喜之助氏.....	51
(6) 光喜氏.....	52

(7) X1 氏	52
第6 F1 美術館への寄付を名目としたファミリー企業への資金融通	53
1 F1 美術館への寄付の決定・実行	53
2 8回の寄付の資金の流れ	55
(1) 第1回寄付について	55
(2) 第2回寄付について	56
(3) 第3回寄付について	57
(4) 第4回寄付について	58
(5) 第5回寄付について	59
(6) 第6回寄付について	60
(7) 第7回寄付について	61
(8) 第8回寄付について	62
3 スルガ銀行における本件寄付までの手続	63
4 F1 美術館は実質的な意思決定に関与していなかったこと	64
5 寄付の目的について	65
(1) 寄付の決定者の意図	66
(2) 取締役会における説明	67
(3) ファミリー企業への資金融通が目的であること	68
6 寄付による資金の流れの決定方法について	68
7 取締役の認識について	69
第7 担保解除等に関する取締役等の義務と損害の考え方	70
1 取締役等の義務違反について	70
2 損害について	71
(1) B1 社が保有していたスルガ銀行株式会社に対する担保解除について	71
(2) B1 社の保有資産	72
(3) 損害の認定	76
(4) 因果関係	76
第8 寄付に際して取締役等が負う義務・損害の考え方	77
1 取締役等の義務違反について	77
2 損害について	78
第9 各取締役の義務違反について	79
1 喜之助氏	79
(1) 本件担保解除決定について	79
(2) 寄付について	80
2 光喜氏	80
(1) 本件担保解除決定について	80

(2) 本件寄付について	82
3 白井氏	84
(1) 本件担保解除決定について	84
(2) 本件寄付について	85
4 望月氏	86
(1) 本件担保解除決定について	86
(2) 本件寄付について	88
5 内山氏（2015年3月まで審査部管掌・取締役は2016年6月で退任）	89
(1) 本件担保解除決定について	89
(2) 本件寄付について	90
6 八木氏（2015年4月から2017年3月まで審査部管掌取締役）	90
(1) 本件担保解除決定について	90
(2) 本件寄付について	92
7 柳沢氏（2017年6月から2018年9月まで審査部管掌取締役）	92
(1) 本件担保解除決定について	93
(2) 本件寄付について	93
8 それ以外の社内取締役（岡崎氏、灰原氏、米山氏、有國氏）	93
(1) 本件担保解除決定について	93
(2) 本件寄付について	93
9 社外取締役（成毛氏、矢作氏、安藤氏、大石氏）	94
(1) 本件担保解除決定について	94
(2) 本件寄付について	94
第10 各執行役員の義務違反について	95
1 執行役員の責任についての考え方	95
2 柳沢氏（2012年4月から2017年6月まで執行役員審査部長）	95
(1) 本件担保解除決定について	96
(2) 本件寄付について	97
3 X1氏	97
(1) 本件担保解除決定について	97
(2) 本件寄付について	97
4 X2氏	98
(1) 本件担保解除決定について	98
(2) 本件寄付について	99

第 1 調査の概要

1 取締役等責任調査委員会設置の経緯

(1) 危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出

スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）は、2018年1月に株式会社スマートデイズがシェアハウスオーナーに対する賃料支払を中止したことに端を発するシェアハウス関連融資の問題に関する報道等を受け、2018年1月17日付けで、外部の弁護士で構成される危機管理委員会（委員長：久保利英明弁護士）を設置した。危機管理委員会は、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資についての事実関係を調査・検証し、同年4月24日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「危機管理委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、危機管理委員会調査報告書を受け、同年5月15日、その概要を公表するとともに、事態の重要性に鑑み、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが不可欠であると判断し、同日、同行から完全に独立した中立・公正な専門家3名で構成される第三者委員会（委員長：中村直人弁護士）を設置し、事案の徹底調査と原因の究明を行うこととした。第三者委員会は、シェアハウス関連融資に限定することなく、スルガ銀行における収益不動産ローン全般に関し、事実関係等を調査・検証し、同年9月7日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「第三者委員会調査報告書」という。）を提出した。

(2) 取締役等責任調査委員会の設置

スルガ銀行は、2018年9月7日、第三者委員会調査報告書を公表するとともに、同報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、役員体制の変更を行うとともに、企業風土の刷新、業務改革、ガバナンス体制の構築・整備等に向けた取組みを発表した。

また、スルガ銀行は、かかる取組みの公表時点までに、ファミリー企業（第3第1項にて定義するものをいう。以下同じ。）に対する融資に関して、不適切な与信管理の実態を把握した。

これらの事情を踏まえて、スルガ銀行は、同年9月14日、①シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題及び②ファミリー企業に係る与信管理の問題（併せて、以下「本件一連の問題」と総称する。）を調査対象事項として、これらの事案について、現旧取締役において、その職務執行につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等、また、

現旧執行役員において、その職務執行につきスルガ銀行に対する債務不履行責任等を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、同年6月の定時株主総会において新たに選任された社外監査役2名並びに独立性を確保した、スルガ銀行、同行の現旧取締役及び現旧執行役員（以下文脈により合わせて「取締役等」という。）、創業家並びにファミリー企業との間に利害関係のない立場にある外部弁護士からなる取締役等責任調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した¹。

なお、スルガ銀行の取締役会は、同日、本件一連の問題について、現旧監査役が取締役の職務執行の監査につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、独立性を確保した利害関係のない立場にある外部弁護士からなる監査役責任調査委員会（委員長：西岡清一郎弁護士）を設置している。

2 本調査報告書の対象事項

本調査報告書は、本件一連の問題のうち、上記1（2）②のファミリー企業に係る与信管理の問題のみを対象とするものである。

なお、当委員会は、上記1（2）①のシェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題については、2018年11月9日付け調査報告書をスルガ銀行に提出し、スルガ銀行は同月14日付けで当該報告書を公表した²。

3 当委員会の構成

(1) 構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：小澤 徹夫（弁護士）

委員：片岡 義広（弁護士）

委員：行方 洋一（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

¹ スルガ銀行は、銀行法第26条第1項の規定に基づき、2018年10月5日に、ファミリー企業への不適切な与信管理をその理由の一つとして、金融庁より行政処分（業務の一部停止命令並びに業務改善命令）を受けた。具体的には、金融庁による行政処分の理由においても、「以下のとおり、当行では、ファミリー企業に対する融資に関して、保有資産の実態把握、具体的な返済計画の検証等を行っておらず、不適切な与信管理の実態が認められる。また、ファミリー企業から創業家個人に対して一定額の融資が実行される中、業況の芳しくないファミリー企業に対する当行融資の回収が進まないなど、信用リスク管理上の問題が認められる。」と指摘を受けている。

² 当該公表に係るスルガ銀行のホームページは、下記リンクを参照されたい。
<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/kojin/topics/181114.html>

委員：野下 えみ（スルガ銀行社外監査役・弁護士）

(2) 補助者

当委員会は、以下の者を補助者として任命し、本調査報告書の対象事項であるファミリー企業に係る与信管理の問題に関する調査・検討の補佐をさせた。いずれの補助者も、スルガ銀行、同行の取締役等、創業家並びにファミリー企業との間に利害関係はない。また、スルガ銀行職員3名が当委員会及び監査役責任調査委員会の事務局として専従した。

片岡総合法律事務所
弁護士 長谷川 紘之
弁護士 千原 真衣子
弁護士 名藤 朝気
弁護士 柳原 悠輝
弁護士 近藤 克樹
弁護士 山根 祐輔

4 調査・検討の方法

(1) 事実関係の調査

当委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料される調査を行った。具体的には、スルガ銀行から当方が必要と判断した資料の提出を受け、それらを検討・分析するとともに、後述する調査対象とした取締役等全員（但し、故人である岡野喜之助氏は除く。）及びその他のファミリー企業の関係者を含む合計23名に対する照会及びヒアリング（35回）を実施した。この過程において、当委員会の事務局を務めたスルガ銀行職員をはじめ、スルガ銀行の全面的な協力を得た。ファミリー企業に係る与信管理の問題のキーマンである喜之助氏の意向をよく知るとされるファミリー企業の職員のうち1名のヒアリングについて、同人の体調の問題でかなわなかったが、それ以外については、ファミリー企業からも資料の提出やヒアリングなど十分な協力は得られたと判断している。

(2) 取締役等の責任に関する検討

当委員会では、上記（１）の調査と並行して、ファミリー企業に係る与信管理の問題について、スルガ銀行の取締役等の法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの可否を検討し、判断する作業を行った。

具体的には、当委員会は、監視監督義務を含む取締役の善管注意義務違反等について判断した裁判例及びこれらについて論じた文献等を検討・分析し、取締役の責任追及訴訟における判例法理を探求し、上記（１）の調査で認定した事実関係に基づき取締役の責任の有無を判断するとともに、ファミリー企業に係る与信管理の問題によりスルガ銀行に発生した損害額を検証した上で、各取締役の法的責任と相当因果関係のある損害を画定する作業を行った。また、調査対象とした執行役員についても、取締役と同様の検討作業を行った。

5 調査・検討の範囲

(1) 調査・検討事項

当委員会は、スルガ銀行からの委嘱事項を調査・検討するに当たり、ファミリー企業に係る与信管理の問題を調査し、具体的に検討すべき事象として以下のア及びイの事案が認められた。

ア 2015年11月のスルガ銀行の行った一部のファミリー企業からの自己株式の取得及びそれに先立つファミリー企業1社に対するスルガ銀行株式を対象とする担保解除がなされた事案

イ 2012年から2017年の間にスルガ銀行がファミリー企業である一般財団法人F1美術館に対して行った寄付に関し、寄付金が美術品や不動産の売買を通じて一部のファミリー企業に流れ、スルガ銀行からの借入れの返済に使われるなどしていた事案

そこで、当委員会は、主として、ア及びイの事案における取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反又は執行役員の職務上の義務違反の有無及び取締役等の義務違反がある場合の損害との間の因果関係について調査・検討を行った。

(2) 調査・検討の対象者

上記調査・検討の対象とした取締役等の範囲は、当委員会がファミリー企業に係る与信管理の問題について法的責任が問題となり得ると判断した、以下の取締

役等（いずれも退任者を含む。）である。なお、既に取り締役又は執行役員の地位から退任している者の肩書・管掌は、その者の当該退任時における役職名・管掌部署を示している。

ア 取締役

岡野光喜氏（元代表取締役会長・CEO³）（以下「光喜氏」という。）

故・岡野喜之助氏（元代表取締役副社長・COO）（以下「喜之助氏」という。）

白井稔彦氏（元代表取締役専務・CCO⁴／経営企画部管掌）（以下「白井氏」という。）

望月和也氏（元専務取締役・CFO／経営管理部、市場金融部管掌）（以下「望月氏」という。）

内山義郎氏（元常務取締役／カスタマーサポート本部品質サポート部兼システム部管掌）（以下「内山氏」という。）

八木健氏（現取締役／審査部管掌）（以下「八木氏」という。）

柳沢昇昭氏（元常務取締役／審査部管掌）（以下「柳沢氏」という。）

米山明広氏（元代表取締役社長・COO）（以下「米山氏」という。）

岡崎吉弘氏（元専務取締役／営業本部長）（以下「岡崎氏」という。）

灰原俊幸氏（元取締役／監査部管掌）（以下「灰原氏」という。）

有國三知男氏（現代表取締役社長）（以下「有國氏」という。）

安藤佳則氏（現社外取締役）（以下「安藤氏」という。）

大石佳能子氏（元社外取締役）（以下「大石氏」という。）

成毛眞氏（元社外取締役）（以下「成毛氏」という。）

矢作恒雄氏（元社外取締役）（以下「矢作氏」という。）

イ 執行役員

X1氏（元執行役員兼融資管理部長）

X2氏（元執行役員兼業務監査部長）

(3) 調査・検討の方針

³ スルガ銀行の取締役会規程には、「CEO」（最高経営責任者）、「COO」（最高業務執行責任者）及び「CFO」（最高財務責任者）を各1名選任できる旨が定められている。もっとも、2018年4月以降、スルガ銀行内では、これらの職位は使用されていない。

⁴ スルガ銀行の取締役会規程には、「CCO」という職位は規定されていない。CCOについても、スルガ銀行では、2018年4月以降、使用されていない。

本調査報告書の目的は、取締役等にスルガ銀行に対する法的な損害賠償責任が認められるか否かを検討することである。

取締役等にこのような法的損害賠償責任が認められるためには、経営責任や道義的責任とは異なり、第1に、抽象的な懈怠にとどまらず、故意又は過失による具体的な「善管注意義務違反」及び「忠実義務違反」（執行役員については、職務上の義務違反。善管注意義務違反及び忠実義務違反と併せて、以下「善管注意義務違反等」という。）があり、第2に、当該善管注意義務違反等に基づく具体的な「損害の発生」が認められ、第3に、当該善管注意義務違反等と損害の発生との間に「相当因果関係」があるものでなければならず、第4に、それによってスルガ銀行に生じた「損害額」が確定されなければならない。そして、これらの事実及び法的評価が、証拠によって認定される必要がある。

第2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の概要

1 スルガ銀行の概要

(1) 組織の概要

2018年10月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は6名、うち4名が社外取締役であるが、同年6月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は10名、うち3名が社外取締役である。また、監査役総数は5名、うち3名が社外監査役である。

スルガ銀行では、1998年度から執行役員制度が採用されており、取締役会は基本的にモニタリングを行うことが想定され、執行と監督の分離が図られていた。そして、取締役の「管掌」・「所管業務」が取締役会にて決定されていた（取締役会規程により管掌及び所管業務の決定が取締役会決議事項とされている）。もともと、一方で取締役は本部長、バンク長、部長、ブロック長、本店長、支店長ほかを兼務することができるとされており（組織に関する規程第28条⁵）、執行と監督が完全に分離されているわけではなかった。

一方、取締役会は、選任した執行役員に対して会社の業務の執行を委任するものとされており（執行役員規程第6条。また、取締役会規程により執行役員の所管業務の決定が取締役会決議事項とされている。）、これを根拠に、取締役会によって一定の業務が執行役員に委任されていた。

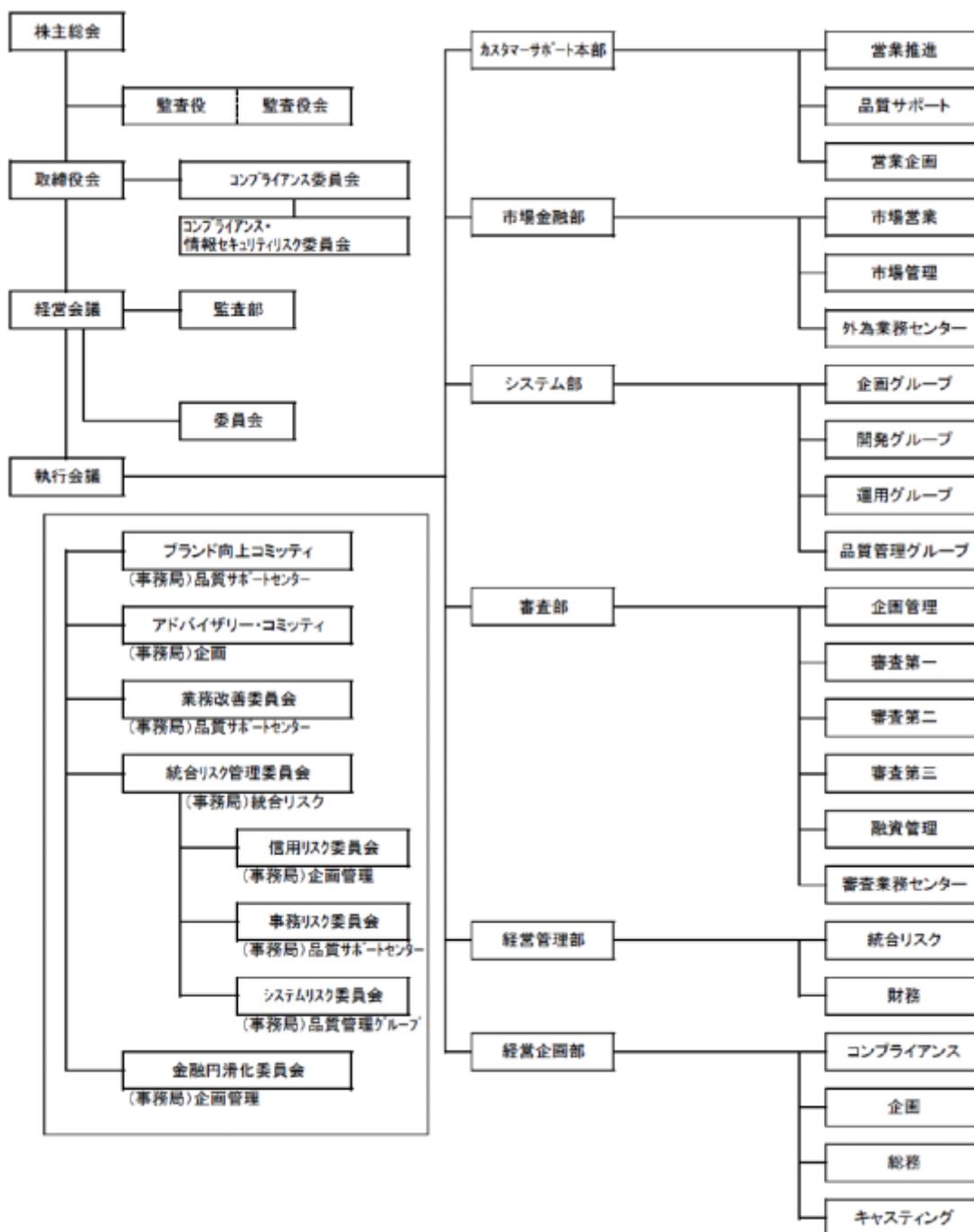
スルガ銀行において、執行役員は従業員の中の1つの役職として位置付けており（組織に関する規程第23条1項）、各執行役員は、社内規程に規定される執行役員としての注意義務を負っていた（執行役員規程第7条各号⁶）。2018年3月31日時点における執行役員総数は、16名である。

スルガ銀行の2016年4月1日時点での組織図は、以下のとおりである。

なお、下図中の「カスタマーサポート本部」は、いわゆる営業本部を意味している（組織規程が2017年4月1日付けで改訂されたことにより、名称上も「営業本部」に改められている。）。

⁵ 規程類等は、特に明示しない限り、2018年3月末時点のものである。

⁶ 具体的には、執行役員は、①取締役会で決定した当社の方針ならびに代表取締役の指示に基づき、担当業務を責任を持って誠実に執行に当ること、②組織規程に定める職責を十分に自覚し、責任を持って忠実に執行に当ること及び③自己の担当業務はもとより、全社的な立場に立って執行に当り、当社の実績向上、株主利益の確保、社会的責任を持って執行に当ることに留意して所管業務の執行に当らなければならない、とされている。



(2) 各会議体の概要

ファミリー企業に係る与信管理の問題が生じた時点における、スルガ銀行の主要な会議体の概要は、以下のとおりである。

ア 取締役会

スルガ銀行における取締役会は、概ね月に1回開催されていた。取締役はほとんど出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。取締役会の議題は、会社法所定案件、人事案件、内部監査計画策定、コンプライアンス・プログラム策定、規程の改訂案件等の決議事項のほか、各種報告議題等であった。

イ 経営会議

スルガ銀行では、経営会議規程に基づき、常勤取締役をもって構成される(同規程第2条第1項)経営会議が置かれている。経営会議では、取締役会から委任された事項の決議と所定の事項についての審議が行われる(同規程第1条)。所定の事項としては、「業務運営に関する事項」等がある(同規程第8条)。また「重要な業務の状況の報告」等の報告がなされる(同規程第9条)。経営会議の招集者及び議長はCEOであり(同規程第3条、第4条第1項)、常勤監査役は出席することができ(同規程第2条第2項)、またオブザーバーとして一部執行役員や部長が陪席していた。

経営会議は原則として月1回開催され、実際の議題は取締役会と重複するものが多いが、「お客さまの声」や各種リスク委員会の報告もなされていた。経営会議の下に、監査部及び各種リスク委員会が置かれていた(同規程第9条の2、第10条)。

ウ 執行会議

スルガ銀行では、執行会議規程に基づき、執行会議が置かれていた。執行会議は、取締役会から委任された事項の決議と業務運営に関する事項等の審議を行っていた(同規程第7条、第8条)。また「重要な業務の状況報告」等の報告がなされていた(同規程第9条)。執行会議は、COO並びに指名された執行役員で構成されるものとされていたが(同規程第2条)、実際に指名されている者の中には、品質サポート部長等、執行役員以外の者も入っていた。議長はCOOであった(同規程第4条第1項)。

執行会議は月に2回開催され、実際の議題は、業績の進捗状況、営業推進策、キャンペーン、事務連絡的な事項、法的整理案件報告等である。なお、執行会議に続けて各種リスク委員会等が開催されるのが通例であった。

エ 監査役会

スルガ銀行における監査役会は、常勤の社内監査役2名と非常勤の社外監査役3名で構成される。監査役会の議長は、監査役会の決議で定めることとされており（監査役会規程第6条）、常勤監査役のうちの1名が務めるのが通例である。監査役会は、概ね月に1回開催され、監査役はほとんど出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。

監査役会の議題は、会社法所定案件、監査役会規程・監査役規程・監査役監査基準の制定・改定、監査計画の策定、監査業務分担の決定等の決議事項のほか、各種報告事項等であった。報告では、常勤監査役が出席した経営会議の議事内容の報告もなされていた。

オ 各種リスク委員会

スルガ銀行では、経営会議の下部組織として、①統合リスク管理委員会、②ALM委員会、③信用リスク委員会、④事務リスク委員会（2018年4月以降は業務リスク委員会に改称）、⑤システムリスク委員会が設けられ（経営会議規程第10条、リスク委員会規程）、また、取締役会の下部組織（現在は経営会議の下部組織に変更されている。）として、⑥コンプライアンス委員会が設けられていた（取締役会規程第16条、リスク委員会規程）。

ファミリー企業に係る与信管理の問題との関係では、特に③信用リスク委員会が重要である。

信用リスク委員会の対象リスクは、信用リスク及び金融円滑化である（リスク委員会規程第2条。但し、金融円滑化については、2017年4月1日の改訂により対象リスクに追加された。）。審議事項は、与信査定に関する事項や経営支援先に対する支援方針等であり（同規程第7条）、各リスクの管理状況等が報告される（同規程第8条）。信用リスク委員会委員は、経営会議で選任される（同規程第3条）。審議した事項と結果は、経営会議に報告される（同規程第9条）。事務担当部署は、審査部企画管理である（同規程第10条第4項）。

カ 審議会

スルガ銀行では、審議会規程に基づき、経営会議が指名した執行役員、審査部審査第一職務及び企画管理職務をもって構成される（同規程第2条）審議会が置かれている。審議会では、所定の金額内の融資方針及び支援方針に関する事項についての審議及び決裁が行われる（同規程第1条）。審議会の議長は経営会議が指名した執行役員であり（同規程第4条）、審議会は、議長が招集し、必要に応じて随時開催するものとされている（同規程第3条）が、緊急を要す

る案件の場合及びやむを得ない事情のある場合は、書面決裁で会議開催に代えることができる」とされている（同規程第3条）。

2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の関係

(1) 沿革

スルガ銀行は1895年に岡野喜太郎氏を中心に設立され、歴代頭取・社長は2016年まで主に岡野家から輩出されている。光喜氏、喜之助氏及びW氏の父である故岡野喜一郎氏（以下「喜一郎氏」という。）も、スルガ銀行の光喜氏の2代前の頭取であった。下記（2）記載のとおり、光喜氏は、1985年に頭取に就任した。

(2) 光喜氏

光喜氏は、他の銀行における勤務を経て、1975年にスルガ銀行に入社した。その後、光喜氏は、1979年6月に取締役就任し、1980年11月に常務取締役、1983年1月に専務取締役、1985年5月に取締役頭取、1998年6月に取締役社長⁷、2016年6月に取締役会長にそれぞれ就任した。光喜氏は、1985年からは代表取締役であり、2000年よりCEO（最高経営責任者）を務め、2018年9月7日の役員体制の変更に伴って取締役会長を辞任するまで代表取締役を務めた。

光喜氏は、スルガ銀行株式を24万5000株（発行済株式総数に対する保有割合は約0.1%）保有している。光喜氏は、スルガ銀行の大株主である会社を含むファミリー企業の株式は保有しておらず、また、当委員会が把握する限りにおいて、ファミリー企業に対して事実上の支配権を及ぼすこともなかった。

(3) 喜之助氏

喜之助氏は、光喜氏の実弟（喜一郎氏の次男）である。喜之助氏は、1973年にスルガ銀行に入社した。その後、喜之助氏は、1983年6月に取締役に就任し、1985年4月に常務取締役、同年5月に専務取締役、1986年6月に取締役副頭取にそれぞれ就任し、1998年6月から2016年7月に死

⁷ 頭取から社長に役職名が変更されたことによる。

去するまで取締役副社長であった。また、喜之助氏は、1986年より代表取締役、2000年よりCOO（最高業務執行責任者）を、2016年に死去するまで務めた。

喜之助氏は、スルガ銀行株式を12万1000株保有していた。喜之助氏は、スルガ銀行の大株主である会社を含むファミリー企業の株式は保有していなかった。もともと、第3において詳述するとおり、喜之助氏は、W氏が代表取締役を務めるA1社等の一部を除くファミリー企業の経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた。

(4) W氏

W氏は、光喜氏及び喜之助氏の実弟（喜一郎氏の三男）である。W氏は、スルガ銀行に入社したことはなく、A1社、A2社及びA3社その他のファミリー企業5社の代表者及び株主としてこれらの会社を経営している。

スルガ銀行の直近の有価証券報告書によると2018年3月31日時点において、スルガ銀行の大株主であるファミリー企業は、A1社（約1270万株・保有割合約5.48%）、A2社（675万株・保有割合約2.91%）及びA3社（約1100万株・保有割合約4.74%）であるところ、W氏は、これらの会社の株式を自ら一定割合保有し、これらの会社の代表者を務めている。詳細は、第3において述べるが、W氏が代表者を務めるファミリー企業は、スルガ銀行の大株主であるほか、スルガ銀行東京支店の入居するビルを保有するA1社をはじめ、ファミリー企業の中でも特に多くの資産を保有している。

基本的には、A1社、A2社及びA3社に対して、光喜氏及び喜之助氏が影響力を行使していたものとは認められないが、A2社やA3社が、喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたファミリー企業の借入れにつきその保有するスルガ銀行株式や不動産を担保提供する等、喜之助氏の要請にも応じていたケースもあった。

(5) 光喜氏と喜之助氏のスルガ銀行における役割

スルガ銀行においては、各種規程等に基づき、一定のガバナンス体制が構築されていたが、喜之助氏の存命時は、実際の運用においては、副社長を務めていた喜之助氏が極めて重要な役割を果たしていた。

喜之助氏と光喜氏との職務分担については、光喜氏が対外的な活動を担当し、喜之助氏が社内の業務執行全般、特に営業と審査を担当しており、実際には、喜之助氏は2016年7月に死去するまでの間、長年にわたり、スルガ銀行の

業務執行全般における実質的な最高意思決定者であった。

取締役や執行役員は、自らの業務における重要事項等について、規程上の報告ルートを経ることなく、また別途管掌取締役が存在するにも関わらず、喜之助氏に対し、直接報告・相談することが頻繁に行われていた。これに対して喜之助氏も、取締役会や経営会議に諮ることなく、対応方針等を自ら決定し、関係する者に対してのみ指示を出していた。そして、これらの報告・相談や指示は、すべて口頭ベースで行われていた。

第3 ファミリー企業の概要

1 ファミリー企業の範囲

本調査報告書において、ファミリー企業とは、創業家が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしている法人（既に解散済みのものを含む。）を総称している。ファミリー企業には、美術館や e エリア⁸の分譲開発等の創業家のビジネスや財産管理等を行う会社をはじめ、スルガ銀行の支店等の営業用不動産を所有又は管理する会社、営業用不動産を売却する場合の受皿目的の会社、これらの会社又はスルガ銀行の株式を保有する会社など、30社以上の法人がある⁹。

これらの法人には、F1 美術館（一般財団法人）、A1 社、A2 社、A3 社、A4 社、A5 社、B1 社、B2 社、B3 社、C1 社、C2 社、C3 社、C4 社、D1 社、D2 社、D3 社、D4 社、D5 社、D6 社、D7 社、D8 社、D9 社、D10 社、D11 社、D12 社、D13 社、D14 社、D15 社、D16 社、D17 社、D18 社、D19 社、D20 社、D21 社及び E 社が含まれる。

2 ファミリー企業の概要及び各ファミリー企業と創業家の関係等

ファミリー企業は、その態様に応じて、①一般財団法人である F1 美術館、②光喜氏及び喜之助氏の実弟である W 氏に関する企業群、③喜之助氏が生前において経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた同人に関する企業群の3つに分けられる。

なお、F1 美術館も喜之助氏が生前において経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたという点においては、同人に関する他のファミリー企業と変わらないものの、美術館であることや後述のとおり同人に関する他の企業とは管理の態様が異なることから、本調査報告書においては、別分類としている。

以下、これらの分類ごとに、重要なファミリー企業の概要について説明する。

(1) F1 美術館について

F1 美術館は、1973年に美術品の収集に執心した光喜氏の2代前のスルガ銀行頭取であった喜一郎氏により設立¹⁰され、2012年4月以降は光喜氏が代

⁸ 静岡県駿東郡長泉町にある住宅街をいう。

⁹ 今回の調査の結果として明らかになったファミリー企業のうち必要なものを列挙する趣旨であり、上記以外のファミリー企業の存在を否定するものではない。

¹⁰ 法人設立の年月日は1979年10月1日であり、2012年4月1日に財団法人から一般財団法人に変更されている。

表理事¹¹を務めるとともに、喜之助氏及びW氏が評議員を務める美術館である。

同美術館は、B3社が経営するF2美術館等¹²と一体として、静岡県駿東郡長泉町において、複合文化施設「dエリア」を形成している。

なお、第6において詳述する寄付に関連して、F1美術館がスルガ銀行から寄付を受ける際の窓口はスルガ銀行のOBであるZ2氏やZ4氏が担当しており、かかる寄付金で購入した美術品のほとんどはF2美術館にて展示されているものである。

(2) W氏に関する企業について

ア A1社は、1959年に設立され、当時は旧A1社という商号であったが、1999年に商号変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は10名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株式約1270万株（保有割合5.48%）¹³のほか、スルガ銀行東京支店等が入居する日本橋所在のビル、同小田原支店の入居するビル等で構成されている。

事業内容としては、主として、不動産賃貸業を営んでおり、その収入は、テナントからの家賃が中心となっている。

A1社の株式については、保有割合ベースで、A2社が18.8%、W氏が13.9%、残りを役員1名及びA5社を含むファミリー企業が5%から12%程度ずつ保有している。

イ A2社は、1970年に設立され、当時は旧A2社という商号であったが、1999年に商号を変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は11名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株675万株（保有割合2.91%）¹⁴のほか、スルガ銀行藤沢支店の入居するビル、同三島セントラル支店の入居するビル（4階から6階まで）及び同浜松支店の入居するビル（4階から8階まで）等で構成されている。

事業内容としては、主として、不動産賃貸業やeエリアを中心とした土地の造成及び分譲を営んでおり、その収入は、テナントからの家賃や管理料が中心

¹¹ F1美術館は2012年4月1日に特例民法法人から一般財団法人に移行しているが、光喜氏は、2012年3月31日以前もF1美術館の理事を務めていた。

¹² F2美術館のほか、F3美術館、F4文学館、飲食店a、飲食店b及び飲食店cを含む。

¹³ 2018年3月31日時点

¹⁴ 2018年3月31日時点

となっている。

A2社の株式については、保有割合ベースで、A1社が34.5%、A5社が14.7%、A3社が12.5%、残りをスルガ銀行のOB及びW氏並びに他のファミリー企業が1%から9%ずつ保有している。

ウ A3社は、1951年に設立され、当時は旧A3社という商号であったが、1992年に商号を変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は28名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株式約1100万株（保有割合4.74%）¹⁵のほか、スルガ銀行名古屋支店の入居するビル及び同厚木支店が入居し、行員寮ともなっている建物等で構成されている。

事業内容としては、主として、損害保険及び生命保険の代理業を営んでいるが、その収入は、保険手数料のほか、不動産賃貸料が中心になっている。

A3社の株式については、保有割合ベースで、A1社が44.0%、A2社が38.6%、W氏が3.2%、残りをD1社及び個人が保有している。

なお、上記3社に、同じくW氏が取締役を務め、又は持分の過半数を保有するA4社及びA5社を加えた5社（以下「W氏関係ファミリー企業」という。）は、後述のY1氏、Y2氏及びY3氏による管理の対象ではなく、同人ら又は他のスルガ銀行のOBを通じて喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたものでもない。

(3) 喜之助氏に関する企業について

ファミリー企業のうち、F1美術館及びW氏関係ファミリー企業以外の会社については、喜之助氏が各社の役員及び従業員を通じて、経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた。

特に、これらの会社については、後述のとおりスルガ銀行のOBであるY1氏、Y2氏及びY3氏がこれらのファミリー企業を管理する事務を行っているものである。以下、本件の調査の対象となる担保解除及び寄付関連の当事者となるファミリー企業について、概要を説明する。

ア B3社は、1994年に設立された会社であり、dエリアにおいて、F2美術

¹⁵ 2018年3月31日時点

館¹⁶及び F3 美術館の運営を行っていた¹⁷。

その保有資産は、スルガ銀行清水駅支店が入居するビル、富士吉原支店店舗不動産及び D1 社に対する（再）転貸債権等で構成されている。

なお、美術館の集客力の低迷等により赤字を計上しており、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「破綻懸念先」¹⁸として管理されている。

イ B1 社は、1992 年に設立された会社であり、不動産賃貸業のほか、d エリアにおいて、飲食店 b 及び飲食店 c を営んでいる。

その保有資産は、上記レストランに係る不動産、スルガ銀行清水支店が入居する建物、A1 社株及び A2 社株等の有価証券並びに B3 社に対する転貸債権等で構成されている。

なお、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「要注意先」として管理されていたが、直近の見直しにより「破綻懸念先」となった。

ウ B2 社は、1995 年に設立された会社であり、d エリアにおいて、飲食店 a を営んでいる。

その保有資産は、F2 美術館に係る不動産、上記レストランに係る建物、A1 社株等の有価証券及び D2 社に対する転貸債権等で構成されている。

なお、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「要注意先」として管理されていたが、直近の見直しにより「破綻懸念先」となった。

エ E 社は、1994 年に設立された会社であり、主として、F1 美術館に係る美術品の売買を営んでいた。

その保有資産に、不動産や有価証券等はなく、若干の現金及び美術品があっただけの資産保有会社であり、スルガ銀行からの貸付けはない。

なお、2016 年 11 月 14 日に特別清算を開始し、翌 2017 年 3 月 10 日に同清算手続を終結している。

¹⁶ 2002 年に喜之助氏により設立された美術館であるが、F1 美術館とは異なり、一般財団法人の形は取っておらず、B3 社が運営を行っている。展示されている美術品は、B3 社自身や他のファミリー企業の保有している作品が中心であったが、その大部分は、第 6 記載のスルガ銀行の寄付及びかかる寄付資金を原資とする売買により、F1 美術館に権利が移転したものである。

¹⁷ ただし、F3 美術館については、後述第 6 のとおり B3 社が 2017 年に F3 美術館を F1 美術館に譲渡するまでの間である。

¹⁸ 債務者区分については、正常先、要注意先（「要管理先」及び「その他要注意先」）、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の 5 段階で区分している。

3 ファミリー企業の借入れ及び株式保有の状況等

(1) スルガ銀行からの借入れについて

2002年当時、上記ファミリー企業のうち12社とスルガ銀行の間には19頁の図（左側）のとおり融資取引が存在した。ファミリー企業によるスルガ銀行からの借入債務の合計額は、約1200億円にも上っていた。かかる借入れの経緯については、当委員会が接した資料及び関係者のヒアリング結果を総合勘案すると、概要以下のとおりであると考えられる。

ア 創業家が営んでいた分譲事業や美術館事業の資金としての融資があった。

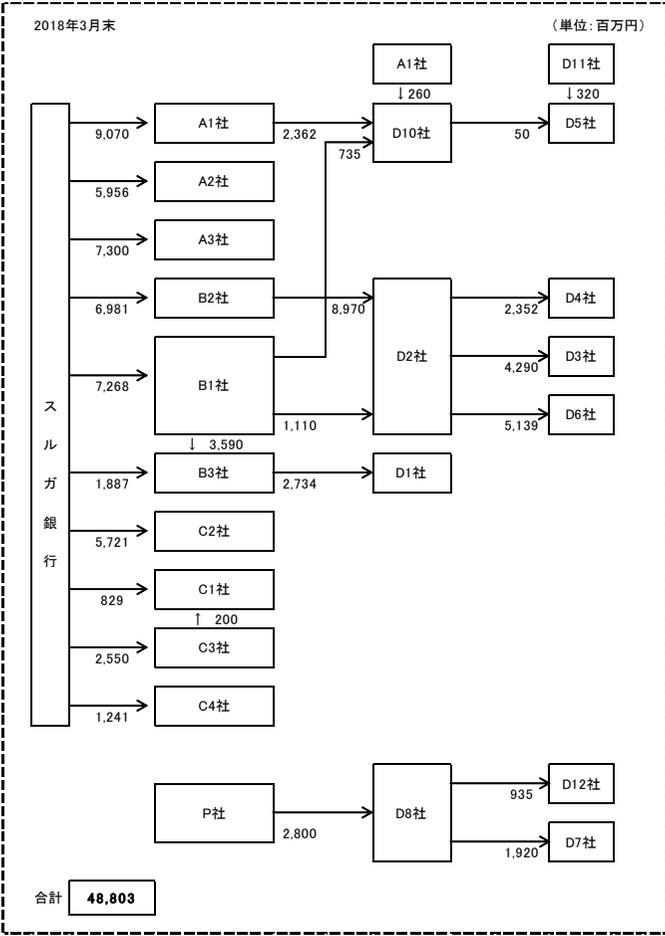
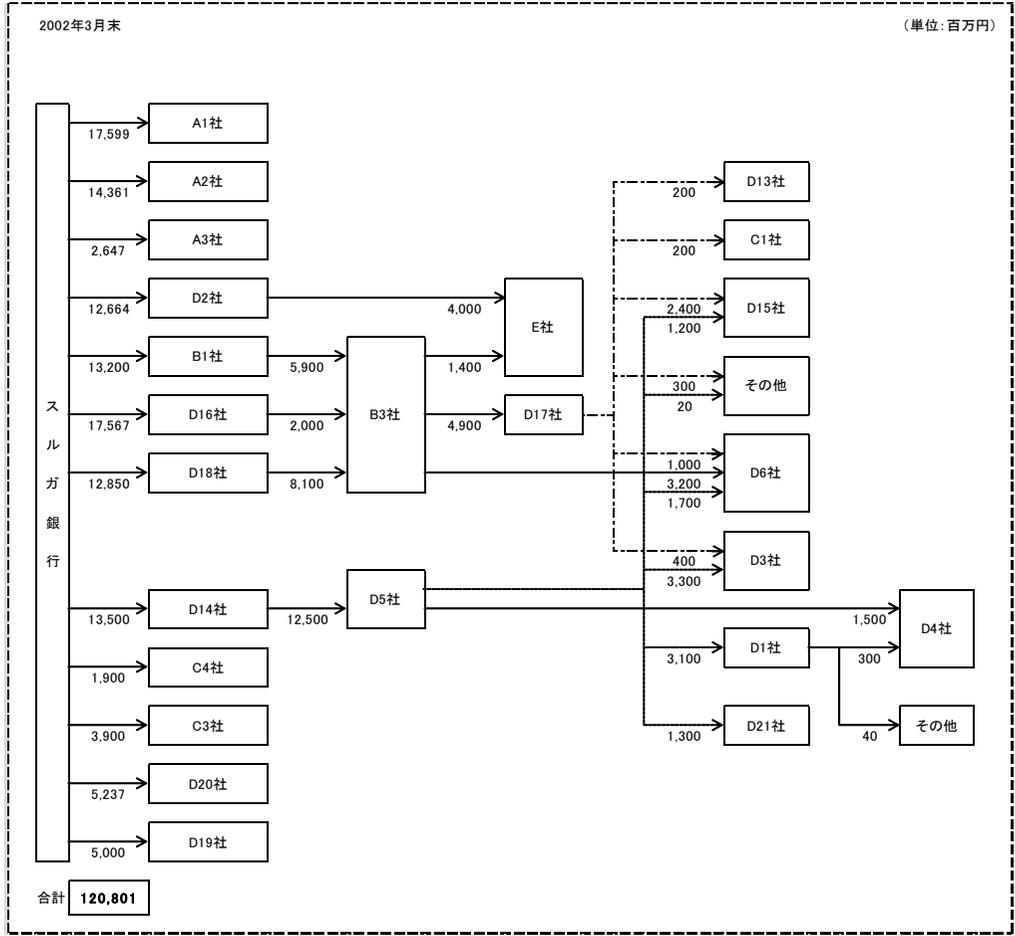
F1 美術館は、喜一郎氏が創設したが、同美術館の資産はA2社が保有し、運営を行っていた。同美術館の保有する多くの美術品をA2社が、スルガ銀行からの借入れによって購入していた。なお、後に、A2社の寄付により、F1美術館は財団法人となり、A2社に借入れが残った。加えて、喜之助氏の主導で、F2美術館が設立されたが、彫刻家S2の美術品をファミリー企業が購入するための資金もスルガ銀行が融資していた。

イ スルガ銀行東京支店（東京都中央区日本橋所在）の土地建物について、1960年以降、A1社がスルガ銀行及び他の共有者らからその土地を取得し、1967年に支店建物を建設した。かかるスルガ銀行東京支店の土地の購入費用や建物の建設費用についても、スルガ銀行が融資していたものと推察される。

ウ 1990年代後半から2000年代前半頃にかけての不良債権問題等により金融機関の業績が悪かった時期において、スルガ銀行は、益出し目的で、自行が所有していた支店や行員寮の土地建物及び美術品等をファミリー企業へ売却していた。

その際に、スルガ銀行が当該土地建物又は美術品の購入費用をファミリー企業に融資し、又は所有していた支店の土地の購入費用を融資するとともに新たな支店の建設費用を融資したことなどが要因の一つとなって、スルガ銀行のファミリー企業への融資残高が積み重なっていった。

不動産の購入費用の融資の具体的な事例としては、1996年にはA3社がスルガ銀行から厚木支店及び名古屋支店の営業用不動産を取得しており、1997年から1999年にかけてはD16社がスルガ銀行から清水支店及び熱海支店等相当数の支店の営業用不動産を取得しており、また、2000年にはB3社がスルガ銀行から清水駅支店の営業用不動産を取得している。



エ 当該取引に関連して、スルガ銀行は、2002年以降、ファミリー企業への貸付けが長期固定化していること等を問題として認識し、ファミリー企業を「特定管理先」と定義した上で、①転貸金額の減少及び②特定管理先の債務者区分を要注意先以上にランクアップさせることを目的として、2005年から2015年8月までの間に、第1次から第3次までの改善計画を策定し、実行した（詳細は、第4第3項）。

その結果、2002年3月末時点において12社で合計約1200億円あった特定管理先への融資取引は、前頁の図（右側）のとおり2018年3月末時点において10社で合計約488億円まで減少した。

オ なお、上記の10社以外のファミリー企業に対して、現在、スルガ銀行は、直接の貸付けは行っていない。

しかし、上記10社以外のファミリー企業についても、上記10社より、スルガ銀行から借り入れた資金を原資とした転貸を受けていた実態がある（スルガ銀行においては、かかるファミリー企業間における貸付けを「転貸」と呼称しており、本調査報告書においても、以下「転貸」という。）。

転貸の実態については、必ずしも正確ではないものの、概要19頁の図（右側）のとおりであると考えられる。

また、W氏関係ファミリー企業の一部は、スルガ銀行からの借入れの返済のために、他の銀行からの借入れを行っていた実態もあった。

加えて、D8社をはじめ、ファミリー企業のうちいくつかの会社は、スルガ銀行からの借入れとは別にP社（ファミリー企業ではない。）からの借入れを行っており、後述第5における担保解除等に際してP社に100億円の返済をした。

(2) 株式等の持ち合い等について

ファミリー企業の株式及び持分（以下「株式等」という。）については、W氏及びその親族等がW氏関係ファミリー企業の株式等を保有していることを除けば、基本的に、光喜氏や喜之助氏（の相続人）等の個人が株式等を保有しているのではなく、ファミリー企業が株式等を持ち合う形となっている。一例をあげると、B2社、C1社、C2社、C3社及びD13社は、それぞれ他の4社の株式を25%ずつ保有しているような状況である。

なお、ファミリー企業のうち数社については、他のファミリー企業の完全子会社になっているが、これらの親会社であるファミリー企業の株主は、3社から6社程度の他のファミリー企業であり、これらの株主は数パーセントから40パーセント未満の株式を保有していた。

なお、このような複雑な資本構成については、光喜氏及び W 氏も把握していなかったようであった。かかる持合い構造その大部分は喜之助氏が主導で決定され、喜之助氏のみが知っていた部分も多いと認められるが、このような資本構成となったのがどのような理由によるものかは不明である。

4 ファミリー企業の実態

(1) ファミリー企業の運営の実態状況

W 氏関係ファミリー企業については、W 氏が代表者を務めるなど、重要事項については、W 氏が意思決定を行っていた。

また、F1 美術館については、光喜氏が代表理事を務めており、形式的には光喜氏が代表者であり、現場の運営は事務局長や学芸員が行っていたものの、基本的には喜之助氏の意向に従った運営が行われていた。

そして、残りの喜之助氏に関するファミリー企業のうち、B1 社は飲食店 b 及び飲食店 C を、B2 社は飲食店 a を、B3 社は F2 美術館をそれぞれ「d エリア」において運営していることは前述のとおりであるが、上記 3 社を除いた残りの喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたファミリー企業の大半は、専担の役職員がおらず、不動産又は有価証券等を保有している資産保有会社である。

W 氏関係ファミリー企業及び F1 美術館以外のファミリー企業の役員及び従業員には創業家の親戚及び友人並びにスルガ銀行の OB が在籍しており、喜之助氏が 2016 年に死去するまでの間、喜之助氏が（自らがこれらの企業の役員を務め、又は株式を保有していたわけではないが）、下記のとおり、これらの役員及び自らが選任した銀行 OB の従業員等を通じて、当該ファミリー企業の経営に実質的に関与していた。

すなわちこれらのファミリー企業は、美術館関連事業を除くと、人手を要する事業を行っていたものではないが、上記のとおり、不動産の売買や賃貸等を行っていたほか、スルガ銀行等からの借入れも行っていた。

そのため、喜之助氏がこれらのファミリー企業の全ての事務を単独で管理し、また、細かな事項について決定することは難しく、喜之助氏の意思決定を受けて、これらの会社の資金繰りや契約関係の処理等のオペレーションを行う者が必要であった。

そこで、喜之助氏は、かかるオペレーションを実行する者として、スルガ銀行の OB に声を掛けて、数名の者にこれらのファミリー企業の役員や従業員の地位を与えて、これらの事務を行わせていた。

具体的には、本調査報告書の調査対象としている F1 美術館への寄付や担保解除がなされた 2012 年以降 2017 年までの間において、これらのオペレーションを行っているのは、スルガ銀行の OB である Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏（これらを総称して「Y1 氏ら」という。）の 3 名であった。これらのファミリー企業については、その登記上の本店所在地は、数カ所に分かれており、役員も異なるが、実質的には、喜之助氏の指示に従って、Y1 氏らが行っていた¹⁹。

Y1 氏らのそれぞれの担当するファミリー企業については、例えば、スルガ銀行と取引がある B1 社、B2 社、B3 社、C2 社及び C3 社等の企業は Y3 氏、スルガ銀行と取引がない企業のうち D3 社、D4 社、D6 社、D9 社、D10 社及び D12 社等は Y1 氏、同じく D2 社、D5 社、D7 社、D8 社及び D11 社等は Y2 氏というような分担がされていたが、Y3 氏の担当するファミリー企業であってもスルガ銀行との交渉等の対外折衝は Y2 氏が行うなど、柔軟な運用がされていた。

喜之助氏は、子の Y4 氏とともに、週に 1 回程度、スルガ銀行東京支店等が入居するビルの 9 階²⁰で行われるミーティングに出席し、Y1 氏らと、ファミリー企業（ただし、F1 美術館及び W 氏関係ファミリー企業を除く。）の資金繰りや人事²¹等について協議し、方針を実行するように、指示を出していた。

このミーティングにおける喜之助氏の指示を受けて、Y1 氏らは、各自が担当するファミリー企業の資金繰り等を管理していた。

上記のミーティングは、2016 年 7 月の喜之助氏の死去後も、Y1 氏らと Y4 氏らを中心に実施され、これらの企業の実質的意思決定が行われていたものである。

(2) ファミリー企業とスルガ銀行の交渉等について

スルガ銀行においては、法人の顧客については、それぞれの営業店が融資や与信管理を行うこととなっており、ファミリー企業を担当していたのも、本店と東京支店であった。

もっとも、後述第 4 で記載のとおり、実質的には、審査部で法人融資関連の業務を担当する審査第一部²²がファミリー企業のうち特定管理先からの融資金の回収業務を含む与信管理を担当しており、営業店の関与は形式的であった。

¹⁹ このような体制は、Y1 氏らから始まったものではなく、さらに以前から行われていた。すなわち、以前からファミリー企業の管理担当者が上記 3 名に固定されていた訳ではなく、これまでも年齢等に応じた入れ替わりがあったものである。

²⁰ Y1 氏らは「本部」と呼称している。なお、本部には、Y1 氏らのほか、数名の事務員等がおり、通常取引先（ファミリー企業ではない。）への支払事務は、当該事務員等が行っていた。

²¹ Y2 氏及び Y3 氏も、スルガ銀行又はその関連会社を退職した後に喜之助氏からの誘いを受けて現在のポジションに至ったものである。

²² 2018 年 3 月 31 日までは「審査第一」であったが、2018 年 4 月 1 日に「審査第一部」に改称したものである。本調査報告書においては、時点を問わず「審査第一部」と表記する。

すなわち、スルガ銀行の審査部のうち法人融資を担当していたのは審査第一部であったところ、審査第一部の部長であった X1 氏は、2011 年 4 月に経営企画部企画部から異動して来た以降²³、ファミリー企業の財務等についての情報を集めつつ、これらに係る審査及び与信管理を行い、Y1 氏らや W 氏関係ファミリー企業のスルガ銀行 OB の職員との間で、営業店を介さず直接に、特定管理先からの融資金の回収についての話合いを行っていた。

特に、W 氏関係ファミリー企業及び F1 美術館以外のファミリー企業に関しては、X1 氏は、月に 1 回程度、本来の勤務地である静岡県駿東郡長泉町にある本部²⁴からスルガ銀行東京支店の 9 階に出向き、Y2 氏や Y3 氏との間で、スルガ銀行からの借入れの残高の減らし方、転貸の解消方法及び弁済の対象等について、当該ファミリー企業側の資金繰り等の問題を踏まえて打合せをしていた。

なお、喜之助氏が当該打合せに同席することはなく、基本的には、X1 氏に指示をし、また、ファミリー企業の実質的な経営者として大まかな方針を Y1 氏らに指示をした後は、担当者間の交渉に委ねるといった姿勢をとっていたものである²⁵。

5 ファミリー企業から喜之助氏らへの貸付け

ファミリー企業の一部は、喜之助氏、光喜氏及び W 氏に貸付けを行っていた。直近のファミリー企業財務諸表等によると、以下の合計 60 億円を超える貸付債権が残存している²⁶。

- ① D10 社から喜之助氏相続人へ合計 32 億 3900 万円
- ② D6 社から喜之助氏相続人へ合計 11 億 2028 万 9000 円
- ③ D12 社から喜之助氏相続人へ合計約 7 億 7300 万円
- ④ D7 社から喜之助氏相続人へ合計 10 億 1131 万 3508 円
- ⑤ D7 社から光喜氏へ 7 億 5045 万 4087 円
- ⑥ D7 社から W 氏へ 3600 万円

²³ X1 氏の前任者である Z1 氏も、同様に、経営企画部企画から審査部審査第一部に異動してきたものである。

²⁴ X1 氏らは、「キャンパスヘブン」と呼称している。

²⁵ ただし、当該喜之助氏の姿勢は、X1 氏がファミリー企業及びその背後にいる喜之助氏の意向を慮りつつ回収業務に従事した結果であるという見方も可能であり、実際に、X1 氏が美術品を担保にとることを提案した場面や寄付金の全額を弁済に充てるよう求めた場面では、喜之助氏より好意的でない反応を示されることもあった。また、後述のとおり B1 社が保有するスルガ銀行株式の担保解除や自社株取得の場面では、例外的に担当者間の交渉の余地がないような対応がとられていた。

²⁶ 当委員会のヒアリングに対する関係者の供述によると、W 氏の借入れをはじめ、一部は弁済されているとみられる。

第4 ファミリー企業に係る与信管理

1 法人融資に関する決裁手続の概要

スルガ銀行においては、ファミリー企業を含む法人顧客に対する新規融資及び継続融資並びに担保解除（以下「融資等」という。）は、法律上も社内規程上も、取締役会決議事項には該当しない。スルガ銀行においては、社内規程に従って、法人顧客に対する融資等を実行する際には、下記のような手続により決定していた。

(1) 営業店での手続

各営業店では、当該営業店が担当する法人顧客ごとに担当者を決めており、法人顧客からの融資等の申込みは各担当者が受け付けることになっている。担当者は、法人顧客から融資等の申込みを受け付けた後、当該融資等に係る稟議書（紙媒体のもの）を起案し、稟議書の「係印」欄²⁷に押印する。

起案された稟議書は、担当者から当該営業店の役席者2名及び支店長へと順番に回覧される。各役席者及び支店長は、それぞれ稟議書の内容をチェックし、問題なしと判断したら、役席者は稟議書の「検印」欄に、支店長は「支店長」欄²⁸に、それぞれ押印する方法で承認する。

営業店の支店長が上記方法で承認した稟議書は、当該営業店から、静岡県駿東郡長泉町にある本部機能内の事業性融資に係る審査を担当する審査部に送られる。営業店の役席者又は支店長が承認しなかった稟議書は、審査部に上げられることなく、当該営業店で否決処理される。

(2) 審査部内での手続

ア 審査役による審査

営業店から審査部に回付された稟議書は、まず審査部の審査第一部²⁹に所属する審査役のうち当該顧客を担当する審査役（1名）に回覧される。審査役は、稟議書の添付書類が全て揃っていることを確認した上で、稟議内容を審査する。審査役は、当該審査の際に、審査部に保管されている財務分析用シート（法人顧客の決算書の内容を入力し、当該法人顧客の資産内容等を把握し、財務分析

²⁷ 担当者が押印する欄が「担当」欄となっている様式の稟議書もある。

²⁸ 支店長が押印する欄が「所属長」欄となっている様式の稟議書もある。

²⁹ スルガ銀行においては、審査部の中に審査第一部（法人顧客担当）、審査第二部（個人顧客担当）等の部が存在していた。

を行った結果を表示したもの。)を詳細に検証・分析し、不明な点や足りない情報がある時は、営業店に電話やメールで問い合わせる。かかる審査の結果、審査役が問題なしと判断したら、審査役は、稟議書の「条件」欄と「審査意見」欄に必要なコメントを記載した上で、「審査役」欄に押印する。

審査手続に関与する者の多くは、一般的に審査役審査の際に詳細な検証・分析が行われると認識しており、実際においても否決される融資等稟議の多くは審査役のところで否決されていた。

個別別与信残高又はグループ総与信残高合計額が1億円以下³⁰の法人顧客に対する融資等である場合は、審査役に決裁権限が付与されているので、審査役が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

イ 審査第一部長による審査

審査役の承認により決裁手続が完了しなかった稟議については、審査役が押印した稟議書は、審査第一部長に回覧される。審査第一部長は、基本的に稟議書及びその添付書類に記載された情報を基に審査を行うが、不明な点や足りない情報がある時は審査役に問い合わせる。審査第一部長が審査の結果問題なしと判断したら、稟議書の「部長」欄に押印する。

個別別与信残高又はグループ総与信残高合計額が1億円超3億円以下³¹の法人顧客に対する融資等である場合は、審査第一部長に決裁権限が付与されているので、審査第一部長が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

ウ 審査部長による審査

審査第一部長の承認により決裁手続が完了しなかった稟議については、審査第一部長が押印した稟議書は、審査部長に回覧される。審査部長は、基本的に稟議書及びその添付書類に記載された情報を基に審査を行うが、不明な点や足りない情報がある時は審査第一部長又は審査役に問い合わせる。審査部長が審査の結果問題なしと判断したら、稟議書の「審査部長」欄に押印する。

個別別与信残高又はグループ総与信残高合計額が4億円超5億円以下³²の法人顧客に対する融資等である場合は、審査部長に決裁権限が付与されているの

³⁰ 2015年2月16日から2017年4月2日までの期間において有効であった社内規程（権限分配表（審査決裁区分）による金額である。

³¹ 同上。

³² 同上。なお、上記社内規程によると、個別別与信残高又はグループ総与信残高合計額が3億円超4億円以下の法人顧客に対する融資である場合は審査部の副部長に決裁権限が付与されているが、今般、スルガ銀行から開示されたファミリー企業に対する融資に係る稟議書で副部長が押印したものはほとんど見受けられなかったため、副部長決裁に係る記載は割愛する。

で、審査部長が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

エ ファミリー企業に対する融資等の場合の実務慣行

ファミリー企業に対する融資等の場合、審査部内の審査手続において、審査第一部長が上記ア記載の審査役の役割を兼ねており、一般的な法人顧客に対する融資等の場合と違い、審査第一部長と異なる人物による審査役としての審査が行われていなかった（理由については、第3項、第4項参照）。すなわち、営業店から審査部に上がってきた稟議書は、審査第一部の審査役には回覧されずに、まず審査第一部長のところに回覧されることになっており、審査第一部長が、自らの手元にあるファミリー企業の情報を基に審査を行った結果、稟議書の「条件」欄と「審査意見」欄に必要なコメントを記載した上で、「審査役」欄と「部長」欄の二箇所を押印していた。

(3) 審議会の決裁

審査部長の承認により決裁手続が完了しなかった稟議については、審査部長が押印した稟議書は、審議会の決裁を得るため、審議会の構成員に回覧される。

社内規程上、審議会は、経営会議が指名した執行役員、審査部審査第一職務及び企画管理職務をもって構成され、一定の金額内の融資方針及び支援方針に関する事項を審議し、決裁することができることとされている。

法人顧客に対する融資等の稟議については、審議会は実際に開催されておらず、審議会の決裁は書面決裁で行われていた。審査部長、審査第一部長、審査部企画管理部長、その他指名された執行役員等（主として静岡県駿東郡長泉町にある本部機能にいた営業本部と審査部の執行役員）が、審議会の構成員として稟議書の「審議会」欄に押印していた。

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が5億円超10億円以下³³の法人顧客に対する融資等である場合は、審議会に決裁権限が付与されているので、審議会の構成員が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

(4) 経営会議

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が10億円超³⁴の法人顧客に対

³³ 2015年2月16日から2017年4月2日までの期間において有効であった社内規程（権限分配表（審査決裁区分）による金額である。

³⁴ 同上

する融資等である場合は経営会議の決裁が必要とされているため、かかる融資等の稟議書は、審議会の構成員が押印した後、経営会議の構成員に回覧される。

社内規程上、経営会議は、スルガ銀行の基本方針及び重要な業務執行に関する事項を審議し、決裁することを目的として設置されており、常勤取締役をもって構成される。

法人顧客に対する融資等の稟議に係る経営会議の決裁は、全て書面決裁で行われており、実際に開催される経営会議の場で審議されることはなかった。

稟議書は、経営会議の構成員のうち、審査部管掌取締役、望月氏、白井氏、喜之助氏（喜之助氏が死去した後は代表取締役社長に就任した米山氏）及び光喜氏に回覧され、最初に回覧された人から稟議書の「役付取締役」欄（及びその左にある「合議」欄）に概ね一番右からの順に押印し、最後の光喜氏だけ「経営会議決裁」欄の「可」欄に押印していた。

稟議書に押印した経営会議の構成員の人数が全構成員の過半数に達したら、経営会議の書面決裁を得たことになる。この場合、押印しなかった経営会議構成員には稟議書は回覧されない。

ファミリー企業に対する融資等については、これらに係る稟議手続が実施された当時ファミリー企業全体の総与信残高合計額が10億円以上であったことから、その全てについて経営会議の決裁が必要とされており、経営会議構成員の過半数が当該各融資等に係る稟議書に押印した時点で、経営会議の決裁を得てスルガ銀行としての正式な決定に必要な手続が完了する。なお、法人顧客への融資等についての稟議書には、上記の審査部管掌取締役、望月氏、白井氏、喜之助氏（喜之助氏が死去した後は代表取締役社長に就任した米山氏）及び光喜氏が押印することが慣行であり、これらの構成員以外の者に回付されず、審査以外を管掌する平取締役が承認するということがなかった。

(5) 監査役

光喜氏の押印を得て経営会議の決裁を終えた稟議書は、審査第一部に送付された後、審査第一部から常勤監査役に回覧される。常勤監査役は、個別の判断の意思決定に関与することはないものの、決裁終了後の稟議書を確認し、監査役の視点から問題なしと判断すれば、「監査役後閲」欄に押印する。

(6) 稟議書の回覧方法

法人顧客に対する融資等に係る稟議書は、紙媒体で回覧されていた。通常は、回覧される際に稟議内容について口頭での説明は行われることはなく、特に審査

部長以上の決裁においては、原則として稟議書及びその添付書類に記載された情報のみに基づき与信判断していた。

(7) 稟議書の添付書類

法人融資手続に係る社内規程において、法人顧客に対する融資等に係る稟議書には、①保証協会保証書（信用保証付の場合に添付）、②手形割引依頼書兼割引手形支払人明細（商業手形及び手形見返りの場合に添付）、③補足説明（必要に応じて添付）、④グループ系列取引管理表（必要に応じて添付）、⑤シェア推移表（他行との取引状況の推移を記載したもの）、⑥不動産担保評価明細、⑦試算表（決算から6か月以上経過した融資先の場合のみ添付）、⑧取引明細表（付1）、⑨取引推移表（付2）、⑩融資明細表（付3）、⑪担保・保証明細表（付4）、⑫資金使途を確認するための資料（設備資金申込概要や受注明細等）及び⑬資金繰表（必要に応じて添付）等が添付されることになっている³⁵。

ファミリー企業に対する融資等の場合は、W氏関係ファミリー企業を除き、ファミリー企業は他行との取引がないため、上記⑤の書類は稟議書に添付されないことになっていたが、その他の添付書類については、他の法人顧客の場合と同様の取扱いがなされることになっていた。

2 ファミリー企業の与信管理の類型

(1) ファミリー企業に対する融資の方法

ア 証書貸付

現在残存するスルガ銀行のファミリー企業に対する貸付債権の半数近くが証書貸付によるものであり、現在証書貸付による融資を受けているファミリー企業は、B1社、C1社、C2社、C3社及びC4社の5社である。

証書貸付は、主に、店舗用不動産や賃貸用マンション等の不動産購入資金や店舗ビル等建設資金を資金使途とする多額（数億円から百数十億円）の長期貸付（貸付期間が20年から40年に亘るものが多い。）について行われている。

貸付期間については、新規融資時に20年から30年の期間を設定し、その後当該期間が満了する前に変更契約によって数年延長しているものもあれば、

³⁵ 初めて貸出を行う法人顧客又は過去6か月以内に貸出を行っていない法人顧客の場合は、これらの添付資料に加えて、商業登記簿謄本、定款の写し、決算書、会社概要及び保証人調を添付することになっている。

新規融資時に1年で設定し、その後当該期間が満了する度に変更契約によって1年延長することを繰り返し、その結果新規融資実行時から現在の返済期日までの期間が約20年から30年となっているものもある。

現在存在する証書貸付による貸付債権の多くは、今から10年以上前に新規融資が実行されており、比較的古いものが多い。

イ 当座貸越

現在残存するスルガ銀行のファミリー企業に対する貸付債権のうち、証書貸付に次いで数が多いのが当座貸越によるものであり、現在当座貸越による融資を受けているファミリー企業は、A1社、A2社、A3社、B1社、B2社及びB3社の6社である。

スルガ銀行の当該貸越契約書では資金使途は事業資金に限定されているため、ファミリー企業に対する当座貸越による貸付けは、経常運転資金³⁶やその他事業性設備資金（不動産購入資金、所有建物の空調更新工事や耐震工事等の工事資金を含む。）を資金使途とするものである。個々の当座貸越取引の極度額は、数十億円（10億円から80億円前後）で設定されているものが多く、複数の当座貸越取引を行っている貸付先についてはその個々の当座貸越取引の極度額を合計すると100億円に及ぶものもある。

貸越期間については、新規で当座貸越取引を開始する際に1年で設定し、その後当該期間が満了する度に変更契約によって1年延長することを繰り返し、その結果新規取引時の貸越期間の始期から現在の貸越期間の終期までの期間が2年から3年又は6年から7年となっているものが大半である³⁷。

現在継続している当座貸越取引の多くは、過去6年以内に新規で開始したものが多く、上記のとおり過去10年以内に新規で実行された証書貸付があまりないことに照らし合わせると、当座貸越による貸付けは、近年、証書貸付に代わる主たる貸付方法としてファミリー企業に対する融資に利用されているようである。

³⁶ スルガ銀行の法人融資手続に関する社内規程には、経常運転資金について次のような記載がある。「企業の営業活動に必要な運転資金のうち、正常かつ恒常的な資金部分が経常運転資金である。この経常運転資金は、常時循環しているため短期資金的な性格を持つが、季節資金や決済資金などの短期間で返済となる短期運転資金とは異なり、企業が継続している限り必要とする資金であるので、銀行借入等の外部資金で調達したときは、長期化が予想されるので十分実態を把握し留意する。したがって、単名貸出を行うときは、長期短期の区分を明確にして金利を適用する。」

経常運転資金を資金使途とする当座貸越取引の中には、「不動産購入等至急の資金需要が発生した時に対応するための与信枠として設定」しているものも含まれる。

³⁷ 貸越期間の延長の繰り返しの結果、新規取引時の貸越期間の始期から現在の貸越期間の終期までの期間が十数年に及ぶものもあり、また、当該期間が数年にすぎないものであっても、その多くが外貨建手形貸付から円貨建貸付に切り替えるために新規で当座貸越枠を設定したものであり、当該外貨建手形貸付の期間も併せると相当長期に亘って与信枠を設定していることがうかがわれる。

ウ 手形貸付

現在存在するファミリー企業に対する手形貸付は、C2社に対する経常運転資金（法人税等納税資金）及び決算資金のそれぞれを資金用途とする二つの手形貸付のみであるが、いずれも貸付期間を1年とする短期貸付けに係るものであり、かつ、過去1年以内に実行された新しいものである。

エ 2002年以降の新規融資

第3項（2）に後述する改善計画の開始後においては、ファミリー企業に対する新規融資が実行されることはさほど多くなく、納税のための資金をはじめ、運転資金が不足する場合等に融資が行われることがあったものの、基本的には、貸付先のファミリー企業の資金繰り等を考慮しつつ、当該ファミリー企業から返済を受けて貸付債権の残高を減らすことが、与信管理の中心であった。

(2) ファミリー企業に対する融資に係る担保

スルガ銀行は、ファミリー企業に対する貸付債権を被担保債権として、当該ファミリー企業³⁸が保有する不動産に根抵当権又は抵当権を設定しており、また、スルガ銀行株式を保有するファミリー企業については当該スルガ銀行株式に質権を設定している³⁹。かかる担保により、ファミリー企業に対する貸付債権の保全が十分であることは少なく、多くのケースにおいては、担保物を時価評価して保全額を算出した場合、貸付債権の一部をカバーするにとどまっていたものである。

(3) ファミリー企業に対する融資の回収方法

ア 担保物の売却処分代金からの回収

スルガ銀行は、キャッシュフローが生み出せない担保不動産については、担保解除を行い、売却処分させた上で、その売却代金を貸付債権の返済に充てさせる方法で融資残高を回収することを度々行っている。

³⁸ B3社に対する貸付けについては、その担保として、B3社が保有する不動産だけではなく、A3社が保有する不動産についても根抵当権の設定を受けている。

³⁹ 現在スルガ銀行株式を保有するファミリー企業は、A1社、A2社及びA3社の3社であるが、このうちA3社のみが自社が保有するスルガ銀行株式に質権を設定している。

当該売却処分の際の売却先は、第三者ではなく、他のファミリー企業である場合もあり、ファミリー企業グループ内で保有し続けたい不動産については余剰資金のある他のファミリー企業が買い取っていたものと思われる。

また、スルガ銀行は、第5で後述するB1社に対する本件担保解除決定のように、貸付先であるファミリー企業から質権設定を受けていたスルガ銀行株式会社についても、担保解除を行い、売却処分させた上でその売却代金を貸付債権の返済に充てさせることを行っている。

イ 貸付期間を延長する際の約定弁済方法や極度額の見直し

上記(1)ア及びイ記載のとおり、変更契約によって証書貸付の貸付期間又は当座貸越の貸越期間を延長する際に、それまでの元本返済方法が期限一括弁済となっていたものを分割弁済に変更したり(もともと、最終期限に残元本の大半を返済するスケジュールのものがほとんどである。)、当初から分割弁済だったものであっても貸付先のファミリー企業の当時のキャッシュフローの金額に合わせて、キャッシュフローが増えた場合に分割弁済の回数や1回の弁済金額を増やしたりしている例が多々見受けられる。また、当座貸越については、そのような約定弁済の履行によって融資残高が減ったことに伴い、貸越期間の延長の都度、極度額の金額を徐々に減らしていくことが行われている。

一方、貸付金回収のために貸付先のファミリー企業が保有する賃貸物件等の担保物件について売却処分を行わせた後等においては、当該ファミリー企業の賃料収入等によるキャッシュフローが減ったことを理由に、変更契約によって1回の弁済金額を減らしている例も少なくない。

基本的には貸付先の各ファミリー企業に対する融資残高を減らす目的で約定弁済を付しているものの、その約定弁済の条件は、当該ファミリー企業の余裕資金の範囲内でのみ弁済させることを前提としたものであり、当該ファミリー企業の事業等に不可欠な資産の処分をさせてまで契約上の期限内に返済させること⁴⁰を想定した条件ではない。その結果、当然、当該ファミリー企業は契約上定められた貸付期間内に借入金全額を完済することができず、上記(1)ア及びイ記載のとおり、1年ごとの貸付期間又は貸越期間の延長が、長期間にわたり、繰り返し行われてきたというのが実態である。

⁴⁰ 貸付先であるファミリー企業に対する融資実行時の稟議書の審査意見欄に「返済原資は資産処分により回収予定とする。」と記載されたものが数多くある。

3 ファミリー企業に対する融資に係る改善計画等

(1) 2002年3月頃のファミリー企業に対する融資状況

スルガ銀行は、2002年3月末時点において、ファミリー企業のうちA1社、A2社、A3社、B1社、C3社、C4社、D2社、D14社、D16社、D18社、D19社及びD20社の12社に対して合計1208億100万円の貸付債権を保有していた（第3第3項（1）記載の図参照）。

ファミリー企業に対する融資残高がこのような多額の金額に至った背景は、第3第3項（1）記載のとおりである。

(2) 特定管理先に係る改善計画

ア 改善計画の策定と実行

スルガ銀行は、ファミリー企業のうちスルガ銀行が直接貸付けを行っている先を「特定管理先」と定義し、第一に転貸資金を解消すること、第二に特定管理先の債務者区分を要注意先以上にランクアップすることを基本的な方針として、2005年2月に、2005年4月から2007年3月までを対象期間とする第一次改善計画⁴¹を策定し、また当該計画終了後も同じく上記二点を基本的な方針とする第二次改善計画（2007年4月から2012年3月までの5年間を対象とするもの）⁴²及び第三次改善計画（2012年4月から2015年3月までの3年間を対象とするもの）⁴³も策定した。

スルガ銀行は、2005年4月から2015年3月末までの10年間にわたり、これらの改善計画に基づき、特定管理先各社のキャッシュフローと債務償還能力から約定返済額を検証して極力返済期間の短縮化を進め、さらに所有資

⁴¹ 第一次改善計画は、特定管理先をその保有資産の性質から3種類に区分し、区分毎に集中的に改善していくことを内容としていた。具体的には、キャッシュフローが不足している会社に対する転貸融資が発生している債務者を第一区分とし、これについては転貸の解消と会社の処理を行うことを最重要課題としていた。また、不動産の含み損が多額であり、かつ、キャッシュフローによる返済が長期にわたる債務者を第二区分とし、これについては含み損の処理と同時に債務軽減を図ることで正常化を目指すことを目的とし、さらに、その他の債務者を第三区分としてランクアップを図ることを目的としていた。

⁴² 第二次改善計画は、第一次改善計画における積み残し課題の解決を主旨とするものであり、具体的にはD2社、B3社及びC3社の三社の保有資産（主に株式）の売却により借入金の返済を行うことを主たる内容としていた。

⁴³ 第三次改善計画は、B3社の債務者区分を「破綻懸念先」から「要注意先」にランクアップさせるために、A3社の保証部門をスルガ・キャピタルに譲渡させた上でA3社とB3社を合併させることと、B3社からD1社及びE社の各社に対する転貸を解消し、かつ、B1社からB3社に対する転貸を解消することを内容としていた。

産の処分等も行いながら融資残高を圧縮するとともに、転貸資金を解消するために特定管理先及びその転貸先を含むファミリー企業の合計総資産全体を圧縮することにより、特定管理先との取引改善を目指してきた。

その結果、第一次改善計画開始時点である2005年3月末時点での特定管理先に対する合計融資残高は861億5300万円だったが、第三次改善計画終了時である2015年3月末時点での特定管理先に対する合計融資残高は522億9600万円へと338億5700万円圧縮された。

スルガ銀行においては、取締役会、経営会議及び信用リスク委員会においても、半期毎の改善計画の進捗状況と特定管理先に対する融資状況についての報告が行われていた。

イ 改善計画の終了

スルガ銀行は、第一次から第三次までの改善計画によって転貸資金の減少と融資残高の圧縮をはじめとする相応の成果が得られ、所期の目標を達成できたとの判断に至ったこと等を理由に、2015年3月末の第三次改善計画の終了をもって改善計画を終了することにした。

改善計画の終了後は、取締役会、経営会議及び信用リスク委員会において特定管理先だけを切り出した形での報告は行われなくなり、その代わりに、改善計画終了当時の特定管理先であった10社のうち、「大口融資先上位先」に該当する6社（A1社、A2社、A3社、B1社、B2社及びC2社）については従前から行われていた「大口融資先上位先」報告の対象先の一部として、その他の4社（B3社、C1社、C3社及びC4社）については「大口融資先に準ずる先」として、他の法人融資先の融資状況と共に定期的に信用リスク委員会において報告されることになった。

(3) 特定管理先に係る融資審査及び債権管理の担当部署（経営企画部から審査部へ）

2002年以前は、特定管理先については、経営企画部が主導で管理を行っており、転貸の整理等のための新規貸出等に際し、資金使途や回収可能性等については経営企画部でチェックしていた。

その後、経営企画部は、特定管理先について、会社数の減少、総貸出額の圧縮及び不良債権の減少を基本目標とし、主導的に管理及び処理を進めてきた。特定管理先の管理は、本来であれば信用リスクの所管部署である審査部が担当すべきであるが、経営企画部は、特定管理先の窓口部署として各社から情報が得られやすく、資金の流れや関連性の面で踏み込んだ管理が可能であったため、ある程度

の整理統合ができるまでは経営企画部で一元管理を行うことが処理スキームを早期に進展させるために最も実効性のある管理手法であるとの認識のもと、経営企画部の主導的管理を継続的に実行していた。そのため、審査部及び審査部管掌取締役は、特定管理先の管理は経営企画部で行われており、処理スキームについても経営企画部で検証された結果であるという認識から、十分な議論を行ってこなかった。

スルガ銀行は、喜之助氏の指示により、2004年4月にZ1氏を審査部の審査第一部長に就任させ、Z1氏に審査部内で特定管理先の管理を行わせた。Z1氏は、それまでは経営企画部の企画部に在籍し、特定管理先の転貸状況や資金の流れについて解明する業務に従事していた。Z1氏を経営企画部から審査部内の審査第一部長に異動させることにより、融資関連部署の審査部と経営企画部の協力体制のもとで特定管理先に対する審査プロセス及び債権管理を行う体制を構築しようとしたものである。

Z1氏は2011年4月までの7年間審査第一部長を務めたが、Z1氏の異動後は、喜之助氏の指示により、経営企画部企画に在籍していたX1氏が審査第一部長に就任し、Z1氏の後任として特定管理先の管理を行っていた。

4 特定管理先の管理に関する実態

上記のとおり、特定管理先に対する審査及び債権管理を行う担当部署を経営企画部から審査部に変更した。しかしながら、上記経緯において、経営企画部企画から審査第一部に異動した審査第一部長が、特定管理先に対する審査及び債権管理を行い、実務慣行としては、他の法人融資先とは区別され、審査第一部長の上司である審査部長や審査管掌取締役の関与度は小さかった。具体的には、以下の通り、特定管理先については、審査第一部長が審査役を兼任して審査しており、かかる審査の内容に係る詳細な情報については、審査部長や審査部管掌取締役には共有されていなかった。

X1氏が審査第一部長を務めていた時期においては、X1氏は、喜之助氏（又は望月氏）の指示を受けながら、特定管理先の財務についての情報を入手し、特定管理先を含むファミリー企業側の担当者（Y2氏・Y3氏等、喜之助氏の指示を受けている者）と話し合いをして、ファミリー企業側と弁済等についての協議を行っていた。X1氏が審査第一部長であった当時の審査部長（Z3氏、柳沢氏）や審査担当取締役（内山氏、八木氏）は、X1氏に対してファミリー企業に関する情報の提供を積極的に求めることなく（柳沢氏については時々質問をすることもあったようである）、特定管理先に対する稟議書が回覧されてきた場合には、当該稟議内容について原則として詳細は聞かずに追認して承認していた。

その理由としては、当時審査部内においては、喜之助氏の意向により特定管理先を含むファミリー企業に関することは全て審査第一部長に任されているという認識があり、また、光喜氏や喜之助氏から明確な圧力があつたわけではないものの、人によっては、創業家と密接な関係がある融資先であることを忖度して特定管理先に関する稟議については口出しをすべきではないという意識もあつたことから、審査部管掌取締役や審査部長は、特定管理先に関する稟議事項については、ファミリー企業について最も詳しい審査第一部長に審査を任せていたという実態があつた。

なお、稟議書の添付される書類やその他の形式的な融資手続については、ファミリー企業と他の企業で同じルールを適用している。一方、資金使途や返済計画については、X 1氏を含め誰も喜之助氏からきちんとした説明を受けていない。

第5 2015年になされたファミリー企業に対する融資に係るスルガ銀行株式担保解除及び自己株式の取得

1 事実関係等

(1) 本件担保解除決定

2015年10月30日に下記に定義する本件担保解除決定がなされたが、かかる決定がなされる時点において、スルガ銀行は、B1社との間の2006年6月22日付け金銭消費貸借契約及びその変更契約に基づく貸付債権（以下「本件被担保債権」という。）を保有しており、その元本残高は88億3300万円であった。本件被担保債権の返済条件は、約定返済が3か月毎に2500万円、最終返済期限は2016年6月22日であった。

上記本件担保解除決定がされた時点で、スルガ銀行は、B2社に対して、貸付債権を保有しており、その元本残高55億5100万円であった。

このうち、B1社は、2015年9月末日時点においてスルガ銀行株式を172万6000株⁴⁴保有していたが、スルガ銀行は、うち171万株について、本件被担保債権の担保として徴求していた。また、後述の本件自己株取得において、B2社の保有していたスルガ銀行株式も取得の対象となったが、B2社は、2015年9月末日時点においてスルガ銀行株式を453万5300株保有していた。もっとも、これらの株式は、スルガ銀行に対して55億5100万円の貸付債権の担保として徴求されていなかった。

B1社との関係において、上記のスルガ銀行株式に加えて、スルガ銀行は、本件被担保債権について、B1社所有に係る駐車場、店舗建物、居宅建物及びその敷地について第一順位の根抵当権の設定を受けていたが、これらの不動産の処分見込み額は合計で10億6328万6000円⁴⁵にとどまっていた。当該時点における元本残高88億3300万円の大部分である51億1716万2000円は非保全の状況にあった。なお、かかる非保全金額（51億1716万2000円）は、本件被担保債権の債権残高である88億3300万円から、不動産の処分見込み額10億6328万6000円と株式担保に供されているスルガ銀行株171万株の2015年9月30日時点の時価（同日のスルガ銀行終値2216円で計算すると37億8936万円となる。）に70%を乗じて試算した26億5255万2000円を控除した金額である。

2015年10月30日、スルガ銀行は、B1社に対する本件被担保債権の担

⁴⁴ B1社の2015年9月期の決算書による。

⁴⁵ 各物件の時価評価額に担保掛目（75%）を乗じて計算される金額である。

保として差し入れられた同行株式171万株について、当該担保を解除する決定を行った（以下「本件担保解除決定」という。）。

なお、第4第3項（2）のとおり、スルガ銀行はファミリー企業のうち直接貸付けを行っている先を「特定管理先」と定義しており、B1社は特定管理先であった。また、本件担保解除決定時において、スルガ銀行の自己査定上の債務者区分において、B1社は、要注意先とされていた。

上記のように、本件担保解除決定の時点で、担保として差し入れられていたスルガ銀行株式の時価は37億円以上あったが、本件担保解除決定において、B1社によるスルガ銀行株式売却代金のうち、当該株式の担保差入時の時価の70%相当額である18億6492万6000円のみを回収することとされた。

当該決定の後、後述する自己株式の取得が実行され、B1社はスルガ銀行株式売却代金として41億2543万6000円を受領したにもかかわらず、本件被担保債権に係る債務の弁済に充当されたのは、そのうち18億6500万円にとどまった⁴⁶。その結果、本件被担保債権のうち、本来回収されるはずであった差額である22億6043万6000円分の債権が回収されなかった。

その後、株式売却代金の残額の22億6043万6000円の一部（12億円）は、自己株取得の直後に、B1社から他のファミリー企業（D2社）に流れ、ファミリー企業間の資金移動を経てP社からの借入れの返済に充当され、残りの部分のうち9億円は、その約2か月後にB1社から他のファミリー企業（D2社）に流れ、一定期間内にファミリー企業間の資金移動を経て、その一部は喜之助氏個人口座への送金に充当された。なお、本件自己株取得に際しては、B2社の保有していたスルガ銀行株式も取得の対象となり、かかる売却代金の一部についても、上記の22億6043万6000円とあわせて、ファミリー企業に流れている。

これらの事実は取締役等の責任判断に当たり重要な事実と考えられることから、以下詳述する。

ア 担保解除の条件

（ア） 売却代金の一部未回収

下記イ（ア）に記載のとおり、本件担保解除決定に係る稟議書（「本件担保解除稟議書」という。）には、スルガ銀行株式の売却代金より貸出金を回収する旨が記載されていた。もっとも、その回収金額は株式売却代金の全額ではなく、担保差入日時の「処分可能見込額」以上とすることが条

⁴⁶ 本件担保解除決定に係る稟議書における条件よりも7万4000円多く弁済に充当されている。

件として記載されていた。ただし、ここでいう「処分可能見込額」とは、担保差入れ時点（2006年3月28日時点）における時価の70%を意味しており、具体的な回収予定額としては18億6492万6000円⁴⁷としたい旨が記載されていた。

その結果、B1社は、2015年11月11日にスルガ銀行に対してスルガ銀行株式を売却し、売却代金として同月16日に41億2543万6000円を受領したが、本件被担保債権に係る債務の弁済に充当されたのは、そのうち18億6500万円にとどまり、22億6043万6000円は本件被担保債権に係る債務の弁済に充当されなかった。

(イ) 金融機関による担保解除に係る原則論

① 全額回収が原則であること

一般に、金融機関が自らの貸付債権を被担保債権として不動産や株式等を対象とした担保権の設定を受けている状況では、借入人は、原則として事実上金融機関の承諾を受けることなく担保物を売却することはできない。なぜならば、対象となっている不動産や株式等を譲渡するときに、担保権の負担付で譲渡されることになり、買い手も見つからないし、見つかったとしても処分価格が大幅に下落するためである。

もともと、裁判所の手続に従って担保権を実行するよりも、借入人が売買契約を締結して売却する方が高く売れることが期待できる等の事情で、実務上、具体的な売却を借入人が計画しているときに、金融機関が借入人による売却を認め、担保解除を承諾することはある。この場合、承諾により実現した売却の売却代金は、金融機関が把握していた担保価値が実現したものであるから、借入人が売却によって支払いを受ける売却代金は、被担保債権が全額弁済される金額に至るまでは、金融機関への弁済に充てられるのが原則である。

したがって、金融機関が担保解除に応じる場合には、売却代金を被担保債権に係る債務の全額弁済に至るまで充当することを条件として応じるのが原則である。

本件のように売却代金全額を弁済しても債務全額の弁済をできないにもかかわらず、売却代金全額を被担保債権に係る債務への弁済に充当

⁴⁷ 担保差入り日である2006年3月28日時点における株価1558円に171万株を乗じた金額の70%相当額。

することを条件とせずに担保解除に応じることは、把握していた担保価値を放棄するものである。かかる担保価値を放棄したとしても、担保物の売却後になお残る被担保債権の回収可能性が十分にあるのであれば、例外的に、売却代金全額を被担保債権に係る債務の弁済に充当することを条件とせずに、任意売却を承認することもあり得る。この場合は、代わりの担保を取ることが考えられるが、担保を取らない場合は、実質的に、その時点において、当該金額（債務の弁済に充当しなかった額）を新たに無担保で貸し付けるのと同じことであるから、与信判断として、かかる新規の無担保貸付けが認められるような状況でなければ、任意売却を承認することができない。すなわち、代わりの担保を取らないで、売却代金全額を弁済に充当することを条件とせずに担保解除する場合は、原則として、弁済に充当しないことを許容する金額と同額の無担保貸付けを認めるのと同様の与信判断が必要となる。

② 担保解除時点の売却代金全額を基準とすべきこと

本件担保解除稟議書においては、回収金額を担保設定時「処分可能見込額」、すなわち、担保設定時の時価に担保掛目70%を乗じた金額以上とすることを条件としている。

金融機関における担保設定の実務において、担保の目的物により保全される債権の額を検討するに際して、担保の目的物の種類によっては流動性の高低があること等から、目的物の種類によって、時価評価額から特定の割合（いわゆる「担保掛目」）を減額した金額をもって当該保全額の評価を行うことが一般的であり、上記の処分可能見込額も同様の趣旨と解される。

しかし、担保掛目は、あくまでも、債権保全を確実にすることを目的として、担保物の価格の変動等を考慮するための概念であり、実際に担保の目的物を処分する段階において、当該時点における目的物の価値を把握するための概念ではない。

そもそも、担保の目的物の売却代金は、そのまま債権回収に充当することが可能となるのであるから、担保解除の目的物から回収すべき金額は、担保の目的物を売却して得た金額の全額を基準にするべきであり、あえて担保設定時点に遡ってその時点で把握していた担保の時価に担保掛目を掛けた金額を基準とする合理的な理由は見当たらない。

(ウ) 本件担保解除決定における問題

以上を本件に当てはめると、本件担保解除稟議書には2015年9月30日時点におけるスルガ銀行株式の時価は2216円であることが記載されていた。仮にスルガ銀行株式171万株が、2015年9月30日時点の取引価額で売却されたと仮定した場合の売却代金は37億8936万円であり、スルガ銀行株式の価格変動を考慮しても、スルガ銀行としては、当該売却代金全額をもってしても、当時の本件被担保債権の元本残高88億3300万円の全額をB1社から返済を受けられないことは明らかであった。

したがって、スルガ銀行が担保解除を承諾するのであれば、本件担保解除稟議書に記載された18億6492万6000円ではなく、売却代金全額を本件被担保債権の弁済に充当することを条件にするべきであった。それにもかかわらず、18億6492万6000円のみを弁済することを条件に担保解除に同意するのであれば、売却代金から弁済を条件にした18億6492万6000円を控除した差額を貸し付ける場合と同様に返済可能性を検討し、その結果回収見込みが十分にある状況である必要があったと考えられる。

イ 本件担保解除決定の判断に至るプロセス

(ア) 回収額についての喜之助氏による指示

本件担保解除決定も、第4において述べたとおりのスルガ銀行におけるファミリー企業に係る与信管理としての担保解除の決定と同じ内部手続に則って行われた。

すなわち、まず、営業店である東京支店担当者によって稟議書が起案された後、役席者が「検印」欄に、支店長が「所属長」欄に、それぞれ押印する方法で承認された⁴⁸。その後、本件担保解除稟議書は審査部に送られた。審査部内の審査においては、本件がファミリー企業案件であることから、一般の法人顧客向けの融資案件では審査役による審査の過程を経て審査第一部長に回されるどころ、本件では、審査第一部長であるX1氏が審査役を兼ねて審査することとされた。

この段階で、喜之助氏からX1氏に対して、「担保差入れ日時の処分可能見込み額以上を回収する」旨の具体的な指示があった。X1氏は、かかる

⁴⁸ もっとも、この稟議書の内容は、通常の法人融資の稟議とは異なり、スルガ銀行の東京支店担当者がB1社から要請を受けて作成したものではなく、X1氏が喜之助氏やB1社から連絡を受け、その内容を東京支店担当者に伝えた上で稟議書の作成を依頼したものであった。

指示を受けて本件被担保債権の債務者である B1 社及びその転貸先の資産状況について実質的な検討をした結果、B1 社は総じて資産超過の状況にあり、担保解除にかかわらず回収を一部にとどめることについても問題はないものと結論付け、本件担保解除稟議書に、喜之助氏の意向を反映させて、大要、以下の意見と条件を記載した。

① 意見

B1 社が保有するスルガ銀行株式を売却し、売却代金により貸出金を回収する。回収額は、171万株に担保差入日である2006年3月28日の価額（1株1558円）を乗じた金額の70パーセントに相当する18億6492万6000円としたい。

② 条件

担保差入日時の処分可能見込額以上を回収のこと。

(イ) 稟議書の承認

上記の内容が記載された稟議書が、審査役及び審査第一部長を兼ねる X1 氏及び審査部長である柳沢氏の承認を経た後、審議会の構成員に回覧され、かつ、押印された後、経営会議の構成員に回覧された。

B1 社は個社別与信残高が10億円超の法人顧客であるため、経営会議の決裁が必要となるところ、当時の常勤取締役で経営会議の構成員であった光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、八木氏及び柳沢氏が本件担保解除稟議書に押印して当該稟議を承認したことにより、経営会議の構成員の過半数による承認が得られたものとして、当該稟議事項は経営会議の書面決裁を得たため、その他の経営会議構成員には稟議書は回覧されなかった。

なお、当該稟議書の内容について、当該稟議書に押印した者から異論や意見が付されることはなかった。

ウ 担保解除の判断にあたり確認すべき事項

前述のとおり、担保解除に同意して全額の弁済を受けない例外的な場合の判断に際しては、新規の貸付けと同様に被担保債権の回収可能性が重要な考慮要素となる。回収可能性の検討に当たっては、(ア) 本件被担保債権の債務者である B1 社の資産状況の確認、(イ) 担保解除の目的、すなわち、売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充当されない金額の資金用途の確認及び(ウ) 本件被担保債権の返済計画の確認が必要になると考える。本件担保解除を承認するか否かを判断する取締役及び執行役員は、これらの(ア) B1 社の資産状況、(イ)

担保解除の目的（担保解除により B1 社が得た資金の合理的な資金使途）及び（ウ）返済計画を確認したうえで判断する必要があった。

以下、かかる義務違反の有無の検討の前提として、担保解除の判断の時点において、客観的状況から見て、当時、B1 社からの返済可能性が十分であったのかについて、上記（ア）ないし（ウ）の観点より、検討する。

（ア） 資産状況

まず、2015年3月末現在⁴⁹において、B1 社は20億4459万3830円の資産超過の状況にあった。もっとも、形式的に資産超過であったとしても、当該資産の換価可能性が現実的なものでなければ、結局、被担保債権は回収されずに損害が生じる。

また、本件被担保債権については、第5第1項（1）で述べたとおり、本件担保解除決定の当時、質権の設定を受けていたスルガ銀行株式のほか、同社所有に係る駐車場、店舗建物並びに居宅建物及びその敷地について第一順位の根抵当権の設定を受けていた。もっとも、これらの不動産の処分見込み額は合計で10億6328万6000円にとどまっており、当該時点において、元本残高88億3300万円の大部分である51億1716万2000円が非保全であるという状況にあった。

以上の状況からすれば、担保解除の判断にあたっては、当時入手し得た最新の決算書において資産超過であるとの事実のみに依拠することなく、被担保債権の回収可能性の観点から、資産状況を確認するという視点が必要となる。

そこで、以下に、本件担保解除決定当時における根抵当権の対象となっている不動産以外の B1 社の主たる資産の状況を整理することとする。

- ① B3 社に対する短期貸付金（簿価48億800万円）
- ② A1 社の株式（簿価19億4620万8600円、時価34億4800万円⁵⁰）
- ③ A2 社の株式（簿価6億6033万円、時価4億7800万円⁵¹）

このうち、①の B3 社に対する短期貸付金については B3 社の資産が引当てとなるため、B3 社の資産状況についてさらに検討する。

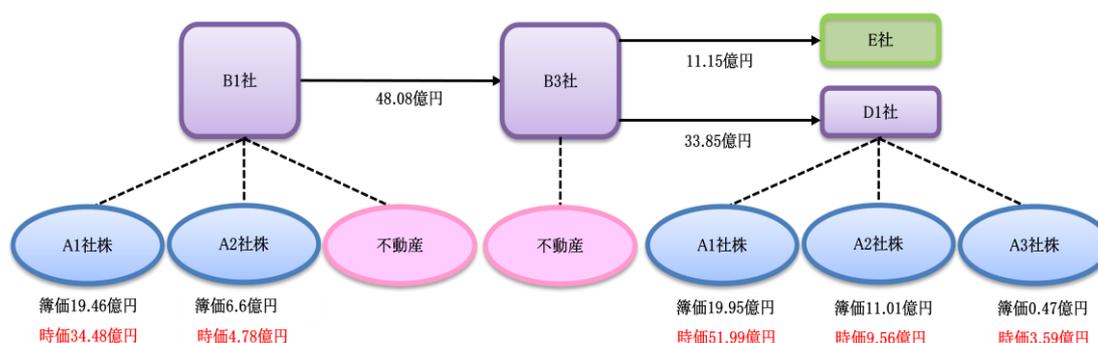
⁴⁹ 本件担保解除稟議書が作成された時点における B1 社の終了済事業年度は2015年9月期であるものの、当該時点においてスルガ銀行は B1 社の2015年9月期の決算書を手に入れていなかった可能性があることに鑑み、その前の事業年度である2015年3月期の B1 社の決算書の記載内容を基準とした。

⁵⁰ スルガ銀行による2015年9月末時点における A1 社株式の時価評価（株式の持合いは考慮しないものとする。以下同じ。）により1株27万3621円として計算した金額である（10万の位を四捨五入）。

⁵¹ スルガ銀行による2015年9月時点における A2 社株式の時価評価により1株47万7799円として計算した金額である（10万の位を四捨五入）。

- ・当時⁵²における B3 社の主要な資産には、D1 社に対する短期貸付金（簿価 33 億 8500 万円）、E 社に対する貸付金（簿価 11 億 1500 万円）、F2 美術館及びスルガ銀行清水駅支店が入居するビル等の不動産が含まれていた。
- ・B3 社の転貸先である D1 社の当時⁵³における主要な資産には、A1 社の株式（簿価 19 億 9500 万円、時価 51 億 9900 万円⁵⁴）、A2 社の株式（簿価 11 億 55 万円、時価 9 億 5600 万円⁵⁵）、A3 社の株式（簿価 4691 万 2000 円、時価 3 億 5900 万円⁵⁶）が含まれていた。
- ・B3 社の転貸先である E 社は若干の現金及び美術品を保有するのみで資力が無く E 社に対する貸付金の回収可能性は認められない。
- ・B3 社が保有する主要な不動産についても、スルガ銀行が B3 社に対して保有する債権を被担保債権とする担保設定契約の対象となっているため、B1 社の B3 社に対する債権の回収原資にはならないと考えられる。

以上の B1 社を起点とする各社の資産状況を図⁵⁷に表すと、以下のとおりとなる。



もともと、(i) B1 社の保有する A1 社株式及び A2 社株式の時価評価額及び (ii) B3 社の転貸先である D1 社が保有する A1 社、A2 社及び A3 社の三社の株式の時価評価額に鑑みれば、本件被担保債権は十分保全されて

⁵² 本件担保解除稟議書が作成された時点における B3 社の直近の終了済事業年度は 2015 年 9 月期であるものの、当該時点においてスルガ銀行は、B3 社の 2015 年 9 月期の決算書を入手していなかった可能性があることに鑑み、その前の事業年度である 2014 年 12 月期の B3 社の決算書の記載内容を基準とした。

⁵³ 本件担保解除稟議書が作成された時点における D1 社の直近の終了済事業年度である 2014 年 10 月期を基準とした。

⁵⁴ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A1 社株式の時価評価（株式の持合いは考慮しないものとする。以下同じ。）により 1 株 27 万 3621 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵⁵ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A2 社株式の時価評価により 1 株 4 万 7779 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵⁶ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A3 社株式の時価評価により 1 株 4 万 8949 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵⁷ 図中の金額は 10 万の位を四捨五入した金額である。

いるとの評価が有り得る。

すなわち、A1社、A2社及びA3社の3社は、当時において、スルガ銀行株式を保有しているほか、スルガ銀行の店舗不動産等の不動産を保有する等、価値のある資産を保有しており、1株当たりの純資産額は大きいことは疑いない。

しかしながら、これら3社の株式はいずれも譲渡制限付株式であり流動性がなく、ファミリー企業以外に買い手が見つかるものではない。また、これらの会社は、いわゆる資産管理会社ではなく、直ちに解散して株主であるB1社やD1社が純資産額相当の対価を得られる見込みは乏しく、むしろ、本件被担保債権の当時の返済期限であった2016年6月22日までに、B1社やD1社がこれらの株式を換価処分することは現実的ではなかったというべきである。したがって、上記3社の株式の時価評価額が高かったことを理由に、本件被担保債権が十分保全されていると評価することはできない。

なお、相応の期間をかければ、上記3社の株式を換価処分して本件被担保債権を返済することが全く不可能ではなかったという見方もないわけではない。

しかし、当然無期限の返済が許容されるものではない以上、本件担保解除決定の時点における本件被担保債権の回収可能性については、返済期限であった2016年6月22日までに返済されることが現実的にあり得るかどうかを基準として検討すべきであった⁵⁸。B1社については当時すでに当初の返済期限以降、毎年返済期限の延長を繰り返しており、スルガ銀行において実質的に長期の貸付けと同視していた可能性があるが、B1社の2015年9月期（6ヶ月決算）の売上高が約2億7000万円で、営業利益が約2400万円であり⁵⁹、その事業において、本件被担保債権に係る借入額と比して、非常に小さな売上高や利益しか上げられていなかったことからすると、営業キャッシュフローから返済できた見込みは乏しく、上記のとおり、確実に換価できる資産もなかったことから、合理的な期限の利益を付与した長期貸付けと同視することも妥当ではなかった（当時の約定返済の条件であった毎年1億円の約定返済のペースでは60年以上かかるものであり、合理的な期間とは到底いえない。）。

⁵⁸ 短期貸付の期限延長を繰り返す融資は実務上存在する。もっとも、期限毎に、都度返済可能性を確認することが前提になっており、返済計画等を確認していない状況で、現実の処分が非常に困難な資産価値を捕捉しているのみで、返済可能性が認められる、あるいは十分であるとはいえない。

⁵⁹ B1社の2015年9月期の直前の3事業年度の売上高及び営業利益は、次のとおり、2013年8月期の売上高は4億6100万円で、営業損失が8800万円、2014年8月期の売上高は6億400万円で、営業利益が1億300万円。2015年3月期（7か月決算）の売上高は2億3400万円、営業損失が5300万円であった（いずれも100万円以下は切捨て）。

以上の検討に鑑みれば、本件担保解除稟議書に記載された被担保債権の返済期限である2016年6月22日60までに、B1社又はその転貸先が保有する株式から評価額どおりの回収がなされる可能性は極めて低い状況にあったものである。

以上のとおり、本件担保解除決定当時における客観的なB1社の資産状況に照らした被担保債権の回収可能性は、十分であるとはいえなかった。

なお、当委員会のヒアリングに対して、本件担保解除稟議書を承認した取締役等の一部から、B1社単体の資産状況からは回収可能性が認められないとしても、ファミリー企業を全体として評価すれば回収可能である旨の説明もあったが、関連企業といえども保証や債務引受け等の法的措置が講じられていない限り、法的に回収が担保されていることにはならない。他のファミリー企業の資産を根拠として回収可能性を認めることはできず、上記の説明に合理性はないものとする。

(イ) 担保解除の目的

一般に、担保解除による株式の売却代金が、他の資産や収益事業に充てられない場合には、被担保債権の引当てとなる財産が減少し、その結果、被担保債権が回収されず損害が生じ得る。

したがって、担保解除の判断にあたっては、担保解除の目的、具体的には売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充当されない金額の用途の確認が重要となる。この点、当該用途がその後の返済につながるものであれば、被担保債権の返済可能性を高めることにつながるといえる。

本件においては、結果としては後述のとおり、P社への他のファミリー企業の返済に充当することを目的として、他のファミリー企業(D2社)への転貸に用いられていたところ、かかる資金用途は返済可能性を高めることにはつながらない。

(ウ) 返済計画

一般に、担保解除により、従来担保により保全されていた部分が保全されなくなることになるため、その部分について具体的な返済計画を確認しなければ、回収が困難となるおそれがある。

本件担保解除決定の時点において、B1社は、本件担保解除決定を受けた明確な本件被担保債権の返済計画の変更案をスルガ銀行に対して提示

60 本件担保解除稟議書付属資料3 融資明細表参照

していたわけではなかった。

(エ) 小括

以上のとおり、本件担保解除決定の当時、①資産状況、②担保解除の目的及び③返済計画の有無を考慮しても、客観的に B1 社における本件被担保債権の返済可能性が十分にあったとは到底いえない。

(2) 本件自己株取得決議

本件担保解除決定から 11 日後の同年 11 月 10 日、スルガ銀行では、同日開催の取締役会において、以下の要領で自己株式の取得を行う議案を、出席した取締役⁶¹の全員一致で承認可決した（以下「本件自己株取得決議」という。）。当該議案は、喜之助氏の指示により経営管理部により稟議書が作成され付議されたものである。

① 目的

資本効率の向上による株主への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な資本政策を実施する。

② 取得する株式の総数

650 万株

③ 取得する株式の種類

普通株式

④ 取得価額の総額

160 億円

⑤ 取得日

2015 年 11 月 11 日

⑥ 取得の方法

終値取引による。一部については、東京証券取引所が提供するオークション時間外の立会外取引である「ToSTNeT 取引 (Tokyo Stock Exchange Trading NeTwork System)」(以下「ToSTNeT 取引」という。)を利用する。売り手及び買い手に制限はなく、約定方法は時間優先であり先着順となる。

この ToSTNeT 取引のうち、スルガ銀行が使った ToSTNeT-2 は、通常のオークション時間の開始前の時間帯に注文を出し、前日の終値で取引を行う取引

⁶¹ 光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、内山氏、灰原氏、八木氏、成毛氏、安藤氏及び大石氏の 11 名である。

手法である。この ToSTNeT-2 による買付けは、全ての株主に売却の機会を付与しているものであるが、実態としては、実質的には市場外で合意された大口の取引の実行の手段として利用されることもある取引形態であり、スルガ銀行では過去に1度しか用いたことのない取引手法であった。本件においても、スルガ銀行が買付けを公表した650万株は、当時の東京証券取引所でのスルガ銀行株式の1日当たりの出来高を大幅に上回る株式数であった⁶²。

このように、取得総額の規模や取得期間を1日に限定していることに照らすと異例の議案であったにもかかわらず、当該取締役会において、当該議案の当否について踏み込んだ議論がされることはなかった。

(3) 本件自己株取得の実施

同年11月11日、スルガ銀行は、本件自己株取得決議に基づき、ToSTNeT取引により、スルガ銀行株式を取得した（以下「本件自己株取得」という。）。具体的には、スルガ銀行は、買付を行った2015年11月10日のオークション時間の終了後に、翌日に ToSTNeT-2 による自己株取得をすることを取引所の適時開示システムを利用して公表し、同月11日の午前9時のオークション時間の開始前に、自己株式の買付けの注文を出した。

B1社とB2社は、喜之助氏の指示によりこの買付に応じ、その結果、スルガ銀行は、同日午前8時20分から午前8時45分の間に、前日の終値2407円で、合計596万4000株の自己株式を総額143億5600万円で取得した。

なお、このようにB2社もB1社と同様に本件自己株取得に応じてその保有するスルガ銀行株式を売却したが、上記第1項（1）記載のとおり、B2社の保有していた株式は、スルガ銀行の担保に入っていたものではなかった。

(4) 売却代金の流れ

2015年11月16日、B1社は、スルガ銀行株式の売却代金として41億2543万6000円を受領した。また、同日、B2社は、スルガ銀行株式の売却代金として105億5332万9500円を受領した。

同月26日、B1社は、スルガ銀行に対して、同行に対する借入金の返済として18億6500万円を支払った。また、同日、B2社は、スルガ銀行に対して、同行に対する借入金の返済として3億円を支払った⁶³。

⁶² スルガ銀行においては、自己株式取得も過去に5回実施したのみであり、定期的に行っていたという状況ではなかった。

⁶³ B2社が受領した売却代金と比較すると少額にすぎないが、B2社株式は担保の対象ではなかったことから、スルガ銀行はB2社に対してあくまでも任意での弁済を求めることしかできなかったと考えられる。

売却代金の残額（合計 1 2 5 億 1 3 7 6 万 5 5 0 0 円）の一部については、以下のとおり処理されている。

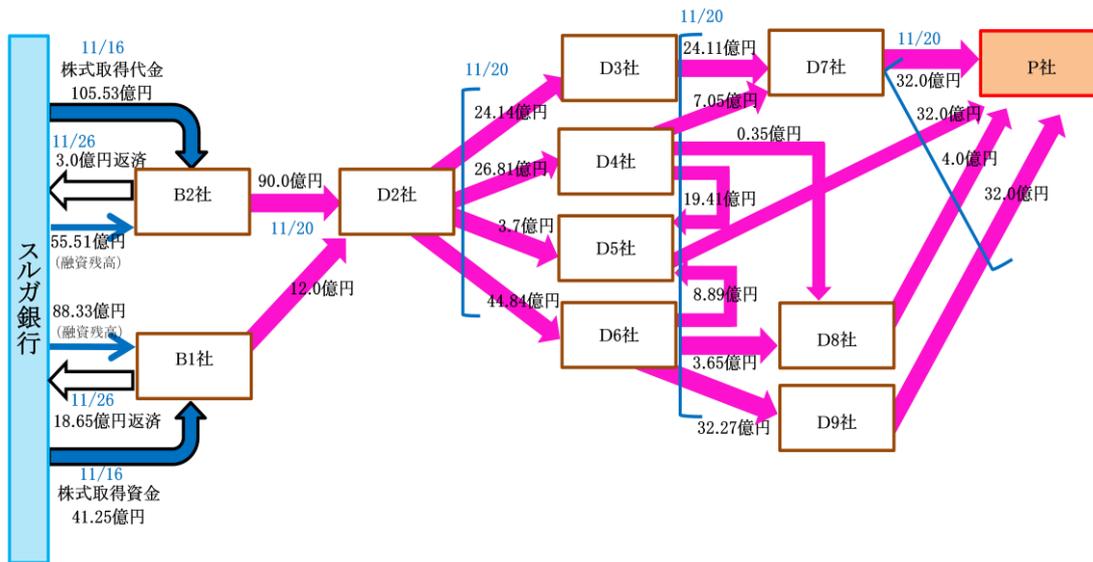
ア P 社に対する債務の弁済

当時、D7 社、D5 社、D8 社及び D9 社の各社は P 社に対して、それぞれ 3 2 億円ずつの債務を負担していたところ、同年 1 1 月 2 0 日、B1 社及び B2 社を起点とし、D2 社から複数のファミリー企業を経由して P 社を終点とする以下の送金が実行された（1 0 0 万円未満は切り捨て）。かかる送金は、喜之助氏の指示の下、D7 社、D5 社、D8 社及び D9 社の P 社に対する債務の弁済のために、当時各ファミリー企業の財務を担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏らによって実行されたものである。

- ① B2 社から D2 社への 9 0 億円の送金
- ② B1 社から D2 社への 1 2 億円の送金
- ③ D2 社から D3 社への 2 4 億 1 4 0 0 万円の送金
- ④ D2 社から D4 社への 2 6 億 8 1 0 0 万円の送金
- ⑤ D2 社から D5 社への 3 億 7 0 0 0 万円の送金
- ⑥ D2 社から D6 社への 4 4 億 8 4 0 0 万円の送金
- ⑦ D3 社から D7 社への 2 4 億 1 1 0 0 万円の送金
- ⑧ D4 社から D7 社への 7 億 5 0 0 万円の送金
- ⑨ D4 社から D8 社への 3 5 0 0 万円の送金
- ⑩ D4 社から D5 社への 1 9 億 4 1 0 0 万円の送金
- ⑪ D6 社から D5 社への 8 億 8 9 0 0 万円の送金
- ⑫ D6 社から D8 社への 3 億 6 5 0 0 万円の送金
- ⑬ D6 社から D9 社への 3 2 億 2 7 0 0 万円の送金
- ⑭ D7 社から P 社への 3 2 億円の送金
- ⑮ D5 社から P 社への 3 2 億円の送金
- ⑯ D8 社から P 社への 4 億円の送金
- ⑰ D9 社から P 社への 3 2 億円の送金

以上の本件自己株取得の代金が P 社に送金されるまでの資金の流れを図⁶⁴に表すと、以下のとおりとなる。

⁶⁴ 図中の金額は 1 0 0 万円未満を切り捨てた金額である。



イ 2016年1月以降の送金

さらに、2016年1月15日から4月28日にかけて、本件自己株取得の代金を受領したB1社及びB2社を起点として、B2社からD2社に11億円、B1社からD2社に9億円の合計20億円が送金され、そこからファミリー企業の口座間を送金された。その過程において、喜之助氏の口座に対する送金と、喜之助氏の口座からファミリー企業口座に対する送金も繰り返し行われた。この送金の結果、喜之助氏の借入先であるファミリー企業が変わっていることからすると、当該送金は、喜之助氏の指示により、実質的に喜之助氏のファミリー企業に対する債務の借換えを行うことを一つの目的として行われた可能性があると考えられる。ただし、本件担保解除決定の時点で、かかる喜之助氏の口座への出入金までが予定されていたか否かは不明である。また、なお、当該期間において本件自己株取得の代金が送金されたとみられるファミリー企業と喜之助氏の口座の間の出入金については、喜之助氏に対する送金額の方が喜之助氏から送金された金額よりも1億9000万円程度上回っているが、喜之助氏の口座の出入金の理由等も不明であり、上記期間の前後の期間において喜之助氏とファミリー企業間で行われている送金と上記自己株の取得の売却代金を原資とする送金の区別が明確にできないことを考えると、この分について喜之助氏が利得を得たとは必ずしも認定できず、この点についてはこれ以上の調査は困難であった。

ウ 小括

以上のとおり、スルガ銀行は、本件担保解除決定当時、B1社に対して88億3300万円⁶⁵、B2社に対して55億5100万円、合計143億8400万円の融資残高があったにもかかわらず、本件自己株取得による株式売却資金からスルガ銀行が回収した融資金は、B1社から18億6500万円及びB2社から3億円の合計21億6500万円にとどまり、残額については、複数のファミリー企業を経由した上で、P社及び喜之助氏に送金されるなどしたまま未回収となっている。

特にB1社については、本件担保解除決定に基づきスルガ銀行株式171万株について設定していた担保を解除したにもかかわらず、当該株式の売却代金として受領した41億2543万6000円のうち、同社に対する融資の回収に充当された金額は18億6500万円にとどまる。

エ 補足

上記のとおり、本件自己株取得により、スルガ銀行株式の売却代金として、B1社に対して41億2543万6000円を、B2社に対してスルガ銀行105億5332万9500円が支払われている。本件自己株取得を実質的に決定した喜之助氏の目的は、株主還元等ではなく、P社への返済等が目的であった。かかる決定を行った喜之助氏及びかかる目的を知って自己株式の取得に賛成した取締役については、善管注意義務違反ないし忠実義務違反に該当する可能性がある。

このように、本件自己株取得は、主たる目的を秘して、株主還元名目で取締役会の承認を得て実行された不明朗なものであるが、スルガ銀行は対価としてスルガ銀行株式をToSTNeT取引により時価（前日の終値）で取得しているため、自己株式の取得自体による損害その他の損害はスルガ銀行に認められない⁶⁶。

2 取締役等の関与の態様と認識

(1) 柳沢氏

⁶⁵ 本件担保解除稟議書による。

⁶⁶ そのため、当委員会では、本件自己株取得決議につき独立して取締役及び執行役員の善管注意義務違反ないし忠実義務違反の有無についての検討は行わなかった。

柳沢氏は、本件担保解除決定の当時、取締役ではなかったものの、執行役員審査部長として、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、(ア) B1 社の資産状況、(イ) 担保解除の目的及び (ウ) 返済計画について十分に確認することなく、本件担保解除稟議書を承認した（詳細は第 9 において述べる。）。

(2) 八木氏

八木氏は、本件担保解除決定の当時、審査部管掌取締役の役職にあり、経営会議の構成員として、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、(ア) B1 社の資産状況、(イ) 担保解除の目的及び (ウ) 返済計画について十分に確認することなく、本件担保解除稟議書を承認した（詳細は第 9 において述べる。）。

(3) 望月氏

望月氏は、本件担保解除決定の当時、専務取締役の役職にあり、経営会議の構成員として、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、(ア) B1 社の資産状況、(イ) 担保解除の目的及び (ウ) 返済計画について十分に確認することなく本件担保解除稟議書を承認した（詳細は第 9 において述べる。）。

さらに、同氏は、本件自己株取得の担当役員として事前に喜之助氏から相談を受けて B1 社及び B2 社が応募することを認識しながら、特に異論を唱えることなく、本件自己株取得に係る議案を承認した。

(4) 白井氏

白井氏は、本件担保解除決定の当時、代表取締役専務の役職にあり、客観的状況からすると B1 社からの返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、経営会議の構成員として、(ア) B1 社の資産状況、(イ) 担保解除の目的及び (ウ) 返済計画について十分に確認することなく、本件担保解除稟議書を承認した（詳細は第 9 において述べる。）。

(5) 喜之助氏

喜之助氏は、本件担保解除決定の当時、代表取締役副社長の役職にあり、客観

的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、X1 氏に指示をして自らの意向を反映させた稟議書を作成させ、経営会議において担保解除の承認を得させた。

また、同氏は、本件自己株取得においては経営管理部に指示をして自らの意向を反映させた議案を作成させ、本件自己株取得につき取締役会における決定をさせた。

さらに、同氏は、ファミリー企業の担当者に対して指示をして、ファミリー企業が借入れをしていた P 社への返済を含む送金を実施させた。

(6) 光喜氏

光喜氏は、本件担保解除決定の当時、代表取締役社長の役職にあり、経営会議の構成員として、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、(ア) B1 社の資産状況、(イ) 担保解除の目的及び(ウ) 返済計画について十分に確認することなく本件担保解除稟議書を承認した(詳細は第 9 において述べる。)

なお、光喜氏が、本件担保解除決定に係る稟議の時点で本件自己株取得について認識していたとは認められない。

(7) X1 氏

X1 氏は、本件担保解除決定の当時、審査第一部長の役職にあり、ファミリー企業案件においては審査役も兼ねる立場にあったことから、本件についての実質的な審査を行った。

同氏は、喜之助氏の指示を受け、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、資産に余力があるため回収可能であることを前提とした意見と条件を本件担保解除稟議書に記載したものである。

この点、X1 氏は、担保解除後の回収可能性について B1 社の転貸先の資産状況等も踏まえて実質的な検討を行った結果、B1 社の資産に余力があるため回収可能であると認識していたと説明しているが、その検討結果や判断の当否について、同氏の上席である柳沢氏や八木氏に対して報告ないし相談したことはなかった。

第6 F1 美術館への寄付を名目としたファミリー企業への資金融通

1 F1 美術館への寄付の決定・実行

スルガ銀行は、光喜氏が代表理事を務める一般財団法人である F1 美術館に対して、2012年以降、取締役会の承認決議を経て、以下の寄付を行っていた。

	取締役会承認決議日	金額 ⁶⁷	用途
(1)	2012年4月26日 (第1回)	15億円	F1 美術館の耐震等改修工事及び当該工事に伴う付帯費用として9億円並びに建物購入費用として6億円
(2)	2013年8月2日	4億円	F1 美術館の本館追加工事費用として1億3000万円、第2新館の改装費用として1億円、展示関係工事費用として1億円、不動産取得税等の租税公課として3500万円及びその他運営費用として3500万円
(3)	2014年3月20日 (第2回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻 8 点の購入費用
(4)	2014年9月25日 (第3回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻 35 点の購入費用
(5)	2015年3月19日 (第4回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻 5 点のほか合計 350 点の購入費用
(6)	2015年9月17日 (第5回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻 9 点のほか合計 13 点の購入費用
(7)	2015年9月17日	3500万円	F1 美術館の増加運営費用
(8)	2016年3月17日 (第6回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻 15 点の購入費用
(9)	2016年3月17日	3500万円	F1 美術館の増加運営費用
(10)	2016年9月15日	3500万円	F1 美術館の増加運営費用
(11)	2016年12月20日 (第7回)	6億円	彫刻家 S2 作の彫刻、石膏及びブロンズ等 13 点のほか合計 96 点の購入費用
(12)	2017年3月16日	3500万円	F1 美術館の増加運営費用

⁶⁷ 第6における金額は、1万円未満の端数を切り捨てて表記するものとする。なお、2017年6月21日付けの取締役会承認決議に基づき実行された寄付（第8回寄付）の1万円未満の端数を切り捨てる前の金額は5億6200万8000円であり、本調査報告書において、寄付により発生した損害に関連する検討を行う場合には当該金額を用いるものとする。

(13)	2017年6月21日 (第8回)	5億6200 万円	「F3美術館」と「dエリア」第1駐車場の取得費用
(14)	2017年9月14日	9100万円	運営費用として3000万円並びにF3美術館取得関連費用及び運営費用として6100万円
(15)	2018年3月16日	1億1541 万円	警備費用増加分(半期)及び企画展経費等として3630万円、F3美術館の管理経費及び企画展経費等として2210万円並びに美術品(写真等)の購入資金として5701万円

これらの寄付は、工事等の費用や運営費用の支払を目的とした寄付と、美術品や不動産の取得を目的とした寄付に分けられる。

上記の表に記載のある15回の寄付(複数回に分けて支出がされたこともあるが、これらは1回とする。)のうち、(1)のうち9億円分、(2)、(7)、(9)、(10)、(12)、(14)及び(15)が前者に該当する。F1美術館の運営は、一般的な美術館の運営と同様に、利益を出すことが容易ではなく、赤字であり、これらの寄付は、運営費用や建物の補修工事の費用等、F1美術館側の資金需要に応じて行われた。

一方、これら以外の寄付、すなわち(1)のうち6億円、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(11)及び(13)の8回の寄付(以下、順に、「第1回寄付」、「第2回寄付」・・・「第8回寄付」といい、これらを総称して「本件寄付」という。)については、概ね半年に1度の頻度で、F1美術館に対して6億円(第8回は、5億6200万円)の寄付がなされている。

本件寄付のうち第1回寄付から第6回寄付において、F1美術館は、美術品や不動産をファミリー企業の一つであるE社から購入した⁶⁸が、多くの場合、E社は他のファミリー企業より、美術品や不動産を取得し、F1美術館より支払われた売買代金をその支払に充てており、全体としては、数回の例外を除くと、本件寄付の実施からごく短期間の間に、かかる美術品や不動産の売買を通じてB1社及びB3社等のスルガ銀行から借入債務を負っていたファミリー企業に資金が流れ、B1社やB3社等がスルガ銀行に対する借入れの返済を行っていた。

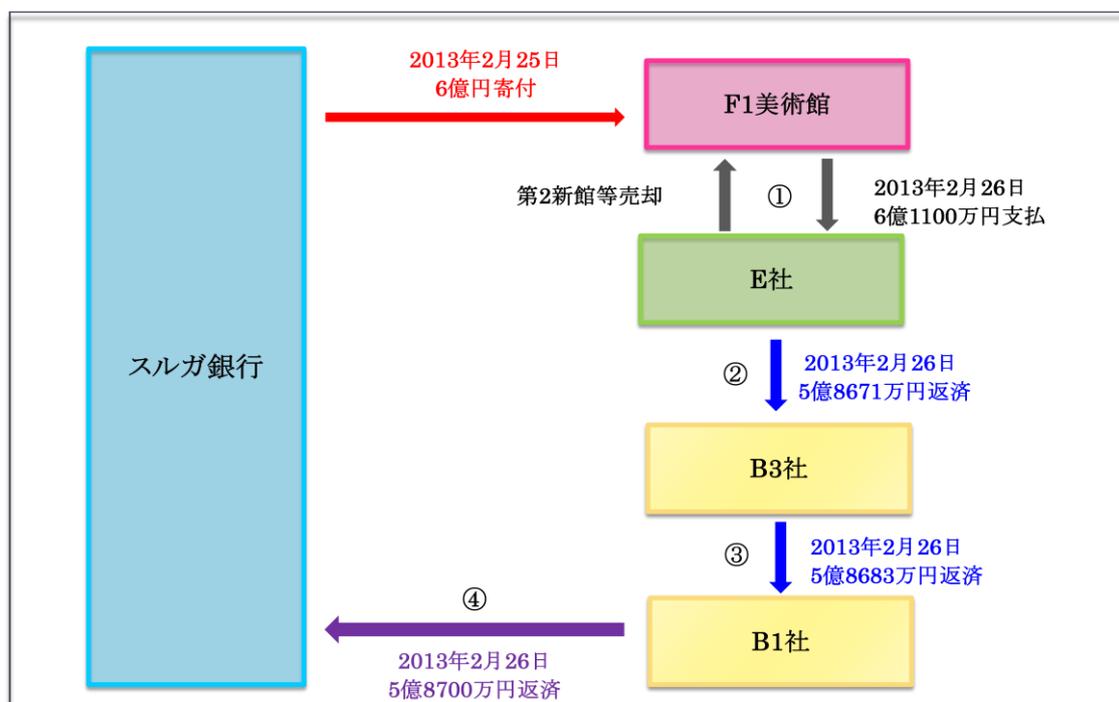
第7回寄付及び第8回寄付においては、E社が清算してしまっていたため、F1美術館がB1社及びB3社より直接美術品を購入し、短期間のうちに、第7回においてはB2社から、第8回においてはB1社とB3社からスルガ銀行に対する借入れの返済がなされている。本件寄付の各回の資金の流れについては、具体的には、次の2記載のとおりである。

⁶⁸ 関係者のヒアリングにおける供述によると、F1美術館の外部監査等の理由で、美術品の売買の実績のあるE社を通した方がよいという事情があった。

2 8回の寄付の資金の流れ

(1) 第1回寄付について

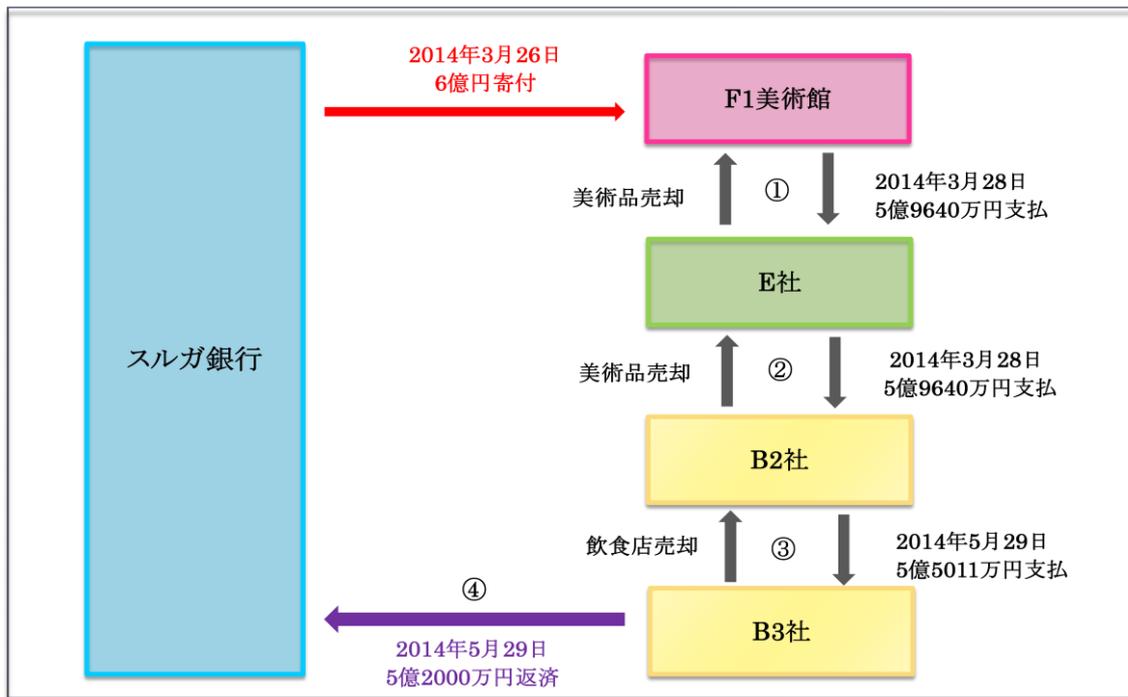
第1回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社よりF1美術館の第2新館等の不動産（F1美術館がE社から賃借して使用していたもの）を購入して寄付実行日の翌日にE社に対して6億1100万円を支払い、②同日、E社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済としてB3社に5億8671万円を支払い、③同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に5億8683万円を支払い、④同日、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として3億9700万円、2011年10月31日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2000万円及び2012年9月14日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1億7000万円の合計5億8700万円をそれぞれ支払っている。第1回寄付の実施から④の弁済までの期間は、わずか1日であった。（下記の図参照）。



(2) 第2回寄付について

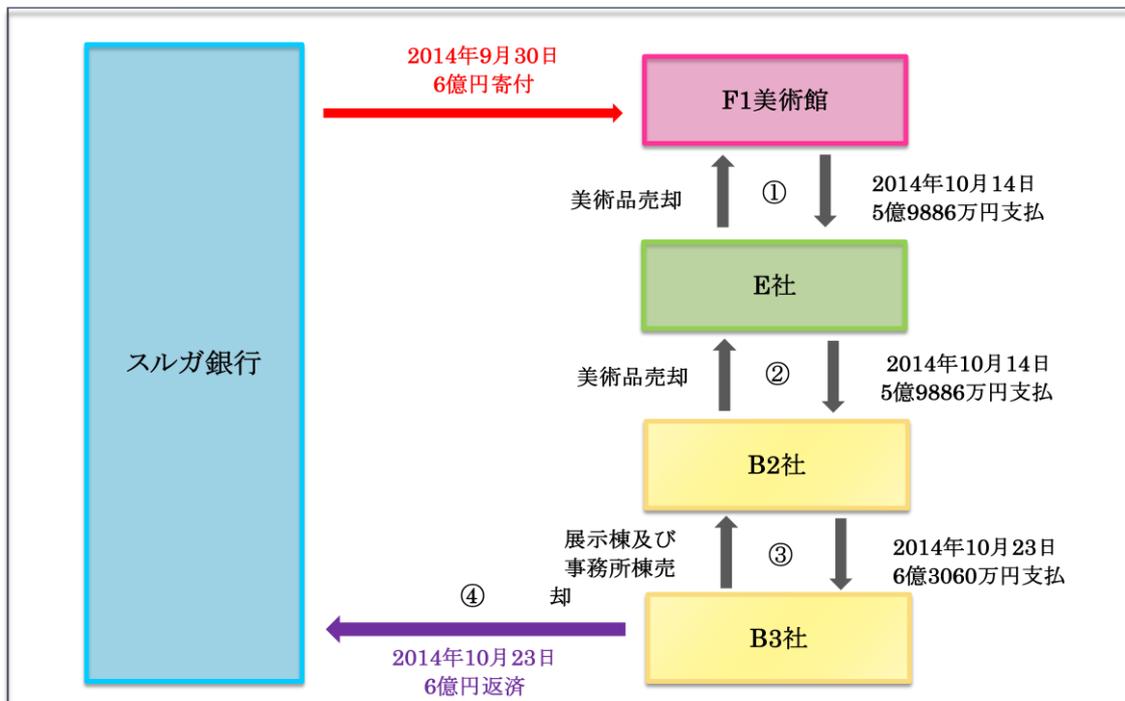
第2回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品8点を購入して寄付実行日の2日後にE社に対して5億9640万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品をB2社より購入してB2社に同額を支払い、③約2か月後の2014年5月29日に、B2社が飲食店（F2美術館の飲食店a）をB3社から購入し、代金として5億5011万円をB3社に対して支払い、④同日、B3社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5億2000万円を支払っている。

なお、上記の飲食店の売買の価格算定において、スルガ銀行は、不動産鑑定士の選定について関与しており、B2社からB3社に対して支払う金額がなるべく高くなるように高い価格を出す鑑定士を探すように努力した形跡がみられる。第2回寄付の実施から④の間に要する期間は、約2ヶ月であった（下記の図参照）。



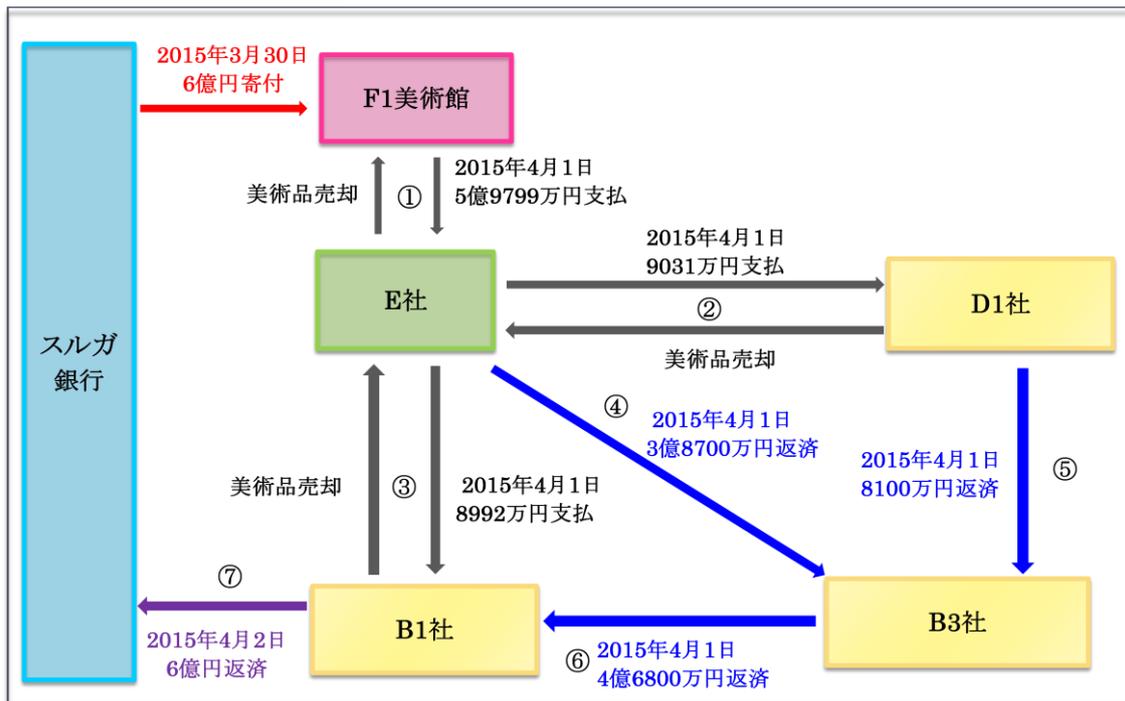
(3) 第3回寄付について

第3回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品35点を購入して寄付実行日の約2週間後にE社に対して5億9886万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品をB2社より購入してB2社に同額を支払い、③その1週間後の2014年10月23日に、B2社がF2美術館展示棟及び事務所棟をB3社から購入し、代金として6億3060万円をB3社に対して支払い、④同日、B3社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として6億円を支払っている。第3回寄付の実施から④までに要する期間は、約3週間強であった（下記の図参照）。



(4) 第4回寄付について

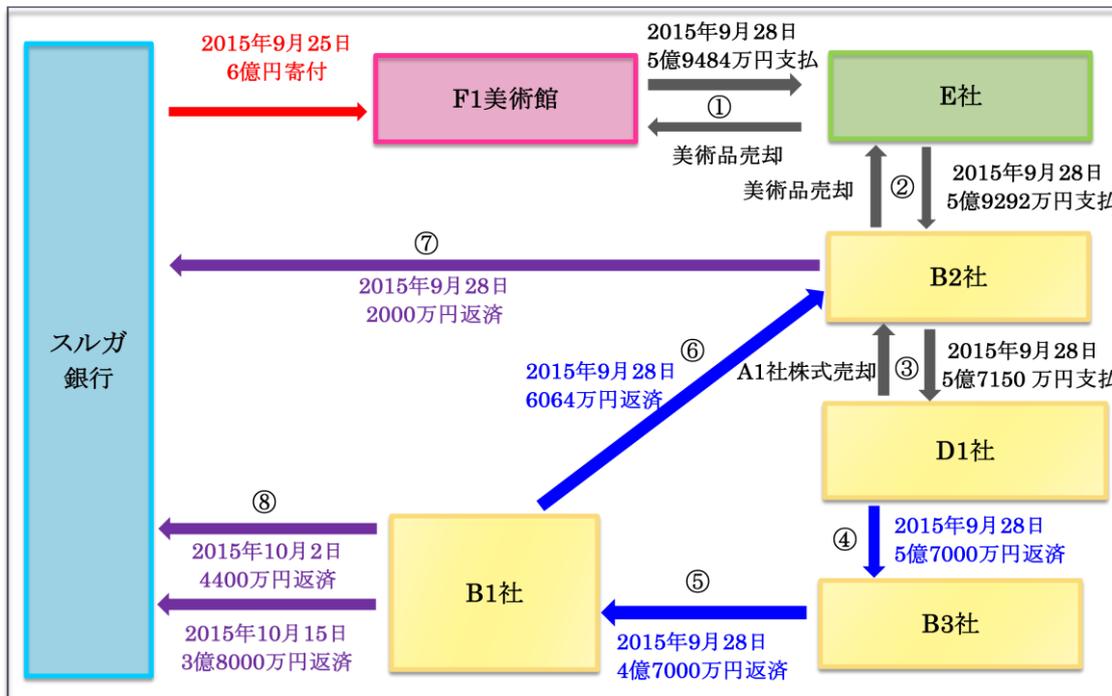
第4回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品350点を購入して寄付実行日の2日後にE社に対して5億9799万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品の一部（3点）をD1社より購入してD1社に9031万円を支払い、③同日、E社が同じ美術品の一部（18点⁶⁹）をB1社より購入してB1社に8992万円を支払い、④同日、E社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に3億8700万円を支払い、⑤同日、D1社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に8100万円を支払い、⑥同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に4億6800万円を支払い、⑦その翌日、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として6億円を支払っている。第4回寄付の実施から⑦までに要する期間は3日であった（下記の図参照）。



⁶⁹ 残りの329点については、E社が元々保有していた美術品をF1美術館に売却したものである。

(5) 第5回寄付について

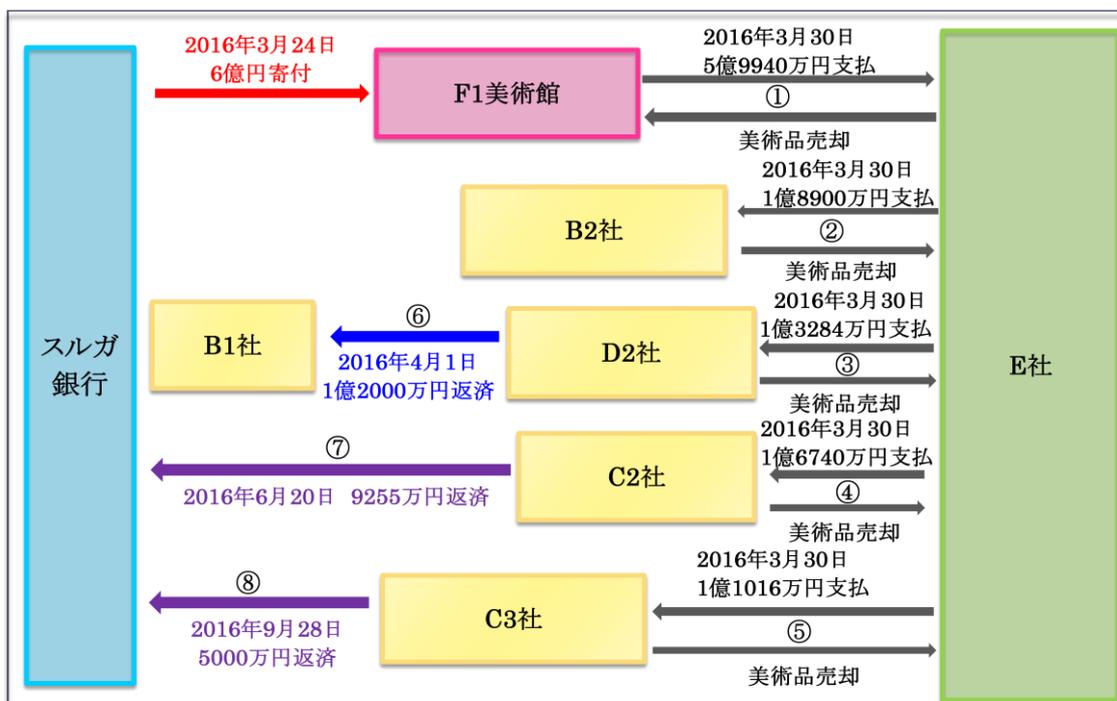
第5回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品13点を購入して寄付実行日の3日後にE社に対して5億9484万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品の一部(9点⁷⁰)をB2社より購入してB2社に5億9292万円を支払い、③同日、B2社がD1社よりA1社株式を購入してD1社に5億7150万円を支払い、④同日、D1社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に5億7000万円を支払い、⑤同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に4億7000万円を支払い、⑥同日、B1社がB2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B2社に6064万円を支払い、⑦同日、B2社がスルガ銀行に対して2012年9月4日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2000万円を支払い、⑧その2日後の2015年10月2日及びその約2週間後の同月15日に、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として4400万円及び3億8000万円をそれぞれ支払っている。第5回寄付の実施から⑧までに要する期間は、約20日程度であった(下記の図参照)。



⁷⁰ 残りの4点については、E社が元々保有していた美術品をF1美術館に売却したものである。

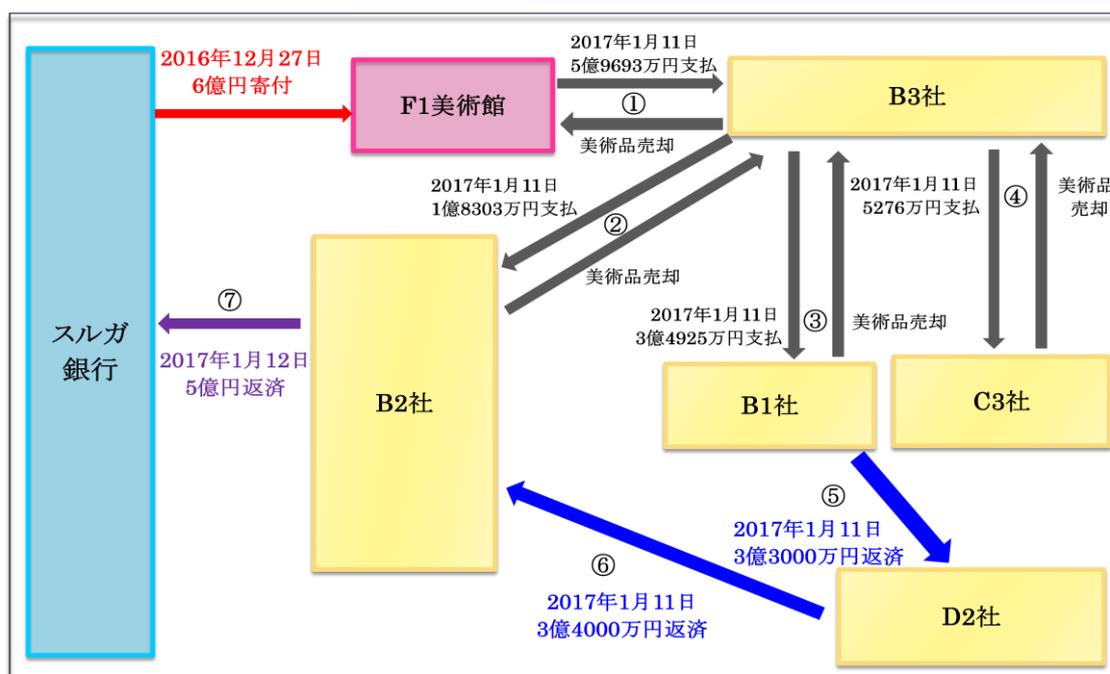
(6) 第6回寄付について

第6回寄付については、6億円の寄付実施後、①F1美術館がE社より美術品15点を購入して寄付実行日の6日後にE社に対して5億9940万円を支払い、②同日、E社が当該美術品の一部（3点）をB2社より購入してB2社に1億8900万円を支払い、③同日、E社が当該美術品の一部（2点）をD2社より購入してD2社に1億3284万円を支払い、④同日、E社が当該美術品の一部（8点）をC2社より購入してC2社に1億6740万円を支払い、⑤同日、E社が当該美術品の一部（2点）をC3社より購入してC3社に1億1016万円を支払い、⑥その翌々日にD2社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に1億2000万円を支払い、⑦その約3か月後にC2社がスルガ銀行に対して2013年7月25日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1405万円、2003年9月8日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として3978万円、同日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1537万円、同日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2333万円の合計9255万円を支払い、⑧またその3か月後の2016年9月28日に、C3社がスルガ銀行に対して1999年9月27日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円を支払っている。第6回寄付の実施から⑧までは、約半年の期間を要している（下記の図参照）。



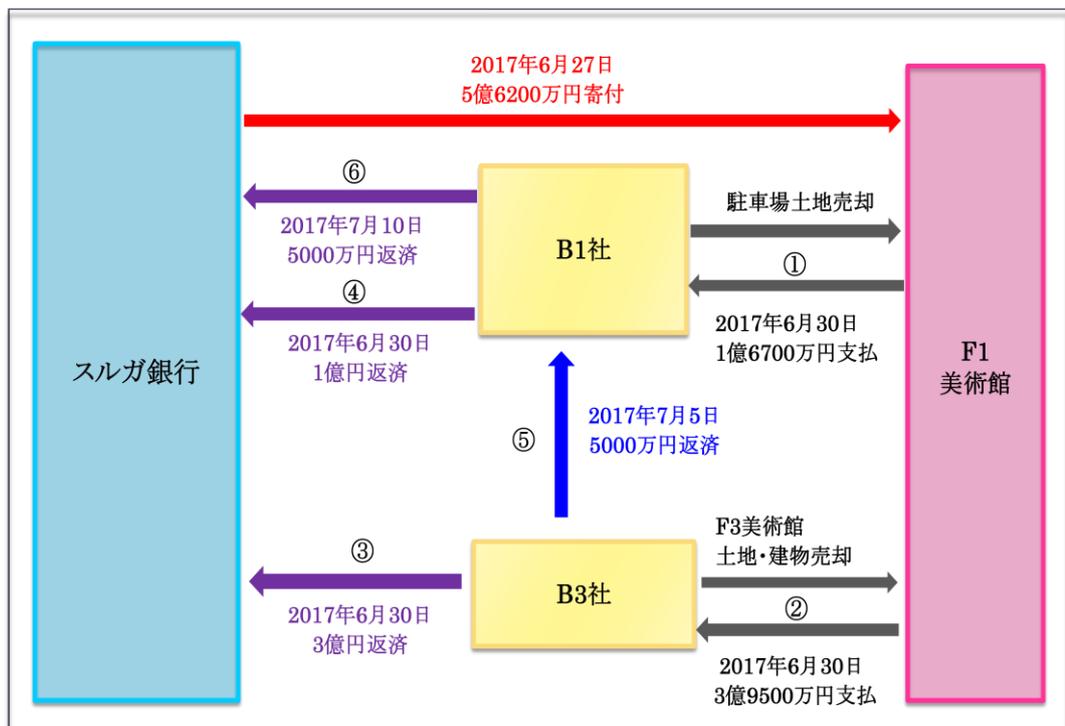
(7) 第7回寄付について

第7回寄付については、6億円の寄付実施後、①F1美術館がB3社より美術品96点を購入して寄付実行日の約2週間後の2017年1月11日にB3社に対して5億9693万円を支払い、②同日、B3社が当該美術品の一部(26点)をB2社より購入してB2社に対して1億8303万円を支払い、③同日、B3社が当該美術品の一部(65点)をB1社より購入してB1社に対して3億4925万円を支払い、④同日、B3社が当該美術品の一部(4点)をC3社より購入してC3社に対して5276万円を支払い、⑤同日、B1社がD2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、D2社に対して3億3000万円を支払い、⑥同日、D2社がB2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B2社に対して3億4000万円を支払い、⑦翌日、B2社がスルガ銀行に対して2016年11月29日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5億円を支払っている。第7回寄付実施から⑧までに要した期間は、約2週間であった(下記の図参照)。



(8) 第8回寄付について

第8回寄付については、5億6200万円の寄付実施後、①F1 美術館が B1 社より d エリア駐車場敷地（第1 駐車場）を購入して寄付実行日の3日後に B1 社に対して1億6700万円を支払い、②同日、F1 美術館が B3 社から F3 美術館の土地及び建物を購入し、B3 社に対して3億9500万円を支払い、③同日、B3 社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2億5000万円、2017年4月19日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円の合計3億円を支払い、④上記③の支払と同日である2017年1月11日、B1 社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1億円を支払い、⑤上記④の支払の5日後、B3 社が B1 社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1 社に対して5000万円を支払い、⑥その5日後、B1 社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円を支払っている。第8回寄付実施から⑥までに要した期間は、約2週間である（下記の図参照）。



3 スルガ銀行における本件寄付までの手続

スルガ銀行において、本件寄付については、いずれも取締役会の承認決議を経て実行されていた。法律上及びスルガ銀行の社内規程上、通常の寄付について、取締役会の決議事項として定められているわけではないものの、光喜氏がF1美術館の代表理事を務めていることから、光喜氏が第三者のためにスルガ銀行との間で取引をするものとして、会社法第365条第1項第2号、第356条の利益相反取引の承認決議を行っていたものである。

承認までの公式の事務フローは、概ね以下の手順で行われる。

- (1) F1美術館から寄付の要請書がスルガ銀行の経営企画部に提出され、それを受けて、スルガ銀行の経営企画部が寄付要請書の受領の報告の稟議書を作成し、経営企画部長であるX2氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付される。

この時点で、F1美術館より提出される寄付要請書においては、特に寄付金によってF1美術館が購入する作品等のリスト等の具体的な情報はなく、前回までの寄付の御礼に加えて「引き続き美術品購入資金としての寄付を要請」する旨と6億円の金額が記載されているのみであった。かかる寄付の要請書が提出される時期としては、下記(4)の取締役会の開催日の概ね2週間程度前であることが多かった。

- (2) 次に、経営企画部において、寄付を行うことの実質的な申請の稟議書を作成する。かかる稟議書には、寄付の目的、寄付金によりF1美術館が購入する作品のリストや写真等の具体的な資料が添付されていた。かかる稟議書は、上記(1)の要請書を受領してから、数日以内に起案されることが多かった。

- (3) 上記(2)の申請の稟議書は、経営企画部長であるX2氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付され、それぞれ承認されている。

- (4) 上記の申請の稟議書を承認した後、経営会議及び取締役会での承認決議を行った。かかる議案の説明については、白井氏が申請の稟議書と同内容の資料に基づいて行った。取締役会においては、原則として社外取締役及び社外監査役を含めて全取締役及び監査役が出席していたが、8回とも、寄付に反対する方向での意見や議論はなされなかった。なお、当該取締役会決議においては、光喜氏は、特

別利害関係取締役として決議には参加しなかった（会社法第369条第2項参照）。

- (5) 上記の承認決議の後、スルガ銀行より F1 美術館に対して、寄付申込書を提出した。かかる寄付の申込書の提出についても、経営企画部の担当者によって稟議書が作成され、経営企画部長である X2 氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付され、それぞれ承認されている。
- (6) 寄付申込書に対して、F1 美術館から寄付受託書が提出され、かかる寄付受託書の受領についても、経営企画部により、報告の稟議書が作成され、X2 氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付された。
- (7) かかる寄付の承認を受けて、寄付の実行がなされた。
なお、光喜氏は、スルガ銀行側で、稟議書の承認をしたのとは別途、F1 美術館側でも、寄付の要請書の稟議書に承諾をしていた。

4 F1 美術館は実質的な意思決定に関与していなかったこと

上記第4第3項のとおり、本件寄付は、いずれも F1 美術館側の要請を受けて、寄付が行われた体裁になっている。そうであるならば、本来は、F1 美術館側が目的をもって、どの作品を取得したいかを決めた上で、寄付金で取得する作品、寄付のタイミング、金額等を決めて要請書を提出し、スルガ銀行がかかる要請の内容を検討し、寄付を実行するかどうかを決めていたはずである。

しかしながら、実態は、そうではなく、次のとおり、本件寄付の実行及びタイミングについては、第6回寄付までは喜之助氏が決めており、F1 美術館は、喜之助氏らの指示に従って要請書を提出していたにすぎなかった⁷¹。

まず、第1回寄付から第6回寄付までは喜之助氏が財源の有無について望月氏と相談した上で、第7回寄付及び第8回寄付は白井氏及び望月氏らが喜之助氏の相続人と協議の上で、寄付の実行及びタイミングを決定した。

喜之助氏は、6億円の寄付の実施を決めた場合、B1 社等のスルガ銀行に対して借入れのあるファミリー企業のスルガ銀行への返済に回すように、ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏らとスルガ銀行の審査第

⁷¹ 第7回寄付及び第8回寄付については、喜之助氏の死去後であり、白井氏及び望月氏らが主導して実行された（ファミリー企業側の Y3 氏及び Y4 氏らとも相談していると思われる。）。

一部長である X1 氏にそれぞれ連絡をしていた。喜之助氏から X1 氏への連絡については、望月氏を通じて行われることが多かった。

第7回寄付及び第8回寄付の場合も、喜之助氏の代わりに、白井氏や望月氏が実質的決定をした上で、望月氏がファミリー企業側の Y1 氏らと審査第一部長であった X1 氏に対してそれぞれ連絡をしていた。喜之助氏らによるかかる寄付の実質的決定がなされる時期は、通常、実際に取締役会における承認決議がなされるよりも1か月以上前であった。

F1 美術館の取引先については、上記2において記載したとおり B1 社や B3 社が美術品を多く保有していたものの⁷²、F1 美術館側の事情があり、第1回寄付から第6回寄付までにおいては、直接 B1 社や B3 社から F1 美術館が購入するのではなく、E 社がもともと美術品を保有していた他のファミリー企業から当該売買の対象となる美術品等を取得した上で、E 社が F1 美術館との美術品の売買の相手方となっていた。

なお、寄付金によりどの美術品を購入するかについては、F1 美術館ではなく、ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏において決めていた。ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏らは、寄付金による売買の対象となる美術品を決める場合は、原則として、金額の高いものから順番に並べて、寄付金額であった6億円に合わせるが多かった。その結果、寄付により取得する美術品の点数が増加傾向にあり、第7回寄付については96点、第4回寄付については350点もの美術品を購入することとなった。また、第8回寄付については、B1 社等の保有する美術品で売却に適したものが枯渇してしまったこともあり、美術品の寄付ではなく、駐車場や F3 美術館の建物等の取得になったものである⁷³。

そして、上記に従って Y1 氏らによって決定された美術品については、美術品の買主である F1 美術館の事務局長らに対して連絡されることはなく、F1 美術館が寄付要請書を作成する前の時点で、X2 氏らの稟議書等の作成の準備のために、X2 氏又は担当者に対して直接に共有がなされていた。

5 寄付の目的について

⁷² 購入の対象となる美術品は、F2 美術館に展示されている美術品であり、寄付によって場所が移動したりするものではなかった。F2 美術館は、B3 社が運営し、B1 社、B2 社が関連グッズの販売やレストランの運営等を行っており、これらが美術品を保有していたことも多かった。

⁷³ スルガ銀行から美術館への寄付については、2000年代から、画家 S1 の作品をスルガ銀行が E 社から買い取って、その買い取った絵画を美術館に寄付するということが行われていた（金額は、6億円とは限らない。当時は、画家 S1 の作品であり、1点当たりの価格もより高額のものも多く、総額が6億円を上回ることもあった。）

(1) 寄付の決定者の意図

本件寄付は、以下の事情から、B1社、B2社及びB3社の保有している資産を換価処分し、又はこれらのファミリー企業に対して借入れのある別のファミリー企業が当該借入れを返済する原資を捻出するための保有資産を換価処分する機会を付与することにより、ファミリー企業に対し、スルガ銀行への借入返済原資その他の資金を融通することを目的として実行されたものであることが明らかである。

ア ファミリー企業は当時、上記第4第3項において述べた特定管理先に係る改善計画等に従ってスルガ銀行に対する借入残高を減らすとともに、転貸を解消することが必要であった。特定管理先のうち、特に、「d エリア」の運営に関与していたB1社、B2社及びB3社について、スルガ銀行からの借入残高も大きく、かつ、事業も収益性が乏しく、手元資金も乏しかったことから、残高を減少させるためにはこれらのファミリー企業の保有資産の売却を進め、又はこれらの企業が他のファミリー企業に対して保有している債権から回収する必要があることがあった。

イ 喜之助氏の連絡を受けて、寄付の実行に先立って、審査第一部長のX1氏とファミリー企業の担当者がどのファミリー企業より弁済をさせるべきかを協議していたことが認められる（第6項において詳述）

ウ 本件寄付の多くにおいて寄付の実行からスルガ銀行への返済までが（複数の取引を経由しているにもかかわらず）極めて短期間のうちに実行された（数日で実行されているものも含まれる）。

エ 第2回寄付においてB1社から多く資金を回収したいという意図からB1社とB2社との間の不動産取引の価格決定プロセスにX1氏らが関与していた。

なお、喜之助氏は、本件寄付の各回において、どのような取引を経て、最終的にB1社等からスルガ銀行に弁済をするということまで具体的に指示をしていたわけではなかったことも多かった。実際、喜之助氏は、ファミリー企業側の資金繰り等の事情によって別の資金使途に用いることも許容していたものと考えられる。このことは、本件寄付の寄付金額全額がB1社、B2社及びB3社からスルガ銀行への弁済に回っているわけではないこと、第6回寄付のように、途中でB1社等のファミリー企業からの弁済に回らなくなったこともあったことに顕著

に表れている。これらの事情を踏まえても、喜之助氏が B1 社等よりスルガ銀行への借入金の返済原資を融通することを主眼に置きつつも、それに限らずファミリー企業の都合により使うことのできる資金を融通することを目的としていたことがうかがわれる。

以上のとおり、実質的に本件寄付を決めていた喜之助氏の認識（そして、それを喜之助氏の死去後に引き継いだ白井氏及び望月氏の認識）によると、本件寄付の目的は、B1 社、B2 社及び B3 社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主眼とするファミリー企業に対する資金の融通であった。

(2) 取締役会における説明

一方、上記においてスルガ銀行の承認手続として作成された稟議書や取締役会における承認決議のための説明資料等において記載され、取締役会等において白井氏により説明されていた寄付の目的は、概ね次のようなものであった（以下は第3回寄付に際する説明資料における背景についての記載）。

ア スルガ銀行が CSR 事業の一環としてサポートしている文化事業である「一般財団法人 F1 美術館」は、彫刻家 S2 の個人美術館である「F2 美術館」と連携して、「複合文化施設・d エリア」を運営している。

イ 「F1 美術館」は、2013年開館40周年を機にリニューアルオープンし、展示内容も格段に充実し、世界唯一のコレクションとして海外からの来館者も増加し、美術館の価値がさらに向上している。

同エリアに所在する「F2 美術館」との一体化した運営により、d エリアの所蔵作品の移管資金を寄付したい。

ウ F2 美術館の所蔵作品を F1 美術館に移管譲渡することにより、d エリア全体としての期待される効果は次の通りであった。

(ア) 一般財団法人の所有とすることで、経年価値が高まりつつある彫刻家 S2 作品及びコレクションを散逸することなく継続保有できる。

(イ) F2 美術館の資産固定化が一部緩和され、より効率的な美術館運営の持続が可能

確かに、美術品は集積されることにより価値が高まるという側面は認められ、

また、財務状況がよい状況にないファミリー企業が保有しているよりは、一般財団法人である F1 美術館が保有した方が散逸のリスクが小さいということは確かであることから、寄付の目的が上記の説明のとおりであれば、一定の社会的な意義を有しており正当であるように思われる。そして、第 1 回寄付から第 8 回寄付までを実行することにより、上記の目的は、一応達成されていたかのように思える。

しかしながら、下記（3）のとおり、本件寄付の真の目的は、ファミリー企業への資金融通であった。

(3) ファミリー企業への資金融通が目的であること

上記のとおり、寄付のタイミングについて、喜之助氏が決定し、決定と同時に、当該寄付金のファミリー企業における利用方法についてファミリー企業のオペレーション担当及び審査第一部長の X1 氏にそれぞれ指示をしていたのであるから、スルガ銀行の本件寄付の実質的意思決定者であった喜之助氏の意図が 6 億円の売買によるファミリー企業への資金融通（B1 社、B2 社及び B3 社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主眼とするが、これに限られない）であって、上記の取締役会等で説明された目的は、あくまでも副次的なものにすぎないものであった。

このことを裏付ける事情として、上記 4 のとおり、F1 美術館の実質的な意思決定がない寄付であることに加え、その寄付する作品の選定にも、学芸員等の F1 美術館のスタッフが関与していないばかりか、美術に一定の理解があるとされる喜之助氏自身すら関与していないことが挙げられる。

本件寄付において、寄付された 6 億円の資金が、数日というような短期間で、いくつものファミリー企業を経てスルガ銀行からの借入金への弁済に充当されるということは、事前に調整されない限り現実にはあり得ない。かかる調整がいつも喜之助氏の指示を受けた X1 氏とファミリー企業間でなされたことこそが、上記(1)で述べたとおり特定管理先からスルガ銀行への弁済をはじめとするファミリー企業の資金繰りを目的としていたことの証左である。

6 寄付による資金の流れの決定方法について

スルガ銀行において、審査部は、寄付の手続には原則として関与しない。

しかし、審査第一部長であった X1 氏は、寄付決定に先立って、喜之助氏より（多くの場合望月氏を経由して）連絡を受け、寄付金がスルガ銀行への返済に回るようなスキームを検討するように指示を受けていた。

なお、X1氏は、当委員会のヒアリングに対して、自らが寄付の意思決定について関与したことは否定しているが、喜之助氏から指示を受けて、ファミリー企業との間で折衝し、寄付金から回収を図っていたことは認めている

X1氏とY2氏は、喜之助氏の指示に従って、ファミリー企業側の資金繰りやスルガ銀行としてどの債務の弁済に充てることが最も効率的かを検討する趣旨で、協議しながら検討していた。本件寄付のうち、最初の頃は、弁済のフローについては、X1氏が作成した案を中心に検討していたが、ファミリー企業側の案をベースに検討することもあり、X1氏の案が必ず採用されていたわけではなかった（弁済のタイミングが寄付の実行直後のものもあれば、かなり遅れてから弁済に回るケースもあった。また、寄付された6億円全額が返済に回ったケースもあれば、必ずしもそうではないものもある）。

7 取締役の認識について

上記の第1回寄付から第8回寄付までについて、ファミリー企業に対する資金融通等が真の目的であることは、喜之助氏（但し、第1回寄付から第6回寄付について）、白井氏及び望月氏が知っており、これ以外の取締役、執行役員が知っていた事実は認められない。なお、光喜氏は、ファミリー企業に対する資金融通等が真の目的であることを知っていた証拠は認められなかったものの、少なくとも容易に知り得る状況にあった。

第7 担保解除等に関する取締役等の義務と損害の考え方

1 取締役等の義務違反について

第5第1項において述べたとおり、金融機関が貸付債権を被担保債権とする担保権を有するときに債務者からの要請で担保解除に応じる場合には、原則として売却代金全額を被担保債権に係る債務の弁済に充当することを条件として応じるべきである。本件担保解除決定においては、債務者であるB1社の要請で担保解除に応じるのであれば、担保対象となっているスルガ銀行株式の売却代金全額をスルガ銀行からの借入の返済に充当することを条件とするべきであったところ、18億6492万6000円のみを弁済するとの条件で担保解除した。その結果、B1社が、これを超える部分は弁済に充てずに、P社への返済を目的とした他のファミリー企業への転貸に用いられたものである。このような担保解除については、本来回収すべきであった売却代金全額と実際に弁済を受けた18億6500万円⁷⁴の差額を新たに無担保で貸し付けることと実質的には同じといえ、その時点で新たに同額の資金を貸し付ける融資判断と同様の基準で、すなわち、無担保で融資したとしても、その結果回収見込みが十分にある状況である場合に限り、認められるべきであったと考えられる。

したがって、本件担保解除決定の承認稟議をした取締役及び執行役員は、かかる稟議承認をするに際しては、新規融資と同様に、回収見込みが十分にある状況であるかどうかを確認すべきであった。そして、回収見込みが十分であるかの検討に当たっては、(ア)本件被担保債権の債務者であるB1社の資産状況の確認、(イ)担保解除の目的、すなわち、売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充当されない金額の資金用途の確認及び(ウ)本件被担保債権の返済計画の確認が必要である。特に、本件担保解除は、スルガ銀行とその取締役である喜之助氏の利益とが相反し得るものであるから、通常の担保解除及び無担保の新規融資と比べても、より慎重な検討が行われるべきであった。

そして、第5第1項(1)において述べたとおり、客観的状況からすると、本件担保解除決定の時点において、B1社による上記の差額を含む本件被担保債権の返済可能性は低く、回収見込みが十分にある状況ではなかったものである。したがって、回収見込みが十分になかったにもかかわらず、(ア)本件被担保債権の債務者であるB1社の資産状況の確認、(イ)担保解除の目的、すなわち、売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充当されない金額の資金用途の確認及び(ウ)本件被担保債権の返済計画の確認をすることなく、本件担保解除決定の稟議承認をした取締

⁷⁴ 本件担保解除決定の稟議書において条件とされた18億6492万6000円よりも7万4000円多く弁済がなされている。

役及び執行役員について、原則として、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反並びに執行役員の職務上の義務違反が認められる。各取締役及び執行役員につき義務違反が認められるか否かについては、第9及び第10において検討する。

なお、本件担保解除決定について、稟議書の承認をしていない取締役等については、本件担保解除決定についてのスルガ銀行としての意思決定には関与していない。たしかに、会社法上、取締役については、他の取締役に対する監視義務も負うが、担保解除は取締役会決議事項ではなく、また、実際に経営会議が開催されるわけではなく、第4第1項(4)で述べたとおり、過半数の常勤取締役の承認による経営会議の書面決裁により意思決定がなされており、過半数の承認が得られた時点で他の常勤取締役には稟議書は回付されなかった。このような状況では、稟議が回付されなかった取締役は、本件担保解除決定の事実やその条件を知らず、また知り得なかったものであり、他の役員による本件担保解除決定及びその実行を止めることができなかつたため、監視義務違反による善管注意義務違反は認められない。

2 損害について

(1) B1社が保有していたスルガ銀行株式に対する担保解除について

ア 第5において述べたとおり、本件担保解除決定の結果、本来回収できたはずの22億6043万6000円が回収されなかった。その結果、22億6043万6000円の本件被担保債権が残存したことになる。そして、現在、以下のとおり、本件被担保債権の回収が困難な状況に陥っており、上記22億6043万6000円分の債権の回収も困難になっていることについて、スルガ銀行に損害が生じている。

イ 本件担保解除決定により解除されたスルガ銀行株式を対象とした根担保契約の被担保債権であった本件被担保債権は、スルガ銀行及びB1社間の2006年6月22日付け金銭消費貸借契約及びその変更契約に基づく貸付債権である(第3第3項の表参照)。当初、上記2006年6月22日付け金銭消費貸借契約による証書貸付けにより、年利2.75%、最終返済期限2009年6月22日で130億円の貸付けが実施されて本件被担保債権が生じたものであるが、それ以後、毎年最終返済期限日において変更契約を締結することにより、1年間ずつ延期されてきた。B1社とスルガ銀行間の2010年6月の変更契約により、その返済条件が変更され、現在、3ヶ月ごとに2500万円ずつ元本を返済することとされている。また、本件被担保債権の2018年1月29日現在の残高は65億1800万円であり、最終返済期限は、201

9年6月24日（上記変更契約に最終返済期限として定められた同月22日（土曜日）の翌営業日）である。本件被担保債権の最終返済期限の返済予定額は、64億6800万円である。

(2) B1社の保有資産⁷⁵

ア 本件被担保債権は、無担保の貸付けではなく、上記のとおり、解除されたスルガ銀行株式の担保契約のほかにも本件被担保債権を被担保債権とする根抵当権の設定を受けている。これらの根抵当権の対象となる不動産は、スルガ銀行清水支店の入居する建物及びその土地、レストラン店舗建物及びマンション2室である。

もっとも、これらの対象不動産の処分見込み額は合計で約10億円強であり、本件被担保債権の返済予定額には遠く及ばない。

イ 本件被担保債権以外に、B1社のスルガ銀行への借入れについては、2016年11月29日付け当座貸越契約に基づく7億円の借入れがある。貸付時点において、借入期限は1年後であったが、当該期限到来時に1年間期限が延長されている。その後、元本が返済されることはなく、2018年11月29日現在の当該借入れの残高は7億円であり、当初の貸付残高がそのまま残っている。また、上記期限延長後にかかる貸付債権の返済期限は、2018年11月29日であったところ、本調査報告書作成時点において既に返済期限を徒過しているものの返済されていない。したがって、B1社は、かかる当座貸越契約に係る7億円の借入債務について債務不履行状態にある。

ウ スルガ銀行とB1社間の取引に共通して適用されるスルガ銀行とB1社間の銀行取引約定書によると、B1社がスルガ銀行に対して負う債務について債務不履行があった場合には、スルガ銀行が請求することにより、銀行取引約定書の適用のある他の債務に係る期限の利益を喪失させることができることとされている。スルガ銀行は、上記当座貸越契約に係る借入債務の不履行をもって、本件被担保債権に係る債務の期限の利益を喪失させることも可能であるが、本報告書作成時点においては、期限の利益を喪失させていない。

エ このように、本件被担保債権が、現時点において、債務不履行状態に陥って

⁷⁵ 第5第第1項（1）アにおいて、本件担保解除決定を行った2015年10月末時点でのB1社の資産状況を検討しているが、これは、当該時点における回収可能性を検討する目的で行っている。ここでは、損害の有無及びその額を検討する目的で、現時点における本件被担保債権の回収可能性を検討する位置づけで、現時点のB1社の資産状況を検討するものである。

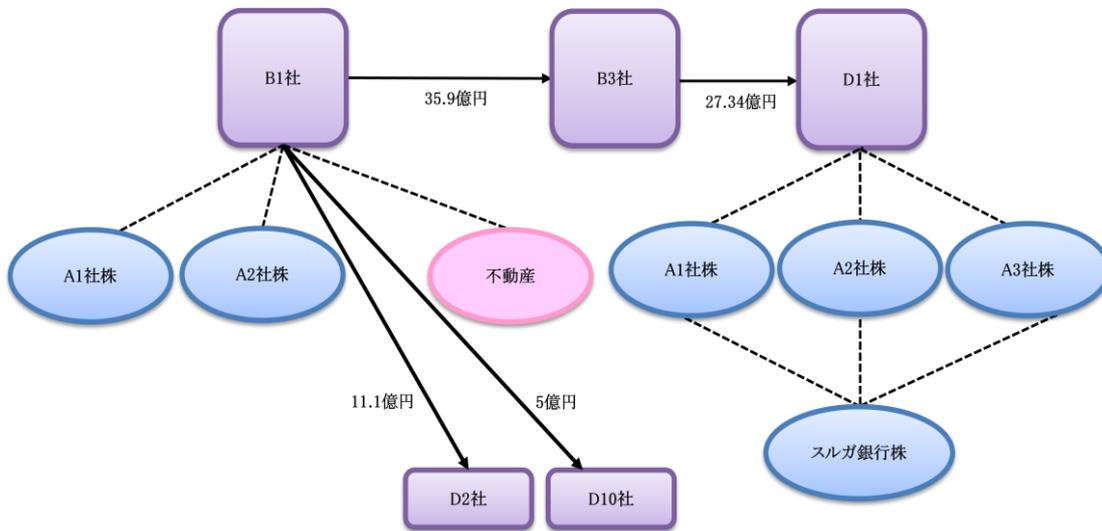
いるわけではない。もっとも、B1社の資産状況及び7億円の借入債務について期限を徒過している状況に鑑みると、本件被担保債権に係る債務が契約に従って履行される可能性は乏しく、このように本件被担保債権の価値が毀損していることについてスルガ銀行の損害が認められる。

オ B1社は、第3第2項のとおり、dエリアでのレストラン営業、不動産賃貸業を行っている。これらの事業による収支については、赤字であり、近年の売上高が減少している傾向からして、B1社がその事業の収入から、本件被担保債権の利息の返済はともかく、本件被担保債権の元本を返済することは期待できない。

このように、B1社による本件被担保債権の元本の返済は、基本的には資産処分による回収しか見込めない。

そして、2018年9月30日現在においてB1社が保有する主な財産は、上記の根抵当権の対象となっている不動産に加えて、次のファミリー企業に対する転貸債権（いずれも手形貸付けによるものである。）、ファミリー企業の株式、抵当不動産以外の不動産がある。

- (ア) B3社に対する残元本額が35億9000万円の短期貸付債権
- (イ) D2社に対する残元本額が11億1000万円の短期貸付債権
- (ウ) D10社に対する残元本額が5億円の短期貸付債権
- (エ) A1社株式12600株（帳簿価格約19億4620万8600円）
- (オ) A2社株式1000株（帳簿価格約6億6033万円）
- (カ) 土地・建物（簿価1億4247万5893円）
- (キ) 土地（帳簿価格約1億340万円）



まず、上記（イ）及び（ウ）については、他のファミリー企業への転貸債権であるが、転貸先の D2 社及び D10 社は、それぞれ他のファミリー企業又は喜之助氏相続人に対する転貸債権が主たる資産である。具体的には、D2 社の貸付先は、D3 社、D4 社及び D6 社であり⁷⁶、これらの会社は開示された直近の貸借対照表⁷⁷においていずれも大幅な債務超過である。また、D10 社の資産は、その大半が喜之助氏の相続人に対する債権である。そして、開示された D2 社及び D10 社の直近の決算報告書⁷⁸によると、D2 社は、B2 社から 90 億円近い借入れがあり、D10 社は A1 社より 23 億円超の借入れがある。また、D2 社及び D10 社の法人登記簿上、D2 社は不動産賃貸業等を、D10 社は不動産及び美術品の賃貸業等を、それぞれ会社の目的としているが、両社共にこれらの事業を行っていない。これらを考慮すると、B1 社が保有する D2 社及び D10 社に対する債権すなわち上記（イ）及び（ウ）の債権については、その価値は非常に小さく、回収可能性が乏しいといわざるを得ない。

次に、上記（エ）及び（オ）について、検討する。スルガ銀行においては、ファミリー企業に対する貸付債権の自己査定の際に、債務者から提出を受ける財務諸表に記載された債務者の保有する不動産やスルガ銀行株式をはじめとする有価証券について、時価評価をした上でこれを財務諸表に反映する資料を

⁷⁶ これらの債権は、いずれも本件担保解除決定の際に B2 社及び B1 社から貸付けを受けた資金で D2 社が行った貸付けが残存している部分が大半を占めるものである。

⁷⁷ D3 社については 2018 年 6 月期の貸借対照表、D4 社については 2017 年 12 月期の貸借対照表、D6 社については 2017 年 9 月期の貸借対照表。

⁷⁸ D2 社については 2018 年 3 月期の決算報告書、D10 社については 2017 年 9 月期の決算報告書。

作成している⁷⁹。A1社株式及びA2社株式について、当該資料を作成する際の考え方に則って、本調査報告書作成時に近い2018年11月のスルガ銀行株式の株価（2018年11月の平均終値：538円）をベースにA1社、A2社及びA3社の1株当たりの時価ベースの純資産を出すと、A1社は約15万円、A2社は約5万2000円、A3社はゼロ円となる。このような上記のスルガ銀行株式の株価を前提にした1株当たりの純資産額を基に算定すると、上記（エ）のA1社株式の価値は18億9000万円となり、上記（オ）のA2社株式の価値は5200万円となる。さらに、A1社株式及びA2社株式はいずれも、譲渡制限付株式であり、流動性もないため、1株当たりの純資産額でそのまま評価できるとは限らないし、少なくとも本件被担保債権の返済時に速やかに換金できるとは限らない。

そして、最大の資産である上記（ア）について検討する。B3社は、dエリアで美術館運営のビジネスを行っているが、B1社と同様に営業赤字であり、返済原資は、D1社に対する転貸債権のみとなっている。B3社の保有する不動産（スルガ銀行清水駅支店店舗不動産、富士吉原支店店舗不動産）についてはスルガ銀行がB3社に対して保有する債権を被担保債権とする担保設定契約の対象となっており、B1社のB3社に対する債権の回収原資にはならないと考えられる。そうすると、B3社が保有する主な資産のうち、担保に入っていないものとしては、D1社への貸付債権（2018年9月末現在の残元本額は27億3400万円）であり、かかる債権からの回収金額がB3社のB1社に対する借入れの返済の唯一の原資となる。

そして、D1社については、2017年10月期の貸借対照表において債務超過である。また、基本的には事業を営まない有価証券の保有会社であり、A1社株式を1万5300株、A2社株式を2000株、A3社株式を7330株保有している。D1社が保有するこれらの3社の株式の価値を上記のA1社、A2社及びA3社の1株当たりの純資産額を基に計算すると、A1社株式が22億9500万円、A2社株式が1億400万円、A3社株式がゼロ円となり、これらの合計額23億9900万円はB3社のD1社に対する貸付債権の残元本額27億3400万円を下回る。よって、D1社は、実質的にも債務超過となる。

上記のD1社の資産状況を考慮すると、B3社のD1社に対する貸付債権の回収可能性は低く、当該貸付債権の回収金を唯一の返済原資とする（ア）のB1社のB3社に対する債権の回収可能性も小さい。

以上のとおり、上記（ア）から（キ）の資産の合計額は、30億円にも満たず、上記の10億円の根抵当権対象不動産の処分見込み額を考慮しても、本件被担保債権の2018年11月29日現在の残高である65億1800万円

⁷⁹ 関係者へのヒアリングによると、ファミリー企業以外の他の法人顧客の場合も作成されていた。

を返済するには遠く及ばない。

(3) 損害の認定

(2)において述べたとおり、B1社の主要な資産の合計額を出しても、本件被担保債権の残額である65億1800万円の債権を返済するには遠く及ばない。また、B1社が保有する資産の価値について、上記のスルガ銀行の自己査定用の資料を作成する際の考え方に則って、本調査報告書作成時に近い2018年11月の直近のスルガ銀行株式の株価(2018年11月の平均終値:538円)を前提に算定すると、B1社は大幅な債務超過である。本件被担保債権に係る債務が契約に従って履行される可能性は乏しいといわざるを得ない。

もっとも、実際に本件被担保債権の価値が低下しているものの、その価値の算定については明確な基準があるわけではないところ、上記のB1社の資産状況に加えて、スルガ銀行における過去の貸倒実績率が一つの参考になる。スルガ銀行におけるB1社の債務者区分は、破綻懸念先であり、上記のB1社の資産状況に加えて、破綻懸念先と判定された法人顧客に対する貸付けの貸倒実績率等を総合的に勘案すると、残元本額の30%が返済されない可能性が高いといえ、本件被担保債権として残存した22億6043万6000円の30%に相当する6億7813万8000円が損害となる。

(4) 因果関係

そして、第7第1項において述べた取締役及び執行役員による本件担保解除決定の稟議承認により、本来回収できたはずの22億6043万6000円の貸付債権が残存し、かかる債権の回収可能性が乏しくなって価値が毀損していることから、当該稟議承認をした取締役及び執行役員の義務違反と22億6043万6000円の30%に相当する6億7813万8000円の損害との間に因果関係が認められる。

第8 寄付に際して取締役等が負う義務・損害の考え方

1 取締役等の義務違反について

寄付は、対価なく会社財産を拠出し、会社の財産を減少させる行為であり、多くの場合、当該寄付は会社の直接的な利益につながらない。そのような寄付の決定及び実行に係る意思決定に関与した取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反並びに執行役員の職務上の義務違反の有無については、以下のような基準に基づいて判断するのが相当であると解する。

- ① 寄付が、会社の事業目的の一環としてなされ、間接的にあるいは長期的に見れば会社の利益になると説明できる場合には、経営判断の原則の下で取締役等の裁量が認められる。
- ② 寄付が、慈善目的等の社会的に意義がある目的でなされるが、寄付によって得られる会社の利益が抽象的なものである場合は、取締役等に広い裁量を与えることはできず、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的である必要がある。
- ③ 寄付が、名目上は社会的に意義がある目的（上記②）でなされても、その真の目的が、これとは異なるものである場合には、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的であるとして、もはやその寄付を正当化することはできず、かかる真の目的を認識し、又は認識し得た上で寄付に係る意思決定に関与した取締役等には義務違反が認められる。

この点、第6第5項記載のとおり、本件寄付の取締役会承認決議等の際に説明された名目上の目的は、CSR 目的であった。したがって、本件寄付が真にかかる目的のみのために実行されたのであれば、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的である限り、取締役等の義務違反の問題は生じない。なお、スルガ銀行は、2012年以降、半年に1回6億円の寄付を行っていたことについては、金額は小さくはないものの、連結ベースでの経常利益の2%台であり、寄付の金額として著しく大きいものとはいえず、合理的な範囲内ということが出来る。

しかし、本件において、本件寄付を決めた喜之助氏、白井氏及び望月氏らの真の目的は、第6第5項記載のとおり、特定管理先であるB1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金の融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであって、かかる目的に社会的な意義は認められない。したがって、かかる目的を認識し、又は認識し得た上で寄付を決定した又は取締役会で承認した取締役については善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

一方、本件寄付の真の目的を知らずに取締役会等において説明された CSR 目的を信用して寄付を行う取締役会決議に賛成した取締役については、寄付の目的が説明されたものとは異なることを疑わせる特段の事情がなければ、善管注意義務違反にはならない。

2 損害について

社会的意義がなく、ファミリー企業の利益を図る目的をもって寄付が実行された場合、本来支出すべきではない金額が対価なくして支出されたことになるから、かかる支出そのものがスルガ銀行の損害となる。したがって、本件寄付により、スルガ銀行から F1 美術館に対して拠出された合計額 4 7 億 6 2 0 0 万 8 0 0 0 円がスルガ銀行の損害となる。

なお、本件寄付については、第 6 において詳述したとおり、最終的に、B1 社及び B3 社等からの弁済により、スルガ銀行に対し合計 3 8 億 4 3 5 5 万円の支払いがなされており、スルガ銀行には損害が生じていないようにもみえ得る。

しかしながら、B1 社及び B3 社等からの弁済により、これらのファミリー企業に対するスルガ銀行の貸付債権のうち合計 3 8 億 4 3 5 5 万円分が消滅しており、その分、スルガ銀行の財産が減少しているのであるから、スルガ銀行が損害を被っていることは明らかである。

したがって、本件寄付によりスルガ銀行から F1 美術館に対して拠出された 4 7 億 6 2 0 0 万 8 0 0 0 円がスルガ銀行の損害となる⁸⁰。

⁸⁰ なお、消滅した貸付債権は、第 7 で詳述したスルガ銀行の B1 社に対する貸付債権と同様に、いずれも現時点において回収可能性が小さい債権であり、消滅したスルガ銀行の貸付債権の元本相当額が全額損害となるわけではないとの反論もあり得なくはない。

第9 各取締役の義務違反について

1 喜之助氏

(1) 本件担保解除決定について

ア 喜之助氏は、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、担保解除について審査部の X1 氏に、自己株式の取得について経営管理部にそれぞれ指示をして稟議書を作成させ、担保解除については経営会議の書面決裁による承認を得させ、自己株式の取得については取締役会における承認決議をさせて、それぞれ実行させた。その結果、本件担保解除決定により、B1 社から本来スルガ銀行に弁済されるはずであった 22 億 6043 万 6000 円のうち 21 億円が、喜之助氏の指示により 2015 年 11 月 20 日と 2015 年 1 月 15 日の 2 回に分けて B1 社から他のファミリー企業 (D2 社) へ送金されている。

イ その後、第 5 第 1 項 (4) のとおり、喜之助氏は、ファミリー企業の担当者に対して指示をして、1 回目の D2 社への 12 億円の送金後、D2 社よりさらに他のファミリー企業に送金させる等して、ファミリー企業 4 社の P 社に対する合計 100 億円の借入債務の返済に充てさせた。また、2 回目の D2 社への 9 億円の送金後、ファミリー企業間の資金移動によりファミリー企業間の貸借関係の組換え及び自らの口座への入金等を行っている。

ウ 上記のとおり、喜之助氏が、ファミリー企業 4 社の P 社に対する合計 100 億円の借入債務の返済等を目的としたファミリー企業間の資金移動を実施するために、経営会議及び取締役会の承認を得て、スルガ銀行株式の担保解除及び自己株式の取得を実行したことは、自らが実質的に経営に関与するファミリー企業の利益を優先したものであり、取締役としての善管注意義務違反に加え忠実義務違反が認められる⁸¹。

エ 第 7 において述べたとおり、かかる義務違反の結果、スルガ銀行の B1 社に

⁸¹ 喜之助氏は、本件担保解除決定に係る担保解除及び本件自己株取得により B1 社がスルガ銀行から得た金銭につき、自らが実質的に経営に関与するファミリー企業から P 社への返済に充てさせたことに加え、その後ファミリー企業間の資金移動を経て、一部を喜之助氏個人名義の銀行口座に入金させている。これらは、「自己若しくは第三者の利益を図」る目的で代表取締役としての任務違背行為を行ったとして会社法上の特別背任罪（会社法第 960 条第 1 項）に該当する疑いがあるものの、喜之助氏は既に死去していることもあって、過去からの資金の流れの全容及びそれらの資金使途並びに主観的な事情等を聴取し、解明することができず、刑事責任を認定することは困難である。

対する回収できたはずの22億6043万6000円の債権が残った。そして、現在その回収が困難になっていることから、かかる債権額の30%に相当する6億7813万8000円の損害が生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 寄付について

ア 寄付について、喜之助氏は、第1回寄付から第6回寄付までの本件寄付について、特定管理先であるB1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金の融通を真の目的としつつ、これを秘匿して財団法人への寄付を名目に、代表者として上記本件寄付に係る資金の拠出を決定し、経営企画部に指示して上記本件寄付に係る稟議書を作成させ、取締役会において真の目的を説明せずに承認決議をさせた。また、代表取締役としてかかる寄付を実行した。

イ 上記の行為について、本件寄付の実質的な目的がCSR（企業の社会的貢献責任の実現）目的ではなく、ファミリー企業に対する資金の融通であったことからすれば、喜之助氏には、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる⁸²。

ウ 第8において述べたとおり、かかる義務違反により、第1回寄付から第6回寄付までにおいて、スルガ銀行からF1美術館に対して拠出された36億円に相当する損害がスルガ銀行に生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

2 光喜氏

(1) 本件担保解除決定について

ア 光喜氏は、本件担保解除決定に際しては、客観的状況からするとB1社に対する貸付金からの返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、新規融資と同様に、B1社の保有資産の確認、担保解除の目的、返済計画を確認せずに、承認をした。

⁸² かかる喜之助氏の行為は、「自己若しくは第三者の利益を図」る目的で代表取締役としての任務違背行為を行ったとして会社法上の特別背任罪（会社法第960条第1項）に該当する疑いがあるものの、喜之助氏は既に死去しており、前同様、刑事責任を認定することは困難である。

イ 光喜氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件担保解除決定における稟議承認について、稟議書しか見ていないし、承認を行った際の具体的な記憶はないと述べている。また、光喜氏は、一般論として、金融機関の一般的な債権回収の態様として、担保解除をして、当該担保物の売却代金の一部のみを弁済に充て全額回収しないことについて違和感はなく、当時自分は審査部による審査を信頼したのではないかと述べる。

ウ この点、代表取締役及び管掌取締役については、自らが個別取引の詳細を一から精査することまでは求められておらず、下部組織等が適正に職務を遂行していることを前提とし、そこから上がってくる報告に明らかに不備又は不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるという特段の事情のない限り、その報告等を基に調査及び確認をすれば、善管注意義務を尽くしたというべきである⁸³。

エ 本件において、光喜氏が本件担保解除決定に係る稟議を承認したことが、審査部の審査を信頼したものであり、これに躊躇を覚えるという特段の事情がない限り、審査部からの報告（稟議書記載の条件及び意見）を基に調査及び確認をすれば注意義務を尽くしたといえるとして、善管注意義務違反にならないと考えられないか、という点が問題となる。

この点、B1社は、光喜氏にとって（同氏はその認識を有していたことを否定するものの）、自らをはじめとする創業家の影響下にあり、かつ、実弟である喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたファミリー企業の一つであることは明らかであった。したがって、スルガ銀行とB1社の取引は、光喜氏の立場に立てば、実質的に自らの親族との取引又はそれに準じたものであった。そして、光喜氏は、自らや喜之助氏の意向に他の役職員が反対することは容易ではないことも考慮すべきであった。これらのことを踏まえると、光喜氏が担当の下部組織であった審査部からの報告（稟議書記載の条件及び意見）の内容を信頼したことのみをもって、取締役としての善管注意義務を尽くしたとは評価し得ない。そもそも、金融機関の融資実務としても、全額回収を前提としない担保解除は例外的なものであって慎重に判断すべきであったものであるから、光喜氏には、B1社からの返済可能性を自ら検討するなど注意を尽くして判断することが求められていた。

にもかかわらず、これを怠ったのであるから、光喜氏の行為は善管注意義務

⁸³ 東京高等裁判所平成20年5月21日判決（ヤクルト本社事件控訴審）参照

違反に該当する⁸⁴。

オ 以上のとおり、光喜氏は、B1 社が担保の対象となっていたスルガ銀行株式を売却し、その売却代金が一部しか弁済に充当されないことを認識しながら、B1 社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、スルガ銀行株式に設定されていた担保解除を承認したことについて、善管注意義務違反が認められる⁸⁵。

カ 第7において述べたとおり、かかる義務違反の結果、スルガ銀行の B1 社に対する回収できたはずの 22 億 6043 万 6000 円の債権が未回収となった。そして、現在その回収が困難になっていることから、かかる債権額の 30% に相当する 6 億 7813 万 800 円の損害が生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 本件寄付について

ア 光喜氏は、本件寄付が、特定管理先である B1 社、B2 社及び B3 社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金の融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであることを容易に知ることができたにもかかわらず、本件寄付に係る稟議を承認した。

光喜氏は、特別利害関係人として取締役会における本件寄付に係る審議や決議には参加していないため、本件寄付を承認した取締役会決議において賛成をしたわけではないが、本件寄付に係るスルガ銀行内の稟議手続における承認稟議書の承認及び F1 美術館の理事長としての同美術館側の稟議手続における承認を行った。光喜氏は、これらの手続を通じて、F1 美術館に対して本件寄付が行われた事実は認識している。

イ 光喜氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件寄付については、F1 美術館から先の資金の流れは一切知らなかったと述べている。しかし、光喜氏にと

⁸⁴ 東京地方裁判所平成15年5月22日判決・東京高等裁判所平成16年12月21日判決東邦生命事件（代表取締役の関係会社への迂回融資）

⁸⁵ 光喜氏が本件担保解除決定の稟議書を承認した行為について、第三者である B1 社の利益を図って代表取締役としての任務違背行為を行ったものとして会社法上の特別背任罪（会社法第960条第1項）が成立するかどうかの問題となり得る。しかし、光喜氏は、回付されてきた稟議を承認したという限度で関与したのみであり、B1 社の財務や資金繰りの状況について把握していたと認定するに足る根拠は見当たらず、また、他のファミリー企業に対する資金の流れ等について認識していたとは認められなかった。したがって、その与信判断が善管注意義務違反に該当することは格別として、刑事責任を認定することはできない。

って、E社をはじめとする本件寄付の資金の融通先である企業は、自らをはじめとする創業家の影響下にあり、かつ、実弟である喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたファミリー企業であることは明らかである。また、光喜氏は、F1美術館の理事長として、F1美術館側の意思決定には関与しており、同美術館の事務局長等に確認することにより、少なくともE社等のファミリー企業から美術品を購入していることや、F1美術館が美術品の購入を必要としていたわけではないという実態について、容易に分かったはずであり、本件寄付の目的がE社等のファミリー企業への資金融通であったことは容易に知り得たものである。本件寄付の稟議書に判を押した時点で、本来知るべきであったにもかかわらず、本件寄付がファミリー企業への資金融通を目的としていたことを知らなかったことについて過失が認められ、取締役としての善管注意義務を尽くしたとはいえない。光喜氏は、F1美術館の代表者を務めており、本件寄付はスルガ銀行との間の利益相反取引なのであるから、特に当該取引の背景を厳しく監視し、稟議書等で説明されていたCSR目的とは異なる目的での支出であったことを把握した上で、意思決定を行っていた喜之助氏の行為を止めるべきであった。にもかかわらず、光喜氏が、漫然とそのままにしていた点に善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる⁸⁶。

ウ 以上のとおり、本件寄付について、光喜氏が、B1社やB3社等の特定のファミリー企業への資金の融通が真の目的であることを認識し得たにもかかわらず、スルガ銀行内の稟議手続において代表取締役として承認稟議書を承認して本件寄付に係る意思決定に関与し、かつ、喜之助氏の行為を止めず本件寄付の実行を容認していたことについて、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる⁸⁷。

エ 第8において述べたとおり、かかる義務違反により、スルガ銀行からF1美術館に対して拠出された47億6200万8000円に相当する損害がスルガ銀行に生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

⁸⁶ 光喜氏は、美術館の代表者であって美術館の代表者として寄付を受託しているのであるから、会社法第356条第1項の取締役該当し、これによってスルガ銀行に生じた損害について任務を怠ったものと推定される（会社法第423条第3項）。なお、他の寄付の決議に賛成した役員も、同項の任務懈怠の推定の規定が適用されるが、寄付の真の目的を知らなかった役員については、懈怠が推定はされるものの、知ることができなかったので、任務懈怠の事実とは認められない。

⁸⁷ 本件寄付に関する光喜氏の特別背任罪の成否については、前同様、具体的な資金の流れ等を認識していたとは認められず、刑事責任を認定することはできない。

3 白井氏

(1) 本件担保解除決定について

ア 白井氏は、本件担保解除決定の稟議承認をするに際しては、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、新規融資と同様に、B1 社の保有資産の確認、担保解除の目的、返済計画を確認することなく、承認をした。

もっとも、白井氏は、当委員会のヒアリングにおいて、(i) 本件担保解除決定における稟議承認の際、審査がきちんと見ていると考えていたと思うし、ファミリー企業全体としては資産超過であったことから、B1 社が担保に差し入れていたスルガ銀行株式の売却代金の一部のみを弁済に充当させることもおかしくないと判断した、(ii) 当該稟議承認の時点で本件自己株取得の実施については知らなかったし、本件自己株取得について喜之助氏から聞いた時も、B1 社と B2 社が応募してくることは知らなかった、と述べている⁸⁸。

イ この点、管掌取締役以外の取締役については、相応のリスク管理体制に基づいて職務執行に対する監視が行われている以上、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められる⁸⁹。もっとも、白井氏については、長年にわたりファミリー企業について職務上関与をしており、ファミリー企業が、喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたしていた企業であって、審査部の与信判断よりも喜之助氏の意向を受けた債務者であるファミリー企業の意向が優先され、スルガ銀行の利益が害されるおそれがある実態については十分に理解していた。そのため、審査部門がきちんと見ていただろうというということのみで、いわゆる信頼の原則の適用があるものとして損害賠償責任が認められないとは解されない。

ウ なお、白井氏は喜之助氏の意向に逆らうことはできなかったし、自分が反対したとしても、他の役員が承認させられた結果経営会議の承認は得られていたから、期待可能性や結果回避可能性がそもそもなかったために相当因果関係が認められないという見方もあり得なくはない。しかし、白井氏は、望月氏と共

⁸⁸ 白井氏は、経営企画部企画部長時代から一貫してファミリー企業問題をみてきたものであり、喜之助氏から B1 社や B2 社が応募してくることを聞いていないという供述には疑義も残るものの、これを覆す証拠はなく、手続上、稟議承認以外での関与がないことや、喜之助が厳格な情報管理を行っていたことを考慮すると、白井氏の供述につき信用性がないと断ずることは困難である。

⁸⁹ 東京高等裁判所平成 20 年 5 月 21 日判決（ヤクルト本社事件控訴審）参照

に喜之助氏に近い立場にあり、長年の側近であって、他の役員と異なり、喜之助氏に進言することは可能であったと考えられる。さらにいうと、ファミリー企業問題等について喜之助氏の意を汲んだ対応をしてきたことも、白井氏が代表取締役専務として会社の中枢に君臨していた一つの要因であることは明らかであり、白井氏について期待可能性や結果回避可能性を理由に損害賠償責任が認められないと解することは妥当ではない。

エ 以上より、白井氏が、本件担保解除決定について、B1社がスルガ銀行株式を売却し、その売却代金の一部しか弁済に充当されないことを認識しながら、B1社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、担保解除を承認したことについて、善管注意義務違反が認められる⁹⁰。

オ 第7において述べたとおり、かかる義務違反の結果、回収できたはずの22億6043万6000円の債権が未回収となった。そして、現在その回収が困難になっていることから、かかる債権額の30%に相当する6億7813万8000円の損害が生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 本件寄付について

ア 白井氏は、特定管理先であるB1社、B2社及びB3からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金の融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであることを知りつつ、本件寄付に係る稟議を承認した。もっとも、白井氏は、当委員会のヒアリングにおいて、本件寄付については、第6回寄付までは喜之助氏が決めていたと述べ、寄付の実行のかなり前から喜之助氏から相談を受けていたものの、寄付の目的について、特定のファミリー企業からの弁済に回るとは知らず、取締役会で説明したF1美術館への寄付の目的以外は考えていなかったと述べた。しかし、白井氏は、本件寄付のタイミングを喜之助氏が決定していたことを知っていた。また、本件寄付による資金を原資とするF1美術館のファミリー企業からの美術品の購入について、F1美術館側の意思が全く入っていないとこ

⁹⁰ 白井氏が本件担保解除決定の稟議書を承認した行為について、第三者であるB1社の利益を図って代表取締役としての任務違背行為を行ったものとして会社法上の特別背任罪（会社法第960条第1項）が成立するかどうかの問題となりうる。しかし、白井氏は、回付されてきた稟議を承認したという限度で関与したのみであり、B1社の財務や資金繰りの状況について把握していたと認定するに足る根拠は見当たらず、また、他のファミリー企業に対する資金の流れ等について認識していたとは認められなかった。したがって、その与信判断が善管注意義務違反に該当することは格別として、刑事責任を認定することはできない。

ろで決まっていたことを知っており、部下の X2 氏を通じて E 社と資料のやり取りをするなどしていた。これらの事実を総合すると、白井氏は、B1 社等がスルガ銀行に返済するまでの資金の具体的な流れを把握していなかった可能性はあるものの、少なくとも本件寄付がファミリー企業に対して資金を融通する目的であることは認識していたと認められる。

イ また、喜之助氏が死去した後に実行された、第 7 回寄付及び第 8 回寄付について、白井氏は、望月氏及びファミリー企業側と協議して、喜之助氏が行っていたと同様の寄付を継続することを決定し、主体的に寄付を決定したものと認められる。いずれにせよ、白井氏が、ファミリー企業への資金の融通が本件寄付の真の目的であることを知りつつ、寄付の決定を承認していることには変わりはない。

ウ 以上のとおり、本件寄付について、白井氏が、B1 社や B3 社等の特定のファミリー企業への資金の融通が真の目的と知りつつ、喜之助氏の指示を受け（第 7 回寄付及び第 8 回寄付については望月氏らと協議の上）、経営企画部に指示して稟議書や取締役会の説明資料を作成させ、取締役会で寄付の議案を説明するなどをした上で、F1 美術館への寄付を承認したことについて、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる⁹¹。

エ 第 8 において述べたとおり、かかる義務違反により、スルガ銀行から F1 美術館に対して拠出された 4 7 億 6 2 0 0 万 8 0 0 0 円に相当する損害がスルガ銀行に生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

4 望月氏

(1) 本件担保解除決定について

ア 望月氏は、本件担保解除決定の稟議承認をするに際しては、客観的状況からすると B1 社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、新規融資と同様に、B1 社の保有資産の確認、担保解除の目的、返済計画を確認することなく、承認をした。

この点、望月氏は、当委員会のヒアリングに対して、本件担保解除決定について、(i)特定管理先だから審査管掌役員が見ていると思った、(ii)個別の不動

⁹¹ 本件寄付に関する白井氏の特別背任罪の成否については、前同様、刑事責任を認定することはできない。

産や株数までは把握していないが、B1社はA1社やA2社の株式を持っており、A1社やA2社の保有するスルガ銀行株式の株価が2000円以上であり、不動産も下落している状況ではないので、B1社は資産超過であるということは認識していた、(iii)売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充当されない金額の用途については、把握していなかったが、特定管理先で普段から見ているし、喜之助氏はいい加減なことはしないので、喜之助氏の頭の中には返済計画はあったと考えた、(iv)要注意先なので担保解除をして担保物の売却代金を全額回収しない考え方もあるのではないかと述べる。また、望月氏は、(v)本件自己株取得の担当の役員として、本件担保解除決定の稟議の前に、本件自己株取得の相談を受けていた、(vi)本件自己株取得の手続きを進めるに際して、B1社とB2社が保有するスルガ銀行株式を自己株買いに応じて売却したいという意向は喜之助氏から聞いていた、と述べている。一方で、(vii)本件担保解除決定後の資金の流れについては一切知らないと述べている。

イ この点、管掌取締役以外の取締役については、相応のリスク管理体制に基づいて職務執行に対する監視が行われている以上、特に担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められる。もっとも、望月氏については、長年にわたりファミリー企業について職務上関与をしており、ファミリー企業が、喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた企業であって、審査部の与信判断よりも喜之助氏の意向を受けた債務者であるファミリー企業の意向が優先され、スルガ銀行の利益が害されるおそれがある実態については十分に理解していたのであるから、審査部門がきちんと見ていただろうということのみで、いわゆる信頼の原則の適用があるものとして損害賠償責任が認められないとは解されない。

ウ 望月氏は、本件担保解除決定の承認の時点で、喜之助氏からB1社やB2社によるスルガ銀行の自己株式の取得に対する応募をリンクさせた説明を受けていたということについて明言はしていないものの、少なくとも、それを知ることができる状況にいた。ファミリー企業によるスルガ銀行株式の売却は非常に珍しいことであり、また、本件自己株取得はTosTNeTというスルガ銀行が慣れていない手法によるものであったことから、円滑な手続遂行の観点からも望月氏については、喜之助氏から説明を受けていたと考えるのが合理的であり、仮に説明を受けていなかったとしても本件担保解除決定の全体のスキームについては喜之助氏に次いで内容を知る立場にいたと評価でき、他の役員と比較しても善管注意義務違反の程度は重いといえる。

エ なお、望月氏についても、喜之助氏の意向に逆らうことはできなかつたし、自分が反対したとしても、他の役員が承認させられた結果経営会議の承認は得られていたから、期待可能性や結果回避可能性がそもそもなかつたために相当因果関係が認められない、という見方もあり得なくはない。しかし、望月氏は白井氏と共に喜之助氏に近い立場にあり、長年の側近であつて、他の役員と異なり、喜之助氏に進言することは可能であつたと考えられる。さらにいうと、ファミリー企業問題等について喜之助氏の意を汲んだ対応をしてきたことも、望月氏が会社の中枢に君臨していた一つの要因であることは明らかであり、望月氏について期待可能性や結果回避可能性を理由に損害賠償責任が認められないと解することは妥当ではない。

オ 本件担保解除決定については、望月氏が、B1社が株式を売却し、その売却代金の一部しか弁済に充当されないことを認識しながら、B1社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、担保解除を承認したことについて、善管注意義務違反が認められる⁹²。

カ 第7において述べたとおり、かかる義務違反の結果、回収できたはずの22億6043万6000円の債権が未回収となつた。そして、現在その回収が困難になっていることから、かかる債権額の30%に相当する6億7813万8000円の損害が生じて、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 本件寄付について

ア 望月氏は、特定管理先であるB1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金の融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであることを知りつつ、本件寄付に係る稟議を承認した。

望月氏は、当委員会のヒアリングに対して、本件寄付について、(i)喜之助氏との間で、寄付については一定の財源がある場合のみ実行する話をしており、

⁹² 望月氏が本件担保解除決定の稟議書を承認した行為について、第三者であるB1社の利益を図って取締役としての任務違背行為を行ったものとして会社法上の特別背任罪（会社法第960条第1項）が成立するかどうかの問題となりうる。しかし、望月氏は、回付されてきた稟議を承認したという限度で関与したのみであり、他の取締役等よりは知っていた可能性はあるものの、B1社の財務や資金繰りの状況について把握していたと認定するに足る根拠は見当たらず、また、他のファミリー企業に対する資金の流れ等について認識していたとは認められなかつた。したがって、その与信判断が善管注意義務違反に該当することは格別として、刑事責任を認定することはできない。

寄付を決める際には事前に相談を受けていた、(ii)X1氏に喜之助氏からの指示を伝達していた、(iii)どのファミリー企業を経由して寄付の資金を流すかは喜之助氏が決めていたのではないか、(iv)本件寄付の目的は、ファミリー企業に対する銀行融資の不良債権化を避けるためである、と述べている。

イ 上記のとおり、望月氏は、自らが本件寄付の意思決定を主導したことは否定しているものの、寄付金が、F1美術館からファミリー企業に売買等を通じて流れ、B1社等のスルガ銀行から借入れのあるファミリー企業からスルガ銀行への弁済に回ることを認識していたこと自体は認めている。

ウ 喜之助氏が死去した後に実行された、第7回寄付及び第8回寄付について、望月氏は、白井氏及びファミリー企業側と協議して、喜之助氏が行っていたのと同様の寄付を継続することを決定し、主体的に寄付を決定したものと認められる。いずれにせよ、望月氏が、ファミリー企業への資金融通が真の目的であることを知りつつ、寄付の決定を承認していることには変わりはない。

エ 以上のとおり、望月氏が、本件寄付については、全ての寄付について、特定のファミリー企業への資金融通が真の目的と知りつつ、F1美術館への寄付を承認し、また、第6回寄付までは喜之助氏の指示をX1氏に伝達したこと、第7回寄付及び第8回寄付については寄付を決定し取締役会の承認決議を得て実行したことについて、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる⁹³。

オ 第8において述べたとおり、かかる義務違反により、スルガ銀行からF1美術館に対して拠出された47億6200万8000円に相当する損害がスルガ銀行に生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

5 内山氏（2015年3月まで審査部管掌・取締役は2016年6月で退任）

(1) 本件担保解除決定について

内山氏は、2015年4月に審査部管掌を外れて品質サポート部兼システム部管掌となっており、2015年10月の本件担保解除決定の稟議書の回付を受けておらず、当該稟議の承認をしていない。したがって、内山氏は、本件担保解除

⁹³ 本件寄付に関する望月氏の特別背任罪の成否については、前同様、刑事責任を認定することはできない。

決定がなされようとしている事実を知り得なかったため、担保解除を止める機会がなかったものと思われる。その他、他の役員による担保解除の承認を止めることができた特段の事情もないため、善管注意義務違反は認められない。

(2) 本件寄付について

ア 内山氏は、2015年3月まで審査部管掌取締役であったところ、審査部内においては、審査第一部長のX1氏が寄付によりファミリー企業に流れた資金からの回収及びその資金の流れの検討について関与していたものの、審査部が本件寄付に係る稟議の作成等に関与していたものではなかった。内山氏が審査部管掌であった2015年3月までの寄付（第1回寄付から第4回寄付まで）の時点において、審査部管掌の取締役であった内山氏がかかる検討等に関与していた事実は認められない。

イ 本件寄付については、取締役会において承認決議しており、2016年6月末までの在任中（第1回寄付から第6回寄付まで）当該承認決議において賛成している。もっとも、かかる決議の時点において、寄付金がF1美術館からファミリー企業に融通されていたということの内山氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、寄付の承認決議に反対すべき特段の事情もないため、経営企画部の作成した稟議資料や取締役会説明資料を信頼して賛成したことについて、善管注意義務違反は認められない。

6 八木氏（2015年4月から2017年3月まで審査部管掌取締役）

(1) 本件担保解除決定について

ア 八木氏は、本件担保解除決定の稟議承認をするに際しては、客観的状況からするとB1社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、新規融資と同様に、B1社の保有資産の確認、担保解除の目的、返済計画を確認するべきであったにもかかわらず、これをせずに、承認をした。

この点、八木氏は、当委員会のヒアリングに対して、B1社を含むファミリー企業に係る与信管理については、当時審査第一部長であったX1氏が全てを任されており、これについては喜之助氏の意向が反映されていたものと思っていたので、アンタッチャブルであったと供述している。また、同じくヒアリングに対して八木氏は、本件担保解除決定の稟議そのものについては問題がなかったものではないと認めながら、自身の判断としては、基本的には、ファミリ

一企業全体の信用を見ていた、と説明している。

イ 八木氏は審査部管掌取締役であるところ、代表取締役及び管掌取締役については、自らが個別取引の詳細を一から精査することまでは求められておらず、下部組織等が適正に職務を遂行していることを前提とし、そこから上がってくる報告に明らかに不備又は不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるという特段の事情のない限り、その報告等を基に調査及び確認をすれば、善管注意義務を尽くしたというべきである。

ウ この点、八木氏は、上記アの問題意識からすると、ファミリー企業が喜之助氏の実質的に経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた企業であって、審査部の与信判断よりも喜之助氏の意向を受けた債務者であるファミリー企業の意向が優先され、スルガ銀行の利益が害されるおそれがある実態については十分に理解していたのであるから、審査第一部長（X1氏）や審査部長（柳沢氏）がきちんと見て与信判断を行っていただろうと信頼したことをもって免責することは妥当ではない。

エ また、当委員会のヒアリングにおいて、八木氏は、本件担保解除決定について問題意識はあったものの、喜之助氏の意向に反して反対意見を述べることは事実上困難であった旨を述べる。確かに、八木氏が反対した場合に人事上の不利益を課されるリスクはあったであろうし、また、八木氏が仮に反対したとしても、過半数の常勤取締役の賛成により経営会議の承認は得られた可能性が高いのであるから、結論は変わらなかった可能性も高い。また、八木氏については、白井氏や望月氏とはファミリー企業問題へのかかわり方も全く異なる上、審査経験のない中で審査部管掌取締役になり、就任時より、ファミリー企業に係る与信管理についてはX1氏に任せる流れができていたことを考慮すると、かかる流れに従った故に損害賠償責任を負うとされることについては酷であるという見方もあり得なくはない。しかしながら、八木氏は、取締役会において担当管掌を決定された審査部管掌取締役であって、実務慣行がどうあれそれを理由に免責することは難しく、また、八木氏自身、ファミリー企業に対する与信問題については、銀行の利益が害されるおそれがある実態については十分に理解していたのであり、本件担保解除決定自体に懸念は覚えていたのであるから、やはり取締役として違法行為があった場合には指摘する必要があるものといわざるを得ない。

オ 以上より、八木氏が、本件担保解除決定については、B1社が株式を売却し、

その売却代金の一部しか弁済に充当されないことを認識しながら、B1社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、担保解除を承認したことについて、善管注意義務違反が認められる⁹⁴。

カ 第7において述べたとおり、かかる義務違反の結果、回収できたはずの22億6043万6000円の債権が未回収となった。そして、現在その回収が困難になっていることから、かかる債権額の30%に相当する6億7813万8000円の損害の損害が生じており、かかる義務違反と損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 本件寄付について

ア 八木氏は、2015年4月から2017年3月まで審査部管掌取締役であったところ、審査部内においては、審査第一部長のX1氏が本件寄付によりファミリー企業に流れた資金からの回収及びその資金の流れの検討について関与していたものの、上記期間の本件寄付（第5回寄付から第7回寄付まで）の時点において、審査部管掌取締役であった八木氏がかかる検討等に関与していた事実は認められない。

イ 本件寄付については、取締役会において承認決議しており、八木氏は本件寄付の承認決議において賛成している（第1回寄付については実行時においては取締役だが決議時点では取締役になっていない）。もっとも、かかる決議の時点において、寄付金がF1美術館からファミリー企業に融通されていたということ八木氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、本件寄付の承認決議に反対すべき特段の事情も認められないため、経営企画部の作成した稟議資料や取締役会説明資料を信頼して賛成したことについて、善管注意義務違反は認められない。

7 柳沢氏（2017年6月から2018年9月まで審査部管掌取締役）

⁹⁴ 八木氏が本件担保解除決定の稟議書を承認した行為について、第三者であるB1社の利益を図って取締役としての任務違背行為を行ったものとして会社法上の特別背任罪（会社法第960条第1項）が成立するかどうかの問題となりうる。他方、八木氏は、回付されてきた稟議を承認したという限度で関与したのみであり、B1社の財務や資金繰りの状況について把握していたと認定するに足る根拠は見当たらず、また、他のファミリー企業に対する資金の流れ等について認識していたとは認められなかった。したがって、その与信判断が善管注意義務違反に該当することは格別として、刑事責任を認定することはできない。

(1) 本件担保解除決定について

柳沢氏は、2015年10月において、執行役員兼審査部長であったため、第10の執行役員の義務違反において検討する。

(2) 本件寄付について

ア 審査部内においては、審査第一部長のX1氏が本件寄付によりファミリー企業に流れた資金からの回収及びその資金の流れの検討について関与していたものの、審査部としては本件寄付に係る社内手続に関与していない。また、柳沢氏が審査部管掌取締役であった2017年6月以降の第8回の寄付の時点において、審査部管掌取締役であった柳沢氏がかかる検討等に関与していた事実は認められない。

イ 本件寄付については、取締役会において承認決議しており、柳沢氏は、取締役として、第8回寄付に係る承認決議において賛成している（就任初日の取締役会）。もっとも、かかる決議の時点において、寄付金がF1美術館からファミリー企業に融通されていたということを柳沢氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、本件寄付の承認決議に反対すべき特段の事情も認められないため、経営企画部の作成した稟議資料や取締役会説明資料を信頼して賛成したことについて、善管注意義務違反は認められない。

8 それ以外の社内取締役（岡崎氏、灰原氏、米山氏、有國氏）

(1) 本件担保解除決定について

岡崎氏、灰原氏、米山氏及び有國氏はいずれも、取締役在任期間中に、審査部管掌の取締役ではなく、本件担保解除決定の稟議書に押印しておらず、稟議書が回付されてきた事実も認められず、かかる担保解除を止める機会がない。他の役員による担保解除の承認を止めることができた特段の事情も認められないため、善管注意義務違反は認められない。なお、米山氏及び有國氏は、本件担保解除決定時において取締役に就任していない。

(2) 本件寄付について

本件寄付については、寄付金が美術館からファミリー企業に融通されていたと

いうことを米山氏、有國氏（第7回寄付及び第8回寄付のときに取締役在任）、岡崎氏、灰原氏が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、本件寄付の承認決議に反対すべき特段の事情も認められないため、経営企画部の作成した稟議資料や取締役会説明資料を信頼して賛成したことについて、善管注意義務違反は認められない。

9 社外取締役（成毛氏、矢作氏、安藤氏、大石氏）

(1) 本件担保解除決定について

成毛氏、矢作氏、安藤氏及び大石氏はいずれも、社外取締役であり、経営会議の構成員ではなく、本件担保解除決定の稟議書に押印しておらず、稟議書の回付もされていないことから、かかる担保解除を止める機会がない。他の役員による担保解除の承認を止めることができた特段の事情も認められないため、善管注意義務違反は認められない。

(2) 本件寄付について

本件寄付については、寄付金が美術館からファミリー企業に融通されていたということを各社外取締役が認識していたことを示す証拠は見当たらない。また、本件寄付の承認決議に反対すべき特段の事情も認められないため、経営企画部の作成した稟議資料や取締役会説明資料を信頼して賛成したことについて、善管注意義務違反は認められない。

第10 各執行役員の義務違反について

1 執行役員の責任についての考え方

- (1) スルガ銀行では、執行役員制度が採用されており、取締役会は選任した執行役員に対して会社の業務の執行を委任するものとされており（執行役員規程6条。また、取締役会規程により執行役員の所管業務の決定が取締役会決議事項とされている。）、これを根拠に、取締役会によって一定の業務が執行役員に委任されていた。
- (2) スルガ銀行において、執行役員は従業員の中の1つの役職として位置付けており（組織に関する規程第23条第1項）、各執行役員は、社内規程により、①取締役会で決定したスルガ銀行の方針及び代表取締役の指示に基づき、担当業務を責任を持って誠実に執行に当ること、②組織規程に定める職責を十分に自覚し、責任を持って忠実に執行に当ること及び③自己の担当業務はもとより、全社的な立場に立って執行に当り、スルガ銀行の実績向上、株主利益の確保、社会的責任を持って執行に当ることとされており（執行役員規程第7条各号）、担当業務を誠実かつ忠実にまた全社的な視野を持って業務を執行する義務を負っていた。また、スルガ銀行の執行役員規程では、執行役員が会社に対して損害賠償責任を負う場合として、「執行役員が故意または重大な過失により、当社に損害をかけたときは、当該執行役員にその全部または一部を賠償させる。」（第18条第1項）と定められており、軽過失の場合には賠償責任を負わないものとしている。
- (3) スルガ銀行における執行役員については、権限も大きかったという側面も否定はできないが、あくまでも取締役会に業務執行の委任を受けた立場であるという点、指揮命令権に服する従業員の一つの役職であるという点には変わりはないことから、代表取締役の指示に反し、担当業務を誠実かつ忠実に行わないなど執行役員としての義務に反していると評価される場合に限り、会社に対する損害賠償義務を負うものと解する。なお、賠償責任を負う場合であっても、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度についてのみ責任を認めるものとする⁹⁵。

2 柳沢氏（2012年4月から2017年6月まで執行役員審査部長）

⁹⁵ 最高裁昭和51年7月8日第1小法廷判決

(1) 本件担保解除決定について

ア 柳沢氏は、本件担保解除決定の稟議承認をするに際しては、客観的状況からするとB1社に対する貸付金の返済可能性が十分にあったとはいえないにもかかわらず、新規融資と同様に、B1社の保有資産の確認、担保解除の目的、返済計画を確認することなく、審査部長として承認をした。

これに関し、柳沢氏は、本件担保解除決定の稟議承認の前に、X1氏から個別に相談を受け、本件担保解除稟議書の内容が喜之助氏の意向が反映されたものであること及び内入金額が相当少なくレアケースであることを認識し、また、どのような担保解除の目的なのかについての疑問を抱きつつも、資産状況、担保解除の目的及び返済計画について詳細に確認しなかった。その上で、柳沢氏は、B1社が資産超過であり、グループ全体としても資産もあり、創業家の信用のあるファミリー企業であり回収できないことはないものと判断して承認した。

イ この点、柳沢氏が、審査部長として、B1社の保有資産の確認、担保解除の目的や返済計画について詳細を確認することなく、また、X1氏がこれらをきちんと確認したわけではないことを知りつつ、稟議承認をしたことについては、執行役員兼審査部長としての職責を十分に果たしたとはいえない。

ウ もっとも、柳沢氏は、本件担保解除決定については、代表取締役でもある喜之助氏の意向を受けたものであることを認識していた。また、柳沢氏が執行役員兼審査部長に就任した時点で、既に、ファミリー企業に係る与信管理については基本的にはX1氏に任せるという枠組みは出来上がっており、これは代表取締役副社長であった喜之助氏の意向を踏まえたものであることは明らかであったことから、指揮系統に従った明確な指示があったものではないものの、代表権のある喜之助氏の指示に従っていたものと認められる。上記の稟議承認は、担当業務を誠実かつ忠実にやり、執行役員としての義務を果たしたとはいえず、また、コンプライアンスの観点から問題がなかったとはいえないものの、あくまでも喜之助氏の指示に従っていたのであり、本件担保解除決定について損害賠償責任を負うものとするのは酷である。

エ 以上より、柳沢氏が、本件担保解除決定について、B1社が株式を売却し、その売却代金の一部しか弁済に充当されないことを認識しながら、B1社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、担保解除を承認したことについては、これによって損害賠償責任を負うものとはいえない。

(2) 本件寄付について

本件寄付については、執行役員は寄付の意思決定については関与していない。また、審査部内において、審査第一部長の X1 氏が寄付によりファミリー企業に流れた資金からの回収及びその資金の流れの検討について関与していたものの、審査部としては本件寄付に係る社内手続に関与していない。また、審査部長であった柳沢氏がかかる検討等に関与していた事実は認められない。

3 X1 氏

(1) 本件担保解除決定について

X1 氏は、本件担保解除決定の時は審査第一部長を務めていたが、まだ執行役員には就任しておらず、従業員の立場であった。しかし、第 5 に記載のとおり、本件担保解除決定に係る稟議書を喜之助氏の指示に従って作成し、審査第一部長としてだけでなく、審査役としても実質的審査を行うなど、本件担保解除決定に係る事案への関与は大きい。もっとも、X1 氏自身が積極的に本件担保解除決定を主導した立場ではなく、代表権のある喜之助氏の指示に従っていたにすぎない。

したがって、X1 氏の行為は、コンプライアンスの観点から問題がなかったとはいえないものの、喜之助氏の指示に従っていたにすぎないことに鑑み、雇用契約に反して損害賠償責任を負うものとするのは酷である。よって、損害賠償責任を負うものとはいえない。

(2) 本件寄付について

ア 本件寄付のうち、第 1 回寄付から第 6 回寄付については、X1 氏が執行役員に就任する前の事象である。第 6 記載のとおり、X1 氏は、第 1 回寄付から第 6 回寄付については、喜之助氏及び望月氏より、本件寄付の実行の連絡を受け、それを受けて喜之助氏の指示で、ファミリー企業への資金の還流ルートをファミリー企業側担当者と協議する等、寄付スキームへの関与が大きい立場にあった。

イ もっとも、X1 氏は、F1 美術館への寄付や資金の融通について主導的に関与

していたわけではない。本件寄付の金額やタイミングは、喜之助氏が決定し、X1氏は、喜之助氏の指示の下で、より効率的にファミリー企業に対する貸付けの残高を減少させるために、協議を行っていたものと認められる。X1氏の方から、喜之助氏に対して積極的に寄付の実施等を働きかけたことを示すものではなく、X1氏が本件寄付の意思決定に関与していたとは認められない。X1氏が、F1美術館への寄付が、実質的にF1美術館のためではないことを認識しつつ、ファミリー企業に対する資金融通の方法を検討していた点は不適切であり、かつ、コンプライアンスの観点から問題がなかったとはいえないものの、喜之助氏の指示に従っていたことを考慮すると、雇用契約に反したことにより損害賠償責任を負うとするのは酷である。よって、損害賠償責任を負うものとはいえない。

ウ 本件寄付のうち、第7回寄付及び第8回寄付については、X1氏が執行役員に就任した後の事象である。喜之助氏が死去した後であり、喜之助氏自身の指示があったわけではないものの、望月氏や白井氏が喜之助氏の遺族の意向（喜之助氏がもともと想定していた計画）を踏まえて決定していたものと認められ、X1氏は、第6回寄付までと同様に代表権を有する白井氏らの指示に従ってファミリー企業との協議を行っていたものにすぎず、X1氏が寄付の意思決定に能動的に関与していたとは認められない。F1美術館への寄付が、その名目が形骸化していることを認識しつつ、ファミリー企業に対する資金融通の方法を検討していた点は不適切で、担当業務を誠実かつ忠実に執行役員としての義務を十分に果たしたとはいえず、かつ、コンプライアンスの観点からも問題がなかったとはいえない。しかしながら、代表権のある白井氏及び望月氏の指示に従っていたことを考慮すると、執行役員としての義務に反して損害賠償責任を負うものとするのは酷である。よって、損害賠償責任を負うものとはいえない。

4 X2氏

(1) 本件担保解除決定について

ア 経営企画部は、監督当局へのファミリー企業に係る与信管理に関する問題の報告等のために、審査部と共同して当該問題に対応していたが、本件担保解除決定を含むファミリー企業への与信判断に係る意思決定（承認稟議）について経営企画部は関与しておらず、経営企画部長であったX2氏の関与もない。

イ その他、X2氏が、ファミリー企業に係る与信管理に関する問題について具体的に関与した形跡はなく、本件担保解除決定について、X2氏の善管注意義務違反を疑う事情は存在しない。

(2) 本件寄付について

ア 本件寄付について、X2氏は、経営企画部長として、白井氏の指示の下、E社との間で、美術館が寄付金により取得する美術品のリスト等のやり取りをするなど、寄付の稟議についての情報のやり取りをし、寄付の承認決議の資料の作成等をしていた。

イ 上記アのとおり、X2氏は、ファミリー企業への資金の交付予定については認識をしていた。しかしながら、X2氏は、本件寄付の具体的な目的まで把握していなかった可能性もあり、また、あくまでも上司であった代表取締役の白井氏の指示に基づいて寄付の稟議書の作成等を行っていたものであり、X2氏の行為は、代表権を有する白井氏の指示に従って行っていたものであることから、執行役員としての義務に反したものと評価することはできず、損害賠償責任を負うものとはいえない。

以上

【添付2】

調 査 報 告 書 (公表版)

2018年12月27日

スルガ銀行株式会社 監査役責任調査委員会

委員長 西 岡 清 一 郎

委 員 上 床 竜 司

委 員 金 山 卓 晴

略称・用語一覧

略称・用語	正式名称及び説明
(監査役)	
伊東氏	伊東哲夫氏 元社外監査役 監査役就任期間は、2014年6月24日から2018年6月28日まで。
乾氏	乾精治氏 元常勤監査役 監査役就任期間は、2008年6月24日から2012年6月22日まで。
木下氏	木下潮音氏 元社外監査役、現社外取締役 監査役就任期間は、2011年6月24日から2018年6月28日まで。2018年6月28日以降は、社外取締役就任。
島田氏	島田精一氏 現社外監査役 監査役就任期間は、2012年6月22日以降。
土屋氏	土屋隆司氏 現常勤監査役 監査役就任期間は、2012年6月22日以降。 2004年6月25日から2012年6月22日までは取締役であった。
灰原氏	灰原俊幸氏 現常勤監査役 監査役就任期間は、2016年6月23日以降。2012年6月22日から2016年6月23日までは取締役・監査部管掌であった。
廣瀬氏	廣瀬正明氏 元常勤監査役 監査役就任期間は、2008年6月24日から2016年6月23日まで。
(取締役)	
安藤氏	安藤佳則氏 現社外取締役
内山氏	内山義郎氏 元常務取締役／カスタマーサポート本部品質サポート部兼システム部管掌
大石氏	大石佳能子氏 元社外取締役
岡崎氏	岡崎吉弘氏 元専務取締役／営業本部長
喜之助氏	故・岡野喜之助氏 元代表取締役副社長・COO
白井氏	白井稔彦氏 元代表取締役専務・CCO／経営企画部管掌
成毛氏	成毛眞氏 元社外取締役
光喜氏	岡野光喜氏 元代表取締役会長・CEO
望月氏	望月和也氏 元専務取締役・CFO／経営管理部、市場金融部管掌
八木氏	八木健氏 現取締役／審査部管掌
柳沢氏	柳沢昇昭氏 元常務取締役／審査部管掌
米山氏	米山明広氏 元代表取締役社長・COO

目 次

第1 調査の概要	1
1 監査役責任調査委員会設置の経緯	1
（1）危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出	1
（2）取締役等責任調査委員会の設置	1
（3）監査役責任調査委員会の設置	2
2 本調査報告書の対象事項	2
3 当委員会の構成	3
（1）構成	3
（2）補助者	3
4 調査・検討の方法	3
（1）事実関係の調査	3
（2）現旧監査役の責任に関する検討	4
5 調査・検討の範囲	4
（1）調査・検討事項	4
（2）調査・検討の対象者	4
（3）調査・検討の方針	5
第2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の概要	6
1 スルガ銀行の概要	6
（1）組織の概要	6
（2）各会議体の概要	7
ア 取締役会	8
イ 経営会議	8
ウ 執行会議	8
エ 監査役会	9
オ 各種リスク委員会	9
カ 審議会	9
2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の関係	10
（1）沿革	10
（2）光喜氏	10
（3）喜之助氏	10
（4）W氏	11
（5）光喜氏と喜之助氏のスルガ銀行における役割	11
第3 ファミリー企業の概要	13

1	ファミリー企業の範囲	13
2	ファミリー企業の概要及び各ファミリー企業と創業家の関係等	13
	(1) F1 美術館について	13
	(2) W 氏に關係する企業について	14
	(3) 喜之助氏に關係する企業について	15
3	ファミリー企業の借入れ及び株式保有の状況等	17
	(1) スルガ銀行からの借入れについて	17
	(2) 株式等の持合い等について	19
4	ファミリー企業の実態	20
	(1) ファミリー企業の運営の実態状況	20
	(2) ファミリー企業とスルガ銀行の交渉等について	21
5	ファミリー企業から喜之助氏らへの貸付け	22
第4	ファミリー企業に係る与信管理	23
1	法人融資に関する決裁手続の概要	23
	(1) 営業店での手続	23
	(2) 審査部内での手続	23
	ア 審査役による審査	23
	イ 審査第一部長による審査	24
	ウ 審査部長による審査	24
	エ ファミリー企業に対する融資等の場合の実務慣行	25
	(3) 審議会の決裁	25
	(4) 経営会議	25
	(5) 監査役	26
	(6) 稟議書の回覧方法	27
	(7) 稟議書の添付書類	27
2	ファミリー企業の与信管理の類型	27
	(1) ファミリー企業に対する融資の方法	27
	ア 証書貸付	27
	イ 当座貸越	28
	ウ 手形貸付	29
	エ 2002年以降の新規融資	29
	(2) ファミリー企業に対する融資に係る担保	29
	(3) ファミリー企業に対する融資の回収方法	29
	ア 担保物の売却処分代金からの回収	29
	イ 貸付期間を延長する際の約定弁済方法や極度額の見直し	30
3	ファミリー企業に対する融資に係る改善計画等	30

(1) 2002年3月頃のファミリー企業に対する融資状況	31
(2) 特定管理先に係る改善計画	31
ア 改善計画の策定と実行	31
イ 改善計画の終了	32
(3) 特定管理先に係る融資審査及び債権管理の担当部署（経営企画部から審査部へ）	32
4 特定管理先の管理に関する実態	33
第5 2015年になされたファミリー企業に対する融資に係るスルガ銀行株式担保解除及び自己株式の取得	35
1 本件担保解除決定	35
(1) 担保解除の条件	36
ア 売却代金の一部未回収	36
イ 金融機関による担保解除に係る原則論	37
ウ 本件担保解除決定における問題	38
(2) 本件担保解除決定の判断に至るプロセス	39
ア 回収額についての喜之助氏による指示	39
イ 稟議書の承認	39
(3) 担保解除の判断にあたり確認すべき事項	40
ア 資産状況	40
イ 担保解除の目的	43
ウ 返済計画	44
エ 小括	44
2 本件自己株式取得決議	44
3 本件自己株式取得の実施	45
4 売却代金の流れ	46
(1) P社に対する債務の弁済	46
(2) 2016年1月以降の送金	48
(3) 小括	48
第6 F1美術館への寄付を名目としたファミリー企業への資金融通	49
1 F1美術館への寄付の決定・実行	49
2 8回の寄付の資金の流れ	51
(1) 第1回寄付について	51
(2) 第2回寄付について	52
(3) 第3回寄付について	53
(4) 第4回寄付について	54
(5) 第5回寄付について	55

(6) 第6回寄付について	56
(7) 第7回寄付について	57
(8) 第8回寄付について	58
3 スルガ銀行における本件寄付までの手続	59
4 FI美術館は実質的な意思決定に関与していなかったこと	60
5 寄付の目的について	61
(1) 寄付の決定者の意図	61
(2) 取締役会における説明	63
(3) ファミリー企業への資金融通が目的であること	64
6 寄付による資金の流れの決定方法について	64
第7 本件担保解除決定に関する監査役の善管注意義務違反の有無	66
1 取締役の善管注意義務違反の判断基準	66
2 本件担保解除決定における取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反	66
(1) 喜之助氏	66
(2) 光喜氏、白井氏、望月氏、八木氏	67
3 監査役を負う善管注意義務の内容	67
(1) 監査役の権限と義務	67
(2) 融資案件における監査役の具体的義務の内容	67
(3) 自己株式取得についての監査役の具体的な義務の内容	68
4 各監査役の善管注意義務違反の有無	68
(1) 常勤監査役	68
ア 本件担保解除決定の違法性	68
イ 本件担保解除決定における監査役の善管注意義務違反の有無	70
(2) 社外監査役	73
第8 本件寄付に関する監査役の善管注意義務違反の有無	74
1 取締役の善管注意義務違反等の判断基準	74
2 取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反	74
(1) 喜之助氏	75
(2) 光喜氏	75
(3) 白井氏	75
(4) 望月氏	75
3 監査役を負う善管注意義務違反の内容	76
4 各監査役の善管注意義務違反の有無	76
(1) 常勤監査役	76
(2) 社外監査役	77

第1 調査の概要

1 監査役責任調査委員会設置の経緯

(1) 危機管理委員会及び第三者委員会の設置並びに各調査報告書の提出

スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）は、2018年1月に株式会社スマートデイズがシェアハウスオーナーに対する賃料支払を中止したことに端を発するシェアハウス関連融資の問題に関する報道等を受け、2018年1月17日付けで、外部の弁護士で構成される危機管理委員会（委員長：久保利英明弁護士）を設置した。危機管理委員会は、スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資についての事実関係を調査・検証し、同年4月24日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「危機管理委員会調査報告書」という。）を提出した。

スルガ銀行は、危機管理委員会調査報告書を受け、同年5月15日、その概要を公表するとともに、事態の重要性に鑑み、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことが不可欠であると判断し、同日、同行から完全に独立した中立・公正な専門家3名で構成される第三者委員会（委員長：中村直人弁護士）を設置し、事案の徹底調査と原因の究明を行うこととした。第三者委員会は、シェアハウス関連融資に限定することなく、スルガ銀行における収益不動産ローン全般に関し、事実関係等を調査・検証し、同年9月7日、スルガ銀行に対し、調査報告書（以下「第三者委員会調査報告書」という。）を提出した。

(2) 取締役等責任調査委員会の設置

スルガ銀行は、2018年9月7日、第三者委員会調査報告書を公表するとともに、同報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、役員体制の変更を行うとともに、企業風土の刷新、業務改革、ガバナンス体制の構築・整備等に向けた取組みを発表した。

また、スルガ銀行は、かかる取組みの公表時点までに、ファミリー企業（第3.1で定義するものをいう。以下同じ。）に対する融資に関して、不適切な与信管理の実態を把握した。

これらの事情を踏まえて、スルガ銀行は、同年9月14日、①シェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題及び②ファミリー企業に係る与信管理の問題（併せて、以下「本件一連の問題」と総称する。）を調査対象事項として、これらの事案について、現旧取締役において、その職務執行につき善管注意義務違反等によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等、また、現旧執行

役員において、その職務執行につきスルガ銀行に対する債務不履行責任等を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、同年6月の定時株主総会において新たに選任された社外監査役2名並びに独立性を確保した、スルガ銀行、同行の現旧取締役及び現旧執行役員、創業家並びにファミリー企業との間に利害関係のない立場にある外部弁護士からなる取締役等責任調査委員会を設置した¹。

取締役等責任調査委員会は、ファミリー企業に係る与信管理の問題に関する現旧取締役及び現旧執行役員の職務執行に関し事実関係の調査及び責任の判定を行い、同年12月26日、調査報告書（以下「取締役等責任調査委員会調査報告書」という。）を提出した。

（3）監査役責任調査委員会の設置

スルガ銀行の取締役会は、2018年9月14日、本件一連の問題について、現旧監査役が取締役の職務執行の監査につき善管注意義務違反によりスルガ銀行に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的観点から調査・検討を行うべく、独立性を確保した、スルガ銀行及び同行の現旧監査役、創業家並びにファミリー企業との間に利害関係のない立場にある外部弁護士3名からなる監査役責任調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2 本調査報告書の対象事項

本調査報告書は、本件一連の問題のうち、上記1（2）②のファミリー企業に係る与信管理の問題のみを対象とするものである。

なお、当委員会は、上記1（2）①のシェアハウスその他の収益不動産ローンに係る融資問題については、2018年11月9日付け調査報告書をスルガ銀行に提出し、スルガ銀行は同月14日付けで当該報告書を公表した²。

¹ スルガ銀行は、銀行法26条1項の規定に基づき、2018年10月5日に、ファミリー企業への不適切な与信管理をその理由の一つとして、金融庁より行政処分（業務の一部停止命令並びに業務改善命令）を受けた。具体的には、金融庁による行政処分の理由においても、「以下のとおり、当行では、ファミリー企業に対する融資に関して、保有資産の実態把握、具体的な返済計画の検証等を行っておらず、不適切な与信管理の実態が認められる。また、ファミリー企業から創業家個人に対して一定額の融資が実行される中、業況の芳しくないファミリー企業に対する当行融資の回収が進まないなど、信用リスク管理上の問題が認められる。」と指摘を受けている。

² 当該公表に係るスルガ銀行のホームページは、下記リンクを参照されたい。
<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/kojin/topics/181114.html>

3 当委員会の構成

(1) 構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長：西 岡 清一郎（弁護士）

委員：上 床 竜 司（弁護士）

委員：金 山 卓 晴（弁護士）

(2) 補助者

当委員会は、以下の者を補助者として任命し、本調査報告書の対象事項であるファミリー企業に係る与信管理の問題に関する調査・検討の補佐をさせた。いずれの補助者も、スルガ銀行及び同行の現旧監査役、創業家並びにファミリー企業との間に利害関係はない。また、スルガ銀行職員3名が取締役等責任調査委員会及び当委員会の事務局として専従した。

あさひ法律事務所

弁護士 亀井 洋一

弁護士 古原 暁

弁護士 畑井 研吾

弁護士 藤並 知憲

4 調査・検討の方法

(1) 事実関係の調査

当委員会への委嘱事項を遂行する上で合理的に必要と思料される調査を行った。具体的には、スルガ銀行から当方が必要と判断した資料の提出を受け、それらを検討・分析するとともに、後述する調査対象とした現旧監査役全員を含むスルガ銀行の役職員に対する照会及びヒアリングを実施した。この過程において、当委員会の事務局を務めたスルガ銀行職員をはじめ、スルガ銀行の全面的な協力を得た。

なお、監査役は取締役の職務執行を監査する機関であることに鑑み、本報告書では、法的検討において取締役等責任調査委員会の調査結果及び認定事実を前

提としている。

(2) 現旧監査役の責任に関する検討

当委員会では、上記(1)の調査と並行して、ファミリー企業に係る与信管理の問題について、スルガ銀行の現旧監査役の法的責任の有無及び責任追及の訴えを提起することの可否を検討し、判断する作業を行った。

具体的には、当委員会は、取締役の職務執行に関する監査役の監視義務違反等の善管注意義務違反について判断した裁判例及びこれらについて論じた文献等を検討・分析し、監査役に対する責任追及訴訟における判例法理を探求し、上記(1)の調査で認定した事実関係に基づき現旧監査役の責任の有無を判断した。

5 調査・検討の範囲

(1) 調査・検討事項

当委員会は、スルガ銀行からの委嘱事項を調査・検討するに当たり、ファミリー企業に係る与信管理の問題を調査し、具体的に検討すべき事象として以下のア及びイの事案が認められた。

ア 2015年にスルガ銀行が行った一部のファミリー企業からの自己株式の取得及びそれに先立つファミリー企業の1社に対するスルガ銀行株式を対象とする担保解除がなされた事案

イ 2012年から2017年の間にスルガ銀行がファミリー企業である一般財団法人F1美術館に対して行った寄付に関し、寄付金が美術品や不動産の売買を通じて一部のファミリー企業に流れ、スルガ銀行からの借入れの返済等に使われる等していた事案

そこで、当委員会は、主として、ア及びイの事案における現旧監査役の善管注意義務違反に基づく損害賠償責任の有無について調査・検討を行った。

(2) 調査・検討の対象者

上記調査・検討の対象とした現旧監査役の範囲は、当委員会がファミリー企業に係る与信管理の問題について法的責任が問題となり得ると判断した、以下の監

査役（退任者を含む。）である。

乾精治氏（元常勤監査役）

廣瀬正明氏（元常勤監査役）

土屋隆司氏（常勤監査役）

灰原俊幸氏（常勤監査役）

木下潮音氏（元社外監査役・現社外取締役）

島田精一氏（社外監査役）

伊東哲夫氏（元社外監査役）

（３）調査・検討の方針

本調査報告書の目的は、現旧監査役にスルガ銀行に対する法的な損害賠償責任が認められるか否かを検討することである。

現旧監査役にこのような法的損害賠償責任が認められるためには、経営責任や道義的責任とは異なり、第１に、抽象的な懈怠にとどまらず、故意又は過失による具体的な「善管注意義務違反」があり、第２に、当該善管注意義務違反に基づく具体的な「損害の発生」が認められ、第３に、当該善管注意義務違反と損害の発生との間に「相当因果関係」があるものでなければならず、第４に、それによってスルガ銀行に生じた「損害額」が確定されなければならない。そして、これらの事実及び法的評価が、証拠によって認定される必要がある。

そこで当委員会は、上記（１）及び（２）の調査事項及び調査対象者を前提として、ファミリー企業に係る与信管理の問題について具体的事実と証拠に基づき法的検討を行った。

第2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の概要

1 スルガ銀行の概要

(1) 組織の概要

2018年10月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は6名、うち4名が社外取締役である。また、監査役総数は5名、うち3名が社外監査役である。同年6月1日時点におけるスルガ銀行の取締役総数は10名、うち3名が社外取締役であり、また、監査役総数は5名、うち3名が社外監査役であった。

スルガ銀行では、1998年度から執行役員制度が採用されており、取締役会は基本的にモニタリングを行うことが想定され、執行と監督の分離が図られていた。そして、取締役の「管掌」・「所管業務」が取締役会にて決定されていた（取締役会規程³により管掌及び所管業務の決定が取締役会決議事項とされている。）。もともと、一方で取締役は本部長、バンク長、部長、ブロック長、本店長、支店長ほかを兼務することができるとされており（組織に関する規程28条）、執行と監督が完全に分離されているわけではなかった。

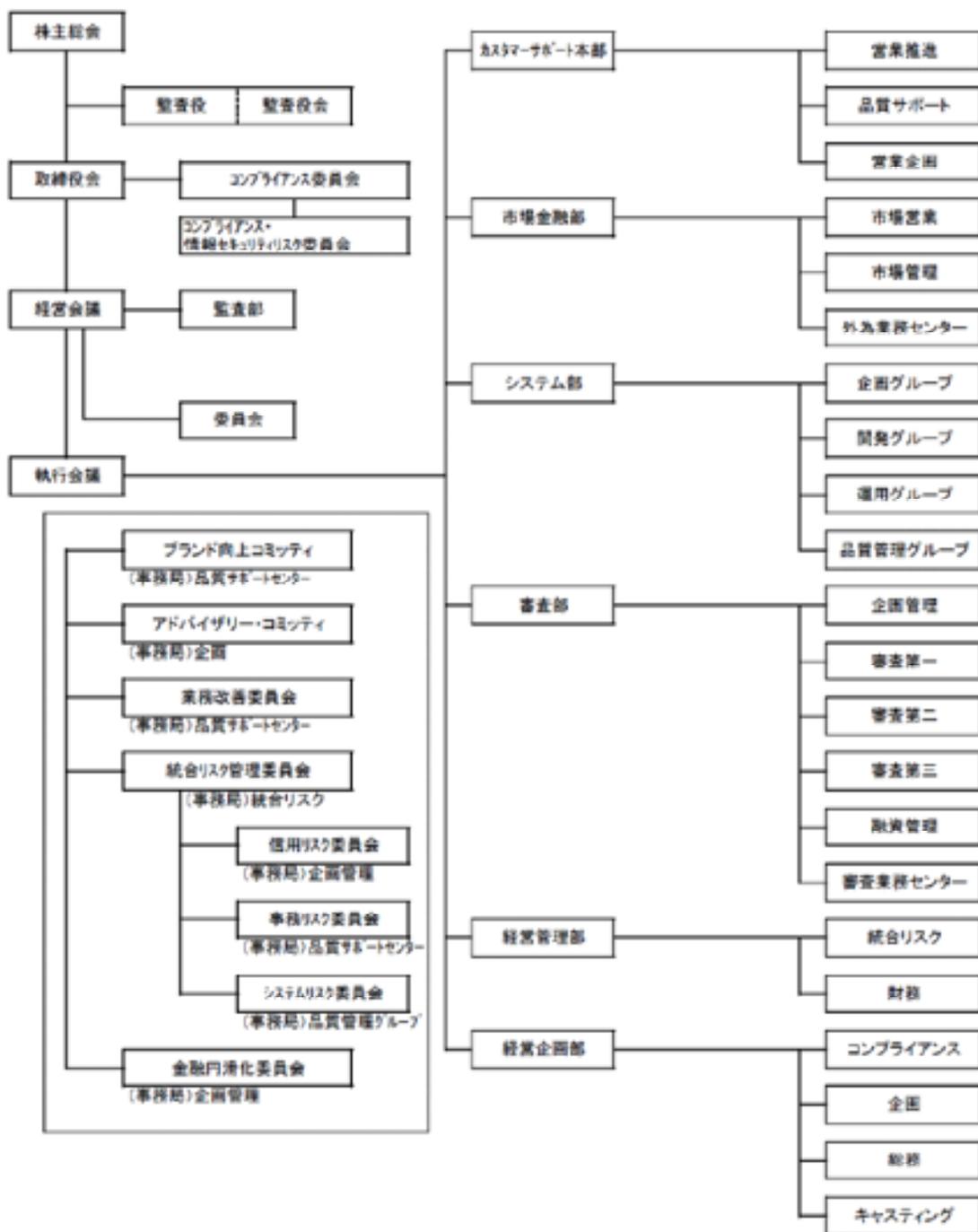
一方、取締役会は、選任した執行役員に対して会社の業務の執行を委任するものとされており（執行役員規程6条。また、取締役会規程により執行役員の所管業務の決定が取締役会決議事項とされている。）、これを根拠に、取締役会によって一定の業務が執行役員に委任されていた。

スルガ銀行において、執行役員は従業員の中の1つの役職として位置付けており（組織に関する規程23条1項）、各執行役員は、社内規程に規定される執行役員としての注意義務を負っていた（執行役員規程7条各号⁴）。2018年3月31日時点における執行役員総数は、16名である。

スルガ銀行の2016年4月1日時点での組織図は、以下のとおりである。

³ 本報告書で引用する規程類等は、特に明示しない限り、2018年3月末時点のものである。

⁴ 具体的には、執行役員は、①取締役会で決定した当社の方針ならびに代表取締役の指示に基づき、担当業務を責任を持って誠実に執行に当ること、②組織規程に定める職責を十分に自覚し、責任を持って忠実に執行に当ること及び③自己の担当業務はもとより、全社的な立場に立って執行に当り、当社の実績向上、株主利益の確保、社会的責任を持って執行に当ることに留意して所管業務の執行に当らなければならない、とされている。



(2) 各会議体の概要

ファミリー企業に係る与信管理の問題が生じた時点における、スルガ銀行の主要な会議体の概要は、以下のとおりである。

ア 取締役会

スルガ銀行における取締役会は、概ね月に1回開催されていた。取締役はほとんど出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。取締役会の議題は、会社法所定案件、人事案件、内部監査計画策定、コンプライアンス・プログラム策定、規程の改訂案件等の決議事項のほか、各種報告議題等であった。

イ 経営会議

スルガ銀行では、経営会議規程に基づき、常勤取締役をもって構成される(同規程2条1項)経営会議が置かれている。経営会議では、取締役会から委任された事項の決議と所定の事項についての審議が行われる(同規程1条)。所定の事項としては、「業務運営に関する事項」等がある(同規程8条)。また「重要な業務の状況の報告」等の報告がなされる(同規程9条)。経営会議の招集者及び議長はCEO⁵であり(同規程3条、4条1項)、常勤監査役は出席することができ(同規程2条2項)、またオブザーバーとして一部執行役員や部長が陪席していた。

経営会議は原則として月1回開催され、実際の議題は取締役会と重複するものが多いが、各種リスク委員会の報告もなされていた。経営会議の下に、監査部及び各種リスク委員会が置かれていた(同規程9条の2、10条)。

ウ 執行会議

スルガ銀行では、執行会議規程に基づき、執行会議が置かれていた。執行会議は、取締役会から委任された事項の決議と業務運営に関する事項等の審議を行っていた(同規程7条、8条)。また「重要な業務の状況報告」等の報告がなされていた(同規程9条)。執行会議は、COO及び指名された執行役員で構成されるものとされていたが(同規程2条)、実際に指名されている者の中には、品質サポート部長等執行役員以外の者も入っていた。監査役の出席はない。議長はCOOであった(同規程4条1項)。

執行会議は原則として月に2回開催され、実際の議題は、業績の進捗状況、営業推進策、キャンペーン、事務連絡的な事項、法的整理案件報告等である。

⁵ スルガ銀行の取締役会規程には、「CEO」(最高経営責任者)、「COO」(最高業務執行責任者)及び「CFO」(最高財務責任者)を各1名選任できる旨が定められている。もっとも、2018年4月以降、スルガ銀行内では、これらの職位は使用されていない。

なお、執行会議に続けて各種リスク委員会等が開催されるのが通例であった。

エ 監査役会

スルガ銀行における監査役会は、常勤の社内監査役2名と非常勤の社外監査役3名で構成される。監査役会の議長は、監査役会の決議で定めることとされており（監査役会規程6条）、常勤監査役のうちの1名が務めるのが通例である。監査役会は、概ね月に1回開催され、監査役はほとんど全回出席していた。開催所要時間は1時間程度であることが多かった。

監査役会の議題は、会社法所定案件、監査役会規程・監査役規程・監査役監査基準の制定・改定、監査計画の策定、監査業務分担の決定等の決議事項のほか、各種報告事項等であった。報告では、常勤監査役が出席した経営会議の議事内容の報告もなされていた。

オ 各種リスク委員会

スルガ銀行では、経営会議の下部組織として、①統合リスク管理委員会、②ALM委員会、③信用リスク委員会、④事務リスク委員会（2018年4月以降は業務リスク委員会に改称）、⑤システムリスク委員会が設けられ（経営会議規程10条、リスク委員会規程）、また、取締役会の下部組織（現在は経営会議の下部組織に変更されている。）として、⑥コンプライアンス委員会が設けられていた（取締役会規程16条、リスク委員会規程）。

ファミリー企業に係る与信管理の問題との関係では、特に③信用リスク委員会が重要である。

常勤監査役は、一連のリスク委員会に、オブザーバーとして出席して意見を述べることもできていた（リスク委員会規程3条2項）。

信用リスク委員会の対象リスクは、信用リスク及び金融円滑化である（リスク委員会規程2条。但し、金融円滑化については、2017年4月1日の改訂により対象リスクに追加された。）。審議事項は、与信査定に関する事項や経営支援先に対する支援方針等であり（同規程7条）、各リスクの管理状況等が報告される（同規程8条）。信用リスク委員会委員は、経営会議で選任される（同規程3条）。審議した事項と結果は、経営会議に報告される（同規程9条）。事務担当部署は、審査部企画管理である（同規程10条4項）。

カ 審議会

スルガ銀行では、審議会規程に基づき、経営会議が指名した執行役員、審査部審査第一職務及び企画管理職務をもって構成される（同規程2条）審議会が置かれている。審議会では、所定の金額内の融資方針及び支援方針に関する事項についての審議及び決裁が行われる（同規程1条）。審議会の議長は経営会議が指名した執行役員であり（同規程4条）、審議会は、議長が招集し、必要に応じて随時開催するものとされている（同規程3条）が、緊急を要する案件の場合及びやむを得ない事情のある場合は、書面決裁で会議開催に代えることができる（同規程3条）。

2 スルガ銀行と創業家（岡野家）の関係

（1）沿革

スルガ銀行は1895年に岡野喜太郎氏を中心に設立され、歴代頭取・社長は2016年まで主に岡野家から輩出されている。光喜氏、喜之助氏及びW氏の父である故岡野喜一郎氏（以下「喜一郎氏」という。）も、光喜氏の2代前のスルガ銀行の頭取であった。下記（2）記載のとおり、光喜氏は、1985年に頭取に就任した。

（2）光喜氏

光喜氏は、他の銀行における勤務を経て、1975年にスルガ銀行に入社した。その後、光喜氏は、1979年6月に取締役就任し、1980年11月に常務取締役、1983年1月に専務取締役、1985年5月に取締役頭取、1998年6月に取締役社長⁶、2016年6月に取締役会長にそれぞれ就任した。光喜氏は、1985年からは代表取締役であり、2000年よりCEO（最高経営責任者）を務め、2018年9月7日の役員体制の変更に伴って取締役会長を辞任するまで代表取締役を務めた。

光喜氏は、スルガ銀行株式を24万5000株（発行済株式総数に対する保有割合は約0.1%）保有している。光喜氏は、スルガ銀行の大株主である会社を含むファミリー企業の株式は保有しておらず、また、当委員会が把握する限りにおいて、ファミリー企業に対して事実上の支配権を及ぼすこともなかった。

（3）喜之助氏

⁶ 頭取から社長に役職名が変更されたことによる。

喜之助氏は、光喜氏の実弟（喜一郎氏の次男）である。喜之助氏は、1973年にスルガ銀行に入社した。その後、喜之助氏は、1983年6月に取締役就任し、1985年4月に常務取締役、同年5月に専務取締役、1986年6月に取締役副頭取にそれぞれ就任し、1998年6月から2016年7月に死去するまで取締役副社長であった。また、喜之助氏は、1986年より代表取締役、2000年よりCOO（最高業務執行責任者）を、2016年7月に死去するまで務めた。

喜之助氏は、スルガ銀行株式を12万1000株保有していた。喜之助氏は、スルガ銀行の大株主である会社を含むファミリー企業の株式は保有していなかった。もっとも、第3において詳述するとおり、喜之助氏は、W氏が代表取締役を務めるA1社等の一部を除くファミリー企業の経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた。

（4）W氏

W氏は、光喜氏及び喜之助氏の実弟（喜一郎氏の三男）である。W氏は、スルガ銀行に入社したことはなく、A1社、A2社及びA3社その他のファミリー企業5社の代表者及び株主としてこれらの会社を経営している。

スルガ銀行の直近の有価証券報告書によると2018年3月31日時点において、スルガ銀行の大株主であるファミリー企業は、A1社（約1270万株・保有割合約5.48%）、A2社（675万株・保有割合約2.91%）及びA3社（約1100万株・保有割合約4.74%）であるところ、W氏は、これらの会社の株式を自ら一定割合保有し、これらの会社の代表者を務めている。詳細は、第3において述べるが、W氏が代表者を務めるファミリー企業は、スルガ銀行の大株主であるほか、スルガ銀行東京支店の入居するビルを保有するA1社をはじめ、ファミリー企業の中でも特に多くの資産を保有している。

基本的には、A1社、A2社及びA3社に対して、光喜氏及び喜之助氏が影響力を行使していたものとは認められないが、A2社やA3社が、喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたファミリー企業の借入れにつきその保有するスルガ銀行株式や不動産を担保提供する等、喜之助氏の要請にも応じていたケースもあった。

（5）光喜氏と喜之助氏のスルガ銀行における役割

スルガ銀行においては、各種規程等に基づき、一定のガバナンス体制が構築されていたが、喜之助氏の存命時は、実際の運用においては、副社長を務めていた

喜之助氏が極めて重要な役割を果たしていた。

光喜氏と喜之助氏との職務分担については、光喜氏が対外的な活動を担当し、喜之助氏が社内の業務執行全般、特に営業と審査を担当しており、実際には、喜之助氏は、2016年7月に死去するまでの間、長年にわたり、スルガ銀行の業務執行全般における実質的な最高意思決定者であった。

取締役や執行役員は、自らの業務における重要事項等について、規程上の報告ルートを経ることなく、また別途管掌取締役が存在するにも関わらず、喜之助氏に対し、直接報告・相談することが頻繁に行われていた。これに対して喜之助氏も、取締役会や経営会議に諮ることなく、対応方針等を自ら決定し、関係する者に対してのみ指示を出していた。そして、これらの報告・相談や指示は、すべて口頭ベースで行われていた。

第3 ファミリー企業の概要

1 ファミリー企業の範囲

本調査報告書において、ファミリー企業とは、創業家が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしている法人（既に解散済みのものを含む。）を総称している。ファミリー企業には、美術館やスルガ平⁷の分譲開発等の創業家のビジネスや財産管理等を行う会社をはじめ、スルガ銀行の支店等の事業用不動産を所有又は管理する会社、事業用不動産を売却する場合の受け皿目的の会社、これらの会社又はスルガ銀行の株式を保有する会社等、30社以上の法人がある⁸。

これらの法人には、F1美術館（一般財団法人）、A1社、A2社、A3社、A4社、A5社、B1社、B2社、B3社、C1社、C2社、C3社、C4社、D1社、D2社、D3社、D4社、D5社、D6社、D7社、D8社、D9社、D10社、D11社、D12社、D13社、D14社、D15社、D16社、D17社、D18社、D19社、D20社、D21社及びE社が含まれる。

2 ファミリー企業の概要及び各ファミリー企業と創業家の関係等

ファミリー企業は、その態様に応じて、①一般財団法人であるF1美術館、②光喜氏及び喜之助氏の実弟であるW氏に関する企業群、③喜之助氏が生前において経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた同人に関する企業群の3つに分けられる。

なお、F1美術館も喜之助氏が生前において経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたという点においては、同人に関する他のファミリー企業と変わらないものの、美術館であることや後述のとおり同人に関する他の企業とは管理の態様が異なることから、本調査報告書においては、別分類としている。

以下、これらの分類ごとに、重要なファミリー企業の概要について説明する。

(1) F1美術館について

F1美術館は、1973年に美術品の収集に執心した光喜氏の2代前のスルガ銀行頭取であった喜一郎氏により設立⁹され、2012年4月以降は光喜氏が代

⁷ 静岡県駿東郡長泉町にある住宅街をいう。

⁸ 今回の調査の結果として明らかになったファミリー企業のうち必要なものを列挙する趣旨であり、上記以外のファミリー企業の存在を否定するものではない。

⁹ 法人設立の年月日は1979年10月1日であり、2012年4月1日に財団法人から一般財団法人に変更されている。

表理事を務めるととも¹⁰に、W氏が評議員を務めており、喜之助氏も生前に評議員を務めていた。

同美術館は、B3社が経営するF2美術館等¹¹と一体として、静岡県駿東郡長泉町において、複合文化施設「dエリア」を形成している。

なお、第6において詳述する寄付に関連して、F1美術館がスルガ銀行から寄付を受ける際の窓口はスルガ銀行のOBであるZ2氏やZ4氏が担当しており、かかる寄付金で購入した美術品のほとんどはF2美術館にて展示されているものである。

(2) W氏に関する企業について

ア A1社は、1959年に設立され、その後現在の商号に変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は10名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株式約1270万株（保有割合5.48%）¹²のほか、スルガ銀行東京支店等が入居する日本橋所在のビル（スルガビル）、同小田原支店が入居するビル等で構成されている。

事業内容としては、主として、不動産賃貸業を営んでおり、その収入は、テナントからの家賃が中心となっている。

A1社の株式については、保有割合ベースで、A2社が18.8%、W氏が13.9%、残りを役員1名及びA5社を含むファミリー企業が5%から12%程度ずつ保有している。

イ A2社は、1970年に設立され、その後現在の商号に変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は11名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株675万株（保有割合2.91%）¹³のほか、スルガ銀行藤沢支店が入居するビル、同三島セントラル支店が入居するビル（4階から6階まで）及び同浜松支店が入居するビル（4階から8階まで）等で構成されている。

事業内容としては、主として、不動産賃貸業やスルガ平を中心とした土地の造成及び分譲を営んでおり、その収入は、テナントからの家賃や管理料が中心

¹⁰ F1美術館は2012年4月1日に財団法人（特例民法法人）から一般財団法人に移行しているが、光喜氏は、2012年3月31日以前もF1美術館の理事を務めていた。

¹¹ F2美術館のほか、F3美術館、F4文学館、飲食店a、飲食店b及び飲食店cを含む。

¹² 2018年3月31日時点

¹³ 2018年3月31日時点

となっている。

A2社の株式については、保有割合ベースで、A1社が34.5%、A5社が14.7%、A3社が12.5%、残りをスルガ銀行のOB及びW氏並びに他のファミリー企業が1%から9%ずつ保有している。

ウ A3社は、1951年に設立され、その後現在の商号に変更した。

同社の代表取締役はW氏が務め、その他の役員には親族やスルガ銀行のOBが就任しており、従業員は28名程である。

その保有資産は、スルガ銀行株式約1100万株（保有割合4.74%）¹⁴のほか、スルガ銀行名古屋支店の入居するビル及び同厚木支店が入居し、行員寮ともなっている建物等で構成されている。

事業内容としては、主として、損害保険及び生命保険の代理業を営んでいるが、その収入は、保険手数料のほか、不動産賃貸料が中心になっている。

A3社の株式については、保有割合ベースで、A1社が44.0%、A2社が38.6%、W氏が3.2%、残りをD1社及び個人が保有している。

なお、上記3社に、同じくW氏が取締役を務め、又は持分の過半数を保有するA4社及びA5社を加えた5社（以下「W氏関係ファミリー企業」という。）は、後述のY1氏、Y2氏及びY3氏（Y1氏、Y2氏及びY3氏を総称して「Y1氏ら」という。）による管理の対象ではなく、同人ら又は他のスルガ銀行のOBを通じて喜之助氏が経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていたものでもない。

（3）喜之助氏に關係する企業について

ファミリー企業のうち、F1美術館及びW氏関係ファミリー企業以外の会社については、喜之助氏が各社の役員及び従業員を通じて、経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた。

特に、これらの会社については、後述のとおりスルガ銀行のOBであるY1氏、Y2氏及びY3氏がこれらのファミリー企業を管理する事務を行っているものである。以下、本件の調査の対象となる担保解除及び寄付関連の当事者となるファミリー企業について、概要を説明する。

ア B3社は、1994年に設立された会社であり、dエリアにおいて、F2美術

¹⁴ 2018年3月31日時点

館¹⁵及び F3 美術館の運営を行っていた¹⁶。

その保有資産は、スルガ銀行清水駅支店が入居するビル、富士吉原支店店舗不動産及び D1 社に対する（再）転貸債権等で構成されている。

なお、美術館の集客力の低迷等により赤字を計上しており、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「破綻懸念先」¹⁷として管理されている。

イ B1 社は、1992 年に設立された会社であり、不動産賃貸業のほか、d エリアにおいて、飲食店 b 及び飲食店 c を営んでいる。

その保有資産は、上記レストランに係る不動産、スルガ銀行清水支店が入居する建物、A1 社株及び A2 社株等の有価証券並びに B3 社に対する転貸債権等で構成されている。

なお、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「要注意先」として管理されていたが、直近の見直しにより「破綻懸念先」となった。

ウ B2 社は、1995 年に設立された会社であり、d エリアにおいて、飲食店 a を営んでいる。

その保有資産は、F2 美術館に係る不動産、上記レストランに係る建物、A1 社株等の有価証券及び D2 社に対する転貸債権等で構成されている。

なお、遅くとも 2007 年以降は、スルガ銀行の自己査定上、「要注意先」として管理されていたが、直近の見直しにより「破綻懸念先」となった。

エ E 社は、1994 年に設立された会社であり、主として、F1 美術館に係る美術品の売買を営んでいた。

その保有資産に、不動産や有価証券等はなく、若干の現金及び美術品があっただけの資産保有会社であり、スルガ銀行からの貸付けはない。

なお、2016 年 11 月 14 日に特別清算を開始し、翌 2017 年 3 月 10 日に同清算手続を終結している。

¹⁵ 2002 年に喜之助氏により設立された美術館であるが、F1 美術館とは異なり、一般財団法人の形は取っておらず、B3 社が運営を行っている。展示されている美術品は、B3 社自身や他のファミリー企業の保有している作品が中心であったが、その大部分は、第 6 記載のスルガ銀行の寄付及びかかる寄付資金を原資とする売買により、F1 美術館に権利が移転している。

¹⁶ ただし、F3 美術館については、後述第 6 のとおり、2017 年、B3 社が F1 美術館に対し、F3 美術館を譲渡するまでの間である。

¹⁷ 債務者区分については、正常先、要注意先（「要管理先」及び「その他要注意先」）、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の 5 段階で区分している。

3 ファミリー企業の借入れ及び株式保有の状況等

(1) スルガ銀行からの借入れについて

2002年当時、上記ファミリー企業のうち12社とスルガ銀行の間には18頁の図(左側)のとおり融資取引が存在した。ファミリー企業によるスルガ銀行からの借入債務の合計額は、約1200億円にも上っていた。かかる借入れの経緯については、取締役等責任調査委員会及び当委員会が接した資料並びに関係者のヒアリング結果を総合勘案すると、概要以下のとおりであると考えられる。

ア 創業家が営んでいた分譲事業や美術館事業の資金としての融資があった。

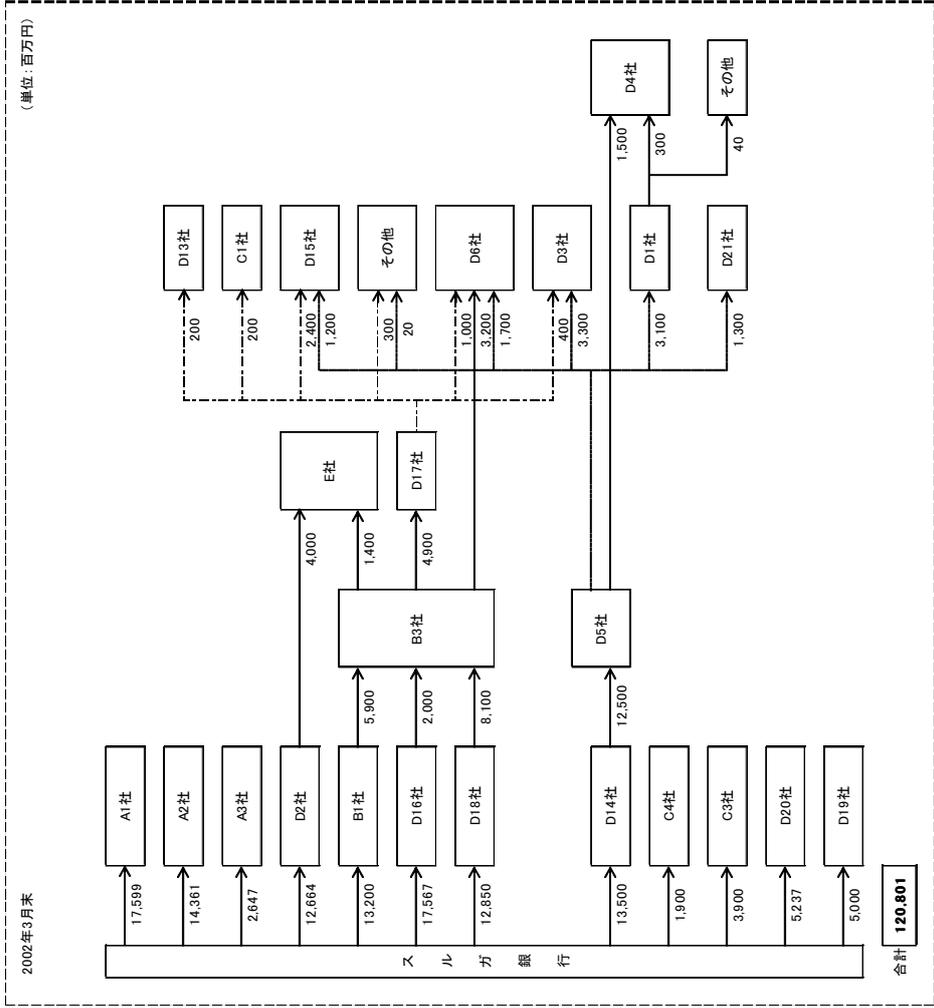
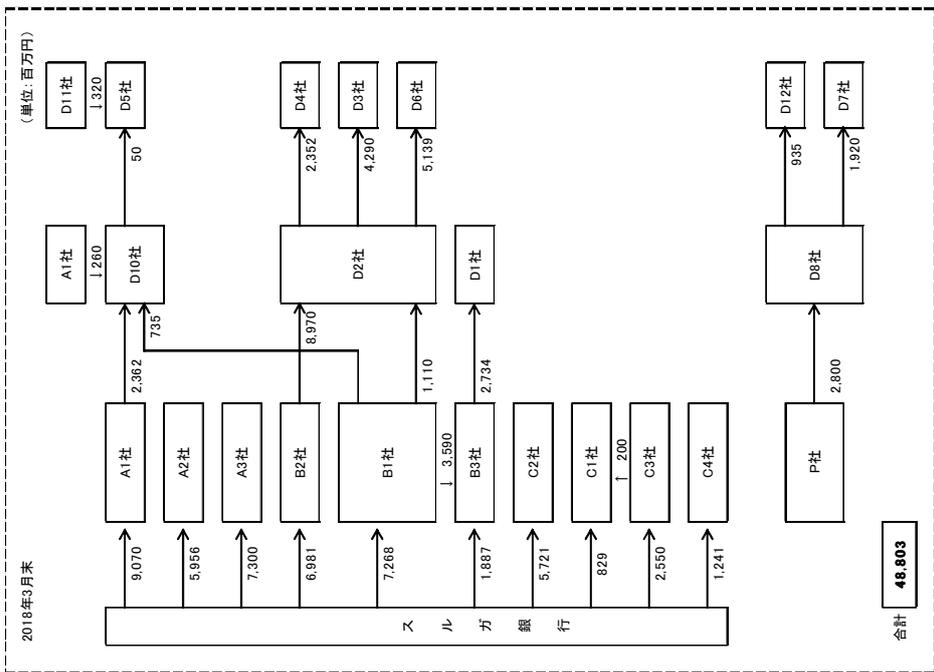
F1 美術館は、喜一郎氏が創設したが、同美術館の資産はA2社が保有し、運営を行っていた。同美術館の保有する多くの美術品をA2社が、スルガ銀行からの借入れによって購入していた。なお、後に、A2社の寄付により、F1美術館は財団法人となり、A2社に借入れが残った。加えて、喜之助氏の主導で、F2美術館が設立されたが、彫刻家S2の美術品をファミリー企業が購入するための資金もスルガ銀行が融資していた。

イ スルガ銀行東京支店等が入居する日本橋所在のビル(スルガビル)の土地建物について、1960年以降、A1社がスルガ銀行及び他の共有者らからその土地を取得し、1967年に支店建物を建設した。かかる土地の購入費用や建物の建設費用についても、スルガ銀行が融資していたものと推察される。

ウ 1990年代後半から2000年代前半頃にかけての不良債権問題等により金融機関の業績が悪かった時期において、スルガ銀行は、益出し目的で、自行が所有していた支店や行員寮の土地建物及び美術品等をファミリー企業へ売却していた。

その際に、スルガ銀行が当該土地建物もしくは美術品の購入費用をファミリー企業に融資し、又は所有していた支店の土地の購入費用を融資するとともに新たな支店の建設費用を融資したこと等が要因の一つとなって、スルガ銀行のファミリー企業への融資残高が積み重なっていった。

不動産の購入費用の融資の具体的な事例としては、1996年にはA3社がスルガ銀行から厚木支店及び名古屋支店の事業用不動産を取得しており、1997年から1999年にかけてはD16社がスルガ銀行から清水支店及び熱海支店等相当数の支店の事業用不動産を取得しており、また、2000年にはB3社がスルガ銀行から清水駅支店の事業用不動産を取得している。



エ 当該取引に関連して、スルガ銀行は、2002年以降、ファミリー企業への貸付けが長期固定化していること等を問題として認識し、ファミリー企業を「特定管理先」と定義した上で、①転貸金額の減少及び②特定管理先の債務者区分を要注意先以上にランクアップさせることを目的として、2005年から2015年8月までの間に、第1次から第3次までの改善計画を策定し、実行した（詳細は、第4.3）。

その結果、2002年3月末時点において12社で合計約1200億円あった特定管理先への融資取引は、前頁の図（右側）のとおり2018年3月末時点において10社で合計約488億円まで減少した。

オ なお、上記の10社以外のファミリー企業に対して、現在、スルガ銀行は、直接の貸付けは行っていない。

しかし、上記10社以外のファミリー企業についても、上記10社より、スルガ銀行から借り入れた資金を原資とした貸付を受けていた実態がある（スルガ銀行においては、かかるファミリー企業間における貸付けを「転貸」と呼称しており、本調査報告書においても、「転貸」という。）。

転貸の実態については、必ずしも正確ではないものの、概要18頁の図（右側）のとおりであると考えられる。

また、W氏関係ファミリー企業の一部は、スルガ銀行からの借入れの返済のために、他の銀行からの借入れを行っていた実態もあった。

加えて、D8社をはじめ、ファミリー企業のうちいくつかの会社は、スルガ銀行からの借入れとは別にP社からの借入れを行っており、後述第5における担保解除等に際してP社に100億円を返済した。

（2）株式等の持合い等について

ファミリー企業の株式及び持分（以下「株式等」という。）については、W氏及びその親族等がW氏関係ファミリー企業の株式等を保有していることを除けば、基本的に、光喜氏や喜之助氏（の相続人）等の個人が株式等を保有しているのではなく、ファミリー企業が株式等を持ち合う形となっている。一例をあげると、B2社、C1社、C2社、C3社及びD13社は、それぞれ他の4社の株式を25%ずつ保有しているような状況である。

なお、ファミリー企業のうち数社については、他のファミリー企業の完全子会社になっているが、これらの親会社であるファミリー企業の株主は、3社から6社程度の他のファミリー企業であり、これらの株主は数パーセントから40パー

セント未満の株式を保有していた。

なお、このような複雑な資本構成については、光喜氏及び W 氏も把握していなかったようであった。かかる持合い構造の大部分は喜之助氏の主導で決定され、喜之助氏のみが知っていた部分も多いと認められるが、このような資本構成となったのがどのような理由によるものかは不明である。

4 ファミリー企業の実態

(1) ファミリー企業の運営の実態状況

W 氏関係ファミリー企業については、W 氏が代表者を務める等しており、重要事項については、W 氏が意思決定を行っていた。

また、F1 美術館については、光喜氏が代表理事を務めており、形式的には光喜氏が代表者であり、現場の運営は事務局長や学芸員が行っていたものの、基本的には喜之助氏の意向に従った運営が行われていた。

そして、残りの喜之助氏に関係するファミリー企業については、創業家の親戚・友人やスルガ銀行の OB が役員・従業員として在籍しており、喜之助氏は、2016年に死去するまでの間、各社の役員・従業員を通じて、その経営に実質的に関与し、又は一定の影響を及ぼしていた。

これらの喜之助氏に関係するファミリー企業のうち、B1 社は飲食店 b 及び飲食店 c を、B2 社は飲食店 a を、B3 社は F2 美術館を、それぞれ「d エリア」において運営していることは前述のとおりであるが、上記 3 社を除いた残りの喜之助氏に関係するファミリー企業の大半は、専担の役職員がおらず、不動産又は有価証券等を保有している資産保有会社である。

これらのファミリー企業は、美術館関連事業を除くと、人手を要する事業を行っていたものではないが、不動産の売買や賃貸等を行っていたほか、スルガ銀行等からの借入れも行っていた。

そのため、喜之助氏がこれらのファミリー企業の全ての事務を単独で管理し、また、細かな事項について決定することは難しく、喜之助氏の意思決定を受けて、これらの会社の資金繰りや契約関係の処理等のオペレーションを行う者が必要であった。

そこで、喜之助氏は、かかるオペレーションを実行する者として、スルガ銀行の OB に声を掛けて、数名の者にこれらのファミリー企業の役員や従業員の地位を与えて、これらの事務を行わせていた。

具体的には、本調査報告書の調査対象としている担保解除や F1 美術館への寄付がなされた 2012 年以降 2017 年までの間において、これらのオペレーシ

ョンを行っていたのは、スルガ銀行のOBであるY1氏、Y2氏及びY3氏の3名であった。これらのファミリー企業は、その登記上の本店所在地が数カ所に分かれており、役員も異なるが、実質的には、喜之助氏の指示に従って、Y1氏らがその事務を行っていた¹⁸。

Y1氏らがそれぞれ担当するファミリー企業については、例えば、スルガ銀行と取引があるB1社、B2社、B3社、C2社及びC3社等の企業はY3氏、スルガ銀行と取引がない企業のうちD3社、D4社、D6社、D9社、D10社及びD12社等はY1氏、同じくD2社、D5社、D7社、D8社及びD11社等はY2氏というような一応の分担がされていたが、Y3氏の担当するファミリー企業であってもスルガ銀行との交渉等の対外折衝はY2氏が行う等、柔軟な運用がされていた。

喜之助氏は、子のY4氏とともに、週に1回程度、スルガ銀行東京支店等が入居する（日本橋）スルガビルの9階¹⁹で行われるミーティングに出席し、Y1氏らと、ファミリー企業（ただし、F1美術館及びW氏関係ファミリー企業を除く。）の資金繰りや人事²⁰等について協議し、方針を実行するように、指示を出していた。

このミーティングにおける喜之助氏の指示を受けて、Y1氏らは、各自が担当するファミリー企業の資金繰り等を管理していた。

上記のミーティングは、2016年7月の喜之助氏の死去後も、Y1氏らとY4氏らを中心に実施され、これらの企業の実質的意思決定が行われていた。

（2）ファミリー企業とスルガ銀行の交渉等について

スルガ銀行では、法人の顧客について、それぞれの営業店が融資や与信管理を行うこととなっており、ファミリー企業を担当していたのも、本店と東京支店であった。

もともと、後述第4のとおり、実質的には、審査部で法人融資関連の業務を担当する審査部審査第一（以下「審査第一」という。）²¹がファミリー企業のうち特定管理先からの融資金の回収業務を含む与信管理を担当しており、営業店の関与は形式的であった。

¹⁸ このような体制は、Y1氏らから始まったものではなく、さらに以前から行われていた。すなわち、以前からファミリー企業の管理担当者が上記3名に固定されていた訳ではなく、これまでも年齢等に応じた入れ替わりがあったものである。

¹⁹ Y1氏らは「本部」と呼称している。なお、本部には、Y1氏らのほか、数名の事務員等がおり、ファミリー企業ではない通常の取引先への支払事務は、当該事務員等が行っていた。

²⁰ Y2氏及びY3氏も、スルガ銀行又はその関連会社を退職した後に喜之助氏からの誘いを受けて現在のポジションに至っている。

²¹ 2011年当時の名称は、「審査部審査グループ審査第一」。2014年4月1日以降、名称を「審査部審査第一」、2018年4月1日以降、名称を「審査部審査第一部」にそれぞれ改めた。

すなわち、スルガ銀行の審査部のうち法人融資を担当していたのは審査第一であったところ、審査第一の部長であった X1 氏は、2011 年 4 月に経営企画部企画から異動した後²²、ファミリー企業の財務等についての情報を集めつつ、これらに係る審査及び与信管理を行い、Y1 氏らや W 氏関係ファミリー企業のスルガ銀行 OB の職員との間で、営業店を介さず直接に、特定管理先からの融資金の回収についての話し合いを行っていた。

特に、W 氏関係ファミリー企業及び F1 美術館以外のファミリー企業に関し、X1 氏は、月に 1 回程度、本来の勤務地である静岡県駿東郡長泉町にある本部²³からスルガ銀行東京支店の 9 階に出向き、Y2 氏や Y3 氏と間で、スルガ銀行からの借入れの残高の減らし方、転貸の解消方法及び弁済の対象等について、当該ファミリー企業側の資金繰り等の問題を踏まえて打合せをしていた。

なお、喜之助氏は、当該打合せに同席することはなく、基本的には、X1 氏に指示し、また、ファミリー企業の実質的な経営者として大まかな方針を Y1 氏らに指示した後は、担当者間の交渉に委ねるといった姿勢をとっていた²⁴。

5 ファミリー企業から喜之助氏らへの貸付け

ファミリー企業の一部は、喜之助氏、光喜氏及び W 氏に貸付けを行っていた。直近のファミリー企業の財務諸表等によると、以下の合計 70 億円弱の貸付債権が残存している²⁵。

- ① D10 社から喜之助氏相続人へ合計 3 2 億 3 9 0 0 万円
- ② D6 社から喜之助氏相続人へ合計 1 1 億 2 0 2 8 万 9 0 0 0 円
- ③ D12 社から喜之助氏相続人へ合計約 7 億 7 3 0 0 万円
- ④ D7 社から喜之助氏相続人へ合計 1 0 億 1 1 3 1 万 3 5 0 8 円
- ⑤ D7 社から光喜氏へ 7 億 5 0 4 5 万 4 0 8 7 円
- ⑥ D7 社から W 氏へ 3 6 0 0 万円

²² X1 氏の前任者である Z1 氏も、同様に、経営企画部企画から審査第一に異動した。

²³ X1 氏らは、「キャンパスヘブン」と呼称している。

²⁴ ただし、当該喜之助氏の姿勢は、X1 氏がファミリー企業及びその背後にいる喜之助氏の意向を慮りつつ回収業務に従事した結果であるという見方も可能であり、実際に、X1 氏が美術品を担保にとることを提案した場面や寄付金の全額を弁済に充てるよう求めた場面では、喜之助氏より好意的でない反応を示されることもあった。また、後述のとおり B1 社が保有するスルガ銀行株式の担保解除や自己株式取得の場面では、例外的に担当者間の交渉の余地がないような対応がとられていた。

²⁵ 当委員会のヒアリングに対する関係者の供述によると、W 氏の借入れをはじめ、一部は弁済されているとみられる。

第4 ファミリー企業に係る与信管理

1 法人融資に関する決裁手続の概要

スルガ銀行においては、ファミリー企業を含む法人顧客に対する新規融資及び継続融資並びに担保解除（以下「融資等」という。）は、法律上も社内規程上も、取締役会決議事項には該当しない。スルガ銀行においては、社内規程に従って、法人顧客に対する融資等を実行する際には、下記のような手続により決定していた。

(1) 営業店での手続

各営業店では、当該営業店が担当する法人顧客ごとに担当者を決めており、法人顧客からの融資等の申込みは各担当者が受け付けることになっている。担当者は、法人顧客から融資等の申込みを受け付けた後、当該融資等に係る稟議書（紙媒体のもの）を起案し、稟議書の「係印」欄²⁶に押印する。

起案された稟議書は、担当者から当該営業店の役席者2名及び支店長へと順番に回覧される。各役席者及び支店長は、それぞれ稟議書の内容をチェックし、問題なしと判断したら、役席者は稟議書の「検印」欄に、支店長は「支店長」欄²⁷に、それぞれ押印する方法で承認する。

営業店の支店長が上記方法で承認した稟議書は、当該営業店から、静岡県駿東郡長泉町にある本部機能内の事業性融資に係る審査を担当する審査部に送られる。営業店の役席者又は支店長が承認しなかった稟議書は、審査部に上げられることなく、当該営業店で否決処理される。

(2) 審査部内での手続

ア 審査役による審査

営業店から審査部に回付された稟議書は、まず審査部の審査第一²⁸に所属する審査役のうち当該顧客を担当する審査役（1名）に回覧される。審査役は、稟議書の添付書類が全て揃っていることを確認した上で、稟議内容を審査する。審査役は、当該審査の際に、審査部に保管されている財務分析用シート（法人顧客の決算書の内容を入力し、当該法人顧客の資産内容等を把握し、財務分析

²⁶ 担当者が押印する欄が「担当」欄となっている様式の稟議書もある。

²⁷ 支店長が押印する欄が「所属長」欄となっている様式の稟議書もある。

²⁸ スルガ銀行においては、審査部の中に審査第一（法人顧客担当）、審査第二（個人顧客担当）等の部署が存在していた。

を行った結果を表示したもの)を詳細に検証・分析し、不明な点や足りない情報があるときは、営業店に電話やメールで問い合わせる。かかる審査の結果、審査役が問題なしと判断したら、審査役は、稟議書の「条件」欄と「審査意見」欄に必要なコメントを記載した上で、「審査役」欄に押印する。

審査手続に関与する者の多くは、一般的に審査役審査の際に詳細な検証・分析が行われると認識しており、実際においても否決される融資等稟議の多くは審査役によって否決されていた。

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が1億円以下²⁹の法人顧客に対する融資等である場合は、審査役に決裁権限が付与されているので、審査役が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

イ 審査第一部長による審査

審査役の承認により決裁手続が完了しなかった稟議について、審査役が押印した稟議書は、審査第一部長に回覧される。審査第一部長は、基本的に稟議書及びその添付書類に記載された情報を基に審査を行うが、不明な点や足りない情報があるときは審査役に問い合わせる。審査第一部長が審査の結果問題なしと判断したら、稟議書の「部長」欄に押印する。

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が1億円超3億円以下³⁰の法人顧客に対する融資等である場合は、審査第一部長に決裁権限が付与されているので、審査第一部長が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

ウ 審査部長による審査

審査第一部長の承認により決裁手続が完了しなかった稟議について、審査第一部長が押印した稟議書は、審査部長に回覧される。審査部長は、基本的に稟議書及びその添付書類に記載された情報を基に審査を行うが、不明な点や足りない情報があるときは審査第一部長又は審査役に問い合わせる。審査部長が審査の結果問題なしと判断したら、稟議書の「審査部長」欄に押印する。

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が4億円超5億円以下³¹の法人顧客に対する融資等である場合は、審査部長に決裁権限が付与されている

²⁹ 2015年2月16日から2017年4月2日までの期間において有効であった社内規程（権限分配表（審査決裁区分）による金額である。

³⁰ 注29と同じ。

³¹ 注29と同じ。なお、上記社内規程によると、個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が3億円超4億円以下の法人顧客に対する融資である場合は審査部の副部長に決裁権限が付与されているが、今般、スルガ銀行から開示されたファミリー企業に対する融資に係る稟議書で副部長が押印したものはほとんど見受けられなかったため、副部長決裁に係る記載は割愛する。

ので、審査部長が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

エ ファミリー企業に対する融資等の場合の実務慣行

ファミリー企業に対する融資等の場合、審査部内の審査手続において、審査第一部長が前記アの審査役の役割を兼ねており、一般的な法人顧客に対する融資等の場合と違い、審査第一部長と異なる人物による審査役としての審査が行われていなかった（理由については後述）。すなわち、営業店から審査部が上がってきた稟議書は、審査第一の審査役には回覧されずに、まず審査第一部長のところに回覧されることになっており、審査第一部長が、自らの手元にあるファミリー企業の情報を基に審査を行った結果、稟議書の「条件」欄と「審査意見」欄に必要なコメントを記載した上で、「審査役」欄と「部長」欄の二箇所を押印していた。

（３）審議会の決裁

審査部長の承認により決裁手続が完了しなかった稟議について、審査部長が押印した稟議書は、審議会の決裁を得るため、審議会の構成員に回覧される。

社内規程上、審議会は、経営会議が指名した執行役員、審査部審査第一職務及び企画管理職務をもって構成され、一定の金額内の融資方針及び支援方針に関する事項を審議し、決裁することができることとされている。

法人顧客に対する融資等の稟議については、審議会は会議としては開催されておらず、審議会の決裁は書面決裁で行われていた。審査部長、審査第一部長、審査部企画管理部長、その他指名された執行役員等（主として静岡県駿東郡長泉町にある本部機能にいた営業本部と審査部の執行役員）が、審議会の構成員として稟議書の「審議会」欄に押印していた。

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が５億円超１０億円以下³²の法人顧客に対する融資等である場合は、審議会に決裁権限が付与されているので、審議会の構成員が稟議書に押印することにより決裁手続は完了する。

（４）経営会議

個社別与信残高又はグループ総与信残高合計額が１０億円超³³の法人顧客に対する融資等である場合は経営会議の決裁が必要とされているため、かかる融資等

³² 注２９と同じ。

³³ 注２９と同じ

の稟議書は、審議会の構成員が押印した後、経営会議の構成員に回覧される。

社内規程上、経営会議は、スルガ銀行の基本方針及び重要な業務執行に関する事項を審議し、決裁することを目的として設置されており、常勤取締役をもって構成される。

法人顧客に対する融資等の稟議に係る経営会議の決裁は、全て書面決裁で行われており、実際に開催される経営会議の場で審議されることはなかった。

稟議書は、経営会議構成員のうち、審査部管掌取締役、望月氏、白井氏、喜之助氏（喜之助氏が死去した後は代表取締役社長に就任した米山氏）及び光喜氏に順に回覧され、最初に回覧された者から稟議書の「役付取締役」欄（及びその左にある「合議」欄）に概ね一番右から順番に押印し、最後の光喜氏だけ「経営会議決裁」欄の「可」欄に押印していた。

稟議書に押印した経営会議の構成員の人数が全構成員の過半数に達したら、経営会議の書面決裁を得たことになる。この場合、押印しなかった経営会議の構成員には稟議書は回覧されない。

ファミリー企業に対する融資等については、これらに係る稟議手続が実施された当時ファミリー企業全体の総与信残高合計額が10億円超であったことから、その全てについて経営会議の決裁が必要とされており、経営会議の構成員の過半数が当該各融資等に係る稟議書に押印した時点で、経営会議の決裁を得てスルガ銀行としての正式な決定に必要な手続が完了する。なお、稟議書には、上記の審査部管掌取締役、望月氏、白井氏、喜之助氏（喜之助氏が死去した後は代表取締役社長に就任した米山氏）及び光喜氏が押印することが慣行であり、これらの構成員以外の者に回付されず、審査以外を管掌する平取締役が承認するということがなかった。

（5）監査役

光喜氏の押印を得て経営会議の決裁を終えた稟議書は、審査第一に送付された後、審査第一から監査役会事務局を経由して常勤監査役に回覧される。常勤監査役は、個別の判断の意思決定に関与することはないものの、決裁完了後の稟議書を確認し、監査役の視点から問題なしと判断すれば、「監査役後閲」欄に押印する。社内規程上、稟議書が監査役に回覧されるまでの期間について定めた規定はなく、後閲欄には日付が記載されていないため、決裁後どの程度の期間で後閲されるかは明確ではない。また、後閲されるまでの期間は個々の稟議によっても異なり、早いもので1週間程度、遅いものでは1か月以上かかる場合があり、幅がある。

(6) 稟議書の回覧方法

法人顧客に対する融資等に係る稟議書は、紙媒体で回覧されていた。通常は、回覧される際に稟議内容について口頭での説明が行われることはなく、特に審査部長以上の決裁においては、原則として稟議書及びその添付書類に記載された情報のみに基づき与信判断していた。

(7) 稟議書の添付書類

法人融資手続に係る社内規程において、法人顧客に対する融資等に係る稟議書には、①保証協会保証書（信用保証付の場合に添付）、②手形割引依頼書兼割引手形支払人明細（商業手形及び手形見返りの場合に添付）、③補足説明（必要に応じて添付）、④グループ系列取引管理表（必要に応じて添付）、⑤シェア推移表（他行との取引状況の推移を記載したもの）、⑥不動産担保評価明細、⑦試算表（決算から6か月以上経過した融資先の場合のみ添付）、⑧取引明細表（付1）、⑨取引推移表（付2）、⑩融資明細表（付3）、⑪担保・保証明細表（付4）、⑫資金用途を確認するための資料（設備資金申込概要や受注明細等）及び⑬資金繰表（必要に応じて添付）が添付されることになっている³⁴。

ファミリー企業に対する融資等の場合、ほとんどのファミリー企業は他行との取引がないため、上記⑤の書類は稟議書に添付されないことになっていたが、その他の添付書類については、他の法人顧客の場合と同様の取扱いがなされることになっていた。

2 ファミリー企業の与信管理の類型

(1) ファミリー企業に対する融資の方法

ア 証書貸付

現在残存するスルガ銀行のファミリー企業に対する貸付債権の半数近くが証書貸付によるものであり、現在証書貸付による融資を受けているファミリー企業は、B1社、C1社、C2社、C3社及びC4社の5社である。

証書貸付は、主に、店舗用不動産・賃貸用マンション等の不動産購入資金や

³⁴ 初めて貸出を行う法人顧客又は過去6か月以内に貸出を行っていない法人顧客の場合は、これらの添付資料に加えて、商業登記簿謄本、定款の写し、決算書、会社概要及び保証人調を添付することになっている。

店舗用不動産等の建設資金を資金用途とする多額（数億円から百数十億円）の長期貸付（貸付期間が20年間から40年間に亘るものが多い。）について行われている。

貸付期間については、新規融資時に20年から30年の期間を設定し、その後当該期間が満了する前に変更契約によって数年延長しているものもあれば、新規融資時に1年で設定し、その後当該期間が満了する度に変更契約によって1年延長することを繰り返し、その結果新規融資実行時から現在の返済期日までの期間が約20年から30年となっているものもある。

現在存在する証書貸付による貸付債権の多くは、今から10年以上前に新規融資が実行されており、比較的古いものが多い。

イ 当座貸越

現在残存するスルガ銀行のファミリー企業に対する貸付債権のうち、証書貸付に次いで数が多いのが当座貸越によるものであり、当座貸越による融資を受けているファミリー企業は、A1社、A2社、A3社、B1社、B2社及びB3社の6社である。

スルガ銀行の当該貸越契約書では資金用途は事業資金に限定されているため、ファミリー企業に対する当座貸越による貸付けは、経常運転資金³⁵やその他事業性設備資金（不動産購入資金、所有建物の空調更新工事や耐震工事等の工事資金を含む。）を資金用途とするものである。個々の当座貸越取引の極度額は、数十億円（10億円から80億円前後）で設定されているものが多く、複数の当座貸越取引を行っている貸付先についてはその個々の当座貸越取引の極度額を合計すると100億円に及ぶものもある。

貸越期間については、新規で当座貸越取引を開始する際に1年で設定し、その後当該期間が満了する度に変更契約によって1年延長することを繰り返し、その結果新規取引時の貸越期間の始期から現在の貸越期間の終期までの期間が2年から3年又は6年から7年となっているものが大半である³⁶。

³⁵ スルガ銀行の法人融資手続に関する社内規程には、経常運転資金について次のような記載がある。「企業の営業活動に必要な運転資金のうち、正常かつ恒常的な資金部分が経常運転資金である。この経常運転資金は、常時循環しているため短期資金的な性格を持つが、季節資金や決済資金等の短期間で返済となる短期運転資金とは異なり、企業が継続している限り必要とする資金であるので、銀行借入等の外部資金で調達したときは、長期化が予想されるので十分実態を把握し留意する。したがって、単名貸出を行うときは、長期短期の区分を明確にして金利を適用する。」

経常運転資金を資金用途とする当座貸越取引の中には、「不動産購入等至急の資金需要が発生した時に対応するための与信枠として設定」しているものも含まれる。

³⁶ 貸越期間の延長の繰り返しの結果、新規取引時の貸越期間の始期から現在の貸越期間の終期までの期間が十数年に及ぶものもあり、また、当該期間が数年に過ぎないものであっても、その多くが外貨建手形貸付から円貨建貸付に切替えるために新規で当座貸越枠を設定したものであり、当該外貨建手形貸付の期間

ウ 手形貸付

現在存在するファミリー企業に対する手形貸付は、C2社に対する経常運転資金（法人税等納税資金）及び決算資金のそれぞれを資金用途とする二つの手形貸付のみであるが、いずれも貸付期間を1年とする短期貸付けに係るものであり、かつ、過去1年以内に実行された新しいものである。

エ 2002年以降の新規融資

後記3（2）の改善計画の開始後においては、ファミリー企業に対する新規融資が実行されることはさほど多くなく、納税のための資金をはじめ、運転資金が不足する場合等に融資が行われることがあったものの、基本的には、貸付先のファミリー企業の資金繰り等を考慮しつつ、当該ファミリー企業から返済を受けて貸付債権の残高を減らすことが、与信管理の中心であった。

（2）ファミリー企業に対する融資に係る担保

スルガ銀行は、ファミリー企業に対する貸付債権を被担保債権として、ファミリー企業³⁷が保有する不動産に根抵当権又は抵当権の設定を受けており、また、ファミリー企業が保有するスルガ銀行株式に質権の設定を受けている³⁸。かかる担保により、ファミリー企業に対する貸付債権の保全が十分であることは少なく、多くのケースにおいては、担保物を時価評価して保全額を算出した場合、貸付債権の一部をカバーするにとどまっていた。

（3）ファミリー企業に対する融資の回収方法

ア 担保物の売却処分代金からの回収

スルガ銀行は、キャッシュフローを生み出せない担保不動産については、担保解除を行い、売却処分させた上で、その売却代金を貸付債権の返済に充てさせる方法で融資残高を回収することを度々行っている。

も併せると相当長期に亘って与信枠を設定していることがうかがわれる。

³⁷ B3社に対する貸付けについては、その担保として、B3社が保有する不動産だけではなく、A3社が保有する不動産についても根抵当権の設定を受けている。

³⁸ 現在スルガ銀行株式を保有するファミリー企業は、A1社、A2社及びA3社の3社であるが、このうちA3社のみが自社が保有するスルガ銀行株式に質権を設定している。

当該売却処分の際の売却先は、第三者ではなく、他のファミリー企業である場合もあり、ファミリー企業グループ内で保有し続けたい不動産については余剰資金のある他のファミリー企業が買い取っていたものと思われる。

また、スルガ銀行は、後記第5のB1社に対する本件担保解除決定のように、貸付先であるファミリー企業から質権設定を受けていたスルガ銀行株式についても、担保解除を行い、売却処分させた上でその売却代金を貸付債権の返済に充てさせることを行っている。

イ 貸付期間を延長する際の約定弁済方法や極度額の見直し

前記(1)ア及びイのとおり変更契約によって証書貸付の貸付期間又は当座貸越の貸越期間を延長する際に、それまでの元本返済方法が期限一括弁済となっていたものを分割弁済に変更したり(もっとも、最終期限に残元本の大半を返済するスケジュールのものがほとんどである。)、当初から分割弁済だったものであっても貸付先のファミリー企業の当時のキャッシュフローの金額に合わせて、キャッシュフローが増えた場合に分割弁済の回数や1回の弁済金額を増やしたりしている例が多々見受けられる。また、当座貸越については、そのような約定弁済の履行によって融資残高が減ったことに伴い、貸越期間の延長の都度、極度額の金額を徐々に減らしていくことが行われている。

一方、貸付金回収のために貸付先のファミリー企業が保有する賃貸物件等の担保物について売却処分を行わせた後等においては、当該ファミリー企業の賃料収入等によるキャッシュフローが減ったことを理由に、変更契約によって1回の弁済金額を減らしている例も少なくない。

基本的には貸付先の各ファミリー企業に対する融資残高を減らす目的で約定弁済を行っているものの、その約定弁済の条件は、当該ファミリー企業の余裕資金の範囲内でのみ弁済させることを前提としたものであり、当該ファミリー企業の事業等に不可欠な資産の処分をさせてまで契約上の期限内に返済させること³⁹を想定した条件ではない。その結果、当然、当該ファミリー企業は契約上定められた貸付期間内に借入金全額を完済することができず、前記(1)ア及びイのとおり、1年ごとの貸付期間又は貸越期間の延長が、長期間にわたり、繰り返し行われてきたというのが実態である。

3 ファミリー企業に対する融資に係る改善計画等

³⁹ 貸付先であるファミリー企業に対する融資実行時の稟議書の審査意見欄に「返済原資は資産処分により回収予定とする。」と記載されたものが数多くある。

(1) 2002年3月頃のファミリー企業に対する融資状況

スルガ銀行は、2002年3月末時点において、ファミリー企業のうちA1社、A2社、A3社、B1社、C3社、C4社、D2社、D14社、D16社、D18社、D19社及びD20社の12社に対して合計1208億100万円の貸付債権を保有していた（前記第3.3(1)の図参照）。

ファミリー企業に対する融資残高がこのような多額の金額に至った背景は、前記第3.3(1)のとおりである。

(2) 特定管理先に係る改善計画

ア 改善計画の策定と実行

スルガ銀行は、ファミリー企業のうちスルガ銀行が直接貸付けを行っている先を「特定管理先」と定義し、第一に転貸資金を解消すること、第二に特定管理先の債務者区分を要注意先以上にランクアップすることを基本的な方針として、2005年2月に、2005年4月から2007年3月までを対象期間とする第一次改善計画⁴⁰を策定し、また当該計画終了後も同じく上記二点を基本的な方針とする第二次改善計画（2007年4月から2012年3月までの5年間を対象とするもの）⁴¹及び第三次改善計画（2012年4月から2015年3月までの3年間を対象とするもの）⁴²も策定した。

スルガ銀行は、2005年4月から2015年3月末までの10年間にわたり、これらの改善計画に基づき、特定管理先各社のキャッシュフローと債務償還能力から約定返済額を検証して極力返済期間の短縮化を進め、さらに所有資産の処分等も行いながら融資残高を圧縮するとともに、転貸資金を解消するために特定管理先及びその転貸先を含むファミリー企業の合計総資産全体を圧縮することにより、特定管理先との取引改善を目指してきた。

⁴⁰ 第一次改善計画は、特定管理先をその保有資産の性質から3種類に区分し、区分毎に集中的に改善していくことを内容としていた。具体的には、キャッシュフローが不足している会社に対する転貸融資が発生している債務者を第一区分とし、これについては転貸の解消と会社の処理を行うことを最重要課題としていた。また、不動産の含み損が多額であり、かつ、キャッシュフローによる返済が長期にわたる債務者を第二区分とし、これについては含み損の処理と同時に債務軽減を図ることで正常化を目指すことを目的とし、さらに、その他の債務者を第三区分としてランクアップを図ることを目的としていた。

⁴¹ 第二次改善計画は、第一次改善計画における積み残し課題の解決を主旨とするものであり、具体的にはB3社、C3社及びD2社の三社の保有資産（主に株式）の売却により借入金の返済を行うことを主たる内容としていた。

⁴² 第三次改善計画は、B3社の債務者区分を「破綻懸念先」から「要注意先」にランクアップさせるために、A3社の保証部門をスルガ銀行の子会社に譲渡させた上でA3社とB3社を合併させることと、B3社からD1社及びE社の各社に対する転貸を解消し、かつ、B1社からB3社に対する転貸を解消することを内容としていた。

その結果、第一次改善計画開始時点である2005年3月末時点での特定管理先に対する合計融資残高は861億5300万円だったが、第三次改善計画終了時である2015年3月末時点での特定管理先に対する合計融資残高は522億9600万円へと338億5700万円圧縮された。

スルガ銀行においては、取締役会、経営会議及び信用リスク委員会においても、半期毎の改善計画の進捗状況と特定管理先に対する融資状況についての報告が行われていた。

イ 改善計画の終了

スルガ銀行は、第一次から第三次までの改善計画によって転貸資金の減少と融資残高の圧縮をはじめとする相応の成果が得られ、所期の目標を達成できたとの判断に至ったこと等を理由に、2015年3月末の第三次改善計画の終了をもって改善計画を終了することにした。

改善計画の終了後は、取締役会、経営会議及び信用リスク委員会において特定管理先だけを切り出した形での報告は行われなくなり、その代わりに、改善計画終了当時の特定管理先であった10社のうち、「大口融資先上位先」に該当する6社（A1社、A2社、A3社、B1社、B2社及びC2社）については従前から行われていた「大口融資先上位先」報告の対象先の一部として、その他の4社（B3社、C1社、C3社及びC4社）については「大口融資先に準ずる先」として、他の法人融資先の融資状況と共に定期的に信用リスク委員会において報告されることになった。

(3) 特定管理先に係る融資審査及び債権管理の担当部署（経営企画部から審査部へ）

当初特定管理先については、経営企画部が主導で管理を行っており、転貸の整理等のための新規貸出等に際し、資金使途や回収可能性等については経営企画部でチェックしていた。

その後、経営企画部は、特定管理先について、会社数の減少、総貸出額の圧縮及び不良債権の減少を基本目標とし、主導的に管理及び処理を進めてきた。特定管理先の管理は、本来であれば信用リスクの所管部署である審査部が担当すべきであったが、経営企画部は、特定管理先の窓口部署として各社から情報が得られやすく、資金の流れや関連性の面で踏み込んだ管理が可能であったため、ある程度の整理統合ができるまでは経営企画部で一元管理を行うことが処理スキームを早期に進展させるために最も実効性のある管理手法であるとの認識のもと、経営企画部の主導的管理を継続的に実行していた。そのため、審査部及び審査部管

掌取締役は、特定管理先の管理は経営企画部で行われており、処理スキームについても経営企画部で検証された結果であるという認識から、十分な議論を行ってこなかった。

スルガ銀行は、喜之助氏の指示により、2004年4月にZ1氏を審査部の審査第一部長に就任させ、Z1氏に審査部内で特定管理先の管理を行わせた。Z1氏は、それまでは経営企画部企画に在籍し、特定管理先の転貸状況や資金の流れについて解明する業務に従事していた。Z1氏を経営企画部から審査部内の審査第一部長に異動させることにより、融資関連部署の審査部と経営企画部の協力体制のもとで特定管理先に対する審査プロセス及び債権管理を行う体制を構築しようとしたものである。

Z1氏は2011年4月までの7年間審査第一部長を務めたが、Z1氏の異動後は、喜之助氏の指示により、経営企画部企画に在籍していたX1氏が審査第一部長に就任し、Z1氏の後任として特定管理先の管理を行っていた。

4 特定管理先の管理に関する実態

上記のとおり、特定管理先に対する審査及び債権管理を行う担当部署は経営企画部から審査部に変更された。しかしながら、上記経緯において、経営企画部企画から審査第一に異動した審査第一部長が、特定管理先に対する審査及び債権管理を行い、実務慣行としては、他の法人融資先とは区別され、審査第一部長の上司である審査部長や審査管掌取締役の関与度は小さかった。具体的には、以下の通り、特定管理先については、審査第一部長が審査役を兼任して審査しており、かかる審査の内容に係る詳細な情報については、審査部長や審査部管掌取締役には共有されていなかった。

X1氏が審査第一部長を務めていた時期においては、X1氏は、喜之助氏（又は望月氏）の指示を受けながら、特定管理先の財務についての情報を入手し、特定管理先を含むファミリー企業側の担当者（Y2氏・Y3氏等、喜之助氏の指示を受けている者）と話し合いをして、ファミリー企業側と弁済等について協議を行っていた。X1氏が審査第一部長であった当時の審査部長（Z3氏、柳沢氏）や審査担当取締役（内山氏、八木氏）は、X1氏に対してファミリー企業に関する情報の提供を積極的に求めることなく（柳沢氏は時々質問をすることもあったようである。）、特定管理先に対する稟議書が回覧されてきた場合には、当該稟議内容について原則として詳細は聞かずに承認していた。

その理由としては、当時審査部内においては、喜之助氏の意向により特定管理先を含むファミリー企業に関することは全て審査第一部長に任されているという認識があり、また、光喜氏や喜之助氏から明確な圧力があつたわけではないものの、

人によっては、創業家と密接な関係がある融資先であることを付度して特定管理先に関する稟議については口出しをすべきではないという意識もあったことから、審査部管掌取締役や審査部長は、特定管理先に関する稟議事項については、ファミリー企業について最も詳しい審査第一部長に審査を任せていたという実態があった。

なお、稟議書に添付される書類やその他の形式的な融資手続については、ファミリー企業と他の企業で同じルールを適用している。一方、資金使途や返済計画については、X1氏を含め誰も喜之助氏からきちんとした説明を受けていない。

第5 2015年になされたファミリー企業に対する融資に係るスルガ銀行株式担保解除及び自己株式の取得

1 本件担保解除決定

2015年10月30日に下記に定義する本件担保解除決定がなされたが、かかる決定がなされた時点において、スルガ銀行は、B1社との間の2006年6月22日付け金銭消費貸借契約及びその変更契約に基づく貸付債権（以下「本件被担保債権」という。）を保有しており、その元本残高は88億3300万円であった。本件被担保債権の返済条件は、約定返済が3か月毎に2500万円、最終返済期限は2016年6月22日であった。

上記本件担保解除決定がされた時点で、スルガ銀行は、B2社に対して、貸付債権を保有しており、その元本残高55億5100万円であった。

このうち、B1社は、2015年9月末日時点においてスルガ銀行株式を172万6000株⁴³保有していたが、スルガ銀行は、うち171万株について、本件被担保債権の担保として徴求していた。また、後述の本件自己株式取得において、B2社の保有していたスルガ銀行株式も取得の対象となったが、B2社は、2015年9月末日時点においてスルガ銀行株式を453万5300株⁴⁴保有していた。もっとも、これらの株式は、上記55億5100万円の貸付債権の担保として徴求されていなかった。

B1社との関係において、上記のスルガ銀行株式に加えて、スルガ銀行は、本件被担保債権について、B1社所有に係る駐車場、店舗建物、居宅建物及びその敷地について第一順位の根抵当権の設定を受けていたが、これらの不動産の処分見込み額は合計で10億6328万6000円⁴⁵にとどまっていた。当該時点における元本残高88億3300万円の大部分である51億1716万2000円は非保全の状況であった。なお、かかる非保全金額（51億1716万2000円）は、本件被担保債権の元本残高である88億3300万円から、不動産の処分見込み額10億6328万6000円と株式担保に供されているスルガ銀行株式171万株の2015年9月30日時点の時価（同日のスルガ銀行終値2216円で計算すると37億8936万円となる。）に70%を乗じて試算した26億5255万2000円を控除した金額である。

2015年10月30日、スルガ銀行は、B1社に対する本件被担保債権の担保として差し入れられたスルガ銀行株式171万株について、当該担保を解除する決

⁴³ B1社の2015年9月期の決算書による。

⁴⁴ B2社の2015年9月期の決算書による。

⁴⁵ 各物件の時価評価額に担保掛目（75%）を乗じて計算される金額である。

定を行った（以下「本件担保解除決定」という。）。

なお、第4.3(2)のとおり、スルガ銀行はファミリー企業のうち直接貸付けを行っている先を「特定管理先」と定義しており、B1社は特定管理先であった。また、本件担保解除決定時において、スルガ銀行の自己査定上の債務者区分において、B1社は、要注意先とされていた。

上記のように、本件担保解除決定の時点で、担保として差し入れられていたスルガ銀行株式の時価は37億円以上あったが、本件担保解除決定において、B1社によるスルガ銀行株式売却代金のうち、当該株式の担保差入時の時価の70%相当額である18億6492万6000円のみを回収することとされた。

当該決定の後、後述する自己株式の取得が実行され、B1社はスルガ銀行株式売却代金として41億2543万6000円を受領したにもかかわらず、本件被担保債権に係る債務の弁済に充てられたのは、そのうち18億6500万円にとどまった⁴⁶。その結果、本件被担保債権のうち、本来回収されるはずであった差額である22億6043万6000円分の債権が回収されなかった。

株式売却代金の残額の22億6043万6000円の一部（12億円）は、自己株式取得の直後に、B1社から他のファミリー企業（D2社）に流れ、ファミリー企業間の資金移動を経て、P社からの借入れの返済に充てられた。残りの部分のうち9億円は、その約2か月後にB1社から他のファミリー企業（D2社）に流れ、一定期間内にファミリー企業間の資金移動を経て、その一部は喜之助氏個人口座に送金された。なお、本件自己株式取得に際しては、B2社の保有していたスルガ銀行株式も取得の対象となり、かかる売却代金の一部についても、上記の22億6043万6000円とあわせて、ファミリー企業に流れている。以下詳述する。

(1) 担保解除の条件

ア 売却代金の一部未回収

下記(2)アに記載のとおり、本件担保解除決定に係る稟議書（以下「本件担保解除稟議書」という。）には、B1社が保有するスルガ銀行株式の売却代金より貸出金を回収する旨が記載されていた。もっとも、その回収金額は株式売却代金の全額ではなく、担保差入日時の「処分可能見込額」以上とすることが条件として記載されていた。ただし、ここでいう「処分可能見込額」とは、担保差入時点（2006年3月28日時点）における時価の70%を意味しており、具体的な回収予定額としては18億6492万6000円⁴⁷としたい旨が

⁴⁶ 本件担保解除決定に係る稟議書における条件よりも7万4000円多く弁済に充てられている。

⁴⁷ 担保差入日である2006年3月28日時点における株価1558円に171万株を乗じた金額の7

記載されていた。

その結果、B1社は、2015年11月11日にスルガ銀行に対してスルガ銀行株式を売却し、売却代金として同月16日に41億2543万6000円を受領したが、本件被担保債権に係る債務の弁済に充てられたのは、そのうち18億6500万円にとどまり、22億6043万6000円は本件被担保債権に係る債務の弁済に充てられなかった。

イ 金融機関による担保解除に係る原則論

(ア) 全額回収が原則であること

一般に、金融機関の貸付債権を被担保債権として不動産や株式等に担保権が設定されている状況において、金融機関から担保解除の承諾を得た上で担保の目的物を任意売却する場合、その売却代金は、金融機関が把握していた担保価値が実現したものであるから、被担保債権の全額に満つるまで、金融機関の貸付債権への弁済に充てられるのが原則である。

したがって、金融機関が担保解除に応じる場合には、売却代金を被担保債権の全額弁済に充てることを条件として応じるのが原則である。

本件のように売却代金全額を弁済に充てても債務全額を弁済できないにもかかわらず、売却代金全額を被担保債権への弁済に充てることを条件とせずに担保解除に応じることは、把握していた担保価値を放棄するものである。かかる担保解除は、実質的に、債務の弁済に充てられない額と同額を新たに無担保で貸し付けるのと同じことであるから、与信判断として、新規の無担保貸付けが認められるような状況でなければ担保解除に応じることはできない。

かかる担保解除に応じたとしても担保物の売却後の残債権の回収可能性が十分にあれば、例外的に、売却代金全額を弁済に充てることを条件とせずに担保解除を承諾することはあり得る。もっとも、その場合には、後記(3)のとおり、債務者の資産状況の確認、担保解除の目的の確認、返済計画の確認が必要になる。

(イ) 担保解除時点の売却代金全額を基準とすべきこと

本件担保解除稟議書においては、回収金額を担保設定時「処分可能見込額」、すなわち、担保設定時の時価に担保掛目70%を乗じた金額以上とすること

を条件としている。

金融機関における担保設定の実務において、担保の目的物により保全される債権の額を検討するに際して、担保の目的物の種類によっては流動性の高低があること等から、目的物の種類によって、時価評価額から特定の割合（いわゆる「担保掛目」）を減額した金額をもって当該保全額の評価を行うことが一般的であり、上記の処分可能見込額も同様の趣旨と解される。

しかし、担保掛目は、あくまでも、債権保全を確実にすることを目的として、担保物の価格の変動等を考慮するための概念であり、実際に担保の目的物を処分する段階において、当該時点における目的物の価値を把握するための概念ではない。

そもそも、担保の目的物の売却代金は、全額を被担保債権の弁済に充てることが可能であるから、担保の目的物から回収すべき金額は、売却して得た金額の全額を基準にするべきであり、あえて担保設定時点に遡ってその時点における処分可能見込額（担保掛目を掛けた金額）を基準とする合理的な理由は見当たらない。

ウ 本件担保解除決定における問題

以上を本件に当てはめると、本件担保解除稟議書には、2015年9月30日時点におけるスルガ銀行株式の時価は2216円であることが記載されていた。仮にスルガ銀行株式171万株が、2015年9月30日時点の取引価額で売却されたと仮定した場合の売却代金は37億8936万円であり、スルガ銀行株式の価格変動を考慮しても、スルガ銀行としては、当該売却代金全額をもってしても、当時の本件被担保債権の元本残高88億3300万円全額の弁済を受けられないことは明らかであった。

したがって、スルガ銀行が担保解除を承諾するのであれば、本件担保解除稟議書に記載された18億6492万6000円ではなく、売却代金全額を本件被担保債権の弁済に充ててことを条件にするべきであった。それにもかかわらず、18億6492万6000円のみを弁済することを条件に担保解除に同意するのであれば、売却代金のうち弁済に充てられないと見込まれる金額（本件担保解除稟議書記載の2015年9月30日時点の取引価額を前提とすると、19億2400万円余り。実際には22億6000万円余り。）を新規に貸し付ける場合と同様に、返済可能性を検討し、その見込みが十分であることを確認する必要があったと考えられる。

(2) 本件担保解除決定の判断に至るプロセス

ア 回収額についての喜之助氏による指示

本件担保解除決定も、前記第4.1のスルガ銀行におけるファミリー企業に係る与信管理としての担保解除決定と同じ内部手続に則って行われた。

すなわち、まず、営業店である東京支店担当者によって稟議書が起案された後、役席者が「検印」欄に、支店長が「所属長」欄に、それぞれ押印する方法で承認された⁴⁸。その後、本件担保解除稟議書は審査部に送られた。審査部内の審査においては、本件がファミリー企業案件であることから、一般の法人顧客向けの融資案件では審査役による審査の過程を経て審査第一部長に回されるところ、本件では、審査第一部長である X1 氏が審査役を兼ねて審査することとされた。

この段階で、喜之助氏から X1 氏に対して、「担保差入れ日時の処分可能見込み額以上を回収する」旨の具体的な指示があった。X1 氏は、かかる指示を受けて本件被担保債権の債務者である B1 社及びその転貸先の資産状況について実質的な検討をした結果、B1 社は総じて資産超過の状況にあり、担保解除にかかわらず回収を一部にとどめることについても問題はないものと結論付け、本件担保解除稟議書に、喜之助氏の意向を反映させて、大要、以下の意見と条件を記載した。

① 意見

B1 社が保有するスルガ銀行株式を売却し、売却代金により貸出金を回収する。回収額は、171万株に担保差入り日である2006年3月28日の価額（1株1558円）を乗じた金額の70パーセントに相当する18億6492万6000円としたい。

② 条件

担保差入り日時の処分可能見込額以上を回収のこと。

イ 稟議書の承認

上記の内容が記載された稟議書が、審査役及び審査第一部長を兼ねる X1 氏、審査部長である柳沢氏の承認をそれぞれ経た後、審議会の構成員に回覧され、かつ、押印された後、経営会議の構成員に回覧された。

⁴⁸ もっとも、この稟議書の内容は、通常の法人融資の稟議とは異なり、スルガ銀行の東京支店担当者が B1 社から要請を受けて作成したものではなく、X1 氏が喜之助氏や B1 社から連絡を受け、その内容を東京支店担当者に伝えた上で稟議書の作成を依頼したものであった。

B1 社は個社別与信残高が10億円超の法人顧客であるため、経営会議の決裁が必要となるところ、当時の常勤取締役で経営会議の構成員であった光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏及び八木氏が本件担保解除稟議書に押印して当該稟議を承認したことにより、経営会議の構成員の過半数による承認が得られたものとして、当該稟議事項は経営会議の書面決裁を得たため、その他の経営会議構成員には稟議書は回覧されなかった。

なお、当該稟議書の内容について、当該稟議書に押印した者から異論や意見が付されることはなかった。

(3) 担保解除の判断にあたり確認すべき事項

前述のとおり、担保解除を承諾して全額の弁済を受けない例外的な場合の判断に際しては、新規の貸付けと同様に被担保債権の回収可能性が重要な考慮要素となる。回収可能性の検討に当たっては、①本件被担保債権の債務者である B1 社の資産状況の確認、②担保解除の目的、すなわち、売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充てられない金額の資金用途の確認及び③本件被担保債権の返済計画の確認が必要になると考える。

このため、以下、担保解除の判断の時点において、客観的状況から見て、当時、B1 社からの返済可能性が十分であったか否かについて、上記①ないし③の観点より、検討する。

ア 資産状況

まず、2015年3月末現在の決算書上⁴⁹、B1 社は20億4459万3830円の資産超過の状況にあった。もっとも、形式的に資産超過であったとしても、当該資産の換価可能性が現実的なものでなければ、結局、被担保債権は回収されずに損害が生じる。

また、本件被担保債権については、第5.1で述べたとおり、本件担保解除決定の当時、質権の設定を受けていたスルガ銀行株式のほか、B1 社所有に係る駐車場、店舗建物並びに居宅建物及びその敷地について第一順位の根抵当権の設定を受けていた。もっとも、これらの不動産の処分見込み額は合計で10億6328万6000円にとどまっており、当該時点において、元本残高88億3300万円の大部分である51億1716万2000円が非保全である

⁴⁹ 本件担保解除稟議書が作成された時点における B1 社の終了済事業年度は2015年9月期であるものの、当該時点においてスルガ銀行は B1 社の2015年9月期の決算書を入手していなかった可能性があることに鑑み、その前の事業年度である2015年3月期の B1 社の決算書の記載内容を基準とした。

という状況にあった。

以上の状況からすれば、担保解除の判断にあたっては、当時入手し得た最新の決算書において資産超過であるとの事実のみに依拠することなく、被担保債権の回収可能性の観点から、資産状況を確認するという視点が必要となる。

そこで、以下に、本件担保解除決定当時における根抵当権の対象となっている不動産以外の B1 社の主たる資産の状況を整理することとする。

①B3 社に対する短期貸付金（簿価 4 8 億 8 0 0 万円）

②A1 社の株式（簿価 1 9 億 4 6 2 0 万 8 6 0 0 円、時価 3 4 億 4 8 0 0 万円⁵⁰）

③A2 社の株式（簿価 6 億 6 0 3 3 万円、時価 4 億 7 8 0 0 万円⁵¹）

このうち、①の B3 社に対する短期貸付金については、B3 社の資産が引当てとなるため、B3 社の資産状況についてさらに検討する。

- ・当時⁵²における B3 社の主要な資産には、D1 社に対する短期貸付金（簿価 3 3 億 8 5 0 0 万円）、E 社に対する貸付金（簿価 1 1 億 1 5 0 0 万円）、F2 美術館及びスルガ銀行清水駅支店が入居するビル等の不動産が含まれていた。
- ・B3 社の転貸先である D1 社の当時⁵³における主要な資産には、A1 社の株式（簿価 1 9 億 9 5 0 0 万円、時価 5 1 億 9 9 0 0 万円⁵⁴）、A2 社の株式（簿価 1 1 億 5 5 万円、時価 9 億 5 6 0 0 万円⁵⁵）、A3 社の株式（簿価 4 6 9 1 万 2 0 0 0 円、時価 3 億 5 9 0 0 万円⁵⁶）が含まれていた。
- ・B3 社の転貸先である E 社は若干の現金及び美術品を保有するのみで資力が無く E 社に対する貸付金の回収可能性は認められない。
- ・B3 社が保有する主要な不動産についても、スルガ銀行が B3 社に対して保有する債権を被担保債権とする担保権設定契約の対象となっているため、B1 社の B3 社に対する債権の回収原資にはならないと考えられる。

⁵⁰ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A1 社株式の時価評価（株式の持合いは考慮しないものとする。以下同じ。）により 1 株 2 7 万 3 6 2 1 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵¹ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A2 社株式の時価評価により 1 株 4 7 万 7 7 9 9 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵² 本件担保解除稟議書が作成された時点における B3 社の直近の終了済事業年度は 2015 年 9 月期であるものの、当該時点においてスルガ銀行は、B3 社の 2015 年 9 月期の決算書を入手していなかった可能性があることに鑑み、その前の事業年度である 2014 年 1 2 月期の B3 社の決算書の記載内容を基準とした。

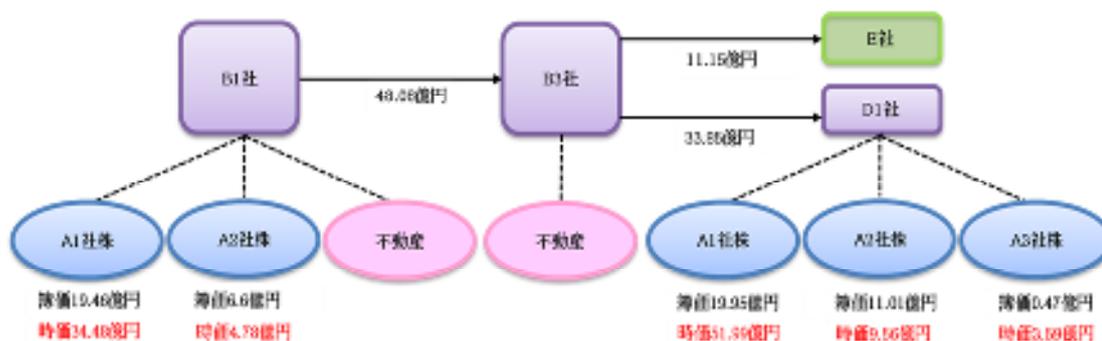
⁵³ 本件担保解除稟議書が作成された時点における D1 社の直近の終了済事業年度である 2014 年 1 0 月期を基準とした。

⁵⁴ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A1 社株式の時価評価（株式の持合いは考慮しないものとする。以下同じ。）により 1 株 2 7 万 3 6 2 1 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵⁵ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A2 社株式の時価評価により 1 株 4 7 万 7 7 9 9 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

⁵⁶ スルガ銀行による 2015 年 9 月末時点における A3 社株式の時価評価により 1 株 4 万 8 9 4 9 円として計算した金額である（10 万の位を四捨五入）。

以上の B1 社を起点とする各社の資産状況を図⁵⁷に表すと、以下のとおりとなる。



もともと、(i) B1 社の保有する A1 社株式及び A2 社株式の時価評価額及び (ii) B3 社の転貸先である D1 社が保有する A1 社、A2 社及び A3 社の 3 社の株式の時価評価額に鑑みれば、本件被担保債権は十分保全されているとの評価があり得る。

すなわち、A1 社、A2 社及び A3 社の 3 社は、当時において、スルガ銀行株式を保有しているほか、スルガ銀行の店舗不動産等の不動産を保有する等、価値のある資産を保有しており、1 株当たりの純資産額は大きいことは疑いない。

しかしながら、これら 3 社の株式はいずれも譲渡制限付株式であり流動性がなく、ファミリー企業以外に買い手が見つかるものではない。また、これらの会社は、いわゆる資産管理会社ではなく、直ちに解散して株主である B1 社や D1 社が純資産額相当の対価を得られる見込みは乏しく、むしろ、本件被担保債権の当時の返済期限であった 2016 年 6 月 22 日までに、B1 社や D1 社がこれらの株式を換価処分することは現実的ではなかったというべきである。したがって、上記 3 社の株式の時価評価額が高かったことを理由に、本件被担保債権が十分保全されていると評価することはできない。

なお、相応の期間をかければ、上記 3 社の株式を換価処分して本件被担保債権を返済することが全く不可能ではなかったという見方もないわけではない。

しかし、当然無期限の返済が許容されるものではない以上、本件担保解除決定の時点における本件被担保債権の回収可能性については、返済期限であった 2016 年 6 月 22 日までに返済されることが現実的にあり得るかどうかを基準として検討すべきであった⁵⁸。B1 社については当時すでに当初の返済期限

⁵⁷ 図中の金額は 10 万の位を四捨五入した金額である。

⁵⁸ 短期貸付の期限延長を繰り返す融資は実務上存在する。もともと、期限毎に、都度返済可能性を確認することが前提になっており、返済計画等を確認していない状況で、現実の処分が非常に困難な資産価値を捕捉しているのみで、返済可能性が認められる、あるいは十分であるとはいえない。

以降、毎年返済期限の延長を繰り返しており、スルガ銀行において実質的に長期の貸付けと同視していた可能性があるが、B1社の2015年9月期（6か月決算）の売上高は約2億7000万円で、営業利益は約2400万円であり⁵⁹、その事業において、本件被担保債権に係る借入額と比して、非常に小さな売上高や利益しか上げられていなかったことからすると、営業キャッシュフローから返済できた見込みは乏しく、上記のとおり、確実に換価できる資産もなかったことから、合理的な期限の利益を付与した長期貸付けと同視することも妥当ではなかった（当時の約定返済の条件であった毎年1億円の約定返済のペースでは60年以上かかるものであり、合理的な期間とは到底いえない。）。

以上の検討に鑑みれば、本件担保解除稟議書に記載された被担保債権の返済期限である2016年6月22日⁶⁰までに、B1社又はその転貸先が保有する株式から評価額どおりの回収がなされる可能性は極めて低い状況にあったものである。

以上のとおり、本件担保解除決定当時における客観的なB1社の資産状況に照らした被担保債権の回収可能性は、十分であるとはいえなかった。

なお、当委員会のヒアリングに対して、本件担保解除稟議書を承認した取締役等の一部から、B1社単体の資産状況からは回収可能性が認められないとしても、ファミリー企業を全体として評価すれば回収可能である旨の説明もあったが、関連企業といえども保証や債務引受け等の法的措置が講じられていない限り、法的に回収が担保されていることにはならない。他のファミリー企業の資産を根拠として回収可能性を認めることはできず、上記の説明に合理性はないものとする。

イ 担保解除の目的

一般に、担保解除による株式の売却代金が、他の資産や収益事業に充てられない場合には、被担保債権の引当てとなる財産が減少し、その結果、被担保債権が回収されず損害が生じ得る。

したがって、担保解除の判断にあたっては、担保解除の目的、具体的には売却代金のうち本件被担保債権の弁済に充てられない金額の用途の確認が重要となる。この点、当該用途がその後の返済につながるものであれば、被担保債権の返済可能性を高めることにつながるといえる。

⁵⁹ B1社の2015年9月期の直前の3事業年度の売上高及び営業利益は、①2013年8月期の売上高は4億6100万円で、営業損失が8800万円、②2014年8月期の売上高は6億400万円で、営業利益が1億300万円、③2015年3月期（7か月決算）の売上高は2億3400万円、営業損失が5300万円であった（いずれも100万円以下は切捨て）。

⁶⁰ 本件担保解除稟議書付属資料3融資明細表による。

本件においては、結果としては後述のとおり、P社への他のファミリー企業の返済に充当することを目的として、他のファミリー企業（D2社）への転貸に用いられていたことなどから、資金使途が返済可能性を高めることにはつながっていなかった。

ウ 返済計画

一般に、担保解除により、従来担保により保全されていた部分が保全されなくなることになるため、その部分について具体的な返済計画を確認しなければ、回収が困難となるおそれがある。

本件担保解除決定の時点において、B1社は、本件担保解除決定を受けた明確な本件被担保債権の返済計画の変更案をスルガ銀行に対して提示していたわけではなかった。

エ 小括

以上のとおり、本件担保解除決定の当時①資産状況、②担保解除の目的及び③返済計画の有無を考慮しても、客観的にB1社における本件被担保債権の返済可能性が十分にあったとは到底いえない。

2 本件自己株式取得決議

本件担保解除決定から11日後の同年11月10日、スルガ銀行では、同日開催の取締役会において、以下の要領で自己株式の取得を行う議案を、出席した取締役⁶¹の全員一致で承認可決された（以下「本件自己株式取得決議」という。）。当該議案は、喜之助氏の指示により経営管理部により稟議書が作成され付議されたものである。

① 目的

資本効率の向上による株主への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な資本政策を実施する。

② 取得する株式の総数

650万株

③ 取得する株式の種類

普通株式

⁶¹ 光喜氏、喜之助氏、白井氏、望月氏、岡崎氏、内山氏、灰原氏、八木氏、成毛氏、安藤氏及び大石氏の11名である。

④ 取得価額の総額

160億円

⑤ 取得日

2015年11月11日

⑥ 取得の方法

終値取引による。一部については、東京証券取引所が提供するオークション時間外の立会外取引である「ToSTNeT 取引 (Tokyo Stock Exchange Trading Network System)」(以下「ToSTNeT 取引」という。)を利用する。売り手及び買い手に制限はなく、約定方法は時間優先であり先着順となる。

この ToSTNeT 取引のうち、スルガ銀行が使った ToSTNeT-2 は、通常のオークション時間の開始前の時間帯に注文を出し、前日の終値で取引を行う取引手法である。この ToSTNeT-2 による買付けは、全ての株主に売却の機会を付与しているものであるが、実態としては、実質的には市場外で合意された大口の取引の実行の手段として利用されることもある取引形態であり、スルガ銀行では過去に1度しか用いたことのない取引手法であった。本件においても、スルガ銀行が買付けを公表した650万株は、当時の東京証券取引所でのスルガ銀行株式の1日当たりの出来高を大幅に上回る株式数であった⁶²。

このように、取得総額の規模や取得期間を1日に限定していることに照らすと異例の議案であったにもかかわらず、当該取締役会において、当該議案の当否について踏み込んだ議論がされることはなかった。

3 本件自己株式取得の実施

2015年11月11日、スルガ銀行は、本件自己株式取得決議に基づき、ToSTNeT 取引により、スルガ銀行株式を取得した(以下「本件自己株式取得」という。)。具体的には、スルガ銀行は、上記決議を行った同月10日のオークション時間の終了後に、翌日に ToSTNeT-2 による自己株式取得をすることを取引所の適時開示システムを利用して公表し、同月11日の午前9時のオークション時間の開始前に、自己株式の買付けの注文を出した。

B1 社と B2 社は、喜之助氏の指示によりこの買付に応じ、その結果、スルガ銀行は、同日午前8時20分から午前8時45分の間に、前日の終値2407円で、合計596万4500株の自己株式を総額143億5655万1500円で取得した。

⁶² スルガ銀行においては、自己株式取得も過去に5回実施したのみであり、定期的に行っていたという状況ではなかった。

なお、このように、B2 社も B1 社と同様に本件自己株式取得に応じてその保有するスルガ銀行株式を売却したが、上記 1 記載のとおり、B2 社の保有していた株式は、スルガ銀行の担保に入っていたものではなかった。

4 売却代金の流れ

2015年11月16日、B1 社は、スルガ銀行株式の売却代金として41億2543万6000円を受領した。また、同日、B2 社は、スルガ銀行株式の売却代金として105億5332万9500円を受領した。

同月26日、B1 社は、スルガ銀行に対して、同行に対する借入金の返済として18億6500万円を支払った。また、同日、B2 社は、スルガ銀行に対して、同行に対する借入金の返済として3億円を支払った⁶³。

売却代金の残額（合計125億1376万5500円）の一部については、以下のとおり処理されている。

(1) P社に対する債務の弁済

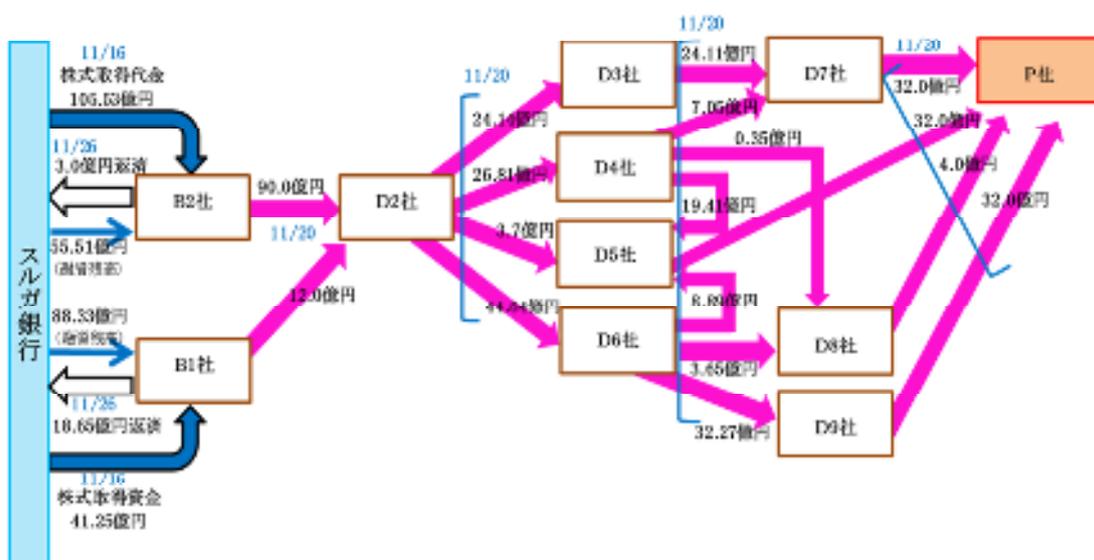
当時、D5 社、D7 社、D8 社及び D9 社の各社は P 社に対して、それぞれ32億円ずつの債務を負担していたところ、同年11月20日、B1 社及び B2 社を起点とし、D2 社、更にはその他複数のファミリー企業を経由して P 社を終点とする以下の送金が実行された（100万円未満は切り捨て）。かかる送金は、喜之助氏の指示の下、D5 社、D7 社、D8 社及び D9 社の P 社に対する債務の弁済のために、当時各ファミリー企業の財務を担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏らによって実行されたものである。

- ① B2 社から D2 社への90億円の送金
- ② B1 社から D2 社への12億円の送金
- ③ D2 社から D3 社への24億1400万円の送金
- ④ D2 社から D4 社への26億8100万円の送金
- ⑤ D2 社から D5 社への3億7000万円の送金
- ⑥ D2 社から D6 社への44億8400万円の送金
- ⑦ D3 社から D7 社への24億1100万円の送金
- ⑧ D4 社から D7 社への7億500万円の送金
- ⑨ D4 社から D8 社への3500万円の送金
- ⑩ D4 社から D5 社への19億4100万円の送金

⁶³ B2 社が受領した売却代金と比較すると少額にすぎないが、B2 社株式は担保の対象ではなかったことから、スルガ銀行は B2 社に対してあくまでも任意での弁済を求めることしかできなかったと考えられる。

- ⑪ D6社からD5社への8億8900万円の送金
- ⑫ D6社からD8社への3億6500万円の送金
- ⑬ D6社からD9社への32億2700万円の送金
- ⑭ D5社からP社への32億円の送金
- ⑮ D7社からP社への32億円の送金
- ⑯ D8社からP社への4億円の送金
- ⑰ D9社からP社への32億円の送金

以上の本件自己株式取得の代金がP社に送金されるまでの資金の流れを図⁶⁴に表すと、以下のとおりとなる。



⁶⁴ 図中の金額は100万円未満を切り捨てた金額である。

(2) 2016年1月以降の送金

さらに、2016年1月15日から4月28日にかけて、本件自己株式取得の代金を受領したB1社及びB2社を起点として、B2社からD2社に11億円、B1社からD2社に9億円の合計20億円が送金され、そこからファミリー企業の口座間での送金が順次行われた。その過程において、喜之助氏に対する送金と、喜之助氏の口座からファミリー企業の口座に対する送金も繰り返し行われた。この送金の結果、喜之助氏の借入先であるファミリー企業が変わっていることからすると、当該送金は、喜之助氏の指示により、実質的に喜之助氏のファミリー企業に対する債務の借換えを行うことを一つの目的として行われた可能性があると考えられる。ただし、本件担保解除決定の時点で、かかる喜之助氏の口座への出入金までが予定されていたか否かは不明である。また、当該期間において本件自己株式取得の代金が送金されたとみられるファミリー企業と喜之助氏の口座の間の出入金については、喜之助氏に対する送金額の方が喜之助氏から送金された金額よりも1億9000万円程度上回っているが、喜之助氏の口座の出入金の理由等も不明であり、上記期間の前後の期間において喜之助氏とファミリー企業間で行われている送金と上記自己株式の取得の売却代金を原資とする送金の区別が明確にできないことを考えると、この分について喜之助氏が利得を得たとは必ずしも認定できず、この点についてはこれ以上の調査は困難であった。

(3) 小括

以上のとおり、スルガ銀行は、本件担保解除決定当時、B1社に対して88億3300万円⁶⁵、B2社に対して55億5100万円、合計143億8400万円の融資残高があったにもかかわらず、本件自己株式取得による株式売却資金からスルガ銀行が回収した融資金は、B1社から18億6500万円及びB2社から3億円の合計21億6500万円にとどまり、残額については、複数のファミリー企業を経由した上で、P社及び喜之助氏に送金される等したまま未回収となっている。

特にB1社については、本件担保解除決定に基づきスルガ銀行株式171万株について設定していた担保を解除したにもかかわらず、当該株式の売却代金として受領した41億2543万6000円のうち、同社に対する融資の回収に充当された金額は18億6500万円にとどまる。

⁶⁵ 本件担保解除稟議書による。

第6 F1 美術館への寄付を名目としたファミリー企業への資金融通

1 F1 美術館への寄付の決定・実行

スルガ銀行は、光喜氏が代表理事を務める F1 美術館に対して、2012 年以降、取締役会の承認決議を経て、以下の寄付を行っていた。

	取締役会承認決議日	金額 ⁶⁶	用途
(1)	2012 年 4 月 26 日 (第 1 回)	15 億円	耐震等改修工事及び当該工事に伴う付帯費用として 9 億円並びに建物購入費用として 6 億円
(2)	2013 年 8 月 2 日	4 億円	本館追加工事費用として 1 億 3000 万円、第 2 新館の改装費用として 1 億円、展示関係工事費用として 1 億円、不動産取得税等の租税公課として 3500 万円及びその他運営費用として 3500 万円
(3)	2014 年 3 月 20 日 (第 2 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻 8 点の購入費用
(4)	2014 年 9 月 25 日 (第 3 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻 35 点の購入費用
(5)	2015 年 3 月 19 日 (第 4 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻 5 点のほか合計 350 点の購入費用
(6)	2015 年 9 月 17 日 (第 5 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻 9 点のほか合計 13 点の購入費用
(7)	2015 年 9 月 17 日	3500 万円	F1 美術館の増加運営費用
(8)	2016 年 3 月 17 日 (第 6 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻 15 点の購入費用
(9)	2016 年 3 月 17 日	3500 万円	F1 美術館の増加運営費用
(10)	2016 年 9 月 15 日	3500 万円	F1 美術館の増加運営費用
(11)	2016 年 12 月 20 日 (第 7 回)	6 億円	彫刻家 S2 作の彫刻、石膏及びブロンズ等 13 点のほか合計 96 点の購入費用
(12)	2017 年 3 月 16 日	3500 万円	F1 美術館の増加運営費用

⁶⁶ 第6における金額は1万円未満の端数を切り捨てて表記するものとする。なお、2017年6月21日付けの取締役会承認決議に基づき実行された寄付（第8回寄付）の1万円未満の端数を切り捨てる前の金額は5億6200万8000円である。

(13)	2017年6月21日 (第8回)	5億6200 万円 ⁶⁷	「F3美術館」と「dエリア」第1駐車場の取得費用
(14)	2017年9月14日	9100万円	運営費用として3000万円並びにF3美術館取得関連費用及び運営費用として6100万円
(15)	2018年3月16日	1億1541 万円	警備費用増加分(半期)及び企画展経費等として3630万円、F3美術館の管理経費及び企画展経費等として2210万円並びに美術品(写真等)の購入資金として5701万円

これらの寄付は、工事等の費用や運営費用の支払を目的とした寄付と、美術品や不動産の取得を目的とした寄付に分けられる。

上記の表に記載のある15回の寄付(複数回に分けて支出がされたこともあるが、これらは1回とする。)のうち、(1)のうち9億円分、(2)、(7)、(9)、(10)、(12)、(14)及び(15)が前者に該当する。F1美術館の運営は、一般的な美術館の運営と同様に、利益を出すことが容易ではなく、赤字であり、これらの寄付は、運営費用や建物の補修工事の費用等、F1美術館側の資金需要に応じて行われた。

一方、これら以外の寄付、すなわち(1)のうち6億円、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(11)及び(13)の8回の寄付(以下、順に、「第1回寄付」、「第2回寄付」・・・「第8回寄付」といい、これらを総称して「本件寄付」という。)については、概ね半年に1度の頻度で、F1美術館に対して6億円(第8回は、5億6200万円)の寄付がなされている。

本件寄付のうち第1回寄付から第6回寄付において、F1美術館は、美術品や不動産をファミリー企業の一つであるE社から購入した⁶⁸が、多くの場合、E社は他のファミリー企業より、美術品や不動産を取得し、F1美術館より支払われた売買代金をその支払に充てており、全体としては、数回の例外を除くと、本件寄付の実施からごく短期間のうちに、かかる美術品や不動産の売買を通じてB1社及びB3社等のスルガ銀行から借入債務を負っていたファミリー企業に資金が流れ、B1社やB3社等がスルガ銀行に対する借入れの返済を行っていた。

第7回寄付及び第8回寄付においては、E社が清算してしまっていたため、F1美術館がB1社及びB3社より直接美術品を購入し、短期間のうちに、第7回においてはB2社から、第8回においてはB1社とB3社からスルガ銀行に対する借入れの返済がなされている。本件寄付の各回の資金の流れについては、具体的には、

⁶⁷ 取締役会では、5億6500万円以内の寄付を行う旨の決議がされている。

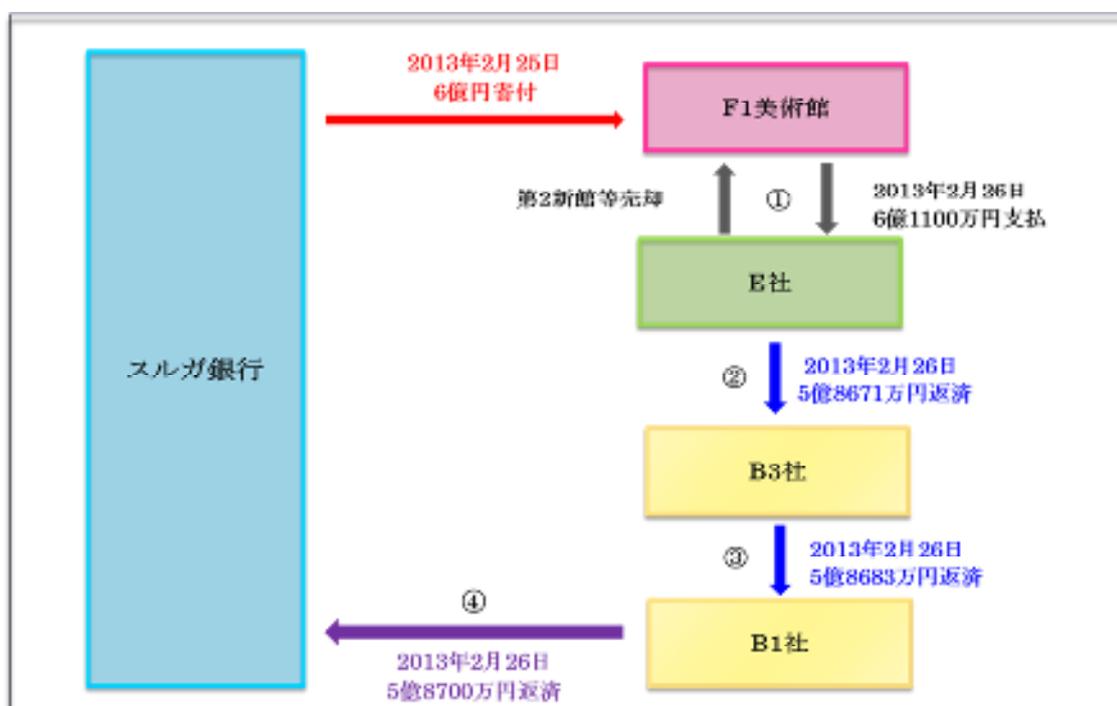
⁶⁸ 関係者のヒアリングにおける供述によると、F1美術館の外部監査等の理由で、美術品の売買の実績のあるE社を通した方がよいという事情があった。

下記2のとおりである。

2 8回の寄付の資金の流れ

(1) 第1回寄付について

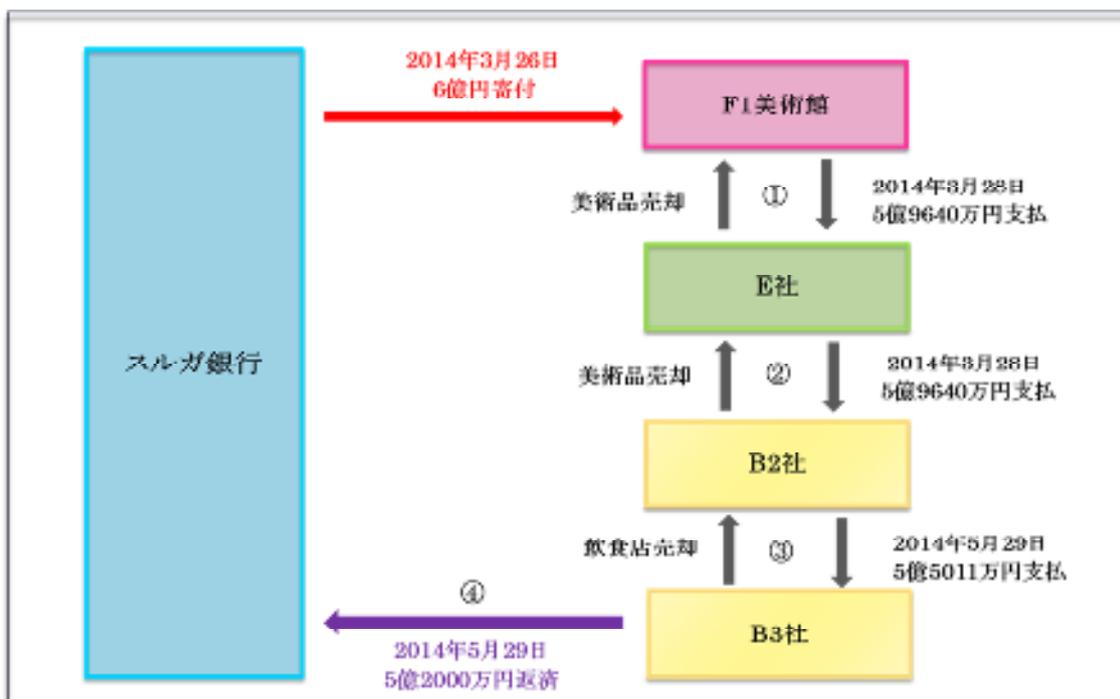
第1回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社よりF1美術館の第2新館等の不動産（F1美術館がE社から賃借して使用していたもの）を購入して寄付実行日の翌日にE社に対して6億1100万円を支払い、②同日、E社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済としてB3社に5億8671万円を支払い、③同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に5億8683万円を支払い、④同日、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として3億9700万円、2011年10月31日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2000万円及び2012年9月14日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1億7000万円の合計5億8700万円をそれぞれ支払っている。第1回寄付の実施から④の弁済までの期間は、わずか1日であった（下記の図参照）。



(2) 第2回寄付について

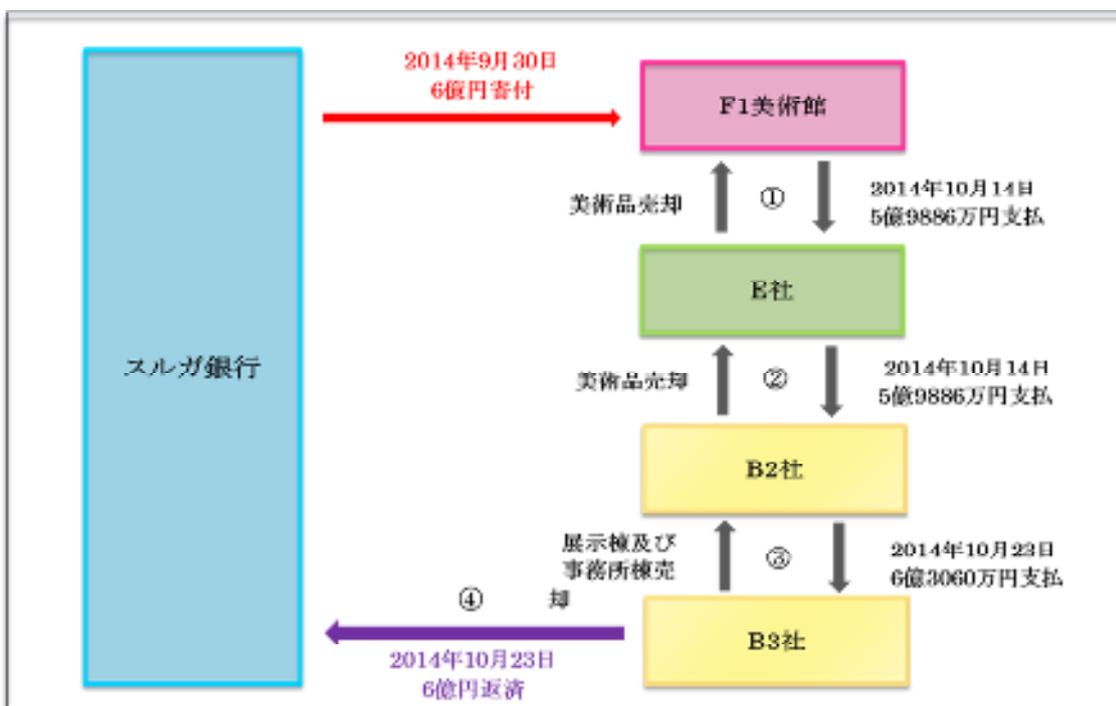
第2回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品8点を購入して寄付実行日の2日後にE社に対して5億9640万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品をB2社より購入してB2社に同額を支払い、③約2か月後の2014年5月29日に、B2社が飲食店（F2美術館の飲食店a）をB3社から購入し、代金として5億5011万円をB3社に対して支払い、④同日、B3社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5億2000万円を支払っている。

なお、上記の飲食店の売買の価格算定において、スルガ銀行は、不動産鑑定士の選定について関与しており、B2社からB3社に対して支払う金額がなるべく高くなるように高い価格を出す鑑定士を探すように努力した形跡がみられる。第2回寄付の実施から④の間に要した期間は、約2か月であった（下記の図参照）。



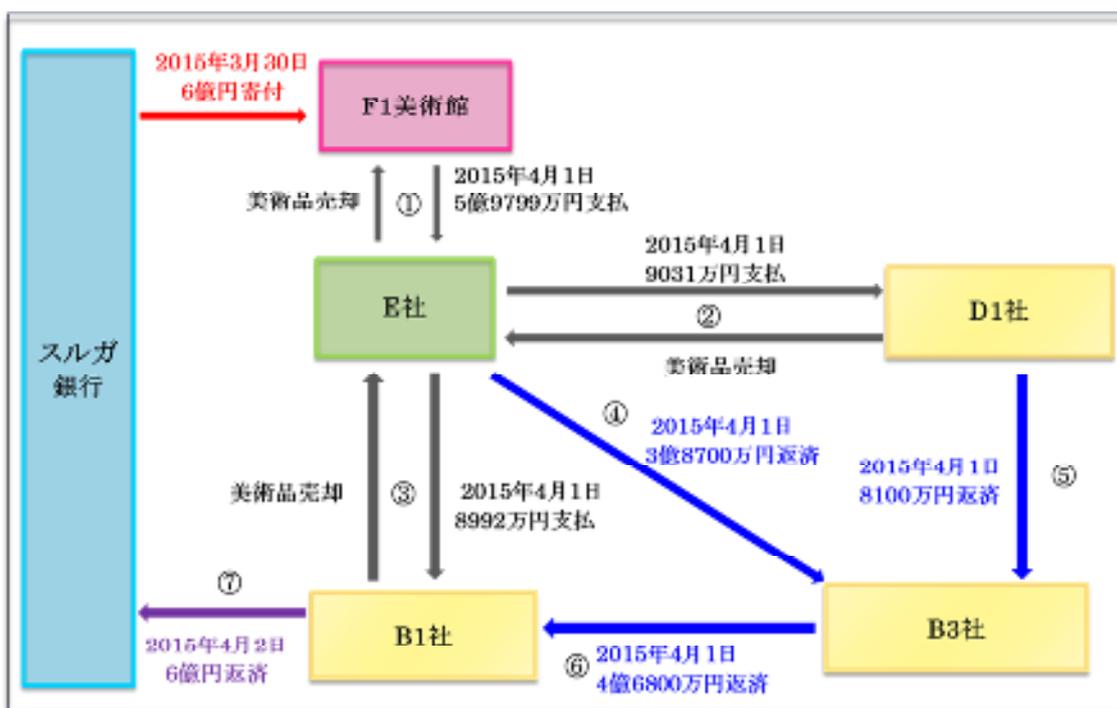
(3) 第3回寄付について

第3回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品35点を購入して寄付実行日の2週間後にE社に対して5億9886万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品をB2社より購入してB2社に同額を支払い、③その1週間後の2014年10月23日に、B2社がF2美術館展示棟及び事務所棟をB3社から購入し、代金として6億3060万円をB3社に対して支払い、④同日、B3社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として6億円を支払っている。第3回寄付の実施から④までに要した期間は、約3週間強であった(下記の図参照)。



(4) 第4回寄付について

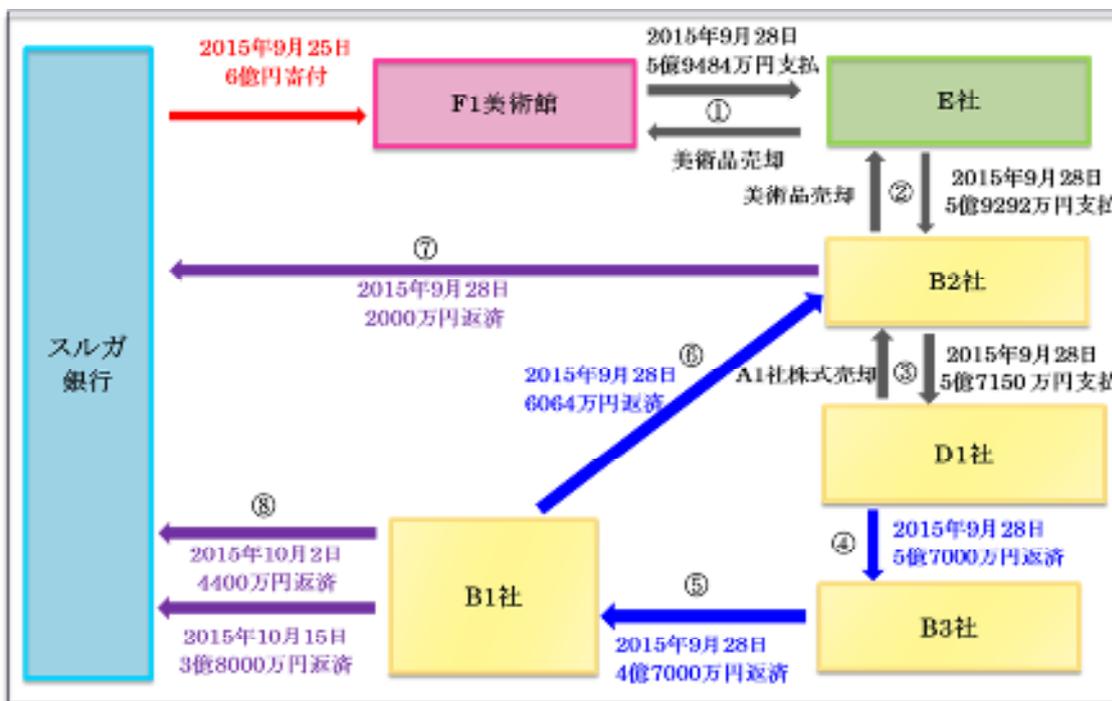
第4回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品350点を購入して寄付実行日の2日後にE社に対して5億9799万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品の一部(3点)をD1社より購入してD1社に9031万円を支払い、③同日、E社が同じ美術品の一部(18点⁶⁹)をB1社より購入してB1社に8992万円を支払い、④同日、E社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に3億8700万円を支払い、⑤同日、D1社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に8100万円を支払い、⑥同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に4億6800万円を支払い、⑦その翌日、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として6億円を支払っている。第4回寄付の実施から⑦までに要した期間は3日であった(下記の図参照)。



⁶⁹ 残りの329点については、E社が元々保有していた美術品をF1美術館に売却したものである。

(5) 第5回寄付について

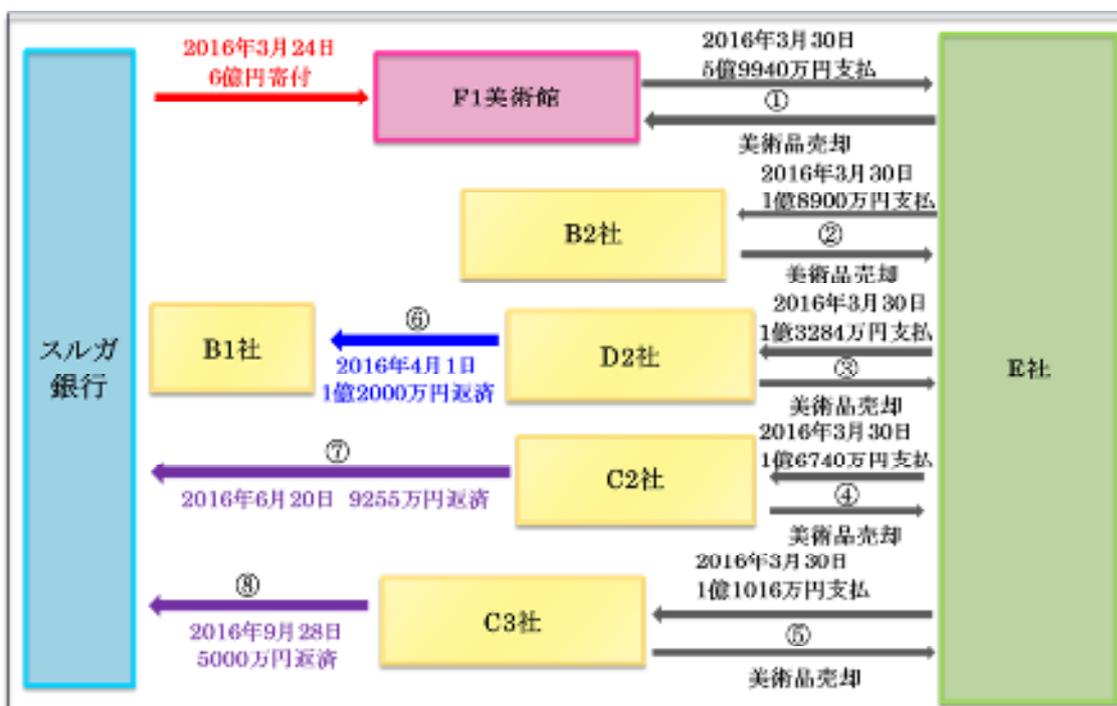
第5回寄付については、6億円の寄付実行後、①F1美術館がE社より美術品13点を購入して寄付実行日の3日後にE社に対して5億9484万円を支払い、②同日、E社が同じ美術品の一部(9点⁷⁰)をB2社より購入してB2社に5億9292万円を支払い、③同日、B2社がD1社よりA1社株式を購入してD1社に5億7150万円を支払い、④同日、D1社がB3社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B3社に5億7000万円を支払い、⑤同日、B3社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に4億7000万円を支払い、⑥同日、B1社がB2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B2社に6064万円を支払い、⑦同日、B2社がスルガ銀行に対して2012年9月4日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2000万円を支払い、⑧その2日後の2015年10月2日及びその約2週間後の同月15日に、B1社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として4400万円及び3億8000万円をそれぞれ支払っている。第5回寄付の実施から⑧までに要した期間は、約20日程度であった(下記の図参照)。



⁷⁰ 残りの4点については、E社が元々保有していた美術品をF1美術館に売却したものである。

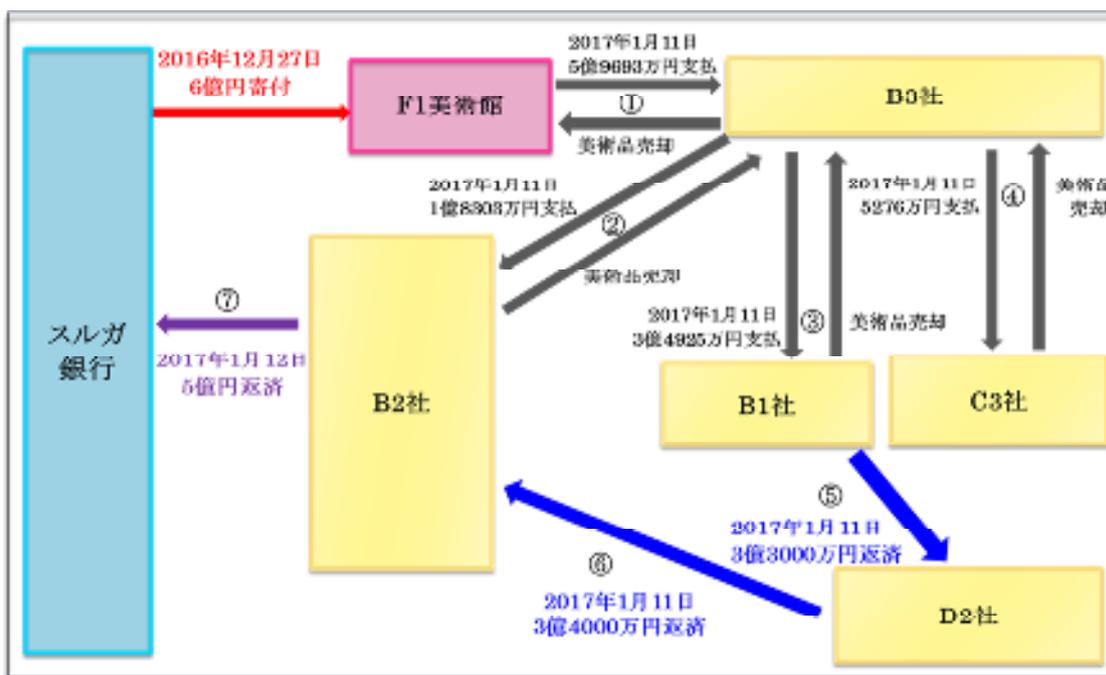
(6) 第6回寄付について

第6回寄付については、6億円の寄付実施後、①F1美術館がE社より美術品15点を購入して寄付実行日の6日後にE社に対して5億9940万円を支払い、②同日、E社が当該美術品の一部(3点)をB2社より購入してB2社に1億8900万円を支払い、③同日、E社が当該美術品の一部(2点)をD2社より購入してD2社に1億3284万円を支払い、④同日、E社が当該美術品の一部(8点)をC2社より購入してC2社に1億6740万円を支払い、⑤同日、E社が当該美術品の一部(2点)をC3社より購入してC3社に1億1016万円を支払い、⑥その翌々日にD2社がB1社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1社に1億2000万円を支払い、⑦その約3か月後にC2社がスルガ銀行に対して2013年7月25日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1405万円、2003年9月8日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として3978万円、同日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1537万円、同日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2333万円の合計9255万円を支払い、⑧またその3か月後の2016年9月28日に、C3社がスルガ銀行に対して1999年9月27日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円を支払っている。第6回寄付の実施から⑧までは、約半年の期間を要している(下記の図参照)。



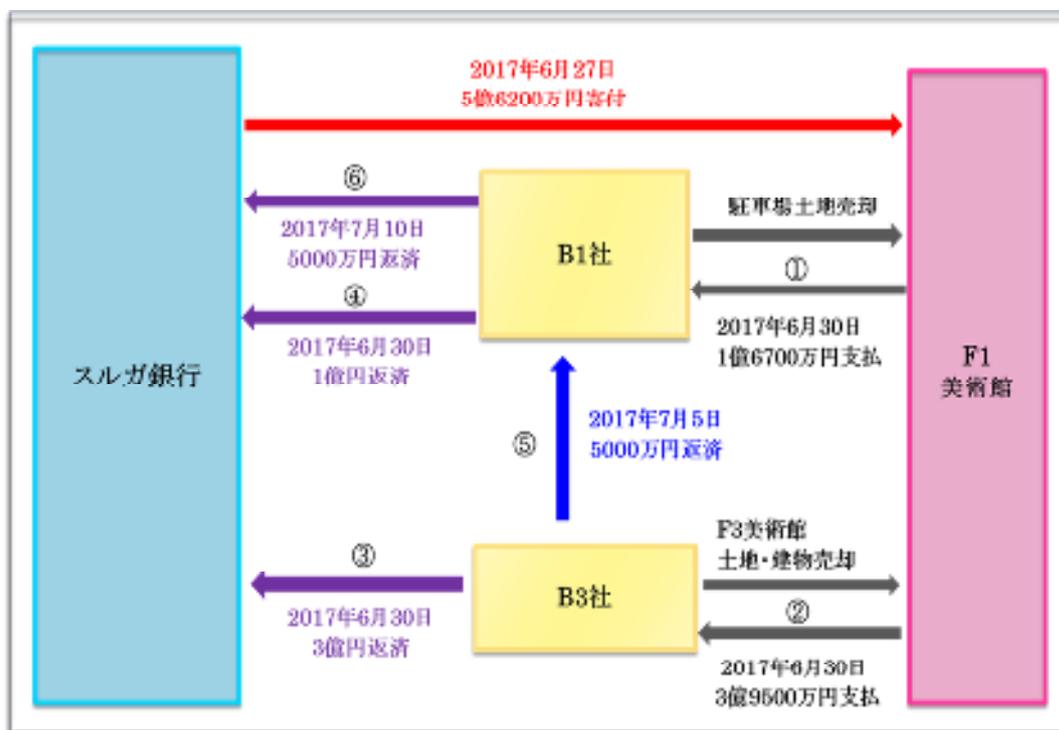
(7) 第7回寄付について

第7回寄付については、6億円の寄付実施後、①F1美術館がB3社より美術品96点を購入して寄付実行日の約2週間後の2017年1月11日にB3社に対して5億9693万円を支払い、②同日、B3社が当該美術品の一部(26点)をB2社より購入してB2社に対して1億8303万円を支払い、③同日、B3社が当該美術品の一部(65点)をB1社より購入してB1社に対して3億4925万円を支払い、④同日、B3社が当該美術品の一部(4点)をC3社より購入してC3社に対して5276万円を支払い、⑤同日、B1社がD2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、D2社に対して3億3000万円を支払い、⑥同日、D2社がB2社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B2社に対して3億4000万円を支払い、⑦翌日、B2社がスルガ銀行に対して2016年11月29日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5億円を支払っている。第7回寄付実施から⑧までに要した期間は、約2週間であった(下記の図参照)。



(8) 第8回寄付について

第8回寄付については、5億6200万円の寄付実施後、①F1 美術館が B1 社より d エリア 駐車場敷地（第1 駐車場）を購入して寄付実行日の3日後に B1 社に対して1億6700万円を支払い、②同日、F1 美術館が B3 社から F3 美術館の土地及び建物を購入し、B3 社に対して3億9500万円を支払い、③同日、B3 社がスルガ銀行に対して2012年9月21日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として2億5000万円、2017年4月19日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円の合計3億円を支払い、④上記③の支払と同日である2017年1月11日、B1 社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として1億円を支払い、⑤上記④の支払の5日後、B3 社が B1 社との間の金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として、B1 社に対して5000万円を支払い、⑥その5日後、B1 社がスルガ銀行に対して2006年6月22日付け金銭消費貸借契約に基づく借入れの弁済として5000万円を支払っている。第8回寄付実施から⑥までに要した期間は、約2週間であった（下記の図参照）。



3 スルガ銀行における本件寄付までの手続

スルガ銀行において、本件寄付については、いずれも取締役会の承認決議を経て実行されていた。法律上及びスルガ銀行の社内規程上、通常の寄付について、取締役会の決議事項として定められているわけではないものの、光喜氏がF1美術館の代表理事を務めていることから、光喜氏が第三者のためにスルガ銀行との間で取引をするものとして、会社法365条1項2号、356条の利益相反取引の承認決議を行っていたものである。

承認までの公式の事務フローは、概ね以下の手順で行われる。

- (1) F1美術館から寄付の要請書がスルガ銀行の経営企画部に提出され、それを受けて、スルガ銀行の経営企画部が寄付要請書の受領の報告の稟議書を作成し、経営企画部長であるX2氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付される。

この時点で、F1美術館より提出される寄付要請書においては、特に寄付金によってF1美術館が購入する作品等のリスト等具体的な情報はなく、前回までの寄付の御礼に加えて「引き続き美術品購入資金としての寄付を要請」する旨と6億円の金額が記載されているのみであった。かかる寄付の要請書が提出される時期としては、下記(4)の取締役会の開催日の概ね2週間程度前であることが多かった。

- (2) 次に、経営企画部において、寄付を行うことの実質的な申請の稟議書を作成する。かかる稟議書には、寄付の目的、寄付金によりF1美術館が購入する作品のリストや写真等の具体的な資料が添付されていた。かかる稟議書は、上記(1)の要請書を受領してから、数日以内に起案されることが多かった。
- (3) 上記(2)の申請の稟議書は、経営企画部長であるX2氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付され、それぞれ承認されている。
- (4) 上記の申請の稟議書を承認した後、経営会議及び取締役会での承認決議を行った。かかる議案の説明については、白井氏が申請の稟議書と同内容の資料に基づいて行った。取締役会においては、原則として社外取締役及び社外監査役を含めて全取締役及び監査役が出席していたが、8回とも、寄付に反対する方向での意見や議論はなされなかった。なお、当該取締役会決議においては、光喜氏は、特

別利害関係取締役として決議には参加しなかった（会社法369条2項参照）。

- (5) 上記の承認決議の後、スルガ銀行より F1 美術館に対して、寄付申込書を提出した。かかる寄付の申込書の提出についても、経営企画部の担当者によって稟議書が作成され、経営企画部長である X2 氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付され、それぞれ承認されている。
- (6) 寄付申込書に対して、F1 美術館から寄付受託書が提出され、かかる寄付受託書の受領についても、経営企画部により、報告の稟議書が作成され、X2 氏、経営管理部長（後関の場合もあり）、望月氏、白井氏、喜之助氏（第7回寄付及び第8回寄付のときは、米山氏）及び光喜氏に回付された。
- (7) かかる寄付の承認を受けて、寄付の実行がなされた。
なお、光喜氏は、スルガ銀行側で、稟議書の承認をしたのとは別途、F1 美術館側でも、寄付の要請書の稟議書に承諾をしていた。

4 F1 美術館は実質的な意思決定に関与していなかったこと

上記3のとおり、本件寄付は、いずれも F1 美術館側の要請を受けて、寄付が行われた体裁になっている。そうであるならば、本来は、F1 美術館側が目的をもって、どの作品を取得したいかを決めた上で、寄付金で取得する作品、寄付のタイミング、金額等を決めて要請書を提出し、スルガ銀行がかかる要請の内容を検討し、寄付を実行するかどうかを決めていたはずである。

しかしながら、実態は、そうではなく、次のとおり、本件寄付の実行及びタイミングについては、第6回寄付までは喜之助氏が決めており、F1 美術館は、喜之助氏らの指示に従って要請書を提出していたにすぎなかった⁷¹。

まず、第1回寄付から第6回寄付までは喜之助氏が財源の有無について望月氏と相談した上で、第7回寄付及び第8回寄付は白井氏及び望月氏らが喜之助氏の相続人と協議の上で、寄付の実行及びタイミングを決定した。

喜之助氏は、6億円の寄付の実施を決めた場合、B1 社等のスルガ銀行に対して借入れのあるファミリー企業のスルガ銀行への返済に回すように、ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏らとスルガ銀行の審査第一部長である X1 氏にそれぞれ連絡していた。喜之助氏から X1 氏への連絡につい

⁷¹ 第7回寄付及び第8回寄付については、喜之助氏の死去後であり、白井氏及び望月氏らが主導して実行された（ファミリー企業側の Y3 氏、Y4 氏らとも相談していると思われる。）。

ては、望月氏を通じて行われることが多かった。

第7回寄付及び第8回寄付の場合も、喜之助氏の代わりに、白井氏や望月氏が実質的決定をした上で、望月氏がファミリー企業側の Y1 氏らと審査第一部長であった X1 氏に対してそれぞれ連絡していた。喜之助氏らによるかかる寄付の実質的決定がなされる時期は、通常、実際に取締役会における承認決議がなされるよりも1か月以上前であった。

F1 美術館の取引先については、前記2のとおり B1 社や B3 社が美術品を多く保有していたものの⁷²、F1 美術館側の事情があり、第1回寄付から第6回寄付までにおいては、直接 B1 社や B3 社から F1 美術館が購入するのではなく、E 社がもともと美術品を保有していた他のファミリー企業から当該売買の対象となる美術品等を取得した上で、E 社が F1 美術館との美術品の売買の相手方となっていた。

なお、寄付金によりどの美術品を購入するかについては、F1 美術館ではなく、ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏、Y2 氏及び Y3 氏において決めていた。ファミリー企業のオペレーションを担当していた Y1 氏らは、寄付金による売買の対象となる美術品を決める場合は、原則として、金額の高いものから順番に並べて、寄付金額であった6億円に合わせるが多かった。その結果、寄付により取得する美術品の点数が増加傾向にあり、第7回寄付については96点、第4回寄付については350点もの美術品を購入することとなった。また、第8回寄付については、B1 社等の保有する美術品で売却に適したものが枯渇してしまったこともあり、美術品の寄付ではなく、駐車場や F3 美術館の建物等の取得になったものである⁷³。

そして、上記に従って Y1 氏らによって決定された美術品については、美術品の買主である F1 美術館の事務局長らに対して連絡されることはなく、F1 美術館が寄付要請書を作成する前の時点で、X2 氏らの稟議書等の作成の準備のために、X2 氏又は担当者に対して直接に共有がなされていた。

5 寄付の目的について

(1) 寄付の決定者の意図

本件寄付は、以下の事情から、B1 社、B2 社及び B3 社の保有している資産を

⁷² 購入の対象となる美術品は、F2 美術館に展示されている美術品であり、寄付によって場所が移動したりするものではなかった。F2 美術館は、B3 社が運営し、B1 社、B2 社が関連グッズの販売やレストランの運営等を行っており、これらが美術品を保有していたことも多かった。

⁷³ スルガ銀行から F1 美術館への寄付については、2000年代から、画家 S1 の作品をスルガ銀行が E 社から買い取って、その買い取った絵画を F1 美術館に寄付するということが行われていた（金額は、6億円とは限らない。当時は、画家 S1 の作品であり、1点当たりの価格もより高額のものも多く、総額が6億円を上回ることもあった。）

換価処分し、又はこれらのファミリー企業に対して借入れのある別のファミリー企業が当該借入を返済する原資を捻出するための保有資産を換価処分する機会を付与することにより、ファミリー企業に対し、スルガ銀行への借入返済原資その他の資金を融通することを目的として実行されたものであることが明らかである。

ア ファミリー企業は当時、前記第4. 3の特定管理先に係る改善計画等に従ってスルガ銀行に対する借入残高を減らすとともに、転貸を解消することが必要であった。特定管理先のうち、特に、「d エリア」の運営に関与していた B1 社、B2 社及び B3 社については、スルガ銀行からの借入残高も大きく、かつ、事業も収益性が乏しく、手元資金も乏しかったことから、残高を減少させるためにはこれらのファミリー企業の保有資産の売却を進め、又はこれらの企業が他のファミリー企業に対して保有している債権から回収する必要があるがあった。

イ 喜之助氏の連絡を受けて、寄付の実行に先立って、審査第一部長の X1 氏とファミリー企業の担当者がどのファミリー企業より弁済をさせるべきかを協議していたことが認められる（後記6において詳述）。

ウ 本件寄付の多くにおいて寄付の実行からスルガ銀行への返済までが（複数の取引を経由しているにもかかわらず）極めて短期間のうちに実行された（数日で実行されているものも含まれる）。

エ 第2回寄付において B1 社から多く資金を回収したいという意図から B1 社と B2 社との間の不動産取引の価格決定プロセスに X1 氏らが関与していた。

なお、喜之助氏は、本件寄付の各回において、どのような取引を経て、最終的に B1 社等からスルガ銀行に弁済をするということまで具体的に指示をしていたわけではなかったことも多かった。実際、喜之助氏は、ファミリー企業側の資金繰り等の事情によって別の資金使途に用いることも許容していたものと考えられる。このことは、本件寄付の金額全額が B1 社、B2 社及び B3 社からスルガ銀行への弁済に回っているわけではないこと、第6回寄付のように、途中で B1 社等のファミリー企業からの弁済に回らなくなったこともあったことに顕著に表れている。これらの事情を踏まえても、喜之助氏が B1 社等よりスルガ銀行への借入金の返済原資を融通することを主眼に置きつつも、それに限らずファミリー企業の都合により使うことのできる資金を融通することを目的としていたことがうかがわれる。

以上のとおり、実質的に本件寄付を決めていた喜之助氏の認識（そして、それを喜之助氏の死去後に引き継いだ白井氏及び望月氏の認識）によると、本件寄付の目的は、B1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主眼とするファミリー企業に対する資金の融通であった。

（２）取締役会における説明

一方、スルガ銀行の承認手続として作成された稟議書や取締役会における承認決議のための説明資料等において記載され、取締役会等において白井氏により説明されていた寄付の目的は、概ね次のようなものであった（以下は第3回寄付に際する説明資料における背景についての記載）。

ア スルガ銀行がCSR事業の一環としてサポートしている文化事業である「一般財団法人F1美術館」は、彫刻家S2の個人美術館である「F2美術館」と連携して、「複合文化施設・dエリア」を運営している。

イ 「F1美術館」は、2013年開館40周年を機にリニューアルオープンし、展示内容も格段に充実し、世界唯一のコレクションとして海外からの来館者も増加し、美術館の価値がさらに向上している。

同エリアに所在する「F2美術館」との一体化した運営により、dエリアの所蔵作品の移管資金を寄付したい。

ウ F2美術館の所蔵作品をF1美術館に移管譲渡することにより、dエリア全体としての期待される効果は次の通りであった。

（ア）一般財団法人の所有とすることで、経年価値が高まりつつある彫刻家S2の作品及びコレクションを散逸することなく継続保有できる。

（イ）F2美術館の資産固定化が一部緩和され、より効率的な美術館運営の持続が可能。

確かに、美術品は集積されることにより価値が高まるという側面は認められ、また、財務状況がよい状況にないファミリー企業が保有しているよりは、一般財団法人であるF1美術館が保有した方が散逸のリスクが小さいということは確かであることから、寄付の目的が上記の説明のとおりであれば、一定の社会的な意義を有しており正当であるように思われる。そして、第1回寄付から第8回寄付

までを実行することにより、上記の目的は、一応達成されていたかのように思える。

しかしながら、下記（３）のとおり、本件寄付の真の目的は、ファミリー企業への資金融通であった。

（３）ファミリー企業への資金融通が目的であること

上記のとおり、寄付のタイミングについて、喜之助氏が決定し、決定と同時に、当該寄付金のファミリー企業における利用方法についてファミリー企業のオペレーション担当及び審査第一部長の X1 氏にそれぞれ指示をしていたのであるから、スルガ銀行の本件寄付の実質的意思決定者であった喜之助氏の真の目的は 6 億円の売買によるファミリー企業への資金融通（B1 社、B2 社及び B3 社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主眼とするが、これに限られない）であって、上記の取締役会等で説明された目的は、あくまでも副次的なものにすぎなかった。

このことを裏付ける事情として、前記 4 のとおり、F1 美術館の実質的な意思決定がない寄付であることに加え、その寄付する作品の選定にも、学芸員等の F1 美術館のスタッフが関与していないばかりか、美術に一定の理解があるとされる喜之助氏自身すら関与していないことが挙げられる。

本件寄付において、寄付された 6 億円の資金が、数日というような短期間で、いくつものファミリー企業を経てスルガ銀行からの借入金への弁済に充てられるということは、事前に調整されない限り現実にはあり得ない。かかる調整がいつも喜之助氏の指示を受けた X1 氏とファミリー企業間でなされたことこそが、ファミリー企業への資金融通を目的としていたことの証左である。

6 寄付による資金の流れの決定方法について

スルガ銀行において、審査部は、寄付の手続には原則として関与しない。

しかし、審査第一部長であった X1 氏は、寄付決定に先立って、喜之助氏より（多くの場合望月氏を経由して）連絡を受け、寄付金がスルガ銀行への返済に回るようなスキームを検討するように指示を受けていた。

なお、X1 氏は、取締役等責任調査委員会のヒアリングに対して、自らが寄付の意思決定について関与したことは否定しているが、喜之助氏から指示を受けて、ファミリー企業との間で折衝し、寄付金から回収を図っていたことは認めている。

X1 氏と Y2 氏は、喜之助氏の指示に従って、ファミリー企業側の資金繰りやスルガ銀行としてどの債務の弁済に充てることが最も効率的かを検討する趣旨で、協議しながら検討を行っていた。本件寄付のうち、最初の頃は、弁済のフローにつ

いては、X1氏が作成した案を中心に検討していたが、ファミリー企業側の案をベースに検討することもあり、X1氏の案が必ず採用されていたわけではなかった（弁済のタイミングが寄付の実行直後のものもあれば、かなり遅れてから弁済に回るケースもあった。また、寄付された6億円全額が返済に回ったケースもあれば、必ずしもそうではないものもあった。）。

第7 本件担保解除決定に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 取締役の善管注意義務違反の判断基準

取締役の業務執行が著しく不当である場合には、取締役としての善管注意義務違反として違法になる。銀行の取締役が負う注意義務の程度は、銀行の取締役に一般的に期待される水準のものであると解される。この点を、融資案件についての意思決定にあたっての注意義務についてみると、財務内容等から判断して貸付金の回収可能性に疑問があるにもかかわらず、十分な担保も保証もない債務者に対して新規に貸付を行う等、銀行の取締役に一般的に期待される水準の注意義務に照らして著しい不合理な点がある場合は、善管注意義務違反として違法となる。

また、第5. 1 (1) イ (ア) で述べたとおり、金融機関が自らの貸付債権を被担保債権として不動産や株式等を対象とした担保権の設定を受けている状況において、金融機関が担保解除を承諾して担保の目的物が任意売却されたときは、被担保債権が全額弁済されるまでは、売却代金の全額を金融機関への弁済に充てるのが原則であり、売却代金の全額を弁済に充てることを条件としないで担保解除する場合は、弁済に充てられない金額と同額の無担保貸付を行う場合と同様の与信判断が必要となる。

2 本件担保解除決定における取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反

取締役等責任調査委員会調査報告書によれば、2015年当時、本件担保解除決定に関する稟議を承認したスルガ銀行の取締役には、以下のとおり、本件担保解除決定に関する善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められている。

(1) 喜之助氏

喜之助氏は、本件担保解除決定及び本件自己株式取得を審査部及び経営管理部にそれぞれ指示して実行させた。その結果、本来であれば、スルガ銀行株式の売却代金全額を B1 社に対する貸付金の弁済に充てさせるべきであったにもかかわらず、その売却代金のうち22億6043万6000円が弁済に充てられず、回収できたはずの同額の債権が残り、その回収は困難となっている。

上記の喜之助氏の行為については、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

(2) 光喜氏、白井氏、望月氏、八木氏

光喜氏、白井氏、望月氏及び八木氏は、担保の対象となっていたスルガ銀行株式を B1 社が売却し、その売却代金が一部しか弁済に充てられないことを認識しながら、B1 社の保有資産、担保解除の目的及び返済計画を確認することなく、スルガ銀行株式に設定されていた担保権の解除を承認し、その結果、その売却代金のうち 22 億 6043 万 6000 円が弁済に充てられず、回収できたはずの同額の債権が残ったが、その回収は困難となっている。

上記の光喜氏、白井氏、望月氏及び八木氏の行為については、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

3 監査役の負う善管注意義務の内容

(1) 監査役の権限と義務

監査役は、取締役の業務執行について、銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らして、判断の前提となった事実の認識について不注意な誤りがあったか否か、意思決定の過程が著しく不合理なものであったか否か、監査する義務がある（会社法 381 条 1 項）。

監査役は、その職務を行うにつき、善管注意義務を負い（会社法 330 条、民法 644 条）、善管注意義務に違反して株式会社 に損害を与えた場合には、株式会社に対して損害賠償責任を負う（会社法 423 条 1 項）。

監査役には、その職務の適切な遂行を担保するため、以下のような権限が付与され、また、義務が課されている。

- ① 取締役等に対する報告請求権・業務財産調査権（会社法 381 条 2 項）
- ② 子会社調査権（同法 381 条 3 項）
- ③ 取締役の不正行為・法令定款違反・著しく不当な事実に関する取締役（会）への報告義務（同法 382 条）
- ④ 取締役会への出席義務（同法 383 条 1 項）
- ⑤ 株主総会に対する報告義務（同法 384 条）
- ⑥ 取締役の違法行為差止請求権（同法 385 条）

(2) 融資案件における監査役の具体的義務の内容

個別の融資案件にあてはめると、監査役は、取締役の与信判断について、それが銀行の取締役に一般的に期待される水準の注意義務に違反する疑いがある場

合には、その適法性について審査部その他関係部署に照会したり自ら調査して事実関係を確認し、当該取締役の説明を求め、それでも注意義務違反の疑いがある場合は実行の中止を要求すべきであるし、監査役個人では違法行為の是正が困難であるような事情があれば社外監査役を含む監査役会で協議したり、取締役会に報告し会社としての意思決定を促すべきである。それでも取締役が違法行為を行おうとする場合は、裁判所を通じて差止請求を行う権限も認められている。

(3) 自己株式取得についての監査役具体的な義務の内容

自己株式取得について、監査役は、その時期、金額、趣旨、株主や株価に対する効果等の妥当性について、銀行の取締役に一般的に期待される水準の注意義務に違反しないかどうかを判断し、それが合理性を欠く取引であったり真の意図が別にあることが判明する等違法の疑いがある場合には、取締役会決議にあたって反対意見を述べるべきであるし、違法の程度が高い場合は、裁判所を通じて差止請求を行う権限も認められている。

4 各監査役の善管注意義務違反の有無

(1) 常勤監査役

ア 本件担保解除決定の違法性

(ア) 本件担保解除決定の内容

第5. 1に述べたように、2015年10月30日、スルガ銀行では、B1社から質権設定を受けていたスルガ銀行株式171万株について質権を解除する旨の稟議が承認され、B1社は、同年11月11日、スルガ銀行の自己株式取得に応じて保有するスルガ銀行株式を譲渡し、その売却代金として41億2543万6000円を受領したが、本件被担保債権の弁済に充てられたのは、その内18億6500万円にとどまり、残額の22億6043万6000円は本件被担保債権の弁済には充てられず、ファミリー企業の第三者からの借入金の弁済等に充てられた。

当時スルガ銀行には常勤監査役2名と社外監査役3名が在籍しており、この稟議に関与した監査役は、当時の常勤監査役であった廣瀬氏と土屋氏の2名である。

(イ) 本件担保解除決定の違法性の有無

第5. 1に詳述したように、本件担保解除決定の時点で、B1社はスルガ銀行に対し88億3300万円の借入金があった。一方、スルガ銀行は、B1社から不動産や株式等を担保として申し受けていたが、本件担保解除決定前においても、同行の試算では約51億円保全不足の状況にあり、確実な保証も申し受けられていなかった。

B1社の2015年9月期決算（6か月決算）では、同社の売上高は2億7058万円、経常利益は311万円、当期純利益は302万円であり、他の年度もせいぜい数億円の売上で赤字決算の年度もあったことから、上記借入金を営業収益で返済することは不可能であった。

B1社の資産は、スルガ銀行が質権の設定を受けていた同行株式を除くと、大半は不動産、他のファミリー企業株式及び他のファミリー企業への貸付金であった。しかし、不動産には換価困難と思われるものが含まれていた。また、他のファミリー企業株式は、譲渡制限のある非上場株式で市場性を欠くことに加えて、正確な資産価値を算定することは困難であり、しかも、ファミリー企業全体が主にスルガ銀行株式という信用リスクや市場変動リスクの影響を大きく受ける資産に依拠していたことを考慮すると確実な回収財源として見込めるものではなかった。他のファミリー企業への貸付金も回収可能性は極めて不透明だった。

以上のB1社の財務状況や保全状況に鑑みると、本件被担保債権の回収可能性には懸念があり、スルガ銀行としては、その資金需要に応じて柔軟に資金を貸し付ける等の取引をできる状況になく、基本的には資産処分等による回収に努めるべき状況にあったといわざるを得なかったから、スルガ銀行株式について担保解除するのであれば、同行が交換価値を把握していた株式については売却代金全額を貸付金の弁済に充てるべきであった。

もっとも、当該株式について担保解除してもほかに十分な担保がある等の債権保全上支障がない状況であれば全額回収する必要はないといえるが、前述したように担保解除前の時点で50億円を超える保全不足があり、およそ債権保全に支障がないということはできなかった。また、B1社が担保解除された株式の売却代金を運転資金等に使用することにより、スルガ銀行がより多額の回収ができる見込があれば、当該資金を弁済に充てないことも取締役の合理的な裁量の範囲とも考えられるが、そのような事情を認定できるような事実はなく、当時その可能性を検討した形跡もない。それどころか、本件担保解除稟議書を承認した取締役（全ての事情を知っていた喜之助氏を除く。）は、担保解除の目的や返済計画について確認もしていなかった。

なお、スルガ銀行は当時 B1 社を要注意先とするにとどめ、破綻懸念先以下には分類していなかったが、これは当時のスルガ銀行等の判断に過ぎず、B1 社の客観的な財務内容等に影響するものではない。また、当時 B1 社はスルガ銀行からの借入残高を 10 年以上かけて 130 億円から 88 億円まで減少させてきていたが、それでもなお借入残高は多額であり可能な限り借入残高の減少に努めるべき状況にあったことには変わらないので、担保解除後の弁済額を 18 億円余りに留めることを容認する理由にはならない。

イ 本件担保解除決定における監査役の善管注意義務違反の有無

(ア) 本件担保解除決定に関する監査役の注意義務の内容

本件担保解除稟議書について、当時常勤監査役であった廣瀬氏及び土屋氏は後閲欄に捺印しており、その内容を知る機会があった。

前記ア（イ）のとおり、本件担保解除決定により担保解除されたスルガ銀行株式の売却代金を全額弁済に充てないで 22 億 6043 万 6000 円を B1 社に使用させた行為は銀行の取締役としての一般的な注意義務に違反しており、監査役は、その事実を知った場合は、取締役に対して、事前であればこれを中止するように要求し、事後であれば債権保全の手段を講じるように要求すべきであった。

(イ) 本件担保解除決定に関する各監査役の善管注意義務違反の有無

① 事前差止めの可能性

本件担保解除稟議書について当時常勤監査役であった廣瀬氏及び土屋氏は後閲したが、いうまでもなく後閲の時期が担保解除の実行よりも後である場合には、担保解除の実行を事前に中止する等の行動を取ることはできない。

本件担保解除稟議書の決裁完了日は 2015 年 10 月 30 日であり、担保解除が実行されたのは本件自己株式取得が実施された同年 11 月 11 日前後と推認される⁷⁴ところ、その間に廣瀬氏又は土屋氏が当該稟議を後閲した可能性が全くないとまでは言い切れない。

しかし、スルガ銀行では稟議書が監査役に回覧される時期について定めた規定はなく、後閲欄には日付が記載されていないため、廣瀬氏及び土屋

⁷⁴ 当委員会の調査によっても、担保解除の実行時期を明確に特定できる客観的資料の存在は確認できなかった。

氏が本件担保解除稟議書をいつ後閲したかを客観的資料に基づいて認定することはできない。

また、同行において各種の稟議書が監査役に後閲されるまでの期間は個々の稟議によって異なり、早いものでも1週間、時間がかかる場合は1か月以上かかる場合がある。廣瀬氏及び土屋氏も、当委員会のヒアリングにおいて、融資に係る稟議書は決裁完了後から1か月程度経ってから回覧されてくるが多かった旨を述べている。本件担保解除稟議書の決裁完了日と担保解除の実行日との間隔を考慮すると、廣瀬氏又は土屋氏が担保解除の実行前に当該稟議書を後閲した可能性は極めて低いといわざるを得ず、担保解除の実行前に後閲した事実を認めることはできない。

なお、仮に、廣瀬氏又は土屋氏が担保解除の実行前に本件担保解除稟議書を後閲したとしても、本件担保解除決定は、取締役の経営判断が一般的な銀行取締役を基準とした場合の合理的な裁量の範囲を著しく逸脱する善管注意義務違反があるという意味で違法となるのであって、それ自身が直接法令や定款に違反する行為とまでいうことはできない。

さらに、廣瀬氏又は土屋氏が本件担保解除決定について何らかの疑問を抱いたとしても、担保解除の対象となる株式の売却代金の一部しか貸付金の弁済に充てない理由については稟議書上合理的な説明がなく（担保取得時の回収見込額の範囲で回収すると記載されているが、第5. 1（1）イ（イ）に述べたように、スルガ銀行は担保株式全てについて交換価値を把握していたのであるから、その一部を弁済に充てない理由として何ら合理性はない）、その理由や資金用途を確認する必要があるし、前述したように事情によっては売却代金の全部又は一部を弁済に充てないことが全く許されないわけではないから、例外的な取扱いを許容すべき事情がないかどうか調査する必要もあった。このような事実確認を行う前に取締役会や監査役会で報告することはできず、裁判所に差止請求を申し立てても認められるとは考え難い。

したがって、仮に廣瀬氏又は土屋氏が本件担保解除稟議書を担保解除の実行前に後閲していたとしても、これを事前に中止させることはできなかったと認めざるを得ないものである。

② 担保解除後の対応

銀行の貸出先に対する与信は貸付を実行した時点で終了するのではなく、貸付金が回収されるまでは継続して行われており、監査役が事後に取締役の違法行為を発見した場合であっても、担当業務執行取締役等に対し、事案の内容に応じて、流出した資金のその後の移動を調査して回収を図っ

たり、当該取引先に増担保を請求する等の方法で、できるだけ債権の保全と回収の確保を図るように求めるべきであるといえるが、本件担保解除決定後、廣瀬氏又は土屋氏がこのような行動をとった事実はない。

しかし、喜之助氏らはファミリー企業に滞留していた資金を容易に動かすことができ、ファミリー企業間の資金の動き等は極めて複雑であって、喜之助氏以外には全容を正確に把握している者がほとんどいなかったため、弁済に充てられなかった資金のその後の移動を調査して最終的な資金使途を確認しようとしても容易にはできなかつた。また、B1 社には、みるべき営業収入はなく、スルガ銀行に担保提供されていない資産の大半は市場性のない不動産や他のファミリー企業株式及び他のファミリー企業への貸付金であり、担保解除後に、債権保全に資するような有効な手段を講じることも困難であった。

したがって、廣瀬氏又は土屋氏が、担保解除が実行された後に問題提起を行ったとしても、スルガ銀行の債権保全上有効な手段を講じることは事実上できなかつたというべきである。

③ 自己株式取得との関係

スルガ銀行は、2015年11月11日に本件自己株式取得を実施し、B1 社はこれに応じてスルガ銀行株式をスルガ銀行に売り渡した。本件自己株式取得決議が行われた2015年11月10日の取締役会に廣瀬氏及び土屋氏も監査役として出席していたが、特段意見は述べなかつた。

しかし、この取締役会においては、本件自己株式取得の目的に関して株主への利益還元等の一般的な説明しか行われておらず、廣瀬氏及び土屋氏は、その裏にファミリー企業に対する資金融通が意図されていたことを窺い知ることはできなかつたと考えられる。仮に、廣瀬氏又は土屋氏が本件自己株式取得決議の前に本件担保解除稟議書を後閲していれば、その関係に気付いた可能性が全くないとは言えないが、前述したように後閲の時期を特定することは困難であり、その関係を認識し、又は認識し得たと認めることはできない。したがって、廣瀬氏、土屋氏について、本件自己株式取得決議にあたって意見を述べなかつたことに関し、善管注意義務違反があったとは認められない。

④ 小括

当時常勤監査役であった廣瀬氏及び土屋氏は本件担保解除稟議書を後閲していたが、廣瀬氏及び土屋氏が、この稟議の内容について疑問を持ち、何らかの調査を行ったり、取締役の説明を求めたり、監査役会や取締役会

で報告や議論を行った事実はなく、後閲欄に捺印したのみであり、この点で監査役としての職責を果たしたとは言えない。しかし、仮に、廣瀬氏及び土屋氏がこれらの行動を取っていたとしても、担保解除の実行を事前に中止させ、あるいは事後的に債権保全上有効な手段を講じることができたとは認められない。

したがって、廣瀬氏及び土屋氏について、本件担保解除決定に関し、スルガ銀行の損害と相当因果関係がある善管注意義務違反があったとは認められない。

(2) 社外監査役

本件担保解除決定が行われた当時の社外監査役は、木下氏、島田氏及び伊東氏の3名である。

社外取締役は、原則として月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行状況等について報告を受け意見を述べていたが、融資案件は取締役会決議事項ではなく、社外監査役には融資に関する稟議書も回覧されないため、社外監査役は、本件担保解除決定がなされた事実を知る機会すらなかった。

本件自己株式取得決議が行われた2015年11月10日の取締役会には社外監査役も出席していたが、当該決議においては、本件自己株式取得の目的に関して株主への利益還元等の一般的な説明しか行われておらず、ファミリー企業に対する株式の対価としての資金融通が意図されていたことを窺い知ることではできなかったし、本件担保解除決定の事実も知らなかった以上、本件自己株式取得と関連して考えることもできなかったといえる。

このように、本件担保解除決定については、社外監査役が疑問や調査の必要を感じる契機すらなかったと認められる。

したがって、木下氏、島田氏及び伊東氏について、本件担保解除決定に関し、善管注意義務違反があったとは認められない。

第8 本件寄付に関する監査役の善管注意義務違反の有無

1 取締役の善管注意義務違反等の判断基準

寄付は、対価なく会社財産を拠出し、会社の財産を減少させる行為であり、多くの場合、当該寄付は会社の直接的な利益につながらない。そのような寄付の決定及び実行に係る意思決定に関与した取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反の有無については、以下のような基準に基づいて判断するのが相当と解する。

- ① 寄付が、会社の事業目的の一環としてなされ、間接的にあるいは長期的に見れば会社の利益になると説明できる場合には、それは経営判断の原則の下で取締役の裁量が認められる。
- ② 寄付が、慈善目的等、社会的に意義がある目的でなされるが、寄付によって得られる会社の利益が抽象的なものである場合は、取締役に広い裁量を与えることはできず、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的である必要がある。
- ③ 寄付が、名目上は社会的に意義がある目的（上記②）でなされても、その真の目的がこれとは異なるものである場合には、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的であるとしても、もはやその寄付を正当化することはできず、かかる真の目的を認識し、又は認識し得た上で寄付に係る意思決定に関与した取締役に善管注意義務違反が認められる。

この点、前記第6.5(2)のとおり、本件寄付の取締役会承認決議等の際に説明された名目上の目的は、CSR目的であった。したがって、本件寄付が真にかかるといえる目的のみのために実行されたのであれば、その範囲（寄付の額、時期、相手方等）が合理的である限り、取締役の善管注意義務違反等の問題は生じない。しかし、本件において、本件寄付を決めた喜之助氏、白井氏及び望月氏らの真の目的は、前記第6.5(1)及び(3)のとおり、特定管理先であるB1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金融通であり、ファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであって、かかる目的に社会的な意義は認められない。したがって、かかる目的を認識し、又は認識し得た上で本件寄付に係る意思決定に関与した取締役については善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

2 取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反

取締役等責任調査委員会調査報告書によれば、スルガ銀行の取締役について、以下のとおり、本件寄付に関する善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められてい

る。

(1) 喜之助氏

喜之助氏は、第1回寄付から第6回寄付までの本件寄付について、特定管理先であるB1社、B2社及びB3社からのスルガ銀行に対する借入れの返済を主とするファミリー企業に対する資金融通を真の目的としつつ、これを秘匿してF1美術館への寄付を名目に、本件寄付に係る資金の拠出を決定し、経営企画部に指示して本件寄付に係る稟議書を作成させ、取締役会において真の目的を説明せずに承認決議をさせ、かかる寄付を実行させた。

上記の行為について、喜之助氏には、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

(2) 光喜氏

光喜氏は、本件寄付がB1社やB3社等の特定のファミリー企業への資金融通が真の目的であることを認識し得たにもかかわらず、スルガ銀行内の稟議手続において代表取締役として稟議書を承認して本件寄付に係る意思決定に関与し、かつ、喜之助氏の行為を止めず本件寄付の実行を容認していたことについて、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

(3) 白井氏

白井氏は、本件寄付について、B1社やB3社等の特定のファミリー企業への資金融通が真の目的と知りつつ、喜之助氏の指示を受け（第7回寄付及び第8回寄付については望月氏らと協議の上）、経営企画部に指示して稟議書や取締役会の説明資料を作成させ、取締役会で寄付の議案を説明する等をした上で、F1美術館への寄付を承認したことについて、取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

(4) 望月氏

望月氏は、本件寄付について、特定のファミリー企業への資金融通が真の目的と知りつつ、F1美術館への寄付を承認し、また、第1回寄付から第6回寄付までについては喜之助氏の指示をX1氏に伝達したこと、第7回寄付及び第8回寄付については寄付を決定し取締役会の承認決議を得て実行したことについて、取締役とし

ての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

3 監査役の負う善管注意義務違反の内容

監査役は、取締役の職務の執行を監査する職務を負い（会社法381条1項）、その職務を行うにつき、善管注意義務を負う（会社法330条、民法644条）。監査役は、取締役の業務執行について、不正行為、法令・定款違反行為、又は著しく不当な行為（経営判断の原則を逸脱した著しく不合理な行為）がないか否か、監査する義務を負うと解され、かかる義務に違反して株式会社に損害を与えた場合には、株式会社に対して損害賠償責任を負う（会社法423条1項）。

前記のとおり、本件寄付は、名目上はCSR目的でなされたが、実際にはファミリー企業に資金を融通することによって財務状況の改善や資金繰りの便宜を図ることを真の目的として実行されたものであり、かかる目的を認識し又は認識し得た上で寄付に係る意思決定に関与した前記2の各取締役の行為は、違法行為に該当する。

したがって、監査役は、かかる取締役の違法行為を認識し又は認識し得た場合には、取締役会や経営会議において、本件寄付を行わないよう意見を述べ、又は少なくとも本件寄付の目的について調査を行うよう勧告すべき義務があったというべきである。

4 各監査役の善管注意義務違反の有無

(1) 常勤監査役

ア 乾氏、廣瀬氏、土屋氏及び灰原氏は、常勤監査役として、本件寄付の実行が承認された経営会議及び取締役会に出席した。具体的には、乾氏は第1回寄付、廣瀬氏は第1回寄付ないし第6回寄付、土屋氏は第2回寄付ないし第8回寄付、灰原氏は第7回寄付及び第8回寄付⁷⁵に係る経営会議及び取締役会に出席した。

しかし、経営会議及び取締役会における本件寄付の目的についての説明内容（前記第6.5(2)）は、それ自体は不自然、不合理なものではなく、真の目的が別に存在することを疑わせるものではなかった。当委員会の調査によっても、乾氏、廣瀬氏、土屋氏及び灰原氏が、本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを認識していたことを窺わせる証拠は認められなかった。

⁷⁵ ただし、灰原氏は取締役在任中に、第1回寄付ないし第6回寄付にかかる取締役会及び経営会議に出席している。取締役等責任調査委員会調査報告書によれば、取締役在任中に承認された本件寄付について、灰原氏の善管注意義務違反は認められていない。

乾氏、廣瀬氏、土屋氏及び灰原氏は、いずれも、当委員会のヒアリングにおいて、本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを全く認識していなかった旨を述べているところ、かかる供述の信用性を疑わせる事情や資料も認められない。

イ また、本件寄付の金額は、2012年以降、概ね半年に1回、1回当たり6億円（ただし、第8回寄付のみ5億6200万円）であり、小さいとはいえないものの、概ね、当時のスルガ銀行の連結ベースでの経常利益の2%台にとどまっており、寄付の金額として不相当とまではいえない⁷⁶。したがって、本件寄付の範囲（金額、相手方等）は合理的であったと認められる。

ウ 以上のとおり、乾氏、廣瀬氏、土屋氏及び灰原氏が、本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを認識し又は認識し得たとはいえず、本件寄付にかかる取締役の違法行為について認識し又は認識し得たとは認められない。

したがって、乾氏、廣瀬氏、土屋氏及び灰原氏について、本件寄付に関し、善管注意義務違反があったとは認められない。

（2）社外監査役

ア 木下氏、島田氏及び伊東氏は、社外監査役として、本件寄付の実行が承認された取締役会に出席した。具体的には、木下氏及び島田氏は第1回寄付ないし第8回寄付、伊東氏は第3回寄付ないし第8回寄付にかかる取締役会に出席した。

しかし、取締役会における本件寄付の目的についての説明内容は、それ自体は不自然、不合理なものではなく、真の目的が別に存在することを疑わせるものではなかった。当委員会の調査によっても、木下氏、島田氏及び伊東氏が、本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを認識していたことを窺わせる証拠は見当たらなかった。木下氏、島田氏及び伊東氏は、いずれも、当委員会のヒアリングにおいて、本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを全く認識していなかった旨を述べているところ、かかる供述の信用性を疑わせる事情や資料も見当たらない。

イ また、前記（1）イのとおり、本件寄付の範囲（金額、相手方等）は合理的で

⁷⁶ 一般社団法人日本経済団体連合会1%クラブ「2017年度社会貢献活動実績調査結果」概要によれば、2012年度から2017年度における、経常利益に対する社会貢献活動支出額の比率の平均は、0.89%から1.80%、同期間における社会貢献活動支出額の平均額は1社当たり4.46億円から5.97億円である。

あったと認められる。

ウ 以上のおり、木下氏、島田氏及び伊東氏が本件寄付の真の目的がファミリー企業への資金融通であったことを認識し又は認識し得たとはいえ、本件寄付にかかる取締役の違法行為について認識し又は認識し得たとは認められない。

したがって、木下氏、島田氏及び伊東氏について、本件寄付に関し、善管注意義務違反があったとは認められない。

以上